

目 次
第1号（9月12日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	8
欠席議員	8
事務局職員出席者	9
説明のため出席した者の職氏名	9
開 会	9
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	11
諸般の報告	11
町長提出第102号議案	11
町長提出第103号議案	11
町長提出第104号議案	11
町長提出第105号議案	23
町長提出第106号議案	23
町長提出第107号議案	23
町長提出第108号議案	23
町長提出第109号議案	23
町長提出第110号議案	23
町長提出第111号議案	23
町長提出第112号議案	23
町長提出第113号議案	23
町長提出第114号議案	23
町長提出第115号議案	23
町長提出第116号議案	23
町長提出第117号議案	23
町長提出第118号議案	23
町長提出第119号議案	23
町長提出第120号議案	23
町長提出第121号議案	23
町長提出第122号議案	29
町長提出第123号議案	29

町長提出第124号議案	29
町長提出第125号議案	29
町長提出第126号議案	29
町長提出第127号議案	41
町長提出第128号議案	41
町長提出第129号議案	41
町長提出第130号議案	41
町長提出第131号議案	41
町長提出第132号議案	41
町長提出第133号議案	41
町長提出第134号議案	41
町長提出第135号議案	41
町長提出第136号議案	41
町長提出第137号議案	41
町長提出第138号議案	60
町長提出報告第3号	64
町長提出報告第4号	66
町長提出報告第5号	66
町長提出報告第6号	68
町長提出報告第7号	68
町長提出報告第8号	69
教育委員長提出報告第9号	70
議員派遣の件	71
散 会	71
署 名	72

第2号（9月16日）

議事日程	73
本日の会議に付した事件	73
出席議員	73
欠席議員	73
事務局職員出席者	73
説明のため出席した者の職氏名	74
開 議	74
会議録署名議員の指名	74
一般質問	74

2番	川田 剛君	75
6番	丁 泰仁君	87
10番	京村まゆみ君	100
1番	後山 幸次君	113
11番	板垣 敬司君	130
4番	岡田 克也君	150
散会		162
署名		163

第3号（9月17日）

議事日程		165
本日の会議に付した事件		165
出席議員		165
欠席議員		165
事務局職員出席者		165
説明のため出席した者の職氏名		166
開 議		166
会議録署名議員の指名		166
一般質問		166
3番	米澤 宏文君	166
8番	御手洗 剛君	179
7番	寺戸 昌子君	193
5番	草田 吉丸君	204
散会		223
署名		223

第4号（9月18日）

議事日程		225
本日の会議に付した事件		226
出席議員		227
欠席議員		228
事務局職員出席者		228
説明のため出席した者の職氏名		228
開 議		228
会議録署名議員の指名		229
津和野町農業委員会の選任による委員の推薦について		229

町長提出第105号議案	229
町長提出第106号議案	230
町長提出第107号議案	231
町長提出第108号議案	232
町長提出第109号議案	236
町長提出第110号議案	237
町長提出第111号議案	238
町長提出第112号議案	239
町長提出第113号議案	240
町長提出第114号議案	240
町長提出第115号議案	241
町長提出第116号議案	241
町長提出第117号議案	242
町長提出第118号議案	243
町長提出第119号議案	243
町長提出第120号議案	244
町長提出第121号議案	245
町長提出第122号議案	245
町長提出第123号議案	267
町長提出第124号議案	268
町長提出第125号議案	269
町長提出第126号議案	271
町長提出第139号議案	271
散 会	274
署 名	275

第5号（9月30日）

議事日程	277
本日の会議に付した事件	278
出席議員	279
欠席議員	280
事務局職員出席者	280
説明のため出席した者の職氏名	280
開 議	280
会議録署名議員の指名	280
町長提出第127号議案	281

町長提出第128号議案	281
町長提出第129号議案	281
町長提出第130号議案	281
町長提出第131号議案	281
町長提出第132号議案	281
町長提出第133号議案	281
町長提出第134号議案	281
町長提出第135号議案	281
町長提出第136号議案	281
町長提出第137号議案	281
町長提出第138号議案	281
請願第5号	291
発議第3号	293
発議第4号	294
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	297
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	303
総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について	316
文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について	316
議会運営委員会の閉会中の継続調査について	316
閉会	317
署名	318

津和野町告示第81号

平成26年第7回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年8月27日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成26年9月12日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宏文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

○9月16日に応招した議員

○9月17日に応招した議員

○9月18日に応招した議員

○9月30日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成26年 第7回(定例)津和野町議会会議録(第1日)

平成26年9月12日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成26年9月12日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出第102号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 町長提出第103号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 町長提出第104号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第7 町長提出第105号議案 町営バス用車両の取得について

日程第8 町長提出第106号議案 平成26年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負契約の締結について

- 日程第 9 町長提出第 107 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 10 町長提出第 108 号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区における建築
基準法の制限の緩和に関する条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 109 号議案 津和野町課設置条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 110 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 111 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支
給条例の一部を改正について
- 日程第 14 町長提出第 112 号議案 町道左鍔向橋線の路線認定について
- 日程第 15 町長提出第 113 号議案 町道石楠山支線の路線認定について
- 日程第 16 町長提出第 114 号議案 町道青原駅前本線の路線認定について
- 日程第 17 町長提出第 115 号議案 町道青原駅前支線 1 号の路線認定について
- 日程第 18 町長提出第 116 号議案 町道青原駅前支線 2 号の路線認定について
- 日程第 19 町長提出第 117 号議案 町道須川田中線の路線認定について
- 日程第 20 町長提出第 118 号議案 町道左鍔向線の路線認定の変更について
- 日程第 21 町長提出第 119 号議案 町道畑線の路線認定の変更について
- 日程第 22 町長提出第 120 号議案 町道石楠山線の路線認定の変更について
- 日程第 23 町長提出第 121 号議案 町道青原駅前線の路線認定の変更について
- 日程第 24 町長提出第 122 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第 4
号）
- 日程第 25 町長提出第 123 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補
正予算（第 2 号）
- 日程第 26 町長提出第 124 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予
算（第 2 号）
- 日程第 27 町長提出第 125 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補
正予算（第 2 号）
- 日程第 28 町長提出第 126 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正
予算（第 2 号）
- 日程第 29 町長提出第 127 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 30 町長提出第 128 号議案 平成 25 年度津和野町国民健康保険特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第 31 町長提出第 129 号議案 平成 25 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 32 町長提出第 130 号議案 平成 25 年度津和野町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について

- 日程第 33 町長提出第 131 号議案 平成 25 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 町長提出第 132 号議案 平成 25 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35 町長提出第 133 号議案 平成 25 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36 町長提出第 134 号議案 平成 25 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37 町長提出第 135 号議案 平成 25 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38 町長提出第 136 号議案 平成 25 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 39 町長提出第 137 号議案 平成 25 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 40 町長提出第 138 号議案 平成 25 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 41 町長提出報告第 3 号 平成 25 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 42 町長提出報告第 4 号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第 43 町長提出報告第 5 号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第 44 町長提出報告第 6 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第 45 町長提出報告第 7 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第 46 町長提出報告第 8 号 有限会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 47 教育委員長提出報告第 9 号 平成 25 年度教育委員会事業点検評価報告書について
- 日程第 48 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 102 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 町長提出第 103 号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第6 町長提出第104号議案 津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 町長提出第105号議案 町営バス用車両の取得について
- 日程第8 町長提出第106号議案 平成26年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負契約の締結について
- 日程第9 町長提出第107号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第10 町長提出第108号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について
- 日程第11 町長提出第109号議案 津和野町課設置条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第110号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第111号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正について
- 日程第14 町長提出第112号議案 町道左鐙向橋線の路線認定について
- 日程第15 町長提出第113号議案 町道石楠山支線の路線認定について
- 日程第16 町長提出第114号議案 町道青原駅前本線の路線認定について
- 日程第17 町長提出第115号議案 町道青原駅前支線1号の路線認定について
- 日程第18 町長提出第116号議案 町道青原駅前支線2号の路線認定について
- 日程第19 町長提出第117号議案 町道須川田中線の路線認定について
- 日程第20 町長提出第118号議案 町道左鐙向線の路線認定の変更について
- 日程第21 町長提出第119号議案 町道畑線の路線認定の変更について
- 日程第22 町長提出第120号議案 町道石楠山線の路線認定の変更について
- 日程第23 町長提出第121号議案 町道青原駅前線の路線認定の変更について
- 日程第24 町長提出第122号議案 平成26年度津和野町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第25 町長提出第123号議案 平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 町長提出第124号議案 平成26年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 町長提出第125号議案 平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 町長提出第126号議案 平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 町長提出第127号議案 平成25年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 町長提出第128号議案 平成25年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 31 町長提出第 129 号議案 平成 25 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 町長提出第 130 号議案 平成 25 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33 町長提出第 131 号議案 平成 25 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34 町長提出第 132 号議案 平成 25 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35 町長提出第 133 号議案 平成 25 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36 町長提出第 134 号議案 平成 25 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37 町長提出第 135 号議案 平成 25 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38 町長提出第 136 号議案 平成 25 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 39 町長提出第 137 号議案 平成 25 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 40 町長提出第 138 号議案 平成 25 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 41 町長提出報告第 3 号 平成 25 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 42 町長提出報告第 4 号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第 43 町長提出報告第 5 号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第 44 町長提出報告第 6 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第 45 町長提出報告第 7 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第 46 町長提出報告第 8 号 有限会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 47 教育委員長提出報告第 9 号 平成 25 年度教育委員会事業点検評価報告書について
- 日程第 48 議員派遣の件

出席議員 (12 名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 後山 幸次君 | 2 番 川田 剛君 |
| 3 番 米澤 宏文君 | 4 番 岡田 克也君 |
| 5 番 草田 吉丸君 | 6 番 丁 泰仁君 |
| 7 番 寺戸 昌子君 | 8 番 御手洗 剛君 |

9 番 三浦 英治君
11 番 板垣 敬司君

10 番 京村まゆみ君
12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君
健康福祉課長	齋藤 等君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君	代表監査委員	水津 正君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、去る先月8月20日、広島市安佐南、安佐北、豪雨による大変な災害が発生をいたしました。土砂災害等でお亡くなりになられた方73名、そしてまだ行方のわからない方1名という痛ましい災害が発生いたしました。心よりお悔やみを申し上げます。なお、家屋を初め、インフラ等に大きな被害が発生をいたしました。1日も早い復旧・復興を切に願うものであります。お亡くなりになられました方々に、本日この場におきまして黙祷を捧げたいと存じます。皆様、御起立をお願い申し上げます。

[黙祷]

○議長（沖田 守君） なおれ。着席をお願いします。

本日平成26年9月12日、第7回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただき、ありがとうございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、第7回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により4番、岡田克也君、5番、草田吉丸君を指名します。

それでは、先日議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。1番後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） おはようございます。それでは議会運営委員会協議報告書、議会運営委員会を平成26年9月8日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により、報告をします。

今定例会の会期は、本日9月12日金曜から9月30日まで19日間とします。本日は、議長より諸般の報告後町長提出議案の説明を受け、人事案件については質疑、討論、評決を行います。決算議案については、監査委員より審査意見の報告をいただき、監査委員に対する質疑を終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し休会中の審査とします。その後、町長からの報告を受け散会したいと思います。

13日土曜、14日日曜、15日月曜は休会し、16日火曜、17日水曜の2日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は10人であります。

18日木曜は決算議案を除く議案の質疑、討論、評決を行い、散会したいと思います。

19日金曜から9月29日月曜まで休会とし、その間に決算審査特別委員会を開催していただきたいと思います。

9月30日火曜に本会議を再開し、決算審査特別委員長の報告を質疑、討論、評決を行います。各常任委員会の調査報告を受け、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告します。平成26年9月12日。津和野町議会議長沖田守様。議会運営委員会委員長後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月30日までの19日間としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって会期は9月30日までの19日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。6月定例会以降における議会行事につきましては、御手元に配付のとおりであります。益田地区広域市町村圏事

務組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合議会の報告に関する書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと存じます。

日程第4. 議案第102号

日程第5. 議案第103号

日程第6. 議案第104号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第102号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてより、日程第6、議案第104号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様おはようございます。

本日は9月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、皆様方にはおそろいで御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

早速でございますが、本定例会に提案をいたします案件は、人事案件3件、契約案件2件、計画変更案件1件、条例案件4件、町道認定認定変更案件10件、一般会計をはじめ、各会計補正予算案件5件、決算認定案件12件、報告案件7件の合計44案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第102号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所、島根県鹿足郡津和野町耕田1267番地。氏名、田淵晴男。生年月日、昭和25年5月3日でございます。田淵さんにつきましては、現在64歳でございまして、現在2期目の任期中でございます。この度のことにつきましては、平成26年12月6日から平成29年12月5日までの3年間を任期としてお願いをするものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続いて議案第103号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所、島根県鹿足郡津和野町山下71番地。氏名、坂根敏夫。生年月日、昭和23年2月7日でございます。坂根さんでございますが、現在66歳でございまして、1期目の任期中でございます。この度のことにつきましては、平成26年12月6日から平成29年12月5日までの3年間を任期としてお願いをするものでございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

続いて議案第104号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。住所、島根県鹿足郡津和野町池村2915番地3。氏名、下瀬良雄。生年月日、昭和21年9月14日でございます。下瀬さんにつきましては、現在67歳でございま

して、1期目の任期中でございます。この度のことにつきましては、平成26年12月6日から平成29年12月5日までの3年間を任期として、お願いをするものでございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第102号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてこれより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。4番岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） この度の審査委員会の委員の選任についてでありますけれども、役場のOBということで、役場のOBばかりどうかというようなそういうこともあるかとは思いますが、やはり固定資産の評価審査委員という非常に業務的にも特殊なものでありますので、役場のOBであってもきちっと知識、そして経験を持った人が就任されるということに対しては、賛同するものでございます。よって、賛成の立場として討論をいたします。

○議長（沖田 守君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第102号を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、5番、草田吉丸君、4番、岡田克也君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（沖田 守君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載の上、投票を願います。

なお、投票における表決において、賛否を表明をしない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。5番、草田吉丸君、4番、岡田克也君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち、賛成11票。

以上、全員賛成であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第103号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてこれより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第103号を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、3番、米澤宏文君、2番、川田剛君を指名します。投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（沖田 守君） 念のために申し上げますが、本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載の上、投票を願います。

なお、投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。
開票を行います。3番、米澤宥文君、2番、川田剛君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。
投票総数11票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち、賛成11票。

以上のおり全員賛成であります。したがって、本案は原案のおり可決されました。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） 続いて、議案第104号津和野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてこれより質疑に入ります。ありませんか。3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） この振り仮名が「したて」となっていますが、したてさんでよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 大変失礼しました。「しもせ」でございます。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。
これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ほかに討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第104号を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、1番、後山幸次君、11番、板垣敬司君を指名します。投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（沖田 守君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載の上、投票をお願いします。

なお、投票における表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。1番、後山幸次君、11番、板垣敬司君の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち、賛成11票。

以上のおり全員賛成であります。したがって、本案は原案のおり可決されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第7. 議案第105号

日程第8. 議案第106号

日程第9. 議案第107号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第105号町営バス用車両の取得について及び日程第9、議案第107号津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 議案第105号でございますけれども、町営バス用車両の取得について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第106号でございますが、平成26年度津和野町簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第107号でございますが、津和野町過疎地域自立促進計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第105号について御説明いたします。津和野町営バス車両の購入につきましては、現在、日原地域で運行しております平成13年3月購入の、29人乗り四輪駆動バス2台、これ平成26年3月末の走行距離が76万3,900キロそれから、もう一台が74万3,647キロということで、この2台を更新し、14人乗り四輪駆動バス2台を購入するものでございます。

契約の方法は随意契約で、平成25、6年度入札参加資格者名簿、物品に登録された町内企業8社について、見積書の提出を求め、予算の範囲内で一番安価なものを選定させていただいたものでございます。

契約の金額は、799万円、契約の相手方は、ハシモト自動車工業有限会社、代表取締役橋本康則でございます。

次に、2面、資料、物品売買仮契約書をごらんください。品名、数量につきましては、14人乗り四輪駆動バス2台。契約金額につきましては、799万円。納入期限につきましては、平成26年10月30日。納入場所につきましては、鹿足郡津和野町池村1997番地4、津和野町営バスターミナルに納入していただくこととしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） それでは、議案第106号につきまして、御説明いたします。契約の目的、平成26年度津和野簡易水道整備事業、戸谷浄水場施設整備工事。契約の方法、一般競争入札。契約の金額、1億3,716万円。契約の相手方、津和野町瀧元58番地1、氏名、株式会社日成建設、代表取締役坂崎和義。次のページ以降に、資料といたしまして、仮契約書の写し、位置図、そして戸谷浄水場の平面図をつけております。

工事内容につきましては、資料のこの3の平面図のほうで御説明をいたします。

工事概要につきましては、現在の戸谷浄水場は、塩素消毒のみの滅菌施設のために、クリプトスピリジウムの対策といたしまして、急速ろ過装置により病原生物を除去する施設を、既設の戸谷浄水場の隣接地に整備するものでございます。

主な構造物といたしまして、平面図の上のほうから、原水ポンプ井、鋼板製急速ろ過機、滅菌室と電気機械室、そして浄水池等を築造いたします。

これらの構造物の中に納める電気計装機械、設備といたしまして、原水ポンプ井2、ろ過ポンプを2台、滅菌室に滅菌液注入装置、そして電気機械室に急速ろ過装置の制御盤、計装テレメーター盤、原水ダクト系統、そして浄水池に送水ポンプ6台を設置するものでございます。

また、その他の工事といたしまして、場内の舗装工事、フェンス設置工事、そして送水、配水管施設工事等がございます。

入札経過でございますが、8月29日に入札を行いました。2社が応札をしております。入札率は99.64%でございました。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議案第107号について御説明いたします。

津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。1枚めくっていただきまして、別紙様式2「過疎地域自立促進市町村計画（変更）」をごらんください。

区分3、生活環境の整備、（3）廃棄物処理施設、し尿処理施設を追加し、鹿足郡事務組合を事業主体として、し尿処理施設、基幹的設備改良事業を実施するものでございます。

し尿処理施設につきましては、昭和60年に竣工し、これまで平成5年、平成15年の2回にわたって、し尿処理施設の基幹的設備改良事業を実施してまいりました。今回は3回目の事業として、し尿処理機器の更新等を実施することとしています。

続きまして、1枚めくっていただきまして、別紙様式3「過疎地域自立促進市町村計画参考資料（変更）」をごらんください。

し尿処理施設基幹的設備改良事業の概算事業費につきましては、平成26年度、1億2,024万1,000円を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第108号

日程第11. 議案第109号

日程第12. 議案第110号

日程第13. 議案第111号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第108号津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定についてより、日程第13、議案第111号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正についてまで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定による一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第108号でございますが、津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第109号でございますが、津和野町課設置条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第110号でございますが、津和野町税条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第111号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

どうか、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） それでは、議案第108号について御説明を申し上げます。

この条例におきましては、本町が都市計画法に定めました伝統的建造物群保存地区内における建築物について、建築基準法第44条、道路地区内の建築制限の適用を緩和する条例を制定するものでございます。

添付資料で御説明いたしますので、10ページをごらんいただきたいと思います。この資料につきましては、保存地区内の方々に、この議会で承認をいただいた後に、配布を予定しているものでございまして、国のほうの承認も得たものでございます。

建築基準法第44条では、建築物の一部、軒とかひさし、それから、うだつなどがございますけれども、これらが道路内、水路を含みます道路内への突き出して建築することができないこととなっております。現状で突き出ている物件につきましては、不適合物件として、法律に違反しているということになります。

津和野町では、伝統的建造物地区内の伝統的な景観を守るため、これら軒やひさし等が、町長の許可を得た場合に限り、道路側溝のおよそ半分までは、突き出して、建築、増築、改築、修繕等を行うことができるよう定めるものでございます。

伝統的建造物につきましては、第3条で、そして伝統的建造物以外の建築物その他の工作物については、第4条において定めるものでございます。

この3条におきまして、これが伝統的建造物の特定物件ということで、これは江戸時代から昭和初期の建物に該当するわけでございますけれども、およそこの地区内の全体の30%を占めております。138棟ということになっております。これにつきましては、現状の維持を原則として修繕を求めるものでありますけれども、修理等が必要な場合には、敷地が面する道路側溝の半分を限度として、突き出しが認められるというものでございます。

それから、第4条でございますけれども、先ほど言いました伝統建造物以外の建築物その他の工作物については、新築、増築、改築、修繕等を行う場合には、道路側溝の半分を限度として突き出しが認められるものでありますけれども、事前に町長の許可が必要になるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

なお、この緩和条例につきましては事前に国の承認が必要でありますので、承認申請をし、8月20日付にてその承認がございましたので、本議会に提案したものでございます。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、議案第109号の説明をさせていただきます。

課の設置条例の一部を改正する条例であります。農林課にございます土地改良区の業務を建設課に移動するために、課の設置条例の一部を改正させていただくものであります。第2条中の農林課の事務分掌中に5番に、土地改良に関することというものがございまして、これを除いて事務分掌を変更する。それから、建設課においては、変更後に8番に土地改良に関することを加えて、条例を改正するものであります。

資料の、新旧対照表をごらんください。先ほど説明しましたとおり、農林課5の土地改良に関することを除き、続く事務分掌を5番、6番にする。それから、建設課のほうは、土地改良に関することを8番に加えて、次を9番、10番にするというものであります。

この条例は、平成26年10月1日から施行するというものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 議案第110号について説明させていただきます。

津和野町条例の一部改正についてでございます。

1ページめくって、新旧対照のほうをごらんください。小型特殊自動車農作業用のもの、年額1,600円を2,000円に、その他のもの、年額4,700円を5,900円に改める。

附則としまして、平成27年4月1日から施行するものでございます。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） それでは、議案第111号について御説明を申し上げます。

この度の一部改正につきましては、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の別表の中でございますけれども、津和野町景観審議会の項の次に歴史的風致維持向上協議会及びまちなか再生推進協議会を追加するものでございます。

歴史的風致維持向上協議会につきましては、昨年4月に認定を受けました、津和野町歴史的風致維持向上計画に基づきまして、本年度はその実施計画を策定することとしておりまして、その計画策定に向けた協議会設置に伴うものでございます。

また、まちなか再生推進協議会につきましては、これまでは、別表中の専門委員、審議会委員、各種委員を適用しておりましたけれども、このたび、協議会設置要項を制定しまして、まちなか再生推進協議会として、本条例に追加するものでございます。

附則として、この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第14. 議案第112号

日程第15. 議案第113号

日程第16. 議案第114号

日程第17. 議案第115号

日程第18. 議案第116号

日程第19. 議案第117号

日程第20. 議案第118号

日程第21. 議案第119号

日程第22. 議案第120号

日程第23. 議案第121号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第112号町道左鑑向橋線の路線認定についてより、日程第23、議案第121号町道青原駅前線の路線認定の変更についてまで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第112号、町道左鑑向橋線の路線認定についてでございますが、詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第113号でございますが、町道石楠山支線の路線認定についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第114号でございますが、町道青原駅前本線の路線認定についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第115号でございますが、町道青原駅前支線1号の路線認定についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第116号でございますが、町道青原駅前支線2号の路線認定についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第117号でございますが、町道須川田中線の路線認定についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第118号でございますが、町道左鐙向線の路線認定の変更についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第119号でございますが、町道畑線の路線認定の変更についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第120号でございますが、町道石楠山線の路線認定の変更についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第121号でございますが、町道青原駅前線の路線認定の変更についてでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、町道の路線認定に関する議案について、個別に説明をさせていただく前に、全体的な説明をさせていただいたらと思います。

議案第112号から議案第117号まで町道の路線認定を行っておりますが、議案第112号、議案第113号、議案第114号、左鐙向橋、石楠山支線、青原駅前本線、この路線については、既存の路線の認定外でございます。理由としては、路線の終点の変更、及び、土地改良によるものでございます。それから、議案第115号から議案第117号、これについては新規の路線の認定というふうなことになります。

今年度、日原地域の町道の台帳の見直しを行っておりまして、津和野地域については、今回間に合いませんでしたので、また来年度以降で提案をさせていただいたらというふうに考えております。よろしくお願いたします。

それでは、議案第112号、町道左鐙向線の関係でございます。整理番号4007。路線名、左鐙向橋線。津和野町左鐙2248番地17先から県道匹見左鐙線交差まで。備考として、延長が29.5メートル、幅員が3.0メートルから3.1メートルということでございます。裏面に位置図と平面図をつけております。

これまで、平面図のほうをごらんいただいたらと思いますが、横道川というところの流れの矢印がございまして、橋がございまして、そこからずっと、いま、今回出す左鐙向橋線の終点まで左鐙向線というふうなことにしておりました。またあと御説明をしますが、議案第118号で、左鐙向線、終点の変更を行っておりまして、この関係で路

線を分割するという事で、左鑑向橋線という新たな路線の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第113号、町道石楠山支線の関係でございます。整理番号4008。路線名、石楠山支線。基点、津和野町池村1535番地2先から、池村1385番地2先まで。備考として、延長40メートル、幅員が3.2メートルから8.1メートルということでございます。

次のページをごらんいただいたらというふうに思います。もともと、今回認定をする路線については、石楠山線ということでこれまで認定をしておりまして、石楠山線です。ね道路改良したことによりまして、これまでの路線を新たに支線として認定をお願いするものでございます。

次に、議案第114号、町道青原駅前本線の関係でございます。整理番号3058。路線名青原駅前本線。基点、町道曾庭青原線から終点として県道青原停車場交差までということで、延長が46メートル、幅員が5.2メートルから8.7メートルということでございます。

1枚はぐっていただきまして、位置的には、JR青原駅の前のごとでございます。これまでこの路線については、曾庭青原線でございます。曾庭青原線の改良によりまして、従来の路線、改良からはずれた路線について、今回、認定をお願いするということでございます。曾庭青原線の関係の道路改良に伴いました認定については、平成19年6月に既に認めていただいておりますが、漏れておりましたので、今回提案をさせていただきます。

議案第115号の説明をさせていただきます。整理番号4004。路線名青原駅前支線1号。基点、富田イの271番地8先から富田イ267番地7先まで。延長として33.3メートル、幅員として3.3メートルから4.9メートルということでございます。

青原駅前線から分岐をしておるものでございまして、町道の認定要件、編入要件であります。道路の延長おおむね50メートルというふうに規定をされておりまして、本路線については、それより少ないというふうなことでございます。

青原駅前線を分割をします。ですね、この青原駅前支線に加えるというふうなことも可能なのであります。そうしますと50メートルを確保することは可能な状況ではございます。従来、青原駅前線というふうに地元では認識をしておりまして、今回その路線を分割するというのは、地元の方にわかりにくいというふうなこともございまして、町長が特に認めたものということで、延長が短い状態で路線認定をお願いしたいというふうなものでございます。

それから、次に、ごめんなさい、申したかどうか忘れましてですが、関係戸数は3戸でございます。

議案第116号の説明をさせていただきます。整理番号4005。路線名、青原駅前支線2号。基点、富田イ266番6先から、富田イ267番6先まで。延長42.1メートル、幅員3.3メートルから6.3メートルということでございます。

同じく先ほどの町道青原駅前線から分岐しておりまして、関係戸数は4戸というふうなことでございます。

編入要件で、道路延長については、おおむね50メートルということでございますので、おおむねは8掛けをするということで、40メートル以上ということで、一応認定要件には入っておるといふふうに考えております。

次のページを開いていただきますと、地図がありまして、ごらんいただきたらと思います。

それから、議案第117号、町道須川田中線に関するものでございます。

整理番号4006。須川田中線。基点、須川792番地5先から須川782番地5先までということで、延長が102.5メートル、幅員が2.3メートルから11.2メートルということでございます。

県道須川谷日原線から分岐しておりますものでございまして、関係戸数は2戸でございます。次のページをごらんいただければ、位置と概要がおわかりいただけるかと思えます。

それから、続きまして議案第118号について御説明をさせていただきます。町道左鑑向線の関係でございます。整理番号としては、3067でございまして、基点が左鑑2248番地9先から、同じく左鑑1007番地先までということで、従来の路線延長が、368.5メートル、幅員が2.2メートルから10.6メートルというふうなことでございます。

ごめんなさい、変更後を読んでしまいました。変更前でございますが、すいません、もともと基点は同じく、終点が県道四見左鑑線交差までということで、変更後について、左鑑1007番地先になっております。延長が248.1メートルが変更後368.5メートル、幅員の関係で、最大幅員が6メートルから10.6メートルというふうになっておるところでございます。

1枚剥ぐっていただきまして、場所と平面図をつけておりますので、ごらんをいただければというふうに思っております。

議案第119号、町道畑線の路線認定変更に関するものでございます。

整理番号、路線名同じくでございまして、変更になりましたところが、起点のところをごらんいただければと思います。変更前、池村1446番地先からということが、変更後に池村1383番地4先ということになっております。これまでの延長が597.5メートル、変更後が380メートル、それから幅員の関係で、最小幅員が2.3メートルから変更後が2.4メートル、最大幅員が10.3メートルから4.6メートルに変更になるものでございます。

次のページをごらんいただければというふうに思います。位置平面図がついております。これまで堤田集会所のところから終点まで畑線というふうなことにしておりましたが、石楠山線を改良したというふうなことになりまして、集落の主要道というものを石楠山線にしたいというものでございます。畑線については、それに伴う支線という形で今回、町道台帳を整備したいということでございます。

それから、続きまして、議案第120号町道石楠山線の路線認定の変更に関するものでございます。

先ほど申しましたように、集落の主要道にしたいということで、路線変更するものでございまして、起点のところが変わっております。池村1523番地先から、変更後が池村1446番というふうなことになっております。延長のほうは、372メートルから650メートルになりまして、幅員の最小のほうは変わっておりませんが、最大幅員のほうは9.4メートルから13.5メートルに変更になっておるものでございます。

次のページに地図、それから平面図をつけておりますので、ごらんをいただければというふうに思います。

それから、次に、議案第121号町道青原駅前線の路線認定の変更に関するものでございます。

整理番号、路線名変わっておりません。そして、起点終点も変わっておりません。変わっておりますのが、幅員のところの最大幅員のところをごらんいただければと思いますが、3.2メートルから最大幅員がこれまで6.2メートルというふうなものでございましたが、8.4メートルというふうになっておりまして、部分回路に伴う最大幅員の変更ということが出てまいりまして、今回提案するものでございます。

位置図、それから平面図については、資料をつけておりますのでごらんをいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第24. 議案第122号

日程第25. 議案第123号

日程第26. 議案第124号

日程第27. 議案第125号

日程第28. 議案第126号

○議長（沖田 守君） 日程第24、議案第122号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第4号）より、日程第28、議案第126号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上5案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第122号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億5,076万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を100億7,814万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第123号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,383万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億8,212万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第124号平成26年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ125万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億1,891万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第125号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ351万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,616万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第126号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,940万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億5,308万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第122号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。第2表の地方債補正の変更でございます。総額で1億9,373万4,000円の増額補正をしております。詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、20ページをお開きください。

また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせて御参照いただきますようお願いをいたします。

まず、総務費でございます。一般管理費の委託料といたしまして、社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の施行に伴いまして、例規整備支援業務委託料91万8,000円を新たに計上しております。

文書広報費の需用費といたしまして、町勢要覧の印刷製本費60万9,000円を新たに計上をしております。

財産管理費の積立金といたしまして、ふるさと納税の件数見込みの増に伴いまして、ふるさと津和野基金積立金70万円を増額をしております。

企画費の負担金補助及び交付金といたしまして、1枚めくっていただきまして、萩・石見空港の利用対策事業の拡大に伴いまして、石見空港利用拡大促進協議会負担金163万2,000円を増額をしております。

情報処理費の備品購入費といたしまして、本町の住民基本台帳税業務、財務会計システム等の基幹業務系のファイルサーバーとその周辺機器の更新に伴います庁用器具費といたしまして、122万5,000円を新たに計上しております。

住民協働推進事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、1枚めくっていただきまして、地域提案型助成事業補助金240万円を増額をしております。これは、津和野地域まちづくり委員会への、このたび4町内会が新規加入したことに伴うものでございます。

また、昨年の豪雨災害によりまして全壊しました木尾谷集会所の新築に係る集会所建設等事業補助金といたしまして、392万9,000円を増額をしております。

定住対策費の委託料といたしまして、木部地域で実施をいたします空き家対策モデルづくり事業委託料32万4,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、国際交流費の旅費といたしまして、ドイツのベルリン市ミッテ区で開催されます森鷗外記念館30周年記念式典への出席とあわせまして、林業視察の実施に伴いまして、町長と職員2名の計3名分の普通旅費159万8,000円を新たに計上をしております。

それでは、34ページをごらんください。民生費でございます。社会福祉総務費の繰出金といたしまして、国保、介保の両特別会計への繰出金、合わせまして173万5,000円を増額をしております。

老人福祉費の扶助費といたしまして、所得額の確定に伴います措置費の増減、それから入居者の増によりまして、老人ホーム措置費175万1,000円を増額をしております。

障害者福祉費の委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、つわぶきの里が障害者相談支援事業所を7月より開設いたしました。障害者相談支援事業委託料として、160万円を新たに計上をしております。

扶助費といたしまして、制度改正に伴いまして、障害者自立支援給付事業から自立支援医療給付事業へ療養介護医療180万円を振替をしております。また、大動脈弁の置換手術を行ったことに伴いまして、更生医療500万円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費でございます。青原児童クラブの設計額の増額に伴いまして、工事請負費962万3,000円を増額をしております。

母子（父子）福祉費の扶助費といたしまして、入所者の増に伴いまして、母子施設入所措置費326万円を新たに計上をしております。

それでは、44ページをごらんください。衛生費でございます。保健衛生総務費の繰出金といたしまして、簡易水道事業特別会計への繰出金288万5,000円を増額をしております。

医療対策費の備品購入費といたしまして、公用車の老朽化に伴いまして、公用車購入に係る機械器具費110万5,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、農林水産業費でございます。農業委員会の委託料としまして、多面的機能直接支払に適した台帳システムの構築に係ります、農地台帳システム整備委託料321万9,000円を新たに計上しております。

農業振興費におきましては、国からの地域活性化・効果実感臨時交付金、いわゆるがらる地域交付金でございますが、これを財源といたしまして、鮮度を保持できる急速冷凍機器設備の導入と、それに伴います道の駅シルクウェイにちはらのレストラン棟改修事業といたしまして、委託料に地域食材供給施設整備事業設計監理委託料415万8,000円を、それから工事請負費のほうに地域食材供給施設整備工事ということで、1億2,526万3,000円を新たに計上をしております。

農地費の工事請負費といたしまして、農道舗装工事の延長の増に伴いまして、工事請負費300万円を増額をしております。

また、制度改正に伴いまして、目の9番でございますが、農地・水保全管理支払事業費の予算を、1枚めくっていただきまして、下のほう14番になりますが、多面的機能支払事業費のほうへ振替をしております。

真ん中のところに上がっていただきまして、農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金といたしまして、県単独事業でございますステップアップ事業を導入する農業法人への担い手育成総合支援協議会補助金300万円を新たに計上しております。

それから、その下でございますが、農地中間管理事業費の負担金補助及び交付金としまして、県の農地中間管理機構に指定されておりますしまね農業振興公社への農地中間管理機構集積協力金655万2,000円を新たに計上をしております。

それでは、52ページをごらんください。林業振興費の委託料といたしまして、事業量の増に伴いまして、森林整備加速化・林業再生事業委託料137万5,000円を増額をしております。

貸付金におきましては、鳥獣被害防止に係ります交付金等の確定によりまして、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金443万7,000円を増額をしております。

その下、林道費でございますが、負担金補助及び交付金といたしまして、県営林道三子山線の事業費の増に伴いまして、県営林道事業負担金100万円を増額をしております。

林道新設改良費の工事請負費といたしまして、林道下小瀬線及び才の峠線の事業費の増に伴いまして、工事請負費350万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、商工費でございます。商工振興費の工事請負費といたしまして、まちなか再生関連施設「町家ステイ戒丁」の防火設備の強化工事226万8,000円を新たに計上しております。

観光費の委託料といたしまして、先般の山口線復旧関連事業費の実績によりまして、消耗品費や印刷製本費等から、1枚めくっていただきまして、山口線全線復旧PR及び復活記念イベント業務委託料へ234万2,000円の組み替えを行っております。

ふるさと創生事業費の工事請負費といたしまして、国からの地域の元気臨時交付金基金を財源としまして、日原蚕の人工飼料育研究センター改修工事費340万円を新たに計上をしております。

駐車場管理費の工事請負費といたしまして、駅前第2駐車場ののり面の擁壁設置工事費103万7,000円を新たに計上しております。

景観対策費の需用費といたしまして、昨年の被害で根元部分土壌が流出いたしました稲成丁のクロマツの保全修繕料185万7,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、土木費でございます。地籍調査事業費の需用費といたしまして、委託料等からの組み替えによりまして、消耗品費123万5,000円を増額をしております。委託料におきましては、入札減や筆数の減、単価改定に伴う増額等によりまして、139万7,000円を減額をしております。

2枚めくっていただきまして、62ページをごらんください。道路維持費の工事請負費といたしまして、国からのがんばる地域交付金を財源としまして、町道舗装、排水路改修等の工事、1,250万円を計上しております。

道路新設改良費としまして、日原添谷線及び高嶺線の改良事業を次年度以降へ事業延期をしたことに伴いまして、工事請負費7,666万5,000円の減額を含めまして、総額で8,620万円を減額をしております。

それでは、70ページをごらんください。住宅管理費の修繕料といたしまして、町営住宅のエアコンや給湯器等の修繕料100万を増額しております。

工事請負費といたしまして、青原団地ストック改善事業にかかります工事請負費600万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、消防費でございます。非常備消防費の報償費といたしまして、消防団員の退職に伴いまして退職報償金285万4,000円を増額しております。

消防品費といたしまして、経年劣化によります消防団員の雨がっぱ、これは日原の各分団分でございますが、138万2,000円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、教育費でございます。教育諸費の委託料といたしまして、青原小学校校舎改築工事屋外整備に係る設計監理委託料100万円と、津和野中学校下水道接続工事設計委託料99万6,000円の合計としまして、199万6,000円を増額をしております。

工事請負費といたしまして、木部小学校校舎の耐震補強改修工事費1億6,567万2,000円、同じく木部小学校の屋内運動場防災機能強化工事費8,260万8,000円、及び青原小学校校舎改築工事屋外整備工事費1,900万円、それから津和野中学校下水道接続工事費の増額分300万円の、合わせまして合計2億7,028万円を増額計上しております。

1枚めくっていただきまして、学校管理費の事務局分でございます。需用費といたしまして、津和野小学校プールのろ過機等の修繕料115万7,000円を新たに計上しております。

それでは、80ページをごらんください。社会教育費の文化財保護費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして、1枚めくっていただきまして82ページでございますが、天皇陛下の先般の傘寿の奉祝の催しへの出演に対しての伝統文化団体補助金50万円を新たに計上しております。

郷土館費の備品購入費といたしまして、亀井家関係資料の購入費73万5,000円を新たに計上しております。

安野光雅美術館費の需用費といたしまして、館外展用のグッズの売り上げがふえたことに伴いまして、消耗品680万7,000円を増額をしております。

それから1枚めくっていただきまして、天文台関連施設費の需用費といたしまして、星と森の科学館の展示物の修繕料144万8,000円を新たに計上をしております。

旧堀氏庭園管理費の需用費といたしまして、旧堀氏庭園主屋の台所かまどの修繕料としまして、178万円を新たに計上しております。

委託料としまして、畑迫病院の資料調査及び作成業務等の計画策定補助業務委託料57万2,000円を新たに計上しております。

それでは、90ページをごらんください。災害復旧費でございます。過年農地農業用施設災害復旧費の委託料といたしまして、越原橋及び下河内橋農道橋の災害復旧にかかります測量業務等の委託料223万9,000円を新たに計上しております。また、事業量の増に伴いまして、名賀地区の流木処理業務委託料390万円を増額をしております。

工事請負費といたしまして、単独災害の精査等によりまして、過年度分農地農業用施設災害復旧工事費5,242万7,000円、それから被災した農地への耕土の運搬、整形等の工事費としまして1,970万6,000円の、合わせまして合計7,213万3,000円を計上をしております。原材料費としまして、先ほどの耕土の購入に係ります修繕原材料費108万円を新たに計上しております。

それでは、96ページをお開きください。諸支出金でございます。国県支出金還付金の償還金利子及び割引料といたしまして、精算に伴いまして、過年度分の国庫及び県補助金等返還金合計402万8,000円を計上をしております。

それでは、歳入の主なものを御説明いたしますので、10ページのほうへお戻りください。

まず、地方交付税でございますが、普通交付税を7,500万円増額をしております。

次に、国庫支出金でございます。民生費国庫負担金としまして、入所者の増に伴いまして、母子施設入所措置費負担金163万円を新たに計上しております。

また、大動脈弁置換手術を実施したことに伴いまして、障害者医療費国庫負担金250万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、総務費の国庫補助金としまして、国の平成25年度補正予算に伴いまして配分されます、地域活性化・効果実感臨時交付金いわゆるがんばる地域交付金でございますが、1億4,150万円を新たに計上しております。

土木費国庫補助金としまして、日原添谷線改良事業を次年度以降へ事業延期としたことに伴いまして、社会資本整備総合交付金3,575万円を減額をしております。

教育費国庫補助金としまして、木部小学校の校舎耐震補強工事と屋内運動場の防災機能強化工事に伴います補助金の交付決定によりまして、学校施設環境改善交付金1億791万9,000円を増額をしております。

次に、県支出金でございます。民生費県負担金としまして、先ほどの大動脈の手術を実施したことに伴いまして、障害者医療費負担金125万円を新たに計上しております。

総務費県補助金といたしまして、交付金額の確定に伴いまして、しまね総合交付金147万9,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、補助金額の確定に伴いまして、中山間地域活性化重点施策推進事業費補助金234万円を計上しております。

農林水産業費県補助金としまして、農道舗装工事の延長増に伴いまして、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金210万円を増額しております。それから、県農地中間管理機構への負担金に対しまして、農地中間管理機構集積協力金655万2,000円を新たに計上しております。農地台帳システムの整備に対しまして、農地台帳システム整備事業費補助金321万8,000円を新たに計上しております。また、事業量の増に伴いまして、森林整備加速化・林業再生事業補助金146万2,000円を増額しております。それから財産収入でございます。物品売払収入といたしまして安野光雅美術館の、館外展のグッズの売り上げ増に伴いまして、ミュージアムグッズ売り上げ収入、1,100万円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、繰入金でございます。当初予算で充填いたしました、一般単独事業の事業費の増とそれから日原蚕の人工飼料育研究センター改修工事の財源といたしまして、地域の元気臨時交付金基金繰入金1,900万円の増額をしております。

次に諸収入でございます。貸付金元利収入といたしまして、鳥獣被害防止にかかります交付金等の確定に伴いまして、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付金返還金443

万7,000円を増額しております。雑入といたしまして消防退職補助金では隊員の退職に伴いまして退職報奨金285万4,000円を増額しております。建設課分では県営の砂防事業に関わります当期の諸経費に対する県支出金111万9,000円を新たに計上しております。安野光雅美術館におきましては、館外展での作品貸し出し料、監修料171万5,000円を増額をしております。

最後に町債でございます。総務費の過疎対策事業債といたしまして、町づくり委員会の地域改良に伴います、地域提案型助成事業補助金の増額に伴いまして過疎地域技術促進特別事業240万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、臨時財政対策債でございますが、普通交付税の代替財源であります臨時財政対策債の確定によりまして、4,043万4,000円を増額しております。農林業債の一般単独事業債としまして、県営林道三子山線の事業費の増に伴いまして、合併特例100万円を増額をしております。それから土木債の公営住宅建設事業債としまして青原団地不足改善事業費の増額に伴いまして公営住宅建設事業600万円を増額をしております。辺地対策事業債といたしまして、高嶺線改良事業を次年度以降へ自動延期したことに伴いまして、道路橋梁整備事業3,000万円を減額しております。過疎対策事業債としまして日原添谷線改良工事を次年度以降へ延期したことにもないまして道路橋梁整備事業2,040万円を減額をしております。教育債の全国防災事業債といたしまして、木部小学校校舎耐震補強工事及び屋内運動場防災機能強化工事に伴いまして、全国防災事業7,250万円を新たに計上をしております。また緊急防災減災事業債といたしまして、木部小学校屋内運動場の防災機能強化工事及び青原小学校校舎改築工事屋外整備工事に伴いまして緊急防災減災事業8,780万円を計上しております。災害復旧債の農林水産業施設災害復旧費といたしまして過年発生単独災害復旧に伴い、農林水産業施設災害復旧事業3,400万円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） それでは議案第123号を御説明いたします。

歳出より御説明をいたします。10ページをごらんください。総務費の一般管理費53万1,000円でございますが職員の時間外、それから県広域化処理に伴う保険料試算システム改良のための電算保守管理委託料並びにレセプト点検用のパソコンの購入によるものでございます。

それから1ページめくっていただきまして、12ページでございます。支出金の保険税還付加算金22万円でございますが、過年度分の資格変更並びに所得構成変更等による増であります。同じく償還金38万4,000円でございますが、前年度特定検診・保健指導の実績が確定したものによるものであります。

続いて歳入のほうに戻りまして、8ページをごらんください。一般被保険者国民健康保険税現年度分1,327万9,000円でございますが、保険税の今年度の改正による

ものでございます。それから繰入金の一般会計繰入金53万1,000円につきましては、先ほど歳出でも説明しましたが、人件費及び物件費の増によるものでございます。諸収入の延滞金2万円でございますが、差し押さえによる収入でございます。

以上です。

続きまして、議案124号を御説明いたします。

歳出より御説明いたします。10ページをお開きください。総務費の一般管理費56万6,000円につきましては、職員の時間外、それから第6期介護計画策定準備のための臨時賃金及び職員の旅費であります。

1ページめくっていただきまして12ページ、地域支援事業費の介護予防一次予防事業費7万9,000円でございますが、職員の旅費でございます。

それから1枚めくっていただきまして、14ページ地域支援事業費の包括的継続的マネジメント、ケアマネジメント支援事業費、旅費の18万6,000円につきましては職員の旅費でございます。委託料の26万4,000円及び備品購入費16万円につきましては介護支援専門員1名増員によるシステム機器購入と包括支援ソフトシステム導入のための委託料でございます。それから、任意事業費の役務費、1万9,000円につきましては成年後見制度を利用する際の郵券料等でございます。

続いて歳入に戻っていただきまして、8ページをごらんください。国庫支出金支払基金交付金県支出金の各金額並びに繰入金の9,000円につきましては歳出でも説明しました介護予防一次予防事業に対する交付金、繰入金でございます。繰入金の包括的支援事業、任意事業繰入金62万9,000円につきましては歳出で説明しました委託料並びに備品購入によるものでございます。同じく事務費繰入金の56万6,000円につきましては人件費等の増によるものがございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） それでは、議案第125号を御説明いたします。

10ページの歳出をごらんください。水道管理費の事業費につきましては修繕料といたしまして、中曽野の簡易水道の浄水場に設置をしてありました水位計が故障による取り換えのために129万6,000円を計上しております。ちなみにこれは平成9年に取り付けをしておりまして、15年を経過しております。耐用年数は10年というふうになっております。工事請負費につきましては名賀地区におきまして、島根県が発注の津和野川河川災害復旧助成事業に伴いまして、排水管を移設する工事としまして206万7,000円を計上しております。備品購入費につきましては、トランシーバーは2台11万5,000円、そしてチェーンソーを1台4万1,000円の合計15万6,000円を計上しております。トランシーバーは水道施設の維持管理の連絡用に使用するものであります。またチェーンソーにつきましては水道施設で倒木等の処理に使用するためのものであります。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。

加入分担金につきましては青原小学校の水道メーターの口径の増、4ミリから50ミリへ変更しておりますけれどもこれに伴います差額分としまして18万4,000円、そして新規加入が1件ありまして6万4,000円の合計24万8,000円を計上しております。一般会計繰入金につきましては、先ほど最初のほうで御説明いたしました水道管理費の増額に伴いまして288万5,000円を計上しております。雑入につきましては津和野川河川災害復旧助成事業に伴いまして、一般会計からの消火栓設置負担金1期分としまして38万6,000円を計上しております。

続きまして、議案第126号を……。

○議長（沖田 守君） 竹内君。マイクに近づいて、説明して。

○環境生活課長（竹内 誠君） 失礼しました。

続きまして、議案第126号を御説明いたします。4ページをお開きください。

第2表、地方債補正の変更でございますが、施設整備費に充当の下水道事業債の借入限度額を1,290万円を減額をし、1億7,500万円とするものでございます。詳細につきましては事項別明細書で御説明をいたします。

12ページの歳出をごらんください。施設整備費につきましては国庫補助事業に関わる内示がありましたので、入札結果等を踏まえまして事業費をおおむね減額をしております。

委託料につきましては入札減等によるもので下水道の詳細設計委託料を744万8,000円減額、現場技術業務委託料を261万円減額、そして施工監理業務委託料を27万円減額をしております。効率的な事業実施のための計画策定業務委託料につきましては、国の下水道整備方針によりまして今後10年以内に下水道整備を完了することが示されておりますので当町の今後の整備計画を策定するための業務委託料としまして90万円を増額しております。工事請負費につきましては津和野処理区環境工事の入札限度によりまして2,804万2,000円を減額、そして日原処理区終末処理場改築工事におきまして汚水ポンプ施設の追加工事等によりまして807万円の増額で合計で、1,997万2,000円を減額しております。

戻りまして、10ページの歳入をごらんください。下水道事業交付金1,650万円の減額、並びに下水道事業債の1,290万円の減額につきましては、歳出のほうで御説明いたしました国庫補助事業にかかる交付金の内示に伴いまして減額をするものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより11時まで休憩といたします。

午前10時44分休憩

.....

午前 11 時 00 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて本会議を再開します。

日程第 29. 議案第 127 号

日程第 30. 議案第 128 号

日程第 31. 議案第 129 号

日程第 32. 議案第 130 号

日程第 33. 議案第 131 号

日程第 34. 議案第 132 号

日程第 35. 議案第 133 号

日程第 36. 議案第 134 号

日程第 37. 議案第 135 号

日程第 38. 議案第 136 号

日程第 39. 議案第 137 号

○議長（沖田 守君） 日程第 29、議案第 127 号平成 25 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第 39、議案第 137 号平成 25 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 11 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題とします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 127 号平成 25 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、別紙のとおり監査委員さんの意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額 8 億 8,923 万 2,907 円、歳出総額 8 億 4,607 万 6,258 円で、差し引きいたしまして 1 億 4,315 万 6,649 円の黒字決算となったわけですが、この中に繰越明許費繰越額が 3,789 万 3,000 円でございますので、実質収支額といたしましては 1 億 5,266 万 3,649 円となったものでございます。

続きまして、議案第 128 号平成 25 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額 1 億 9,766 万 2,860 円、歳出総額 1 億 9,830 万 9,813 円で、差し引きいたしまして 1,145 万 3,047 円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第 129 号平成 25 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が 1 億 9,806 万 6,063 円、歳出総額が 1 億 7,818 万 1,841 円で、差し引きいたしまして 1,988 万 4,222 円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第130号平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が3億791万1,023円、歳出総額が3億683万6,357円で、差し引きいたしまして107万4,666円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第131号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が5億2,064万3,830円、歳出総額が5億1,841万4,259円で、差し引きいたしまして222万9,571円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第132号平成25年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が4億208万5,959円、歳出総額が3億9,986万6,567円で、差し引きいたしまして221万9,392円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が2万9,000円でございますので、実質収支額といたしましては219万392円となったものでございます。

続きまして、議案第133号平成25年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が566万3,154円、歳出総額が550万2,749円で、差し引きいたしまして16万405円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第134号平成25年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1,148万9,585円、歳出総額が1,448万9,585円で、歳入歳出差し引きゼロの決算となったものでございます。

続きまして、議案第135号平成25年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1億8,714万8,071円、歳出総額が1億8,581万2,098円で、差し引きいたしまして133万5,973円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第136号平成25年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が9,753万3,971円、歳出総額が9,436万4,346円で、差し引きいたしまして316万9,625円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第137号平成25年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が4億6,222万8,062円、歳出総額が4億5,379万4,430円で、差し引きいたしまして843万3,632円の黒字決算となったものでございます。

以上、概要を御説明いたしました。各会計につきましては黒字決算とすることができましたことを大変ありがたく思っております。

なお、詳細につきましては会計管理者のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

失礼いたしました。議案第135号平成25年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますけれども、私のほう、間違っ御報告したようでございますので、改めて申し上げたいと思っております。本会計は歳入総額が1,148万9,585円、歳出総額が1,148万9,585円で、歳入歳出差し引きゼロの決算となったものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 会計管理者。

○会計管理者（山本 典伸君） それでは、議案第127号から第137号、平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。説明につきましては、歳入歳出決算書を要約して御説明いたしますので、詳細につきましては、これから設置されます決算特別委員会におきまして、各担当課長からお受けいただきたいと思っております。

それでは、一般会計の歳入から御説明いたします。歳入歳出決算書の歳入1、2ページをお開きください。

歳入第1款の町税は市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税を合わせた収入済み額は7億4,334万3,012円で、歳入全体の8.5%で、前年度比0.6%の増となっております。また、不納欠損額が199万1,843円計上され、収入未済額は6,097万7,826円となっており、収納率は92.2%で、前年度に比べまして2.6ポイントの上昇となっております。

第2款地方譲与税は、収入済み額7,028万8,000円で、前年度比5%の減となっております。

次に、交付金ですが、第3款利子割、第4款配当割、第5款株式譲渡所得割、第6款地方消費税、第7款自動車取得税、第8款地方特例、第10款交通安全対策特別の7つの交付金を合わせた収入済み額は9,123万9,000円で、前年度に比べて0.6%の増となっております。

第9款地方交付税は、収入済み額47億1,097万8,000円で、歳入全体の53.6%を占め、前年度比4.8%の増となっております。

第11款分担金及び負担金は、収入済み額6,348万2,726円で、この主なものとしまして、分担金では農業費分担金の中山間地域総合整備事業分担金、負担金では老人ホーム措置費、保育所、児童館の徴収金で、前年度比6.3%の減となっております。収入未済額549万9,810円が計上され、うち389万5,000円は繰越明許費財源分で、それを除きまして収納率97.3%となっております。

第12款使用料及び手数料は、収入済み額1億2,931万6,090円で、主なものとしまして、使用料では町営バス、斎場、住宅使用料、各施設使用料、入館料、手数料では戸籍住民、清掃手数料で前年比11.1%の減となっております。また、駐車場、

住宅、借り上げ賃貸住宅使用料と商工手数料で収入未済額834万7,552円が計上され、収納率93.9%となっております。

第13款国庫支出金は、収入済み額8億6,930万785円で、歳入全体の9.9%を占め、前年度比63.5%の増となっております。主なものとしまして、負担金では保育所措置費、障害者自立支援給付費、生活保護費、児童手当、公立学校施設整備費等で、補助金では社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、城跡、旧堀氏庭園関連の補助金等であります。対前年度の増は、負担金では災害復旧負担金、補助金では総務費の国庫補助金の地域活性化雇用創出臨時交付金、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金の増が要因であります。また、収入未済額8億8,777万8,000円が計上されていますが、これは繰越明許費の財源分であります。

3ページ、4ページをお開きください。

第14款県支出金は、収入済み額4億544万3,677円で歳入全体の4.6%を占め、前年度比0.8%の増となっております。主なものとしまして、負担金では保育所措置費、保健基盤安定、障害者自立支援給付費等で、補助金では中山間地域等直接支払事業費交付金、雇用関連の補助金、地籍調査事業費等で、委託金では県民税徴収委託金、参議院議員選挙委託金等であります。収入未済額8,261万1,000円は、繰越明許費の財源分であります。

第15款財産収入は、収入済み額4,858万1,867円で前年度比11.6%の減で、収入未済額184万6,000円は繰越明許費の財源分であります。

第16款寄附金は、収入済み額1,919万9,978円で、その主なものは災害の寄附金であります。

第17款繰入金は、収入済み額1,426万8,381円。

第18款繰越金は、収入済み額1億972万5,124円となっております。

第19款諸収入は、収入済み額1億1,009万267円で、歳入全体の1.3%を占めています。

歳入最後の款、町債ですが、収入済み額14億397万6,000円で歳入全体の16%を占め、前年度比5.4%の増となっております。また、収入未済額2億950万円は繰越明許費の財源分であります。

歳入合計は、収入済み額合計87億8,923万2,907円で、不納欠損額合計199万1,843円で、収入未済額合計12億5,656万188円で、収納率87.5%となっております。

それでは5ページ、6ページの歳出のほうをお開きください。

歳出第1款議会費は、支出済み額9,065万5,958円で、執行率99.7%です。

第2款総務費は、支出済み額16億482万5,492円、執行率99.6%で、主なものとしましては、総務管理費の一般管理費、財産管理費、企画費等です。24年度繰越明許事業費が財産管理費にPCB廃棄物収集運搬事業費32万1,720円、同じく

企画費に歴史的風致維持工事計画策定事業費 68万2,605円、情報処理費に電算システム改造事業費 1,205万7,210円が含まれています。

第3款民生費は、支出済み額 15億9,784万3,601円、執行率 95.4%で、主なものとしまして社会福祉費の社会福祉総務費、児童福祉費の児童福祉施設費、災害救助費及び生活保護費であります。また、繰越額 3,161万2,000円が計上されていますが、これは鹿足郡養護老人ホーム増床事業 2,567万2,000円と、電子システム構築事業 594万円であります。

第4款衛生費は、支出済み額 8億6,216万9,104円、執行率 99.5%で、主なものとしまして保健衛生費の斎場費、清掃費のじんかい処理費、し尿処理費であります。斎場費に 24年度繰越明許斎場敷地造成事業費 1,469万9,450円が含まれています。

第5款労働費は、支出済み額 77万1,821円、執行率 98.1%で、主なものとしまして負担金及び交付金であります。

第6款農林水産業費は、支出済み額 3億4,777万7,473円で、執行率 84.3%で、主なものとしまして農業費の農業振興費、中山間地等直接支払制度事業費、林業費の林業振興費及び林道費であります。林業振興費に 24年度繰越明許費作業道開設事業費 169万500円が含まれています。また、繰越額 5,896万7,000円が計上されていますが、これは農業費の農道新設改良事業 1,028万円、林業費の森林整備加速化林業再生事業 842万1,000円、林地崩壊防止事業費 4,026万6,000円であります。

第7款商工費は、支出済み額 2億4,856万9,519円、執行率 91.3%で、主なものとしまして商工総務費、商工振興費、観光費、緊急雇用創出事業費です。なお、繰越額 2,103万8,000円が計上されていますが、これは商工振興費の町なか再生創生総合事業費分です。

第8款土木費は、支出済み額 6億8,900万6,192円、執行率 92%で、主なものとしまして土木管理費、道路橋梁費、住宅費であります。なお、支出済み額のうち、1億6,965万3,036円の 24年度繰越明許事業費が含まれています。また、繰越額 5,329万6,000円が計上されていますが、これは地籍調査事業 910万円、町道新設改良事業費 3,706万8,000円、定住促進住宅改修事業 711万2,000円であります。

第9款消防費は、支出済み額 3億2,969万2,636円、執行率 97.9%で、主なものとしまして非常備消防費、広域市町村圏事務組合消防費であります。繰越額 336万3,000円が計上されていますが、これは消防総合訓練場の整備事業 280万8,000円、広域市町村圏事務組合消防費負担金 55万5,000円です。

7ページ、8ページをお開きください。

第10款教育費は、支出済み額10億1,016万9,314円、執行率97.3%であります。支出済み額のうち、24年度繰越明許事業費が1億3,348万1,700円含まれておりますが、これは教育総務費の共同調理場修繕事業、副読本作成事業、公立学校施設整備事業であります。繰越額2,353万3,000円は、木部小学校校舎耐震補強設計判定事業367万3,000円、副読本作成事業150万円、青原小学校校舎改築事業1,451万7,000円、日原山村開発センター改修事業384万3,000円であります。

第11款災害復旧費は、支出済み額5億7,967万9,923円、執行率35.9%であります。繰越額10億3,171万4,000円が計上されておりますが、これは農林水産施設災害復旧費4億9,038万5,000円、公共土木施設災害復旧費5億3,996万2,000円、文教施設災害復旧費136万7,000円であります。

第12款公債費は、支出済み額12億6,776万2,063円で、元金11億1,816万2,629円、利子1億4,959万9,434円であります。

第13款諸支出金は支出済み額1,715万3,162円で、第14款予備費はゼロとなっております。

歳出合計は、支出済み額合計86億4,607万6,258円で、翌年度繰越額合計12億2,352万3,000円、不用額合計8,505万9,742円でございます。

歳入歳出差し引き合計1億4,315万6,649円から繰越明許費繰越額3,789万3,000円を差し引きしまして、実質収支額1億526万3,649円となっております。

それでは、続きまして議案第128号国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書の1、2ページをお開きください。

歳入第1款の保険税は、収入済み額1億5,667万2,171円で、歳入全体の14.1%で、前年度比0.5%の減となっており、不納欠損額が494万1,840円計上され、収入未済額は2,596万8,939円となっておりまして、収納率83.5%、前年度に比しまして0.5ポイントの上昇となっております。

第3款国庫支出金と第6款県支出金を合わせた支出金は、収入済み額3億842万4,067円で、歳入全体の27.8%で、前年度比17.1%の増となっております。

第4款療養給付費交付金、第5款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金を合わせた3つの交付金は、収入済み額5億7,698万1,930円で、歳入全体の52%で、前年度比0.9%の増となっております。歳入合計は収入済み額合計11億976万2,860円、不納欠損額合計494万1,840円で、収入未済額合計2,596万8,939円で、収納率97.3%となっております。

3ページ、4ページの歳出のほうをお開きください。

歳出につきましては、主なものとしまして、第2款保険給付費が支出済み額7億8,141万7,872円で、歳出全体の71.2%を占め、前年度比0.9%の減であります。

第3款後期高齢者支援金は、支出済み額1億1,032万626円、支出全体の10%を占め、前年度比3.6%の増であります。

第7款共同事業拠出金が支出済み額1億2,099万5,515円で、歳出全体の11%で、前年度比2.1%の減であります。歳出合計は、支出済み額合計10億9,830万9,813円で、不用額合計1,736万8,187円となっております。歳入歳出差し引き残額1,145万3,047円であります。

続きまして、議案第129号介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書1、2ページをお開きください。

歳入第1款介護保険料は収入済み額2億360万6,448円で、歳入全体の14.6%で、前年度比1.5%増となっております。また、不納欠損額が48万3,500円が計上され、収入未済額は234万672円となっております。収納率は98.6%で、0.1ポイントの増であります。

第3款国庫支出金と第5款県支出金を合わせた支出金は、収入済み額5億7,956万4,919円で、歳入全体の41.5%で、前年度比5.6%の増となっております。

第4款支払基金交付金は、収入済み額3億8,964万8,414円で歳入全体の27.9%で前年度比4%の増となっております。

歳入合計は、収入済み額合計13億9,806万6,063円で、不納欠損額48万3,500円で収入未済額合計234万672円で収納率99.8%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては、主なものとしまして第2款保険給付費が支出済み額12億9,410万913円で歳出全体の93.9%を占め、前年度比2.5%の増であります。

第5款地域支援事業が支出済み額3,680万2,827円で歳出全体の2.7%で前年度比4.5%の減であります。歳出合計は支出済み額合計13億7,818万1,841円で不用額合計2,196万5,159円となっております。歳入歳出差し引き残額1,988万4,222円であります。

続きまして、議案第130号後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の医療保険料は収入済み額8,858万4,008円で歳入全体の28.7%で前年度比0.1%の増となっております。また、収入未済額は7万8,112円となっております。収納率は99.9%で前年度に比しまして0.2ポイントの増となっております。

第3款繰入金は収入済み額2億1,062万8,617円で歳入全体の68.4%で前年度比5.8%の増となっております。

第4款諸収入は収入済み額701万9,368円で歳入全体の2.3%で前年度比44.1%の増となっております。

歳入合計は収入済み額合計3億791万1,023円で収入未済額合計7万8,112円で収納率99.9%となっております。

3ページ、4ページの歳出です。

歳出につきましては、主なものとしまして第2款後期高齢者医療連合会納付金が支出済み額2億9,499万5,764円で歳出全体の96.1%を占め、前年度比2.8%の増であります。

歳出合計は支出済み額合計3億683万6,357円で不用額合計87万643円となっており、歳入歳出差し引き残額107万4,666円であります。

続きまして、議案131号の簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

1、2ページをお開きください。

歳入、第2款の使用料及び手数料は収入済み額1億7,222万8,463円で歳入全体の33.1%で前年度比2.4%減となっております。また、収入未済額は992万2,407円となっており、収納率は94.6%であります。前年度に比しまして0.4ポイントの減となっております。

第5款繰入金は収入済み額1億2,022万3,000円で歳入全体の23.1%で前年度比8.6%の減となっております。

第7款町債は、収入済み額1億3,440万円で歳入全体の25.8%となっております。

歳入合計は、収入済み額合計5億2,064万3,830円で収入未済額合計1,029万3,907円で収納率98.1%となっています。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては、第1款簡易水道事業費は支出済み額3億834万8,936円で前年度比3.5%の減であります。また、この事業費の施設整備費に24年度繰越明許費903万6,300円が含まれています。

第2款公債費は、支出済み額1億9,519万9,423円で前年度比0.2%の減であります。

歳出合計は支出済み額合計5億1,841万4,259円で不用額合計は243万2,741円で歳入歳出差し引き残額は222万9,571円となっております。

続きまして、議案第132号の下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1、2ページの歳入をお開きください。

歳入、第2款使用料及び手数料は、収入済み額4,453万5,187円で歳入全体の11.1%で前年度比2.1%の増となっております。また、収入未済額は184万3,130円となっており、収納率は96%であります。前年度に比べまして0.4ポイントの減となっております。

第3款国庫支出金は、収入済み額8,100万3,550円で歳入全体の20.1%で前年度比24.9%の減となっております。また、収入未済額として2,166万5,480円が計上されていますが、これは翌年度繰越明許費の財源分であります。

第5款繰入金は、収入済み額8,838万7,000円で歳入全体の22%で前年度比1.3%の減となっております。

第7款町債は、収入済み額1億7,280万円で歳入全体の43.0%で前年度比7.2%の減となっております。また、収入未済額として2,320万円が計上されていますが、これは翌年度繰越明許費の財源分であります。

歳入合計は、収入済み額合計4億208万5,959円で収入未済額合計4,675万8,610円で収納率89.6%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

歳出につきましては、第1款下水道事業費は、支出済み額2億2,696万2,669円で前年度比15.4%の減であります。なお、この事業費の施設整備費に24年度繰越明許費6,824万8,950円が含まれています。また、繰越額として4,489万4,000円が計上されていますが、これは、施設整備費、下水道事業の繰越明許費であります。

第2款公債費は、支出済み額1億7,142万1,298円で前年度に比べて3.7%の増であります。

歳出合計は支出済み額合計3億9,986万6,567円で翌年度繰越額合計448万9,000円、不用額合計4,074万6,433円でございます。

歳入歳出差し引き残額221万9,392円から繰越明許費繰越額2万9,000円を差し引きしまして、実質収支額は219万392円となっております。

続きまして、議案第133号の農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の使用料及び手数料は、収入済み額80万3,776円で歳入全体の14.2%で前年度比12.2%の減となっております。

第2款繰入金は、収入済み額474万5,000円で歳入全体の83.8%で前年度比1.4%の増となっております。

歳入合計は収入済み額合計566万3,154円で収入未済額はゼロ、収納率は100%となっております。

3ページ、4ページの歳出をお開きください。

第1款農業排水事業費は、支出済み額149万1,472円で前年度比12.3%の増であります。

第2款公債費は支出済み額401万1,277円であります。

歳出合計は、支出済み額合計550万2,749円で不用額合計5万6,251円となっており、歳入歳出差し引き残額16万405円であります。

続きまして、議案第134号の奨学基金特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の繰入金は、収入済み額456万円で歳入全体の39.7%で前年度比25%の減となっております。

第4款諸収入は、収入済み額692万2,000円で歳入全体の60.2%で前年度比10.8%の減となっております。

歳入合計は、収入済み額合計1,148万9,585円で収入未済額はゼロ、収納率は100%となっております。

3ページ、4ページの歳出です。

奨学金費は、支出済み額1,148万9,585円で前年度比17.3%の減、不用額合計6万7,415円で歳入歳出差し引き残額はゼロであります。

続きまして、議案第135号電気通信事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入の1、2ページをお開きください。

歳入、第3款の繰入金は、収入済み額1億2,907万4,332円で歳入全体の69%で前年度比11.9%の増となっております。

第5款諸収入は収入済み額2,183万3,793円で歳入全体の11.7%で前年度比0.2%の増となっております。

第6款国庫支出金は、収入済み額2,487万3,000円、第7款町債は910万円であります。

歳入合計は収入済み額合計1億8,714万8,071円で収入未済額62万2,860円で収納率99.7%となっております。

3ページ、4ページの歳出です。

第1款地域情報推進事業費は支出済み額1億2,809万2,066円で前年度比40.3%の増であります。

2款公債費は、支出済み額4,854万9,332円で前年度比6.6%の増であります。

第4款の災害復旧費は支出済み額917万700円で対前年度、皆増となっております。

歳出合計は支出済み額合計1億8,581万2,098円で不用額合計176万902円となっており、歳入歳出差し引き残額は133万5,973円であります。

続きまして、議案第136号診療所特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入をお開きください。

歳入、第1款の診療収入は、収入済み額8,557万4,825円で歳入全体の87.7%で前年度比3.7%減となっております。

第4款諸収入は、収入済み額262万2,200円で歳入全体の2.7%で前年度比3.8%の増となっております。

歳入合計は収入済み額合計9,753万3,971円で収納率100%となっております。

3ページ、4ページの歳出です。

第1款総務費が支出済み額9,365万346円、第2款の医業費が支出済み額71万4,000円で歳出合計は支出済み額合計9,436万4,346円で前年度比2.2%の減となっております。不用額合計541万4,654円で歳入歳出差し引き残額は316万9,850円であります。

続きまして、議案第137号の介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入のページをお開きください。

歳入、第1款の介護老人保健施設事業は、収入済み額4億1,623万7,644円で歳入全体の90.1%で前年度比9%の減となっております。

第2款訪問介護事業は、収入済み額2,856万6,904円で歳入全体の6.2%で前年度比12.5%の増となっております。

歳入合計は、収納率100%で収入済み額合計4億6,222万8,062円で前年度比1.3%の減となっております。

3ページ、4ページの歳出です。

第1款介護老人保健施設事業が支出済み額4億2,688万3,245円、第2款の訪問介護事業が支出済み額2,691万1,185円で歳出合計は支出済み額合計4億5,379万4,430円で前年度比8%の減となっております。不用額合計1,181万3,570円で歳入歳出差し引き残額は843万3,632円となっております。

以上で、平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

時間が迫っておりますが、引き続きこれから監査委員の審査意見の報告を求めます。一般会計より、順次お願いを申し上げます。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） 改めまして、おはようございます。

去る8月29日に町長宛に提出いたしました平成25年度歳入歳出決算審査意見書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、1ページですが、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された平成25年度津和野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿、証書類等を審査した結果、その概要及び意見は次のとおりである。

審査の対象は平成25年度の一般会計並びに国民健康保険以下、10の特別会計の歳入歳出決算書であります。

審査の期間ですが、8月の4日から8月の28日であります。

審査の総括意見としまして、町長より審査に付された各会計の決算書について関係諸帳簿、伝票並びに証書類等との照合、関係資料の分析、比較検討等通常実施すべき審査を実施した。

この結果、各会計とも決算書、数値は正確であり、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、財産運用管理もおおむね適正であると認めた。

以下、内容について記述する。

2ページをごらんください。

1、決算規模であります。一般会計並びに特別会計につきましては、先ほど執行部のほうから御説明がありましたので数値については割愛させていただきます。

総合計で申し上げますと、歳入総額は132億9,176万5,485円で、歳出総額は130億9,864万8,303円であります。差し引き額は1億9,351万7,182円となっております。

次に、一般会計決算状況であります。 (1) の年度別の決算状況であります。

歳入総額では、前年度比で6億4,239万7,000円増であります。歳出総額では、6億896万5,000円の増となっております。

3ページをごらんください。

(2) 決算収支状況であります。決算額は先ほどから説明がありましたので割愛させていただきますが、実質収支では1億526万4,000円、前年度比で1,985万3,000円の増であります。単年度収支では、1,985万3,000円で前年度比で2,528万3,000円の減であります。実質単年度収支につきましては、財調基金への積み立てございましたので、1億4,845万7,000円で前年度比2億308万2,000円の減となっております。

(3) 歳入の状況ですが、表の中につきましては省略させていただきます。

4ページをごらんください。

1、町税は前年度比448万8,000円減で0.6%下回った。市町村たばこ税を除き町民税は1,632万9,000円減、固定資産税は1,485万6,000円減など、主要税目において、調定額が前年度比減となっております。

2、地方交付税は前年度比で普通交付税が6,898万7,000円減、特別交付税が2億8,355万8,000円増となり、合計で2億1,457万1,000円増となり、4.8%上回った。

3、国庫支出金は、前年度比3億3,753万8,000円増となっているが、地域経済活性化雇用創出臨時交付金1億8,358万1,000円、これは皆増です。災害復旧費負担金8,006万4,000円、これも皆増です。社会資本整備総合交付金8,136万4,000円増が主な内容となっております。

4、町債は、災害復旧費が前年度比3億800万円、これ皆増となっております。

次の(4)歳出の状況でございますが、表の数字につきましては省略させていただきますが、前年度比で申し上げますと災害関連で民生費、災害復旧費がふえております。また、公債費につきましては、2億5,806万7,000円減が大きな内容となっております。

次に、(5)性質別歳入歳出決算状況であります。①歳入について、②歳出について、表の中につきましては省略させていただきます。それから②の歳出の内容でございますが、事務的経費では、公債費において計画的な繰り上げ償還により、前年度比2億5,806万8,000円減となっております。

2、投資的経費では災害復旧費が前年度比6億8,414万8,000円皆増となっております。

3、その他の経費では前年度比で補助費等が災害救助費で6,552万1,000円皆増であります。積立金では財政調整基金減債基金が4,480万円増、地域の元気臨時交付金が1億4,556万5,000円、これも皆増です。まちづくり基金が2億9,995万5,000円減、産業後継者育成基金及び地域医療推進基金の取り崩しが、繰出金1,200万3,000円で合計では前年度比1億526万8,000円減となっております。

(6)財政構造の分析であります。経常収支比率につきましては、87.0%で前年度比では0.8ポイント下がっております。公債費比率につきましては、25.0%でこれも2.0ポイント下がっております。人件費比率につきましては、21.9%でこれも0.1ポイント下がっております。物件費比率につきましては、13.3%で0.5ポイント増加しております。また、標準財政規模で見ますと、50億3,427万円の前年度と比べますと8,143万4,000円減額となっております。

次に、(7)町税の収納状況であります。表の中につきましては省略させていただきますが、1、町民税の収納率は前年度比1.1ポイント上がり、97.8%となっております。

2、固定資産税の収納率は前年度比3.7ポイント上がって、87.9%となっております。3、軽自動車税の収納率は、前年度比0.9ポイント上がり、98.6%となっております。

おります。市町村タバコ税は市町村への配分変更等により、前年度比で406万2,000円増加になっております。

次に(8)不納欠損の状況であります。これにつきまして表の中は省略させていただきます。

(9)使用料及び手数料の状況であります。まず①の使用料ですが、表の中は省略しますが、使用料総額は前年度比1,556万1,000円、率にしまして、11.9%減となっております。大災害による影響もあって観光関連施設使用料の減が主な要因となっております。2、使用料の住宅使用料未収額は、前年度729万3,000円に対し、本年度823万7,000円で、94万4,000円増加となっております。②の手数料ですが、これにつきましては省略させていただきます。

続きまして、(10)貸付金状況、(11)一時仮入金状況につきましては、省略させていただきます。

(12)地方債現在高状況であります。平成25年度末の現在高が116億4,280万7,000円で、前年度と前年度末と比べますと2億8,581万3,000円増加しております。ことしの3月31日現在の人口8,097人に換算しますと、一人当たり143万8,000円ということになります。

11ページですが、(13)債務負担行為状況、(14)基金残高状況につきましては、省略させていただきます。

(15)滞納額の状況でございますが、町税ではそれぞれ前年度に比べますと、減少しております。金額にしますと、1,954万4,000円減少しております。一方児童福祉費負担金等、主に保育料でございますがこれと住宅使用料につきましては、それぞれ滞納額がふえております。

12ページにいきます。(12)16時間外勤務状況でございますが、これにつきましては省略させていただきます。

13ページ3、特別会計決算状況に入らせていただきます。(1)各会計別執行状況総括表でございますが、これにつきましては先ほど来から御説明ございましたので、省略させていただきます。

(2)基金残高状況につきましても、省略させていただきます。

(3)滞納額状況でございますが、国民健康保険税につきましては、前年度と比べまして627万円減少しております。一方、簡易水道事業につきましては、105万6,000円増加しております。

以下15ページの(4)奨学基金につきましては、省略させていただきます。

審査意見といたしまして、申し上げます。

本年度の決算は普通会計ベースで、前年度に比べ、経常的経費は1億1,243万4,000円減、投資的経費は7・28大災害に係る復旧費等により、1億2,352万3,000円増となり最終合計は6億3,081万3,000円増となっております。標準財政

規模は3年連続して、減少している中で経常収支比率は前年度比で0.8ポイント改善され、公債費率は2.0ポイント、人件費率は0.1ポイントそれぞれ下がっている。

財政健全化比率においては、実質公債費比率が13.2%で1.9ポイント下がり、将来負担比率が104.4%で2.2ポイント上がっている。これまでに、計画的に町債の繰り上げ償還が実施されたことにより、公債費が年々減少し財政町政基金及び減債基金の残高もふえ、財政状況は改善されてきている。しかしながら、平成27年度で普通交付税合併算定替えの最初の10ヵ年度間が経過し、平成28年度から5ヵ年度逡減され、いわゆるこのことから減少し、また、町税収入の減少傾向さらには高齢化の進行に伴う財政需要の増加など、財政運営上の懸念材料を抱えており、引き続き財政健全化、効率化に向けての努力を求めるところである。

一般会計においては、歳入総額は87億8,923万3,000円対前年度比6億4,239万7,000円増、歳出総額は86億4,607万6,000円で対前年度比、6億896万5,000円増である。対前年度比で増減の主なもの歳入では地方交付税、2億1,457万1,000円増、国庫支出金、3億3,753万8,000円増、町債、7,198万円増。そのほか繰越金、5,354万4,000円増等で、歳出では災害絡みで物件費、5,034万1,000円増、災害復旧費、6億8,414万8,000円増。補助費等においては9,146万6,000円増、そのほか公債費2億5,806万8,000円減、積立金1億528万4,000円減等であります。特別会計においては、歳入総額は45億253万3,000円、歳出総額は44億5,257万2,000円となっている。

個別の指摘事項は次のとおりである。収納対策について、一般会計では町税の収納率が全体で92.2%で、対前年度2.6ポイント向上し、特に固定資産税においては87.9%で3.7ポイント向上している。収納努力を評価するものである。一方、保育所・児童館の未収金が、対前年度比41万6,000円増で、160万5,000円。住宅使用料が同じく94万4,000円増で、729万3,000円となっており悪化している。

特別会計で主なものは、国民健康保険税が対前年度比627万円減で、2,596万9,000円、介護保険料が9万6,000円増で231万4,000円、簡易水道料が、105万6,000円増で1,029万4,000円それぞれ未収となっている。公平性の確保の上から、さらに収納強化を図られたい。

結び、行政需要が多様化する中で職員の意思改革のもとで、費用対効果、行政コストの軽減を基本にし、財政運営の安定化と住民福祉の向上に努められたい。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する監査委員への質疑に入ります。

はじめに、一般会計について質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、一般会計に対する質疑を終結いたします。

次に、特別会計につきまして一括して質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、特別会計に対する質疑を終結いたします。

日程第40. 議案第138号

○議長（沖田 守君） 続きまして、日程第40、議案第138号平成25年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案件について執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第138号平成25年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見書を添えまして議会の認定に付するものであります。

収益的事業では、当年度純利益82万314円に対し、前年度繰越利益剰余金がありませんでしたので、当年度未処分利益剰余金が82万314円となったものでございます。資本的事業でございますが、収入支出差し引き2,582万4,609円の不足額が生じたので、損益勘定保留資金から補填をいたしまして決算をさせていただいたものでございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第138号について、御説明いたします。

昨年に引き続きまして、利用外構成を導入し医療法人橘井堂を指定管理者として管理運営を行いました。

病院事業会計決算書をごらんいただきたいと思います。1ページから4ページの決算報告書は税込処理となっております。1ページ2ページ上段の収入である、病院事業収益決算額は7億4,569万9,020円で、うち仮受消費税及び地方消費税は200万6,522円となっております。下段の支出であります、病院事業費用決算額は7億4,304万6,206円で、うち仮払消費税及び地方消費税は1,060万5,826円となっております。

次ページの3ページ4ページをごらんいただきたいと思います。まず上段の資本的収入の決算額は6,423万2,108円、下段の資本的支出の決算額は9,005万6,717円となり、うち仮払消費税及び地方消費税は183万2,500円となります。

続きまして、5ページの損益計算書について説明いたします。

損益計算書については、税抜処理となっております。まず、1の医療収益は5億5,629万4,846円、2の医療費用は7億1,947万3,542円、3の医療外収益は1億8,701万8,290円、4の医療外費用は2,339万8,642円となり、経

常利益は44万952円となります。特別利益の過年度損益修正益は37万9,362円となり、当年度純利益は82万310円となります。6ページ以降の貸借対照表収益費用、明細書等については決算審査特別委員会にて御説明をいたします。以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、監査委員の審査意見の報告を求めます。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） それでは、去る7月2日に町長宛に提出いたしました、平成25年度津和野町病院事業会計決算審査意見書の概要について御説明を申し上げます。

地方公益企業法第30条第2項の規定により、審査にされた平成25年度津和野町病院事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。（1）審査の期日であります6月27日及び30日であります。

（2）審査の場所津和野町役場日原第2庁舎監査室であります。

（3）審査の方法。津和野町病院事業経営を、地方公営企業法その他関係法令の定めるところにより、目的を達成するため合理的に行われたかについて、書類の照合と検証を実施しました。

2、審査の結果であります。ただいま執行部のほうから金額については御説明がありましたので、重複は避けたいと思います。前年度比だけ申し上げます。病院事業収益では前年度比で248万3,488円減となっております。

次に、病院事業費用であります381万334円増となっております。

次に、資本的事業であります。資本的収入では1億4,152万8,879円減となっております。資本的支出では1億3,557万482円減となっております。

次の、（2）企業債残高については省略させていただきます。

（3）資産状況であります。固定資産では25年度ではCT等整備しましたので、3,665万円取得しております。流動資産では合計額で申し上げますと、1億9,965万9,035円、比較で申し上げますと2,945万393円増額となっております。

（4）負債及び資本金剰余金であります。合計額で申し上げますと、9億4,530万7,240円で前年度に比べますと1,395万2,305円増加しております。

3、総括意見であります。今後も人口減少が予測される中、これが事業収益に与える影響も考慮した中長期企業経営計画のもとに効率的な経営に努め安定した地域医療の確保に期待するものである。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する監査委員への質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時18分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

監査委員に対する質疑は終了しましたが、ここで、議案第127号平成25年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、議案第138号平成25年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、執行部に対して総括的に特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、執行部に対する質疑を終結します。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたように、決算議案につきましては特別委員会を設置することになっております。

お諮りします。決算の認定に関する12議案につきましては5人の委員をもって構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査としたいと思いません。これに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、決算の認定に関する12案件につきましては、5人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

各常任委員会より委員の選出をお願いします。

これより暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

.....

午後1時12分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、本会議を再開します。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、津和野町議会委員会条例第7条第1項の規定により、総務経済常任委員会より、岡田克也君、丁泰仁君、後山幸次君、文教民生常任委員会より、米澤宏文君、川田剛君の以上5名を指名したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5人の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほど休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長の選任をいただき、委員長に岡田克也君、副委員長に米澤宥文君がそれぞれ選任されましたので、報告いたします。

それではここで、選任されました委員長より御挨拶を受けたいと思います。4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま、選任されました総務経済常任委員長の岡田でございます。決算審査につきましては、予算審査同様に非常に重要であると考えます。慎重審議の上5名の委員によって審査を行っていきたいと思います。

皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第41. 報告第3号

○議長（沖田 守君） 日程第41、報告第3号平成25年度津和野町財政健全化判断比率等について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第3号平成25年度津和野町財政健全化判断比率等についてでございますが、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率等報告することとなっております。内容につきましては担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、報告第3号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をごらんください。まず上段の、健全化判断比率報告書でございます。

一般会計を対象といたしました実質赤字比率及び公営企業会計を含みます全会計を対象としました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算のため算定をされておられません。

実質公債比率につきましては、一般会計等が負担する公債費この中には公営企業や、一部事務組合の公債費分、それから債務負担行為に基づくもの等も含まれますけれども、この公債費が標準財政規模に占める割合を3カ年間の平均で示したものでありまして、自治体の実質的な借金返済負担の重さを示す指標でございます。25年度につきましては、13.2%となりまして、前年度より1.9ポイント減少したところでございます。

それから将来負担比率につきましては、一般会計等の地方債残高や債務負担行為、公営企業一部事務組合などの地方債残高のうち、一般会計等が負担するものから基金などの資産額を差し引いた額が標準財政規模の何倍あるかを示したものであります。25年度は、104.4%で、前年度より4.1ポイント増加をしております。

次に、資金不足比率報告書でございます。平成25年度決算におきましては、資金不足の生じた公営企業はいずれもありませんので、算定をしております。

以上、報告をいたします。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第42. 報告第4号

○議長（沖田 守君） 日程第42、報告第4号株式会社津和野の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第4号でございますが株式会社津和野の経営状況について御報告をするものでございます。

内容につきましては担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、株式会社津和野の経営状況について御報告をさせていただきます。

2枚めくっていただいて、損益計算書ごらんください。第15期平成25年6月1日から平成26年5月31日の決算状況につきましては、施設利用者数が約21万人で、前年比約10%減少。売上高が1億7,756万5,564円で、前年比約9%減少しました。人件費や消耗品費など、販売費及び一般管理費で対前年比420万円程度の歳出削減を行いました。水道光熱費の増加や、7月28日の豪雨災害による利用者数の減少などが影響し、経常利益は昨年につき赤字となり、最終的には1,437万3,998円の当期損失で決算することとなりました。

次に、貸借対照表でございますが、資産合計3,867万7,189円に対して、負債合計1,504万6,572円、資本金7,200万円に対し、繰越損失金4,836万9,383円を差し引いた純資産合計は2,363万617円となっております。

以上、報告を終わります。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第43. 報告第5号

○議長（沖田 守君） 日程第43、報告第5号株式会社石西社の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第5号でございます。株式会社石西社の経営状況について御報告するものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第5号株式会社石西社の経営状況について御報告をいたします。

2枚めくっていただきまして、損益計算書でございます、第19期平成25年4月1日から平成26年3月31日までの決算状況につきましては、施設利用者数が約30万5,000人で前年比約1.2%減少、売上高が1億913万382円で前年比約4.7%減少しました。テナント店の撤退や、豪雨災害による利用者数の減少などが影響し、最終的には1万7,341円の当期損失で決算することとなりました。

次に、貸借対照表につきましては、資産合計9,565万7,063円に対し、負債合計1,567万7,579円で、資本金8,000万円、利益準備金500万円、積立金1,000万円に対し、繰越損失金1,511万516円を差し引いた純資産合計は7,988万9,484円となっています。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 損益計算書の上から4番目の製品売上高とあるんですが、商品と製品とあるこの内容分かれば。

○議長（沖田 守君） 担当課長、詳しく説明ができない場合には後ほど報告をする、こういうことで答弁をしてください。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 大変申しわけありません。あとまた答弁させていただきますと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第44. 報告第6号

○議長（沖田 守君） 日程第44、報告第6号株式会社杣の里よこみちの経営状況について、執行部の報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第6号でございますが、株式会社杣の里よこみちの経営状況について御報告をするものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第6号株式会社杣の里よこみちの経営状況について御報告をいたします。

2枚めくっていただいて、損益計算書でございます。第24期平成25年4月1日から平成26年3月31日までの決算状況につきましては、宿泊部門の売上高は505万6,147円で、前年比約13.5%減少しましたが農産、木工売上高が470万1,337円で前年比約11.2%増加しており、最終的には39万9,988円の当期純利益で決算することとなりました。

次に、貸借対照表につきましては、資産合計669万7,672円に対し、負債合計67万8,910円。資本金1,205万円に対し、繰越損失金等603万1,238円を差し引いた純資産合計は601万8,762円となっています。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

日程第45. 報告第7号

○議長（沖田 守君） 日程第45、報告第7号株式会社日原リゾート開発の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第7号でございますが、株式会社日原リゾート開発の経営状況について御報告をするものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第7号株式会社日原リゾート開発の経営状況について御報告をいたします。

2枚めくっていただきまして、損益計算書でございます。第29期平成25年4月1日から平成26年3月31日までの決算状況につきましては、全体の売上高は1,472万6,658円で、前年比約10.8%減少しましたが商品仕入高で7.9%、販売費及び一般管理費で6.9%削減したことなどにより、最終的には60万6,163円の当期純利益で決算することとなりました。

次に、貸借対照表につきましては、資産合計469万2,236円に対し負債合計169万2,328円、資本金1,350万円に対し、繰越損失金等1,050万92円を差し引いた純資産合計は299万9,908円となっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

日程第46. 報告第8号

○議長（沖田 守君） 日程第46、報告第8号有限会社フロンティア日原の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第8号でございますが、有限会社フロンティア日原の経営状況について御報告するものでございます。内容につきましては、担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、報告第8号フロンティア日原の経営状況について報告させていただきます。

2枚をめくりください、損益計算書のほうでございます。

第17期の決算状況につきましては、マルシェ事業の売上高が今年度より経常され、差し引き51万7,000円の増となりました。しかし育苗事業の売上高が5%減となり、天候悪化の影響で農作業受託についても、11%の減となりました。当期純利益としては、戸別所得補償交付金等の収入もあり、8万2,000円で黒字決算をしております。

貸借対照表のほうでございますが、資産合計2,055万6,000円に対して負債合計677万8,000円、資本金1,025万円と繰越利益剰余金を合わせた純資産合計は、1,377万7,381円となっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

日程第47. 報告第9号

○議長（沖田 守君） 日程第47、報告第9号平成25年度教育委員会事業点検評価報告書について、教育長より報告を求めます。教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、報告第9号平成25年度教育委員会事業点検評価報告書につきまして御報告をさせていただきます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定によりまして、別紙のとおり報告させていただくものです。

2枚おめくりいただければと思います。この評価報告でございますが、1番上の教育委員会の開催というところをごらんいただければと思いますが、事業名、事業の目的内容、参加対象と、実施時期と実施場所、予算額決算額、そして毎年同評価及びその課題にあたるものを書類としてとりまとめております。何分にも240を超える事業についてそれぞれ評価及び課題を上げておりますので、この場では詳細な説明は省略させてい

ただきますけれども、毎年度点検をし、次に生かしていく資料でございますので、御報告させていただきます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば、許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

日程第48. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第48、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、本日までに受理した陳情書等は既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

午後1時33分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 26 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)
平成 26 年 9 月 16 日 (火曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 26 年 9 月 16 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君

教育長	……………	本田 史子君	参事	……………	大庭 郁夫君
総務財政課長	……………	福田 浩文君	税務住民課長	……………	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	……………	……………	……………	……………	内藤 雅義君
農林課長	……………	久保 睦夫君	環境生活課長	……………	竹内 誠君
健康福祉課長	……………	齋藤 等君	医療対策課長	……………	下森 定君
建設課長	……………	田村津与志君	教育次長	……………	世良 清美君
会計管理者	……………	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけいただき、ありがとうございます。ここ数日、まことに結構な秋日和が続いておりまして、秋の取り入れも順調に進んでおる今日ではないかと、このように思っております。

きょうは、傍聴席に、NHKのテレビカメラが入っております。これを許可しておりますので、御報告を申し上げます。

これから、2日目の会議を始めたいと存じます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、寺戸昌子君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。質問の通告がありますので、これを順次、発言を許します。

発言順序1、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） おはようございます。議席番号2番、川田剛でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、入札における地域要件について質問をさせていただきます。津和野町ホームページで公開している平成25年度入札結果によりますと、一般競争入札が14件、指名競争入札が68件、随意契約1件で、合計83件、応札業者数が463件、このうち、町内業者が339件、町外業者が124件で、落札者の町内町外で分けますと、町内65件、町外18件であります。なお、一般競争入札14件では、応札業者51件、そのうち町内業者が22件で、町外業者が29件、落札者は町内8件、町外6件。指名競争入札68件では、応札業者411件のうち、町内業者が316件、町外業者が95件で落札者は町内56件、町外12件であります。

まず、津和野町ホームページにおいて、公表されていない入札について町内業者の応札の割合、町内業者の落札の割合についてお尋ねいたします。

次に、指名競争入札を定めておりますが、津和野町建設工事等入札参加者等選定要綱では、第2条に「入札参加者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基本方針とする。（1）選定に当たっては、津和野町建設工事請負契約競争入札参加有資格者名簿に登載された者のうちから選定するものとする。この場合において、中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため、地元業者で施工が可能な工事にあつては、極力地元業者に受注機会の確保を図るよう考慮するものとする」と、中小企業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため地元業者で施工が可能な工事にあつては、極力地元業者に受注機会の確保を図るよう考慮されていると思っておりますが、一方で、地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条においては、指名競争入札ができる要件として、「契約の性質、目的が一般競争入札に適しない契約をするとき」、「契約の性質、目的により入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき」、「3、一般競争入札に付することが不利と認められるとき」とあり、平成19年に地方公共団体における入札契約適正化を目的に、全ての地方公共団体に一般競争入札が導入されてからは、総務省が通知した平成23年8月25日付「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」においては地域維持事業における地域の担い手確保に資する工夫を講じることを求め、地域要件の活用については運用方針を求めています。

しかし、津和野町が実施する入札では、一般競争入札は1割である、そこで、以上を踏まえ津和野町が実施する指名競争入札、一般競争入札の地元業者並びに地域要件の所見について問う。また、一般競争入札における地域要件の運用方針の内容について問う。

次に、平成20年に公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」において、総合評価方式の導入や支援を始め、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止策がうたわれております。そこで、落札業者が下請業者を町外業者にすることについて所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さんおはようございます。本日から一般質問ということでございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

入札における地域要件と題しての御質問でございます。津和野町ホームページにおいて公表していない入札につきまして、平成25年度は指名競争入札8件、随意契約77件の合計85件でございました。応札者数は134社で、町内75社、町外59社、受注者は町内32社、町外53社でございました。指名競争入札8件につきまして、応札者数は45社で、町内38社、町外7社で受注者は町内6社、町外2社でありました。随意契約77件につきまして、応札者数は89社で町内37社、町外52社で、受注者

は町内26社、町外51社でありました。応札者数が少数であるのは、その契約が地方自治法施行令第167条の2項各号で規定するいわゆる少額随契、特命随契などの随意契約による契約が主となっているためであります。

なお、津和野町公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程に基づき、基本的に予定価格250万円以上の公共工事については、町ホームページ等で公表することとなっております。

次に、地方自治法第234条第2項の規定により、地方自治法施行令第167条各号で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札または随意契約による方法により契約を締結することができます。指名競争入札及び一般競争入札の地元業者並びに地域要件については、津和野町建設工事等入札参加者等選定要項第2条の基本方針に基づき、極力地元業者に受注機会の確保を図るよう考慮しております。本年6月に、インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる公共工事の品質確保の促進に関する法律を中心に、密接に関連する公共工事の入札及び契約の促進に関する法律及び建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達を目的とした、建設業法が改正されました。現在、国土交通省ではこれらの法律改正を受け、発注関係事務の運用に関する指針の策定に向けて、地方公共団体及び建設団体から意見聴取を行っているところでございます。この指針の骨子イメージ案で示されている多様な入札契約方式の選択、政策目的に応じた入札契約方式の活用を参考に今後、指針が示された段階で現在の入札、契約方式の検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、一般競争入札につきましては、平成22年度に制度を導入しております。一般と指名の判断につきましては、津和野町建設工事等一般競争入札実施要綱第3条の規定により、請負対象設計金額が4,000万円以上の工事及び1,000万円以上の業務等において実施しており、参加資格の決定につきましては、個々の案件ごとに競争参加資格審査会の議を経て決定しております。地域要件の運用方針については先に述べました、津和野町建設工事等入札参加者等選定要綱第2条の基本方針を準用し、土木工事、建築工事等の地元業者が施工可能な工事については、極力受注機会の確保を図るよう考慮しております。

その他、電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事など専門性のある工事種別に関して、必要があると認められる場合は、地方自治法施行令第167条の5の規定により、地域要件を広げております。

次に、下請業者の選定につきましては、公共工事を通じた地域経済活性化の波及効果拡大を図るため、町内業者を下請人とするのが望ましいと考えます。しかしながら、元請業者が下請業者を決定するにあたっては、工事内容によりさまざまな業種から必要な下請業者を選定する必要があります。本町では、そもそも建設業者の絶対数が少なく、その中で必要な下請業者を選ぶことは極めて難しいものと考えます。仮に元請業者が町外業者であったとして、専門的な工事の下請けを町内業者としたいと考えても、施工で

きる業者がない場合、町外業者へ下請けせざるを得ない状況になります。また、元請業者が前述の地域経済の波及効果より経済性、施工性を重視した上、条件の有利な下請業者を選定することは利潤を追求する企業にとってはやむを得ない面もあると認めるとともに、下請業者の選定にあたっての行政からの強制力はありません。こうした中で、極力、町内業者を下請業者として選定をいただくお願いについては、機会あるごとに行っている次第であります。なお、元請、下請業者が建設業法あるいは労働安全衛生法などの法令に違反しないように、監督指導することは当然ながら発注者の責務であると考えます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 再質問をさせていただきます。まず、地方自治法施行令第167条について先ほど申し上げたとおりであります。契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき、契約の性質・目的により入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき、一般競争入札に付することが不利と認められるとき、というのがいわゆる指名競争入札にしてもいいという要件であると思うんですが、津和野町の建設工事等一般競争入札実施要項の中では第3条においては、これは一般競争入札を実施する建設工事は請負対象金額が4,000万円以上、測量建設コンサルタント業務は1,000万円以下ということで、これは、地方自治法施行令第167条にうたっていることと何か逆のような感じがするんですが、この所見についてお伺いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 川田議員言われましたように、地方自治法第234条につきましては、売買・賃貸・その他の契約につきましては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競売の方法によって決するとする2項といたしまして、前項の指名競争入札、随意契約または競売につきましては、政令を定める場合に関するときに限り、このようなことができるということで、基本の売買、請負等の契約につきましては、一般競争入札で行うべきだというふうに認識はしております。と申し上げながら、先ほど町長も答弁申し上げられましたように、本町におきましては、津和野町建設工事等入札参加社等選定要項第2条の部分を受容いたしまして、地元業者の施工可能な工事につきましては、極力、受注機会の確保を図りたいという認識のもとで先ほどのように請負対象金額設計金額が4,000万円以上、その他の業務につきましては1,000万というふうに定めておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 確認ですが、いわゆる津和野町において、指名競争入札の数が多いというのは、もちろんこの建設工事等一般競争入札実施要項の第3条があることによって4,000万円以下だとか、1,000万円以下の者が指名競争入札に係ると、基本的には一般競争入札にしなければいけないということは分かっておき

ながらも、地元企業、地域要件等を付与して地元の産業を育成させるために、この指名競争入札において、一般競争入札における地域要件と同等のことをしているという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） あくまでも、地方自治法234条第2項につきましては、これを当然優先事項でございますので、認識しながら本町の——先ほど申しましたように業者の——地元業者の施行可能なものにつきましては、先ほど議員言われたように地域要件という部分で運用しているということでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） これ、個別の案件というわけで一般論として質問させていただきますが、まず一つの津和野町が行う実施工事の中でその工事ができる業者が1社しかない、そういった場合において工事種別を変えて変更し、入札をすることによって地元業者が落札しなかったというようなことはなかったのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 質問の趣旨が分かって……。総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 申しわけございません、工事種別を変えてというところがちょっともう一回お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この質問の趣旨と言いますか、これが基本的には地元、地域要件と言いますか、地元産業を育成するというふうな流れの中で、いわゆる、ある工事がそれが1企業、1業者しかその資格がもってない、1業者しかできないという状況において、その工事種別、その1業者しか持っておりませんから、その工事ではなく、工事種別を広げて工事を実施したところ、入札が可能になるという意味ですが理解できますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 議員おっしゃられることは理解いたしましたが、工事種別、まあ当然建設工事建築工事につきましては、工事をする、建物を建てるという目的のもとで、工事種別を選びますので、その工事種別を変えるという——変えてという認識に至るところにならないというのが正直なところであります。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） そうしましたら、またこの質問はまたにさせていただきます。次の質問に入らせていただきます。

保育園の統廃合について質問をさせていただきます。保育士確保の問題について、定員管理計画を挙げられておりますが、定員管理計画を策定し実施していく中で、津和野町職員定数条例を改正していない理由、これは何故でしょうか。まずお尋ねいたします。

次に、施設の問題として老朽化を挙げられておりますが、一方で存続させることについては、0歳児保育を中止するという条件を示されました。施設の老朽化は対処しする上でという理由でよろしいでしょうか——理解でよろしいでしょうか。

3つ目の質問として、集中改革プランにおいて平成25年度に統廃合を実施することが挙げられておりますが、保護者への説明が最近になったことの原因は何かお尋ねをいたします。

最後に、地元や保護者等との話し合いにおける現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは保育園統廃合に関する御質問にお答えをさせていただきます。まず、津和野町職員定数条例に定める職員定数につきましては、議会事務局1名、町長事務局126名、公営企業事務局4名、教育委員会事務局23名、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務局については各1名の合計157名でございます。

定員管理計画につきましては平成17年の合併当初150名であった職員数を平成26年4月1日時点で135名とする目標を掲げ、定年退職者不補充、早期退職勧奨制度の活用と新規採用の抑制、機構改革の実施等により、職員数の削減を図ってまいりました。しかしながら、昨年の豪雨災害からの復旧、復興を円滑に進めるため、定員管理計画を一時的に棚上げし、平成26年4月1日付けで任期付職員2名を含めた9名を採用した結果、職員数は144名となり、条例で定める職員定数13名の減となっております。

議員御質問の条例の職員定数を改正していない理由についてであります。職員の将来にわたる年齢構成を見越して、退職者数以上の新規職員を採用する場合や、このたびの災害のように職員採用数を急遽見直す必要が生じるなどの突発的な状況に対処することなどを考慮して、職員定数にある程度の余裕を設けるため、157名のまま据え置いてきたところであります。

なお、今後は新たな定員管理の指標となる計画を検討する時点で、条例上の職員定数についても検討してまいりたいと考えております。

次に、保育園の統合につきましては、保育所施設の老朽化の問題ではなく、保育士確保が困難なことから、安心安全な保育体制の維持に懸念が生じているところであり、統合が不可能であるならば、木部保育園及び直地児童館においては現在行っている午前7時から8時及び午後6時から7時の延長保育を取りやめるなどの時間短縮を行うこととあわせ、保育士の配置基準が厳しい0歳児から2歳児の受け入れ制限をさせていただきたいと、保護者や地域の方々に提案をしてきたところであります。この条件であれば、何とか2園を存続させることができるのではないかと考えているところではあります。現状では受け入れていただけておりません。それぞれの施設の建築年は、木部保育園は昭和43年、畑迫保育園は昭和60年、直地児童館が昭和49年であり、施設老

朽化の対応の必要性は感じておりますが、公立の保育所の改修については国の補助制度がなく、財政的な課題が生じる状況でございます。

次に、平成24年2月に策定した、第2次津和野町行財政改革大綱実施計画では、公共施設管理等の見直しの項目において保育園の統廃合の実施を平成25年度からとしております。この中で、実施という語句の解釈は保育所を平成25年度から統合することではなく、保護者や地域の方々との協議に入るということを意味しております。

保育園統合についてのこれまでの経過を申し上げますと、平成23年3月に津和野町の町立保育所あり方検討委員会からの統廃合に関する提言を受け、平成24年5月に津和野町立保育所児童館整備ガイドラインを、同年10月に津和野町保育園児童館統合計画を策定しております。この計画に基づいて、保護者等との協議を平成25年度より始めた次第でございます。

次に、前段でも申し上げたとおり、保育所を統合することについて、その主因である保育士の不足の状況や安全安心な保育体制を確保していく上で統廃合が避けられない状況にあることを保護者と地域の方々に御説明をしまいましたが、了承をいただいている状況にはありません。これを受け、6月定例議会の一般質問等にて議会にもお答えをしており、現在では木部保育園、直地児童館ともに存続を前提にしての方法を検討しているところでありますが、さまざまに課題が生じており、解決策が見いだせず、現時点で具体策をお示しができる状況にありません。一方で、現在の保育体制を継続することは保育士にかかる負担が非常に重く、全ての園に影響が及び現状を維持するには限界が訪れる可能性が大きいいため、一刻も早く解決策を見出さなければならない責任を認めているところでもあります。具体策がまとまりましたら、まずは全員協議会等において議会に御報告をし、その上で地元や保護者の方々への説明を再開したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 保育園等統廃合について質問をさせていただきますが、安心安全な保育体制の維持と申しますか、これまで安心安全な保育体制をしてこなかったのはいつごろからその状況だったのかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） すいません、いつ頃かとの御質問でございますが、正式な年数等は覚えておりませんが、県のほうからも延長保育の関係でやはり資格の持った職員が常時2名おるということが前提でございますが、小さい保育園につきましてはなかなかそれが現実フォローできていない状況でございます、県のほうからも御指摘をいただいております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 期間といたしますか、何年何月頃からではなくてもかまいませんので、その質問としていつ頃からなのかというのはお答えいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 先ほども言いましたように正確なところは覚えておりませんが、合併以前からもそういった指摘を受けておるそうということでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） このたびの統廃合問題において、さまざまな懸念材料がでてきたわけなんですけれども、この安心安全な保育体制の維持が理由の一つであるということが今、課長の答弁で合併当時からということであるんですけれども、これは大変な問題だと思っておりますけれども、これまで津和野町として統廃合というのはこの平成25年度から保護者との協議をはじめられておりますが、これまで保育士に対する保育士の確保に向けて何故ここまで放置されてきたのか、といたしますのが、この保育士の確保が園児に対する危険を及ぼす保育に関する懸念があるということで統廃合ということであるならば、この約9年間ですか、おそらく10年もいってないにしてもこの間、その統廃合問題といたしますか、懸念されるべき事案がずっと起きてきたわけですね。津和野町はこの間はどのような対応をされてきたのかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 保育士の確保につきましては合併当時から懸念されておりました、これについての打開策を考えていかななくてはいけないということで、遅くはなりましたけど23年に在り方検討委員会の方で審議していただきまして、その後ガイドライン、それから計画等策定してきたわけでございます、そういった流れの中で実施はしております。現在も確保のために全国的にも保育士自体が少ない観点の中から募集等も務めておるわけでございます。それから、内部で、なかなかの議員さんからの御指摘の中で、保育士の条件が悪いというようなことも聞いております。内部で、これまでパートであったり臨時であった方々にやはり条件の良いものということでなかなかの職員にということにはなりませんけども、そういったことで嘱託になっていただけないかというようなことも提示したり、今後は賃金面等においても対応を考えていきたいとは思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） これまで何もしてこなかったとは申し上げません。僕も議会に入ってからさまざまな報告やさまざまな問題が生じて津和野町の対応をしてきたというふうに思っておりますけれども、その平成17年からずっと津和野町このたびこの統廃合の理由として安心安全な保育体制の維持に懸念が生じているという

ことを申し上げるのであれば、これまでずっとなんでこれまでその統廃合——今現在統廃合に至る話になっているわけですから、9年間その話がなぜなかったのかその答えとして先ほど答弁いただきましたが、ガイドラインですとか計画を策定しているということであれば、これは非常に遅いといいますか、速やかにする問題ではなかったのかなと懸念しております。今後、保護者の考え方、また行政としての考えかた、いろいろ歩み寄るところあるいは理解してもらえないようなところがあるかと思えますけれども、そのあたりをしっかりと説明して頂いて対応して頂ければと思います。

次の質問に入らせていただきます。自伐林業の促進についてお伺いをさせていただきます。維持できない山を町が買い取り、自伐林業を行いたい住民やIターン者に対応し、その売上げの一部を町に支払う。それを固定資産税と管理費に充てるという仕組みづくりを行政が行っていけば自伐林業が進むのではないかと現場レベルで話されております。大変有意義なことであると思いますが、この取り組みについて所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは自伐林業の促進に関する御質問に対してお答えをさせていただきます。林業施策を展開する上で、町面積の約9割を占める森林資源をどのように活用するかが林業で就労できるかどうかの課題であると考えています。この課題を解決する方法の一つとして、自伐型林業を推進していくことを掲げ、今年度は緊急雇用創設臨時特例基金事業を活用し、林業コーディネーターを委託事業において設置するとともに2名の地域おこし協力隊を募集しているところでございます。今回のプロジェクト事業では、3人1チームで森林作業路開設や搬出間伐などを行い、自伐型林業で生活することができるモデルづくりを3年間かけて実践していくこととしております。このことにより、自伐型林業を行いたいU・Iターン者のために、中山間地域において林業という雇用の場を作り、定住へと繋がっていく仕組みづくりをしたいと考えております。これを推進していくには、住民やU・Iターン者が作業できる森林を確保する必要があります。御質問のように町が森林を買い取るという方法もありますが、近年自分では森林の維持管理ができないので町へ寄付したいという方から連絡が入ることがあります。現在は相続登記の状況や森林の所在地、隣接者との境界など解決すべき問題があり、森林の寄付を受け付けておりませんが、まずは寄付という形式で町有財産として管理し、自伐型林業の推進のために活用することができないかを検討していきたいと考えております。また、農地では農地中間管理機構が耕作できない農地所有者と担い手を結びつける事業が始まっておりますが、林地も同様の施策が展開できれば林地の所有者を変更することなく自伐隣家等が作業できる森林の確保が可能となりますので、新たな事業展開として取り組みたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） この自伐型林業をモデルケースとしてつくっていくということでありませけれども、一方で林業だけではなくもちろんもう一つ半農班Xの半林班Xといった形でもう一つの仕事を持つことも大事だと思います。その中でいわゆるもう一つの仕事をどのように確保していくかこの辺りの考えがあればお答えいただきたいなど、それと——あの、その点をまずお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員の質問は林業を主体としてもう一つの仕事という質問でよろしかったでしょうか。現在、新規就農を目指して都市部から来られる方々は、結構おられまして、現在でも6名から7名の方が研修で、町内各地で農業研修を行っております。ただ、我々が思うのは農業だけで食べていくことはけっこう難しいということをおもっております、その研修生の方々に自伐型というものも覚えてほしいということで、先日もチェーンソーの講習会等々行った際に、たしか3名の研修生が参加されるなどしまして、林業に関心を持っておられるということもございます。そういった形で林業が主体になるか農業が主体になるか、分かりませんが、それを両方をミックスした形での地域での就農ということを目指して今さまざまな検討を行っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） それともう一点なんですけれども、どの定住対策にも当てはまるんですがいわゆる住むところの確保も同時にやっていかなければ、地域おこし協力隊ということですので、期間が3年間限られた中で、それをどう設計していくのか、これが農林課単体で行っていくのか、それともつわの暮らしと一緒にやっていくのか、目的は——最終的な目的はもちろん定住ではありますけれども、その過程において条件が出てくるとおもいます。たとえば、できれば山の奥の方がいいとか農地に近い方がいい、一方で町の中に住みたいと言ってさまざまな空家については要望・希望がでてくると思うんですけれども、そういったところの兼ね合いといったというのはどのような形で行っていくのかをお願いします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在募集しております林業に関する地域おこし協力隊につきましては、ある程度家の確保をしております、それがこられる方がそこを居住地とされるかどうかというのは分かりませんので、まだまだ候補となる空家を確保する必要があるということなんです、その辺が農林課サイドで空家を調査・確保はなかなか難しいものがありますので、つわの暮らし推進課と協力しながらその辺の確保のほうをお願いしているところであります。御存じのように、今空家はございますが、なかなか盆、正月に帰るから貸せないとか、家財道具が入っているから貸せないとかいろんな諸条件で貸してもらえないようなこともあるんですが、その辺をいかにクリアするかというのが今後の課題だと思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） それでは私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で2番、川田剛君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 後ろの時計で9時50分まで休憩といたします。

午前9時39分休憩

.....
午前9時50分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 皆様、おはようございます。丁泰仁でございます。

本日は、4項目の質問を用意しております。それでは、通告に従いまして、早速であります。1項目めの質問に入ります。

津和野町職員採用状況、そのほかに関しましてでございます。平成24年、25年、26年度の各年度の職員採用試験におきまして、次の3点に分けて質問をいたします。

1点目、各年度の応募者数、採用者数。これは町内町外出身者の、内訳を問います。

2点目、採用後の町外出身者の住所の推移。町内へ移転しているかどうかということをお問います。

3点目、現在、町役場の総職員数を問いますが、これも町内町外の住所数の内訳を示してください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。津和野町職員採用状況他に関してでございます。

平成24年4月1日採用の職員採用試験、応募者数につきましては、町内19名。町外29名の、計48名であり、そのうち採用者数につきましては町内1名、町外4名の計5名となっております。平成25年の応募者数につきましては、町内19名、町外32名の計51名であり、採用者数につきましては、町内3名、町外4名の計7名となっております。平成26年の応募者数につきましては、町内14名。町外23名の、計37名。採用者数につきましては、町内3名、町外6名の計9名となっております。町外出身者の採用後の町内移転につきましては、3カ年で10名が転入してきております。

平成26年4月1日、現在の職員数につきましては、任期付き職員2名を含めて、144名で、町外から通勤している職員は19名であり、町内が125名となっております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ただいま、答弁をいただきました。

まず、1点目につきまして再質問をしてみたいと思います。応募者数が、町内町外と分けて24年、25年、26年と言いましたが、比例配分的に見ましたら、大体、応募者数がですね、合計、平成24年、48名合計。25年、51名、26年、37名ですね。

そのうち、町内から応募してる方がですね、大体4割ですね。ざっくりばらんに言わせて、町外から6割なんですね。それで、そのうちに採用を、この3年間見ますと、全部でトータル21名の採用をしています、うち、町内が7名、町外が14名ということですね。約3割ですか。やはり採用者数は。町民といたしましては、我々の指定は町内の、指定がですね、やはり、せめて5割を超えるぐらいのですね、採用を受かって欲しいなど。しかし、これはやはり、いかんせん、その試験があるものですので、恐らく、第1次試験は学力試験、2次試験というものは、もしあれば、面接、論文、その他だと思いますが、これは、約3割と数値は、大体、第1次試験の段階でこうなんでしょうか。第2次試験を通過した時点で、こうなのか。あるいは、その他の理由があるのでしょうか。と言いますか、その他の理由と申しますのは、受かってでもですね、要するに、取り消して他へ回るとか、そういう事情のことですが、ちょっとお答えいただきたい。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、お答えいたします。

先ほど、議員がおっしゃいましたように、応募者数、それから面接試験での受験者数。それから採用者数の町内町外の流れを申し上げますと、3カ年間、合計でございますが、先ほど議員言いましたように、応募者数につきましては、合計で町外が84名に対しまして町内が52名。面接試験の受験者数でございますが、実際、いわゆる2次試験でございますが、この時点で町外が31名に対しまして、町内が11名でございます。

それから、採用者の数につきましては、先ほど議員が言われたとおりでございます。14名に対しまして町内が7名でございます。当然、1次試験におきましては、筆記試験等がございます。それから、2次のところでは、議員がおっしゃいましたように、面接試験と論文試験等がございます。数値的な状況につきましては、以上のとおりでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 大体、今の数値を聞きますと、応募者に比例しましてですか、大体、2次試験通過時におきましても、3割か4割と。どうにも、これをどうこうせいというように言うわけありませんので、希望としましては、ここがですね、町内出身者の指定をですね、5割を超えるような、そういう魅力のある、町役場にしてほしいと、そういうことですので、よろしく願います。

それから、2点目ですね。採用された後、町外出身者の、後を聞きますと14名採用されていて移転が10名と、そうしますと、4名はまだ町外から通っている。これは町外に住所地があるということですね。それから、3点目も同じことなんです、総職員

数が144名で、町内が125名と、それから町外そうしますと19名通っているということですので、町外の住所地が19名あるということですね。それで、望むべくはですね、今、町職員になりましたら町内へ、やはり住所を移転してほしいと、また望ましいと思います。と、申しますのは、もう既に皆様も御存じのとおりですね、当町におきましてはですね、人口を1人でもふやしたいが為にですね、つわの暮らし推進住宅と巨額のお金をかけまして定住政策の大プロジェクトを推進中でございます。

向こう5年間で25戸建設予定で、予算にして実に一戸宛2,500万で25戸、6億2,500万費やそうとしているわけですね。その25戸で一人宛の世帯数をですね、約標準家庭、夫婦、子供2人として4人としましてですね、そうしますと、25戸で100人の人口増を見込むがために6億2,500万費やそうしております。

そうしますと、一人当たり換算しますと、625万の大金をつぎこんで一人をですね、ふやそうとしておるといふ計算、単純計算かもしれませんがあるわけですよ、計算的

に。そうしますとね、こういうことわざがね、「まず、隗^{かい}より始めよ」と言う中国の言葉があると思うんですよ。こういう事業を成功に導くためには、やはり、まず手近なことから始めるべきではないかと、それはやはり、住所を移転させて、人口をふやすという、一人でもですね、それはすぐ、足元からでもできるわけですね。その、できない理由がありますと言えばですね、まあ、我々が普通に考えられますのは例外としまして、女性の場合は婚姻によりまして、夫の住所地で移転しなきゃいけないという例外も、あるいは、お年寄りのですね、介護のためにお年寄りの住所を有するところから通わなければいけない。こういう例外はあるかと思いますが、まあ、極力住所移転が望ましいと。

それからですね、もう一つ、今後町外者の採用にあたりましては、法律あるいはその他の規制に触れない限りにおきましては、採用後の住所の町内移転を条件つけてはどうかと、これはあくまでも、法とかその他に規制がない場合はですね。それから、また住所移転によりましてやはり人口とかによって地方交付税にもですね、いい影響を与えてくるのではないかと、こういうふう思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 先ほどの議員がおっしゃいました。今、現状の19名の職員が町外から勤務している状況でございます。19名の職員の状況につきましては、全員が全員把握しているわけではございませんが、先ほどの議員もおっしゃいましたような状況ももっている職員も何名かいるところでございます。あの、議員御承知のように日本国憲法におきまして第22条かと思いますが、住居、居住、職業選択の自由というものが、憲法で保障されております。

それから、当然それとともに地方公務員法の第19条の第2項というのがございまして、それは今、受験者に必要な資格として職務遂行上必要な最小かつ適当な限度の、客観的かつ確実的要件を定めておりまして、県内県外、全国含めてですけれども、これに

基づきまして、良い居住要件を定めて募集をかけておる自治体もいくらかあるというふうにも認識してるところでございます。津和野町におきましては、居住要件は、募集時にはかけてはおりませんが、先ほどのところでの、第2次試験のところでは面接試験がございます。

その中の質問事項で、採用された場合には、どちらのほうのお住みですかというところの質問等もさしていただいて、それも、各面接員は、判断材料の中に入れているところでございます。そういうところも、状況を総合的に考えながら、議員もおっしゃいましたように、昨年災害が起きまして、危機管理体制という面から当然議員もおっしゃいました、定住という部分からも大事な問題でありますので、そういったところで職員採用の部分で、考慮して参りたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 憲法で、保障されてはと言われましたが、そのとおりでございますので、無理やり強制はできません。

しかし、ここは当町の現状を、よく御説明されまして、町長がみずからですね、この町外19名の方々に、もう一度ハートで接しまして事情をよく説明されて、そして、理解を深めて、一人でも本日以降移転されることを希望いたします。努力してください。

続きまして、2項目の質問に入ります。これは、町長、本年度の姿勢方針演説でも触れてますように、津和野町住宅施策全体に関しましての質問でございます。

まず、平成25年3月公表の津和野町住宅マスタープラン、津和野町公営住宅と長寿命化計画に基づいてやっております。中座団地、中島団地、元藩庁跡団地、この3点の3カ所の団地について問いますが、個別改善、建て替え計画は予定通り実施されるのかと、これらの計画の概要を先にちょっと説明させていただきます。中座団地に至りましては、平成26年個別改善、既存実行ですね。これは、昭和49年に建設されている物件でございます。それからですね、昭和45年建設の既存実行を取り壊して16戸、これ平成27年建て替え8戸、平成28年、建て替え8戸という計画になっております。

家タイプがですね、子育て世帯タイプ、2LDKあるいは3DKで60平米から70平米とこういうふうになっております。

次に、中島団地でございますが、既存15戸を取り壊して12戸へ。これは、いずれも昭和31年の建設でございます。非常に古くなっております。地震等が起きましたら、壊れそうで怖くてたまらないという住民の声があります。これを平成29年建て替え6戸、平成30年、建て替え6戸と、家タイプは高齢世帯タイプ、2DK45平米から55平米となっております。子育てタイプ2DK60から70平米。これ2階建てになっております。

それから、3番目元藩庁跡団地でございますが、平成28年、既存全19戸、用途廃止とあります。これは、1回廃止されるとそこには団地が建たないというふうにとらえていいのか。私はそうとらえてですね、以下の質問に入りますが、これは、施設公園整

備開発のため、つまり嘉楽園があそこにございますので、嘉楽園を復活させるかどうか。そういう整備のためだと聞いて理解しております。それでですね、これらが予定通り、実施されるのであれば、次の3点に答えてほしいんですが。

1点目、まず、中座中島団地とのですね、住民との移転についての話し合いはいつ開始されるのか。また、仮移転先とか、本移転先は決定しているのかと。

2点目、元藩庁跡団地の住民との話し合いはなされましたか、本移転先は決まりましたか。特に、この藩庁跡の住民、現在19戸ですね。こっから帰るところなくなるわけですから、どういうふうになっているのかと。それから、跡地のですね嘉楽園整備計画が実施されるんですが、これはいつから始められるかと、そういうことをございます。

それから、3点目にですね、つわの暮らし推進住宅との平行事業実施は予算面その他から可能でありますかと。こういうことですが、この3点目の質問に関しましては、ちょっと漠然としていますので具体的にですね、私なりに試算した結果を先に説明させていただきます。あくまでこれは、計画通り実践された場合の試算でございます。

次に、試算することですが、試算にあたりましての数値はですね、これは長寿命化計画の中に書いてございます。これを引用しました。それで、建て替え費用がですね一戸当たり1,100万、個別改善費用が343万、それから、取り壊し費用、これは平屋一戸54万で計算をされております。それでは、ちょっと予算試算してみます。

中座団地をですね、これはですね、平成26年、27年、28年にかけて、個別改善、これはまず、平成26年度に6戸、343万かけて、2,058万かかります。

それから、27年、28年で建て替えが1,100万の16戸、1億7,600万取り壊し費用54万で10戸で540万円、総合計は、2億198万。建て替えの分につきましては、9,000万から1,000万、約1年かかるわけです。

2番点、中島団地。これは、平成29年、30年の予定でございますが、建て替え12戸、1,200万かけて1億3,200万円、取り壊し費用54万円かける15戸で810万、合計1億4,010万。これも2年間でやりますので1年間約7,000万でございます。ここにですね、つわの暮らし推進住宅、今年度から始まるわけでございますが、1年間に今年5戸、5年間で25戸を完成予定ということでしたので、そうしますと、1年間5戸ですね、2,500万の試算ですので、1億2,500万です。結論からいいますと、この3点をですね、平行事業推進しますとですね、予算は1年間27年以降30年まで約1年間2億円で向こう4年間8億円かかる予定でございます。こういう数値の元に、私が、3点目の今平行事業推進は可能かと、こういう質問をしたわけでございます。

どうでしょうか、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町住宅政策全般についての御質問に関してお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問であります。議員、御質問にありました、津和野住宅マスタープランにおいて、建て替え、個別改善を計画する3団地を、津和野町公営住宅長寿命化計画において建て替え、個別改善、用途廃止を計画する、町内全ての団地を記載しております。計画によりますと、中座団地は平成26年度から平成28年度に個別改善、建て替え。中島団地は、平成29年度から平成30年度に建て替え、元藩庁跡団地は平成28年度に用途廃止としております。

当初は平成25年度において青原団地2戸の個別改善を計画しておりましたが、昨年度の豪雨災害もあり1年順延して、今年度実施をいたします。

現在、建設課において災害復旧を最優先として、職員配置をしており、複数の団地に対応することは、困難な状況のため、当初平成26年度個別改善を計画しておりましたが、中座・小沢団地につきましては、平成28年度以降の対応とせざるをえないと考えております。

また、他の団地につきましても同様に順延して実施することになりますが、個別改善や建て替えを実施する場合少なくとも2年程度の準備期間が必要となります。元藩庁跡団地につきましては、入居する方を対象に説明会を実施し、計画概要とお話しておりますが、初年度において入居者への説明会、概算設計書の作成、次年度において、入居者との打ち合わせ会、仮入居住宅の確保、実施設計書の作成、補助金の概算要求、町次年度予算の確保、そして、翌年度において工事の発注といった流れになります。今後、計画の事業を実施する場合、遅くとも2年前に入居者説明会を開催したいと考えておりますが、現在のところ個別の説明会の開催時期や仮移転先等について検討しておりません。

2つ目の御質問であります。昨年3月町営住宅の建て替え、個別改善計画を策定したことから、計画書に記載された団地を対象に計画内容の説明会を希望される団地については、説明会を開催させていただく旨の文章を作成し、お知らせをいたしました元藩庁跡団地からは説明会の開催を求められましたので、昨年6月に計画概要を説明するとともに、入居者全員の同意がいただけるまで、町が一方的に用途廃止をすることは、ありませんことをお伝えをしております。同時に、具体的計画をたてる段階となりましたら、話し合いの場を設けさせていただきますことも、お話をしております。入居者の合意を第一に考え、対応しておりますので、現時点では、具体的な移転先等についてもないに決めておりません。

次に、跡地の嘉楽園整備計画につきましては、津和野町歴史的風致維持向上計画において、津和野藩邸跡、公園整備事業として、周辺の発掘調査をし、遺構確認した上で、庭園及び大手門の復元を行うこととしております。

現在、役場内部において歴史的風致維持向上計画推進検討委員会を組織し、実施計画策定に向け検討を開始したところでありまして、今後10月以降において、町民の代表、役場の課長レベルによる、歴史的風致維持向上協議会を組織し、具体的に事業の実施計画を定める予定としております。計画では、平成28年度から34年度、事業期間とし

ておりますが、エリア内には、町営住宅の他、津和野高等学校寮、町道等もありますので、今後の対応を含め、解決すべき課題が数多くあります。このようなことから、現時点では、実施年度を含め、今後検討してまいります。

3つ目の御質問であります。津和野町では中期財政計画により、普通建設事業及び主要事業について位置付けており、つわの暮らし推進住宅と町営住宅の建て替え、改修事業については実施可能と判断をしておりますが、財政状況と慎重に見極めながら、事業実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい。ただいま答弁をいただきまして、いろいろ考えられているようですので安心しております。しつこいようでございますが、中座・中島団地、あるいは元藩庁団地の、ことに対しまして必ず住民とのですね、話し合いを慎重にされ、特に、仮移転先を紹介すること。これはですね、住民に不安感を抱かせないように、こういうことでございますね、それから建て替え後のもしですね、再入居に関する諸条件を必ず説明をすること。

それから、今入られてる方にとりましては、その現地が故郷であり、それから、特にお年寄りですね、その場所を離れたくないと、だから、重々にここに留意して事業を推進して行ってほしいなど、そういうふうに思います。

3点目の平行事業実施の計画のところにおきましては、答弁にもありますように、予算が非常に重なりますので、くれぐれも財政状況を慎重に見極めながら、事業実施されますように願って、次の質問に入りたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） この問題につきましては、昨年も後山議員さんになってからと思いますが、同じような趣旨の御質問をいただいたところであり、そのときにも、お答えをさせていただいたところでもありますけれども、これは住居というのは本当に生活に関わる一番大きなそれぞれの町民のそこに該当される方々の問題でございますので、答弁でも申しましたように入居者の方々のお気持ち、そして合意というものを第一に最優先に考えてまいりたい。そのことに変わりはないということ、今、一度お伝えをさせていただきたいというふうに思っております。歴史的風致維持向上計画に関わる整備事業等も計画はしておりますけれども、それは二の次の問題でありまして、その居住されておられる皆様方のお気持ちと合意をまず第一優先に考える。それなくして事業を進めることはありえないというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい。ただいま町長からですね、丁寧な答弁をいただきまして、安心しております。是非、そのように実行して行ってほしいと思います。

それでは、3項目めに入ります。時期は今秋ということですので、文化・芸術の話にちょっと入らせていただきます。文化振興と観光復活ということですが、当町の文化振興の重要性と観光ということですね。

まず、当町はですね、山陰の小京都と呼ばれて久しいんですが、この京都という世界の観光地を代表する光栄な名称を使用させていただき、この知名度のおかげで、過去数十年間今日まで、観光立町として成り立ってまいりました。

しかし、今ここに来まして、地の現状を見る限り山陰の小京都という知名度に依存して、集客することにも限界がみえてきているように思うんです。何か、町民の有意義な観光復活に関する活動方を生み出さなければ、国際観光都市京都という知名度をこれから先も使用し続けることができるのかと、疑問にさえ思っております。

そこで、少し現在の世界における観光都市京都の立ち位置から、若干、触れてみたいと思います。京都の観光と言えば、年間2,600万人の観光客入り込み、1,200万人の宿泊数を数えております。米国の、世界の主要旅行雑誌の一つである「トラベル・アンド・レジャー」によれば、平成24年度世界ベストシティーランキング1位に京都が選ばれました。選考基準点は1、風景、旧跡、名所。2番、文化・芸術。3番、レストラン、食べ物。4番、人。5、価値観の5つでした。このなかでも特に、私どもが目すべきことは2番の文化・芸術の圧倒的評価でございました。京都の文化芸術品に至りましては794年、桓武天皇の平安京遷都以来1200年の、悠久の年月の間、国内はもちろん国外その昔、中国の唐の時代シルクロードを通じて集積されました、秘宝の数々をも有しております。いわば、文化のタイムカプセルと言われるほど、世界随一の歴史を秘めております。またその文化・芸術の保護・管理・伝承育成に至りましては、室町時代以来の祇園祭、山鉾巡行に見られますように、^{まちしゅう}町衆、あるいは「ちょうしゅう」ともいいますが、商工事業を中心に組織されました、市民の幾世期何代にもわたる文化伝承の主体活動を見逃すわけには参りません。もちろん、このことに関する行政の主導的役割は言うまでもありません。一方ここで、当町を振り返りますと、確かに当町は景観・名称・史跡・歴史・文化・芸術・人材と京都に似通った、あるいはその中にはそれ以上の観光資源をそれなりに抱えてはおります。そこで、観光復活をはかるための一方策としまして、世界一の観光都市京都との文化的アイデンティティをより一層高め、特に当町の文化・芸術に対する取り組みを今一度見つめ直し、理解を深め、行政指導のもと文化振興協会などを設立し、伝統文化、芸術、芸能活動、特に、神楽、鶯舞、華道、茶道、絵画、水墨、陶芸などの現在の町民活動の補助、育成、伝承、統括に取り組む必要があると思います。

そこで、津和野町教育ビジョンによれば、文化振興の具体的取り組みといたしまして、町民が身近に芸術や文化に触れることもできる場。さらには、町民の文化活動の拠点として、文化ホールの建設を計画していますが、実行に向けてのスケジュールはいかがで

すか。また、津和野町文化団体連絡協議会の活動を支援することにより、町内で活動している、各種文化団体の有機的な連帯を図るとともに、組織間の融和と協力体制の確立、さらには、活動の充実を目指すとありますが、この協議会と活動の実態は、いかがなものでしょうか。お答えください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、文化振興と観光復活について御質問をいただきましたのでお答えいたします。

山陰の小京都と言われて、多くの若い世代の観光客が訪れていた時代から現在は様変わりし、比較的、年齢の高い人が中心になりつつあり、若者への認知度が下がってきているともいわれております。先日も、広島県のある大学の教授との話の中で、津和野について、知らない学生が多くいるとの御意見を伺う機会がございました。近隣の広島県の大学生でさえ、認知度が低くなっているということは、まさに危機的な状況でもあり、議員の御指摘のとおり観光復活に関する、新たな方策を見出す必要があると考えます。

一方、伝統的な文化や文化財は、津和野町の生命線でもあり、今後も大切に継承するとともに、それを、教育や観光と結び付け有効的に利活用することも、必要であると考えます。

議員御指摘の文化振興協会との設立につきましては、津和野町教育ビジョンにある、文化団体連絡協議会（仮称）と同様のものと考えますが、現在のところ、その発足はできておりません。議員の御質問にございます、文化ホールの建設計画でございますが、教育ビジョンでも中期平成27年から29年で建設準備委員会の設置及び計画作成。後期、平成30年から33年で建設と計画としており、現在のところ具体的な作業には入っておりません。今後、具体的な計画を行うことになれば、町の財政運営に大きく影響することから、慎重に協議をしながら進めていくことになると思います。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい。今のですね、文化ホールなりさまざまな文化振興協会なり、津和野町文化団体連絡協議会なり、そういうことをですね、実現することによりまして、教育文化歴史を要望する観光立町のコンテンツを高め、山陰の小京都の地名度を生かし続け、観光復活にとっても大きなモチベーション向上につながり、将来に向けての明るい兆しを確信することができると思います。ぜひ、計画の早期実行を期待するものでございます。

次は、4項目めに入ります。学びの場としての図書館の活用についてでございますが、教育ビジョンによれば、社会教育における学びの場として、公民館、まちなか図書館の活用を述べており、またその中で読書人口の減少について触れてみますが、それに対応するために図書館の活動をさらに活発化していくこと。

また、読書サークル、読み聞かせサークルなどの町民主体の読書普及活動を振興することも求めております。

改めて、言うまでもなく私たち町民にとりましては、図書館の役割はいろいろな意味で非常に大切です。特に、これからの高齢化時代、高齢者にとりましては、読書とともに余生余暇を過ごす、貴重な空間となり、もちろん一般の町民にとりましては、個々人の資質を高める学習の場として、さらには、幼児から高齢者まで一同に会せる読書コミュニティとしまして、また小中高の学生たちにとりましては、祝休日の自学習の場として、その他にも取り上げれば、さまざまな役割があると思います。

いずれにしても言えますことは、これらの役割を十分に果たすためには、ゆったりとした空間や会議室などのさまざまな設備が求められると思いますが、いま一度、津和野地区図書館を検証してみますと、図書館活動を促進させ、さまざまな役割を機能させるには、あまりにも狭小で、あるいは貧弱で町民自体の読書、普及活動を振興させるには、前途に光明を見いだせないものがあります。教育ビジョンの中で、図書館活動の拠点となる図書館施設の整備や図書の実も大切とあります。教育文化を表号する町の町民にふさわしい学びの場としての新施設の建設をせつに、要望するものでありますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、図書館活用についての御質問にお答えいたします。現在、津和野町内には、津和野図書館と日原図書館の2施設がございますが、どちらの施設も狭く蔵書冊数にもおのずと限界がありますし、保管用の倉庫もないような状況ですし、職員体制もそれぞれ1名の嘱託職員では思うような活動にならないかと十分な環境とは言えない状況でございます。図書館協議会でも、1つに統合して新しい施設を望む声もございましたが、一方では、身近な場所にあることが大切で、特に、高齢の方は遠くになると、図書館に足を運ばなくなるという御意見もあり、どちらも、うなずける御意見であり、教育ビジョンでは、具体的な新館の建設までは記載をしてはおりません。

しかし、教育委員会としましては、大規模な施設は困難でも身の丈にあった施設をしながらも図書館として核となる施設は必要と考えております。

一方で、身近な場所での貸し出し場所の確保も同時に必要と考えておりますので、各地区の公民館施設等での貸し出しや返却ができるように、まちなか図書館構想を少しずつ進めているところでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） その町の教養の資質は図書館を見ればわかる。こういうことを聞いていることになります。予算の都合もあるかと思いますが、1日も早い建設の実現を望んで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 後ろの時計で10時45分まで休憩といたします。

午前 10 時 32 分休憩

午前 10 時 45 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序 3、10 番、京村まゆみ君。

○議員（10 番 京村まゆみ君） それでは、通告にしたがいまして私の一般質問を行いたいと思います。

今回、二つの質問をいたします。まず一つ目として、自治体消滅論にどう向き合うかという質問をさせていただきます。ことし 5 月に日本創成会議が公表した消滅可能性都市についての試算データでは、2040 年に島根県の若年女性が 8 割減になり、その中でも津和野町の若年女性の減少率は実に 77%になるという試算でした。また、消滅可能性自治体 896 自治体のうち、悪いほうから 49 番目に上がっておりました。元総務相、岩手県知事でもあった増田寛也氏が座長を務める日本創成会議では、東京一極集中により、地方だけではなく、大都市も崩壊すると指摘し、日本全体の問題としての問題提起がなされております。防波堤となる地方の中核都市の機能充実などを提言しておられます。

また、一方では島根県中山間地域研究センターが作成、更新しているしまねの郷づくりカルテでは、県内を市町村より小さい一時的生活圈の公民館や小学校区の 227 地区に分けて、人口や地区の現状を把握し分析し、人口動態データも示されております。島根県内では、田舎の田舎に人口の社会増が現れ始めている現状から新たな方向性として、小規模、分散で端っこを生かした定住策を提案しておられます。そこで、町内の地区別、世代別の人口動態データから、現状をどう捉え分析しておられるのか、また、2つの提言をもとにして当町の進むべき方向をどう考えておられるのか、そして、具体的な定住施策にどのように反映していくのかということについて、お伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは 10 番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。自治体消滅論にどう向き合うかと対しての御質問でございます。津和野町の平成 21 年から平成 25 年の 5 年間の人口動態から、島根県中山間地域研究センターが、津和野町内の公民館単位で試算した 10 年後の予測人口につきましては、全ての地区で減少する予測で全体の人口減少率は 21.4%、高齢化率は 50%を超える予測であります。中でも当町の中心部である津和野公民館のエリアの人口減少率は、25.5%と極めて高く、山間部のみの問題ではなく、津和野町全体の重要な課題であると認識をしております。島根県中山間地域研究センターの推計によると、毎年 4 歳以下の子供を連れた 30 代前半の夫婦、20 代前半の夫婦、60 歳代前半の夫婦がそれぞれ 0.5 組から 7 組、津和野町全体で、それぞれ 21.5 組の U I ターンがあれば、10 年後もおおむね現状の人口を維持し、高齢化率も 42%であると予測をしております。

ます。津和野町では、まちづくり委員会との協働により、地域課題の解決を図り、安心安全な住みよい地域づくりを目指します。また今年度におきまして、空き家調査を実施し、有効的な活用を促進することとし、つわの暮らし推進住宅の整備と合わせて住環境の整備を図っていきたいと考えます。

本町の定住施策につきましては、合併以来、最優先課題として取り組んできた財政の健全化がようやくひとまずの目標を達成した状況から、より積極的な事業展開ができ得るタイミングにあると考え、今年度より、つわの暮らし推進住宅の整備や保育料の軽減を始めとしたハード、ソフト両面にわたってのさまざまな事業に着手を始めたところであります。今後においても、定住の重要な要因である産業振興を目的に、これまでの地産地消を中心とした農業振興の取り組みをさらに強化するためのC A S冷凍機器の導入、I T企業を中心とした誘致や町内での創業支援を行う取り組みなど推進するとともに、先進的な取り組みとして期待をされております地域包括ケアシステムをより精度の高い仕組みとして構築していくことで、限られた資源を効率的かつ効果的に活用し、安心安全で住みよい医療・福祉の充実へとつなげてまいりたいと考えております。

他の自治体と比較して、財政的な事情から本町の定住政策は出おくれ、その結果が人口減少率と厳しい数値として現れていると受けとめておりますが、積極的に着手し始めたさまざまな事業を今後においても信念を持ってさらに深め、人口減少問題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ただいまの答弁の中でもありましたように、中心部、特に津和野の津和野が実は一番危機感を持たねばいけないというようなデータが出ております。その現状というか、将来予測の現状要因の一つとして、もちろん雇用問題、働く場所のこともあります。しかし、中心部の経済活動を支えてきた周辺部の急激な衰退ということも、要因の一つだと私は思っております。高齢化はもちろんです。さまざまな施設、学校統合などで若い世代が中心の町へ出ます。そしてその中心の町へ出た若者たちは、経済活動を町外で行うようになります。そういう経済活動の町外流出というものも、中心部を疲弊させていく大きな要因だと、私は思っております。しまねの郷づくりカルテから中山間地域研究センターの藤山統括官は新たな方向性として小規模、分散、端っこを生かした定住策を提案しておられます。そして、ただいま答弁にもありましたように、具体的な施策を町としてはたくさんやっておられます。つわの暮らし推進住宅など本当に新たな方向性を示すものではないかと思いますが、そういうさまざまな施策のもととなるこの町の方向性、今からどういう方向に進みたいという考えでやっておられるかというところを、特に町長に確認させていただきたいと思っております。人口減少というのは、全国的日本の問題で、もうこれは確実に起こっている事実です。その中で、津和野町は、中心部に皆住みましょう。周辺部のインフラ整備はしません。全て中心部に集めてその代わりに周辺部は行政がホームと

して周辺の環境を保全し、農村公園にします。例えば、そのような施策を、そのような方向を考えられるのか、または小規模分散型、新しい方向として山間部の多様な暮らしの部分を大切にしながら、周辺部の集落機能が縮小しながらも維持できるように小規模分散端っこを生かした定住策を実践していくのか、その両極端かもしれませんが、方向性として、町長がどのようにお考えであるかを確認させてください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 端っこを生かしたまちづくりということであります。その考えも重々わかるわけでありまして。そうした中でその端っこということ、これは町内がいろんな地域があるわけがございます。そうしたところを我々としては、バランスよくまちづくりをしていく、そういうことが非常に大事であります。

特に畑迫地域、あるいは須川地域、そうしたところも早くから小学校も統廃合されて、非常にその地域としては寂しい思いをされているわけでありまして、そうしたところにもしっかりと目を向けた施策というのをやらなければなりません。それからやはり、津和野町の人口減少率がこれだけ高い数値が出ているということは、繰り返しになりますけれども、津和野地域の町なか非常にこの減少率が高い、それがまさにこの数字に反映をされているということでありまして。これは正確な因果関係として調べているわけではありませんが、特に津和野地域の町なかの地域は、やはりこの観光産業というのがこれまで支えられてきた、それが御承知のとおり、右肩下がりに下がってきて、また滞在時間も非常に低い、そういう中で経済効果が以前に比べると非常に上がらない、そこにこの産業の疲弊が起きてきて、まさにそれが津和野地域の町なかの大きな人口減少の比率につながっているんじゃないかと、そういうことを考えますと、やはりこの人口減少率という数値にこだわって、それを高めていくなれば、当然ながら津和野地域の町なか、また当然日原地域の町なかもそうありますが、そうしたところにもいろんなそのやはり投資をしていかなければならない。そういう中での解決策をどうしていくかということがまず求められている、これが我々町政運営をしていく上での非常に重要なことだということが大前提としてあるわけでありまして。

こうした中で、国のほうも、このたび地方再生をしなければならないということで、これまでも、いろいろ運営はしていただいておりますけれども、特にこの担当大臣をつくり、さらにはいろんなこの制度も拡充していこうということで、今までとは違う本気度だというふうに私自身も受けとめて、そのことは歓迎をしております。ただ、気をつけてやっていかなければならないのは、基本的にこの先に道州性が見えるとしたならば、我々はそれはやはり国との関係というものは、もう少ししたたかに保っていかなければならないというふうにも思っております。そうした中でいろいろ国の現在の方針を見ますと、地方中核拠点都市でありますとか定住自立圏構想、こうしたことは置いときますと、その中でこのたび新たに条件不利地域についてどうするかということをも具体的などころで示されておまして、そうした中で、例えば集落が散在する地域におい

では、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲において、集めてそしてまちづくりをしていくんだというような考え方も示されているところでもあります。じゃあその歩いて動ける範囲で、地域活動を行う場や施設をどういうふうと考えていけばいいのかということ、これを今後私自身はどういうふうを受けとめていけばいいのかというふうにも思っているわけではありますが、日本創成会議等が示している内容を見てみますと、小さな拠点として集落地域の中に商店や診療所等の日常生活に不可欠な施設、機能、自費活動を行う場を歩いて動ける範囲に集約するというふうに出てきているというわけでもありますけれども。それは本当にそれが実現可能であるならば、私は非常にそれはありがたいことだというふうに思います。ただそれを津和野町に置き換えて考えてみますと、じゃあ左鐙地域に商店であり、あるいは診療所、それから福祉施設を、教育施設をつくる。須川地域にも同じようにつくるのか、木部地域にもつくるのかということにもなります。商店をとという意味でもこれは民間活動でありますけれども、恐らくそういう条件不利地域につくるということは、行政が支えていかなければならぬだろうと、そういうことでもあります。国がそれらの全ての実現をさせていくために、財政的な手立てもしていただけるということであれば、それは私は歓迎すべきことだと思いますけれども、決して国の財政状況を見る限り、そうしたことにはならないだろうというふうにも受けとめております。ですから、国が示している方針それは今を一生懸命なってくれているという環境が歓迎しなければなりませんけれども。我々はやはり現実として、町政課題、町政運営を預かる者として、責任ある行動をとっていかなければ町の方向性を誤らせていることにもつながるといふふうにも考えているところでもあります。

そうした中でありますので、我々としては、やはりどういうふうはこの津和野町のまちづくりを具体的にしていくかということでもありますけれども、ある程度やはり集約化した動きをしていく中で、そのいわゆる範囲、拠点づくりの範囲、それをどういうふうにもまず考えていくかということが重要になろうかと思えます。そういうところから考えますと、本町の場合は、非常にその医療が厳しい状況に置かれてまいりましたので、これまで島根県内でも先進的な取り組みとして、地域包括ケアシステム、ここを進めてきたというところでもあります。今後もこれを先ほどの回答でも申し上げたように、より精度の高いものにさらに進めていこうという計画があるわけでもあります。その地域包括ケアの考え方を考慮しますと、やはり30分で移動ができる距離の中に、いろんな拠点を整備していこうというのが考え方にもなっているわけでもありますので、そうした地域包括ケアシステムを進めていく上でのまちづくりの方向性としては、やはり日原地域、そして津和野地域、そういう範囲の考え方の中で、いろんな拠点づくりをしていくということが出てくるかと思っています。そうした中に、それを取り巻く、いわゆる日原地域でありましたら左鐙、須川そうしたところ、津和野地域でありましたら、畑迫や木部、名賀というところになるかと思えます。そうしたところと、拠点をうまくどうい

うふうにネットワークをさせていくのかということ、それは公共交通手段の整備も含めてということになりますけれども、そうしたところを具体的につめていくと、そういう中でこのまちづくりというものを進めていく必要があるのではないかとというふうに考えているところであります。このことについても、当然行政だけが、一方的に進めていくことにはなりませんので、ようやくこの3年かけてまちづくり委員会まだまだ課題は多うございますけども、町民の皆さんがいろんなこのまちづくり委員会を通して思いを述べ、行政にも意見をいただく、そういう体制づくりができておりますので、こうしたものをしっかり機能させていきながら、今後のまちづくりへ生かしていくと、そういうふうに進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 町長おっしゃいましたように、国の財政にしても町の財政にしても厳しい中で、全てのことをこの中山間地域である津和野町において、全ての小さなところまで隅々まで行き届くことが果たしてできるのか、それは本当に大変なことであります。先ほどの地域包括ケアの話では30分で移動できる範囲にということでしたけれども、それはやはり小さな拠点づくりというような考えであろうかと思えます。その小さな拠点をつくっていくということはとても大事なことでありますが、そのことを進めることによって、その中心を支える周りのものが疲弊してなくなっていったんでは意味がないのではないかなと、私は危惧しながらさまざまなことを考えているわけで、例えば今回の議会の補正予算で上がりました、CASの導入事業などありますが、素材を供給する農業や漁業者が一定量の生産を継続できなければ、この事業も成り立っていかないわけでありまして。後継者問題や環境問題など考えたときにやはりそこに周辺部に住んで住み続ける若い人でも生活をし続けることができる最低限のインフラは必要であると思えます。また定住対策として、保育料の無料化というようなこともやっていただいておりますが、その無料化された浮いたお金というか家計、家計において浮いたお金ですね、それが町外での消費活動につながるものでなく、できるなら町内の経済活動に回っていくような、そういう仕組みづくりとかも一緒に考えていくということが必要ではないかなと思っておりますが、そのようなことはどうお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、議員おっしゃられること当然のことでございます。そうした意味も含めて現在このいわゆる産業振興、そして農林業振興をもちろん進めているということでありまして。例えば農業関係でございましたら、先ほど申し上げられたCASの導入であります。これらもただ唐突に今年度から始めるということでありまして、3年前から地産地消事業、そういうものを進めてまいりました。そして農家の方々を個別に回ってそして農産物をいいものをつくる、あるいはまたそれをさらに付加価値を高める特産品化をしていくということ、そうしたものをやる気のある農

業の皆様方といろいろ話し合いをしてきた、そういう経過があるということでもあります。またマルシェにつきましても、地元でできた農産物を地元の方に買ってもらえる仕組みをつくっていかうとあるいは、観光客の方々にもその農産物を特産化したものを買っていただくという取り組み、あるいは観光でお見えになる皆様方がお泊まりになる、そこに旅館に地元の農産物を使ってもらえれば、そういう旅館業も特色が出せるし、また、農業者も農業所得の向上につながっていくのではないかと、そういうことをいろいろとやってきた中で、やはりそのいいものをよりよく提供していくためにはCAS、これが必要だということなので今回1億3,000万もの大きな事業を投じて、我々としても踏み出していかうというところにきておるということでもありますから、これをさらに進めていかう、そうして農業はそれだけではなくて、昔の田舎の生活というのは農林業という兼業の中で、生きてきました。ですから農業だけでは十分な所得が上がらないかもしれないけれども、林業というものも、一つの所得の確保の策につながっていく、そういう方で自伐型林業、これを我々としても進めております。これも、今年度から唐突に始めたものではありませんで、3年前から山の宝でもう一杯プロジェクトというようなものも始め、またさらには確実にできるかどうかわかりませんが、木質バイオマス発電、そうしたものもさらに研究を深めていきながら、今回自伐型林業を構築をしていかうということでもあります。

これらが、農林業という一つの兼業で十分な産業になっていくのであれば、私はむしろ中山間地域のいわゆる端っこ、端っこというところとちょっと誤解を受ける言い方になるかもしれませんが、そうしたところへの定住につながると思っています。というのも、まさに山林というのは周辺部に豊富な資源があるわけでありまして、ですから、我々はまさに、中心地だけを考えているわけではなくて、中山間地域も含めた中での産業振興を考えてやってきている、それとともに住まいを中山間地域につくっていけば、仕事の確保と住まいの確保、最低限のそこに定住をする基盤がつかれるんじゃないかということ、つわの暮らし推進住宅についても御承知のとおり、左鐙地域にこのたび2棟をつくらせていただくというようなところでありまして、決してそのインフラ整備を何もしていないということではないということ、申し上げさせていただきたいと思っておりますし、そのほかにもこれまでやってきた、例えば左鐙地域を挙げるとしたならば、新畑支線、あるいは平台線、あるいは高嶺線、そうした町道関係の整備にもしっかりとお金を投じておりますし、公民館の修繕、あるいは町政座談会で必ず上がってきます側溝の整備、そうした要望活動にもできるだけ限られた財政ではありますがありますが、投じて左鐙地域にも、お金を投じてきていることでもあります。これは左鐙地域だけではなくて、須川地域や木部地域や畑迫地域、そうしたところとの町政座談会等の話し合いの中でのいろんなインフラ整備もこれまでやはりやってきているというようなところでございます。そうした中で、今後もこうした形のさらに深めていき、また新しい政策も連携をさせていきな

がら、まさにこのいわゆる中山間地域に対しての定住対策というものも進めてまいりたいというふうに思います。

ただ、それ以上に教育施設やあるいは保育施設や、あるいは医療、福祉の政策、これについてはそれぞれの地域につくってたんでは非常にもう財政がいくらあっても足りません。現在津和野町は一般会計で、80億規模の事業を毎年やっております。去年ことしは災害が起きましたので100億規模でありますけれども、なかなか80億規模というのは人口1万人足らずの町がこれだけの事業をやってる規模の町というのはそう全国でもないというふうにも思っております。

一方でそういういろんなまた施設を各中山間地域に整備していくことになれば、一体いくらのお金が必要になるんだろうかと、そういうことにもつながってまいります。ですから、ある程度の施設はそういう一つの拠点の中に集約をさせてもらって、そしてその周辺部にはそういういわゆる産業振興や住宅環境、そういうものも整備していきながら、定住政策もしていくということにもなっていくんではないかと考えている次第であります。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 私がいつもその周辺部とかそういうことにこだわる中には、私も松江の町なかで育ちましたが、本当にいいものを地元にながら気がつかないとか簡単に諦めてしまうっていうところが、とても残念でもったいないなというつも思うわけであります。町長おっしゃるように本当に財政面とかさまざまなことがあります。けれども、その中で田舎の田舎を目指して今実際に、人口の流れが変わってきている部分も確かにあるわけです。そういう方々は今津和野町が進めようとしている自伐林業とか、マルシェ、またそういうCASなど導入してやろうとする事業などにとても強い多分魅力を感じられると思います。そういうものをしっかりPRする、ここだからこそできるもの、ここだからこそ大切にしまちづくりとか施策を希望するものであります。さまざまな事業が一つの点と点ではなくて、つながっていく、そして町長のグランドデザインに沿った施策が展開されますように望み、次の質問に移らせていただきます。

次の質問であります。買い物不便者対策事業についてです。この事業は、移動販売空白地帯を調査して買い物不便者対策を講じることを主な目的とし、今年度委託事業として展開されておるようです。が、一つ目の質問として、具体的な事業内容と実際の移動販売の場所や曜日、利用状況などを伺います。二つ目として、当初の計画では、福祉の観点でウェブマップ活用なども上げられておりました。委託事業者との協議など、進捗状況を伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは買い物不便者対策事業と題しての御質問についてお答えをさせていただきます。平成24年に実施した町民意識調査におきましては、高

高齢者を中心に、36.7%の方が食料品を初めとする生活必需品の購入について不便を感じておられました。そして日常の買い物便利環境の改善に必要と思うことについては、「移動販売・移動スーパー」が35.4%で最も高く、次いで「宅配サービスの充実」が32.6%、「バスなどの公共交通機関の充実」が31.1%、「お店の誘致」が30.5%となっております。町民の皆様から要望の高かった移動販売・移動スーパーは、直接見て触れて買い物ができる楽しさを提供できる上、買い物に集まった住民同士の交流の場にもつながる利点があります。

移動販売の実証実験につきましては、固定店舗の配達サービスや、移動販売等のサービスが行き届かない空白地帯の調査を行い、空白地帯の解消及び高齢者等の見守り機能の強化や買い物情報の発信及び地域情報の収集をするほか、移動販売車を利用した農産物等の集荷及び農産物の仕入れ等を検討する内容について委託をし、実証実験を実施しているところでございます。

現在の実施箇所につきましては、火曜日の午前に津和野地域の後田地区2カ所と、小川地区の岩瀬戸、水曜日の午前に、木部地区の長福2カ所と奥ヶ野、木曜日の午前に青原、午後に左鐙3カ所の合計10カ所で利用状況につきましては、2人から15人程度と場所によって異なっております。

移動販売の実証実験につきましては、買い物不便者対策はもちろん、高齢者の見守りという福祉的機能を持たせることで、福祉施策と絡めた効率のよい移動販売や配達サービスの買い物情報、地域のイベントや交通手段等の情報を重ね合わせていられるウェブマップの作成をすることとしております。今年度の予定としましては、4月から情報収集やシステム設計をし、課題を検討しながら、9月以降のところ、ウェブマップ作成する計画でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 現在の実施箇所について今説明のあった10カ所がありますが、この10カ所を選んだ理由と、あと空白地帯というのがほかにはないのかということをお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員の御質問ですが、選んだ理由ということでございます。ここの辺につきましては、現状のこの移動販売、民間でやっておられるところもでございます。そういったところと重複しないようにというところも含めて、この箇所については選定をさせていただいたというところでございます。実証実験ということで理由として、深い理由があるというわけではございませんが、今バルーンという委託先がこの場所等についてはシルバー人材センターと一緒に協力をしていただいて、この移動販売にあたっていただいております。そういった相談の中から設定をされたものというふうに考えております。もう1点が……現在のところですね、当然空白地帯については私どもは把握をしておるところでも

あるというふうに認識をしております。具体的な箇所については、手持ちとして資料を持ち合わせておりませんのでお答えできません。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 空白地帯がまだ今、具体的なところが今答えられないということですが、4月から始まって今9月ですね。その間にバルーンさんとシルバーさんではなく最初は町内業者さんが間にかんでやっておられたっていうことを聞いておりますが、現在はシルバーさんとバルーンさんでやっておられるということでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 現在はですね、シルバー人材センターと一緒にやってるといってございまして、議員が御質問の……民間の方も入られてという当初のところで行っていたということもございまして。そういったところから今はそういう形に手法が変わってきたというようなところですが、ただ、最初に携わっていただいた業者の方も全然携わっていないということではございませんので、その点だけ御説明をさせていただいたらというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） ちょっと意味がよく分からないというか、最初の事業者の方も現在も関わっておられるということですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） その事業者の方につきましては、本業であるところの部分を縮小されとるというふうに聞いております。そういった中で、当初のところよりも、協力体制については若干シルバー人材センターとの委託というところで、シルバー人材センターとの協力関係の中で、主にはそういうふうになってきたということでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） この事業が特に移動販売を中心にした調査というか社会実験となっておりますが、昨年の町民の意識調査において、移動販売を希望する声が高かったからってということがあるかと思えます。ですが、今後の社会実験が町としてどういう形で施策へつながっていくのかなというところが、ちょっと気になるところで移動販売だけを中心に考えるのかってということや、現在マルシェっていうものもあちこちでやっておられますが、これはこれで今回の歳入、補正予算の歳入でもちよっとかなり上がっていて事業効果が現れていると言えば現れてはいるんですけども、逆に道の駅などは出荷量が、野菜の出荷量が減るとか、そういう問題も声も聞いております。で、そういうバランスをどう考えていかれるのかってということと、この移動販売っていうのは人件費部分が結局普通の業者がやったら成り立たないから

みんなやらないわけで、そこを今後どういうふうに展開していかれるのかっていうことをまずお伺いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、バランスというような御質問であったかと思います。私ども今考えている買い物不便者対策という部分につきましては、一つの手法としてこういった移動販売というのがあると、で、まちづくり委員会の中では、この買い物不便者対策として、いろいろ委員会の中で検討されていることがございます。一つは、カタログ販売を郵便局の方々と共同して行おうというそういう取り組み、これまだ検討中でございます。もう一点は、木部地区まちづくり委員会のそういった補助金を活用して、商品を輸送するというような取り組みをされている。また青原地域においては、買い物ツアーというような方法で、この不便者対策というのを行っているということでございます。先ほど御紹介をさせていただいた郵便局と共同してというようなカタログ販売の取り組みにつきましては、買い物を不便として困っている方に対してもそうなんです、やはり商店、ここの活性化も含めて、そのカタログ販売をやっというところ、これは日原地域のまちづくり委員会の中で、今検討されていることですが、そういったことで、各まちづくり委員会で、地域課題を解決するということ、この買い物不便者対策については、いろんな考え方を持って取り組みをされております。これの取り組みを行政としてどうサポートしていくかというところ、ここのところが先ほど議員が御質問あった人件費等にも赤字になってなかなかできないというところに関わってくると思います。今、まちづくり委員会も3年目ということで、地域提案型助成事業等の補助金につきましては、いろんな3年間の中で、御意見をいただいているところでございます。まちづくり委員会の会長さん等を集めて未来づくり協働会議という会議を行っておりますが、今後の補助金等のあり方についてはまだ検討中ではございますが、そういったその地域の課題として今受け取られているそういった課題に対する解決方法というのをどう生かしていくかというのは未来づくり協働会議の中で、町もある程度の財政的な部分というのは、考えながらその辺については地域課題を解決する仕組みとして考えていくべきだろうと今考えているところでございます。先ほど議員がおっしゃったバランスというところで言いますと、なかなかそのマルシェがあったり、そういったところで、道の駅の関係はどうですかというようなところもございますが、基本的にはやはり地域で生産される農業者の方、あるいはそれを購入される、買い物される消費者の方という関係の中で、そういった関係の中で捉えた中で、やはりそういった部分につきましては、バランスという点ではまだ制度的な内容について詳細に検討をしとるわけではございませんが、そういったところにつきましては、ある程度そういったバランスも考慮しながら、この政策的なところは、総合的に検討していくべきではないかなというふうには考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） やはりその一つのところではなくて、今のバルーンさんに委託しておくってということよりも、本当農林課なりさまざまな課で連携しないと、なかなか効果が片方だけになってしまうのかなっていう気もしております。それともう一つちょっとお伺いしたいのが、このウェブマップについてですけども、ウェブマップというとなんかちょっと難しいとか高齢者の方々にはピンとこないだろうなというような気がしておりますが、実際にそのウェブマップとしてどういう情報を公開するのかっていう、ウェブで公開していくってことなのか、それともこっち側、運営側の情報として持つておくということなのか、ちょっとその辺を伺いたいと。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） ウェブとして公開をしていくというところで、今考えているところでございます。内容としては、9月からというところで作成を入れていこうということで、詳細についてはまだ承知はしていませんが、そういった考えで進めていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 公開されたものを高齢者の方はとてもよう見ないだろうなっていうところもありますので、その辺をよくお考えになられて事業を進めていただきたいなと思いますが、今のまちづくり委員会が、一緒に絡んでいるようなお話でありましたので、定住推進員とか、集落支援員さんとか、地域おこし協力隊さんとかいろいろな形で入っておられる方がおられます。そういう方々もうまくリンクしながら、こういう事業が進むということを願って一般質問を終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 以上で10番、京村まゆみ君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時28分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序4、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは通告をしておきました件につきまして、逐一質問をしていきたいと思っております。

まず第1点目、地域提案型助成事業についてお尋ねをいたします。この事業は平成20年度に、第1次総合振興計画が策定をされまして、平成22年度に、地域課題等の概要調査として自治会未結成地域の町民意識の調査が行われたわけでありまして、そして、平成23年度に住民と協働プロジェクト推進会議が設置されまして、住民と行政の協働

指針の実施計画が作成されたところであります。そして、平成24年度に具体的施策の展開としてまちづくり委員会と未来づくり協働会議が設置されたわけでありまして、これには人的支援策として、集落支援員、地域コーディネーター、地域担当職員の支援を得まして全町12地域にまちづくり委員会が設立され、これが3年間の事業であったわけですが、この事業にもいろいろ紆余曲折がありました。本年度が最後の財政支援として今定例議会に補正予算が計上されて本事業が終わろうとしているわけでありまして、この地域提案型助成事業がこれほど物議を醸す施策であったとは私も思っておりませんでした。今年度は約半年間の事業が残されておるわけですが、人的支援の活動状況、また財政的支援が町民皆平等であったと思っておられるのかこれについてお尋ねをしたい。そして本事業の反省点は何であったのかこれをお尋ねをしたいと思っております。

2番目に、27年度の新規事業の構想についてお尋ねをいたします。

新規事業に対しましては現在試行錯誤されているようでありますが、事業構想の中でまず念頭においていただきたいこのことは、日本国憲法第14条第1項に「全ての国民は、法の下に平等であつて、社会的身分または門地により、差別されない」このようにあるわけでありまして、私が申し上げるまでもなく執行部におかれましては実行されての新規事業の構想中と思っておりますが、もし差し支えがなければ新規事業がどのような事業計画しておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域提案型助成事業についてでございます。まちづくり地域コーディネーターにつきましては、まちづくり委員会の設置及び運営をサポート支援する目的として、平成24年5月から平成26年4月までの2年間において3名配置をいたしました。

結果として町内12の地域全てにまちづくり委員会を設置することができました。さらに平成26年度には全地域の自治会及び町内会等がまちづくり委員会に加入していただくことができたところでございます。まちづくり委員会の設置及び運営に関しましては、まちづくり地域コーディネーターだけでなく、議員の皆様や関係機関との連携により組織化が図れ、当初の目的が達成できたと考えております。

また、集落支援員につきましては、地域提案型助成事業補助金交付申請書等の作成支援などを目的として平成24年度3名を、平成25年度からは2名を配置しているところでございます。各まちづくり委員会からは、役員の負担が大きいとの御指摘をいただいております。今後人口減少や高齢化が進む中で、補助金のあり方やまちづくり委員会の運営を含めた総合的な人的支援について一層強化する必要があると考えます。

平成27年度以降の地域提案型助成事業の展開につきましては、本年7月から8月にかけて町内12地域全てのまちづくり委員会の皆さんと意見交換会を実施したところ

でございます。まちづくり委員会につきましては地域全体の協議の場としては不十分であったという御指摘の一方、委員会ができたことにより各団体との情報交換ができたとの御意見もございました。補助金の使い方については、地域全体で有効活用する必要性があるという課題を確認したところでございますが、一方で、自治会単位においても課題を確認したところですが、一方では自治会単位においても課題が残されており、解決に向けた取り組みを継続していくことが必要であるという意見も多数いただいたところでございます。今後の事業展開につきましては、意見交換会での意見等を踏まえたいえ、平成26年11月をめぐり平成27年度以降の方策について方向性を示させていただきますと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 御答弁いただきましたがこれについて少し、質問をしたいと思っております。

昨年の災害の教訓としまして、減災の視点から自らを守る自助、地域で助け合う共助、行政が取り組む公助、この3つの要素をもとに防災体制の強化に向かって自主防災組織の結成推進、またまちづくり委員会が結成されたわけでありましたが、地域提案型助成事業の活用、財政支援による旧津和野地域内にも31団体の結成ができたわけでございます。私のいちばんの関心はこの中で何が一番だったかと見ましたときに、1番目はやはり防災防犯事業ためにお金を使われたということが1番であったと思われませんが、また2番目には地域環境美化事業そして3番目はこれ全体的であります、集会所施設整備の事業で費用対効果は大いにあったと評価をされておるわけでありましたが、どうしても1点ほどお聞きをしておきたいことがありますので質問をいたします。本年度最後の年度であったわけですね、そうしたときに地域担当職員の配置がえが今年度されました。町長は全職員に各町内精通させたい。このような思いであったらうと思われるわけですが私は全く理解していない。例えば配置表によりますと、津和野地区担当に日原や青原保育園の保育士さんが、また、給食センターの職員が担当になっておられました。この方に日中どのようにして相談に行くのか、大変私自身も悩んだことがあります。また、休日や夜間に伺う、これも大変難しい問題であるわけでございますが、一般の事務職員が担当であったなら庁舎ですね、電話できます。また庁舎なら訪れて相談もできるわけでありますから。町長がそういった気持ちで配置をされたんであらうと思っておりますが、課長さんもこのことは一番よく知っておられると思っております。そのために大変困難な問題も多くあったわけでありますが、今後このような事業遂行には執行体制確立を強く望んでおきます。そうしたことについて何か御答弁があればお聞かせをいただきたい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員御指摘のとおり平成24年5年で59名、それからことしの5月から26年27年ということで、2年間62名の地域担当職員を配置をさせていただきました。当初からこの地域担当職員につきましては、職

員のほうにも全員でやる事業だということで、このまちづくり委員会をサポートしていく役割として任命をさせていただいたということでございます。

まちづくり委員会12地域意見交換会を7月8月の2カ月で全てまわりまして、何で今の時期にかえたんかというような議員御質問、あるいは御指摘のとおり、地域からもそういう声がありました。私ども答弁させていただいたんですが、まずは全体が職員全員が地域担当職員をやるということで、この協働のまちづくりを進めていこというところの部分でいいですとこの手法については当初から考えていたところというところとやはりどうしても勤務地については2行政区を1人の担当職員というような数値の割合でいきますと、津和野地区についてはほかからの地域から入らざるを得ない状況もあったということでございます。勤務地等も考慮しながらそういった配置についてはいろいろな問題が生じないようにというようなところで配置はさせていただきましたが、議員御指摘のようにやはり日中での相談、あるいは夜間というところで御不便をおかけしたことは大変申しわけなかったというふうに思っております。私どもとしては職員全員がこのまちづくりに携わる。このあと2年間でほぼ全員がそういったことで携わることとなりますが、今後についてはこういった携わったことを経験として住民の皆さんと一緒に行政運営をしていこうというところで協働のまちづくりを進めていきたいということで考えております。今後も地域担当職員でいきますと、議員御指摘のようなことがないようにやはり努めていかなければならないと思っておりますが、今回の2年というのは全体がまずはこのまちづくりに携わろうというところの趣旨でございますので、その辺については御理解を賜りたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 課長が申したとおりでありますけれども、まちづくり委員会にとっては地域の実状を知った職員がそこに配置された方が一番適任であったというお気持ちは当然よくわかるわけではありますが、一方で、我々の気持ちとして、昨年の災害も含めて防災の大切さからも全職員が自分たちが住む地域以外のできるだけ町内全域を普段からわかるような状況にもしておきたいということ、それから防災減災対策だけでなく今後のまちづくりを考えるうえでも津和野のいろんな地域がどういう状況にあるのかというのを職員一人一人ができるだけ広く知っておくようにしておきたいとそういう思いでもあります。そうした中この地域担当職員制度というのを2年前から始めたところでありまして、我々も試行錯誤のなかで課題がいろいろ出ておりますけれどもそれを解決しながらいいものにしていきたいとそういうような思いでございます。まちづくり委員会からはいろいろと御意見もいただいて当然お気持ちはわかるところでありますけれども、この地域担当職員制度も最初からいいものはできませんので、いろいろ経験しながらいいものにしていきたいという思いでやっているとありますので何とぞ町民の皆様にもそういう面から、職員を育てるといふ観点から温かい目でいまのところは見守っていただきたい。当然課題があるとこ

ろはできるだけ解決をはかるようにこれからもしてまいりと考えておることであり
ます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは次に移りたいと思います。堤外水路の改修についてこれを質問したいと思いますが、旧町内に縦横に流れている水はこれは杉片河現在の土木事業所の裏より、左岸の水門より2キロメートルぐらい流れてこの町の中に入っておるわけでありまして。これは農業用水防火用水また鯉の飼育などをしていろいろな用水としての利用されておるわけですが、毎年大雨で増水の都度用水路に土砂が流入し、水が止まって鯉が酸欠状態になる。その都度商工観光課の職員がかりだされ暑いときも寒い時も季節に関係なくこういったことがおきますと、水路の土砂除去がされているのが現状であります。商工課の職員は大変だろうと本当思っておりますが、この対策として提言をしたいわけでありまして、この水門より100メートル程度土砂流入防止壁は、私は50センチぐらいコンクリートを立ち上げた壁を作っただけで何とか対応できるんじゃないかと思いますが、これはまた専門職員で検討していただきたいわけでありましてここに下の構造は水門より61メートルほど暗渠になっておったわけでありまして、災害の時に土砂が流入しましてこれが暗渠になっておりますんで人力しか除去ができないそういったことで当初は人力で除去されましてその後この暗渠の（ ）立ち上がり壊されまして、撤去しまして機械でできるような構造にされたわけですが、この土砂流入防止壁の設置についてですねこれは土木事業所と同席協議をされないといけないわけでありまして。これについてどのように協議をされていくかお尋ねをしたいと思います。

また、口としまして現在、堤外水路のてんはい以上に堆積土砂があるわけですが、これは皆さんが入られて人力で除去した土砂もあります。これがあるから雨のたんに土砂が流入するわけですがこれを、左岸側だけでも計画河床高まで土砂の除去をしていただくように土木事業所との協議をしていただきたい。当然、漁協のほうも関係するわけですがまず土木との協議していただきたいこのように思っておりますが、いかがでありますか。また、2番目に緊急対策として高校下側の下流の河川公園がずいぶん前にできております。この下流側に緊急用の用水場の設置を検討していただきたい。現在稲成丁の災害現場の復旧工事が着工されておるわけでありまして、この復旧工事が石積みで1割5分ぐらいの勾配で今度石積み護岸が完成するわけでありまして、そうしますと計画河床高まで仮に水中ポンプをつけることになりましてすいへいなんでも10メートルなるわけでありまして、そうしますと大きなレッカー車でも部分を出すのでも大変困難な事態になんじゃないか。このように心配をしておるところでございます。そうしたことをふまえこの河川公園の下流側に石積みで護岸がまいてあるわけでありましてこの場所に緊急用の用水場の設置を検討をされてはいかがか。これ

も土木事業所との河川協議が必要でありますので、これも含めて検討していただきたい。このように思っております。

3番目に稲成丁の災害現場の件であります。この横断暗渠は現在仮設であるわけですが、これが復旧される場合には、下流側に約100メートル間の水路の底板が大変痛んでおりまして現在でも大変漏水が激しいわけですが、この際補修工事を計画をされまして、底板を補修されたらいかがか。このように思っております。また、質問状にかいておりませんが、すぐこれと連携しましてすぐ下流であります。三松食堂の前の横断暗渠約20メートルあるわけですが、今回の災害でもこの中に土砂が入りまして観光課の職員が消防ポンプを持ってその中に入って土砂を噴出した。このようなことがあったわけですが大変危険なことではありましたが、この部分が暗渠になっておりますので、これを開渠にされたらいかがか。そうしますと、土砂の除去ができる構造に改良されますとそういった危険もないわけですが、この現場は参事がよく知っておられる、一緒に現場におりましたので知っておられますのでこれも含めて検討していただきたい。このように思っております。いかがでありますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは堤外水路の改修についてお答えをさせていただきます。議員御指摘のとおり昨年の大水害以降、本地点の水路は度々土砂が堆積し人力ではとても除去できる量ではありませんので、建設会社に依頼し重機を入れての除去も行っていました。また、本年も数度の大雨により現在十分な除去ができていない状況でありますので、近いうちに除去する計画としております。

議員御提案の件につきましては河川管理者であります津和野土木事業所に協議をいたしました。本施設は町が設置した水路であることから事業所としての工事はできないとのことでありました。町といたしましても街中への重要な水路でありますので内部協議を進め、対策を講じてまいりたいと考えております。

前段の御質問と関連しますが現在も議員御指摘のように少しの増水でも埋まってしまいう状況でありますので早急な対応の必要性はあると考えております。しかしながらかなりの堆積量でもあり、土木事業所への協議はもちろんですが、高津川漁協への協議も必要になってまいりますので、前段の件と合わせ検討してまいりたいと考えております。

次に、昨年の水害時には水路の仮復旧までの間、発電機で対応してきましたので、議員御提案のように事前に電気設備を持つ用水場の設置は必要であると認識をしておりますが、現在関係各課の担当で構成しております歴史的風致維持向上計画推進検討委員会において具体的な方法、設置個所について検討してまいりたいと考えております。

次に、災害復旧工事を受注した業者が、来週以降で用水路の水を止める作業があるようですので、議員御指摘の箇所については、同業者に依頼し、モルタルでの補修を行ってもらう予定としております。なお追加で御質問された件につきましては建設課長からお答えをさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 議員から御質問ありました三松前の横断暗渠の関係でございます。現場を見ておりますが砂利等がつまると大変作業的には難しいという風に思うところであります。ただ、あれを開渠にした場合にグレーチングのふたをかけた場合に車走った場合にすべりやすいというふうな問題もあると。いうふうなこともあります。水路が稲荷さんの山道の山側から弥坂神社のところの横にまいておりますのでこの辺水路の位置を含めてどうするのかというのも考えないとグレーチングの問題もありますのでそのあたりが今後考えてみないといけないということがあります。それともう一つ三松の横をとおっております稲荷丁川といいますか小川がございまして、それがいつも上流から水がでましてオーバーフローするというふうなこともあってその水路といまはお堀にいく水路が立体交差しているというふうなところもあってこのあたりもあって今後どうしたほうがいいのか検討させていただけたらと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 町長に御答弁をいただいたわけですが、何か水路の件がありますが、この水路は町が施工したようなことを県がいわれたと申されましたが、これは当初高校前に遺跡があったわけですね。これが壊れてしまったのでこれを普及するかしないかでいろいろ町にも昔のことではありますが相談があつてここを——取り壊しをされて、そのために津和野町へ入る水を上流2キロからですね縦断勾配がありますので約2キロぐらいになったわけですが、そうして堤外水路を県が作っていま水がながれておるんですが、これが町がうんぬんちゅうのは私はおかしいんじゃないかちゅうふうに思うんですが……。河川管理者である津和野土木事業所が町が設置した水路であるといふような言葉はつきりいわれたんでありましようか。私は県が遺跡が壊れたのでこれを修復するのが難しいということで堤外水路をかんからひかれたこのように認識をしておるんですがそこんとこ今度の協議のなかでももう1回確認をしていただきたい。津和野町が堤外水路を2キロも自分の費用で作るということはまず私はないと思っております。ほかの地区でもいろいろ農業用水をいぜが落とすため堤外水路ちゅうのは上流から何百メートルもひっぱる。

こういうのが普通のあれであります。そういったときやはり河川は県の者でありますので県が全部そういう事業をしてきておるんですがこの堤外水路を町のものというふうなことを言われるのは心外であるんですが、もう1回そこんところはよお確認をしておいていただきたい。このように思っております。御答弁はようございます。次に質問に移りますが、まちなか再生総合事業についてお尋ねいたします。町家ステイ戎丁が完成しましたが、3月末完成が遅れまして4月にずれこんでの完成であったわけでありまして、これは5月の連休盆の観光シーズンにもオープンされなかったわけでございますが、宿

泊施設として旅館やホテルと同様に消防法には適合していたのか。何でいままでオープンができなかったのかこの理由についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それではまちなか再生総合事業についてお答えをさせていただきます。町家ステイ戎丁に関しましては4月末に完成し、その後7月下旬から8月初旬のオープンを目指し、指定管理者である津和野町観光協会が完成した施設のイメージに合った小備品等の準備や実際に施設を使った接客、清掃など運営にかかる手順を検討し、町家住宅の一棟貸しとしての実地練習も行っていました。

そのような中7月初旬、益田保健所より「島根県の見解では、町家ステイは旅館の一種に該当する」旨の連絡があり、当町としても事業の目的や内容を説明の上、協議をしてまいりました。その上で最終的に島根県益田県土整備事務所建築課とも協議を行い、結果的には益田保健所の指導に従い、一部を簡易宿所として営業許可申請し、それに伴い、消防法の適合のための一部改修を行うことで、防火等安全面、衛生面をより強化した体験宿泊施設として活用することといたしました。

したがって、当初は住宅の一棟貸しのため、消防法の適合を想定しておりませんでした。今後は消防法に適合させるための誘導灯、排煙施設等の改修が必要となってまいりましたので、この度関係予算を議会に提出させていただいた次第でございます。

これまでの協議、調整、また安全強化に向けた改修工事等のため、オープンにはもうしばらくお時間をいただきたいと思います。

なお簡易宿所には用途を変更しても、当初よりの町家一棟貸しという考え方には変更はありません。今後は、旅行代理店、旅行雑誌等への販売・PRを行い、宿食分離による既存の町内各旅館・ホテル・飲食業との夕食セットなどの連携をより強め、オープンに向け体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） この町家ステイの戎丁が完成しまして約2カ月も過ぎて益田保健所より指摘を受けた益田県土整備事務所建築課と、協議されたが結果的には保健所の指導に従い、届け出をされたがそれにもなって消防法にも触れたので誘導灯、排煙施設等の改修のために今回226万8,000円予算が計上されたということですが、当初の段階でも工事が遅れましてこのときの利用の説明もなかったわけですが、これはやはり4月にこえましたんで消費税が8%含めたものがあつたわけであろうというふうに推測しております。この工事が2841万4,800円このような工事なつておるわけですが、今度いまこういった排煙装置をつくるために完成しておる屋根瓦をとって排煙装置を取り付けるようになると私は思っておりますが、このようなこと町民が知りましたらどのように思う——どのように受け止めるか本当私自身もこのようなことがあつてはならないというふうに思っておりますが設計の段階でなんでこれがわからなかったのか、一級建築士さんが設計してそ

れを皆で検討してこの工事が発注されたわけでありますが、そういった検討委員会や設計士さん等との協議のなかでなぜこれが——人を泊めるんですから当然旅館業務と同じことになるという風な認識があったのと思うのですが。これに気付かずこういう工事が進められたために指摘を受けて、消防法にもひっかかってこういうふうなことになるわけですが、この責任はどこにあると思っておられますか。私は多かれ少なかれこれを設計された、設計士さんにも何かの責任はあるというふうに思いますが担当課長さんはどのように思っておられますか。お聞かせをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 議員御指摘のようにどういう時点と申しますか、当初からどうだったのかということとは当然言われるところでございます。まずはいろいろこのプロデュースということで町外の業者さんですけども、県外ですけども、そのほうと随分、その業者さんがみずから同じようなシステムで経営されてると、というようなこともあって、そういう指導のもとにこの事業が取り付いたところでございまして、そういった中で設計士さんも加わって今回やってきました。また、建築事務所の方にも相談も当然してまいりましたけどもそういった中でこれが京都で経営されているそのプロデュース会社さん、自らやられてる業者さんは、そういったかたちで住宅一棟貸しというようなかたちで京都で同じように営業されているというようなことでございまして、そのへんが若干県のほうの捉え方が違っているのかなということにはたしかにあったと思います。私たちは当然そういうところに委託をしましてこの業務を行ったわけでございますのでそういうかたちで当然進むものだと申すことでやってまいりました。そういう面ではそのへんの確認がとれなかったと申すか、指導がなかったと申すかそういったことで責任がどこにあるかということになりますとなかなか難しいところでありますけど、そういったプロデュース会社さんなり、それは京都は京都のことでありますのでそれはそういう指導もあったかと思えます。県内のそういった取り扱いというようなところが少し確認が甘かったということにはなるかと思えます。責任の所在ということになるとそのへんなんと私たちも含めてございまして、県内の関係者ということになるかと思えます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 課長さんが専門職でないので責めるわけにはいきませんが、やっぱり担当なもんでお聞きするわけでございますが、こういったことが当初設計の時でも益田県道土木事務所には確認申請を出されるんじゃないかちゅうに思っておりますが、これは改造ですからその申請がいらなかったんかもわかりませんが、なんせよこれだけのことを誰も気が付かなかった、それで保健所から指摘された、それで消防署から指摘された、こんな本当不細工なことではないわけでありまして。だれが責任があるかというようなことを申しましたが、そこまでは申し上げることは、追求することはしませんが、今から町民がまた屋根瓦剥いだり排煙装置を作ったりします

と、どうせオープンはずぐのことにはなりません。1カ月も2カ月もかかろうと思います。そういったときにやはり町民はどのように行政に対して評価するかこれが1番問題であります。これは、町のほうも避けては通れない問題でありますので、矢面に立たれることは当然でありましょうが、今後このようなことが絶対ないようにもっとしっかり検討してこういった工事のことについては専門職集めて検討していただきたい。これについての答弁はよろしゅうございます。それでは次に移らさせていただきます。

スポーツ振興についてお尋ねをいたします。まず第1点目、津和野町駅伝競走大会、そしてまた日原町の駅伝競走大会が今回統合されたわけでございますが全く私たちは知らなかったわけでございますが、これを統合された理由についてお尋ねをいたします。

2番目に、津和野町駅伝競走大会これは統合されますと52年間の歴史というものがあるわけでございます。また、日原町駅伝競走大会にしましても35年間のあゆみというものがあるわけでございますが、これについてどのようにお考えであるかお伺いをいたします。

3番目に島根県教育委員会が複数年の小学生のスポーツ活動の手引きというのを策定しておりますが、教育長さんもしくは御存じでございましたらどのような策定されておるのか御答弁いただきたい。このように思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それではスポーツ振興について御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。1点目の駅伝統合をした理由についてでございますが、津和野町は本年9月25日で合併後10年目に入ることになり、合併後現在まで町民の一体感の醸成に向けた様々な取り組みが図られてまいりました。

町内の駅伝大会につきましては、両地域で同時期に実施されてきたそれぞれの駅伝大会を、合併後も引き続いて開催してまいりました。

しかし、両地域の駅伝大会は、同時期に開催されることにより、町民の方への役員依頼の際、一部ではございますが、続いては出られない等の不満の声も出始めている状況でございます。

また、日原駅伝競走大会は距離が短く、中学校の部活動のチームを中心に地域内の一般参加チームは限られております。津和野駅伝競走大会につきましては、逆に距離が長いためか、地域や職域中心のチームが中心で、小・中学生の参加が少なくなっております。

しかし、それぞれの地域を超えた参加チームは少なく、それぞれの地区からの参加者数も徐々に減少する中で、このまま年々衰退していくことを待つより、少しでもエネルギーのある時に新たな大会にリニューアルすることで、町民の一体感の醸成や、現在のニーズや状況にあった、どちらの地域からも参加しやすい駅伝大会を開催したいと考え、このたびの新しい駅伝大会となりました。

これまでの協議の過程では、同時期の開催の解決策として、時期の変更やそれぞれの駅伝の隔年開催も検討しましたが、新たに時期を設定する場合、その適当な時期がないことや、それでは一体感の醸成にならないことが予想され、また、津和野・日原間を結ぶ駅伝コースの設定も計画したところでございますが、警察署への相談では国道9号を使うことは困難であるとのことで、町体育協会や陸上連盟・スポーツ推進委員など駅伝の運営に関わっている方を交えて協議をし、今回のコース設定に至りました。コースにつきましては、警察と何度も現場確認や協議を行ってまいりました。また、内容については、町内の小中学校やこれまでの参加チームへのアンケートも参考にしております。

2点目のこれまでのあゆみについてでございますが、長年続いてきた両駅伝大会は、これまで運営に関わってこられた方や過去の参加者にとりまして、とても意義深く思い出深いものであると受け止めております。しかし、駅伝大会は、町民や参加者の健康増進上、体力向上を目的としており、両駅伝の伝統をしっかりと受け継ぎつつ、現在の状況やニーズにあった大会にすることが必要であると感じております。

なお、通算参加回数による表彰につきましては、両駅伝の参加回数を引き継ぐこととしております。

県教委の複数年計画についてのまずは考えを述べさせていただきたいと思っております。

「第2期しまね教育ビジョン21」や「島根県スポーツ推進計画」にあるように、幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じたスポーツの推進、発達段階に応じたスポーツの推進が重要であると考えます。

わが町の現状は、しまね元気アッププログラムなどに取り組みながら学校体育の充実が図られていたり、児童生徒が保護者や指導者の協力を得ながらスポーツ少年団や部活動に参加したりするほか、体育協会の各団体の活動や、公民館主催の行事や講座など様々に体を動かす機会が提供されております。

そのような中で、今年度、教育委員会といたしましては、体力向上の機会としてこれまで不足していた、就学前の子供と保護者が一緒に運動する機会を定期的に設けたり、小学生がプロスポーツ選手から直接指導を得る機会を設けたり、あるいは新しい駅伝大会で切磋琢磨するアスリートコースと楽しみながら、より多くの参加を期待したいエンジョイコースを設けるなどの工夫をしながらスポーツ振興に取り組んでおります。今後とも、町民一人一人の体力向上、健康の保持増進につながる事業に積極的に取り組みたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 御答弁はいただきましたが、本町は9月25日で合併10年目に入るこういったことで町民一体感の醸成に向かって様々な取り組みをしてきたというふうな御答弁でありましたがなぜ合併して10年なるのにこねえなスポーツ大会と一緒に統合せんにゃならんかその意味が全く分かりません。スポーツの原点というものは走ることから始まるわけでありまして。現在世界のマラソンで1,00

0人以上が参加されている大会があります。この1年間で1,000人以上は走られる大会はランキングの第1位ですね。これがアメリカで92回、第2位が日本の37回、3位がフランスの21回とこのようなあれがあるわけございますが、日本の大会では500人以上の参加、マラソン大会では実に年間130回以上が開催されております。日本人はスポーツの基本は走ることから始まると思っているからであります。今回、町の広報で9月号の中に第1回駅伝競走大会が募集要項が入っておったわけですが、我々は初めてこの要項を見て知ったわけでございますが、津和野町には体育協会の参加団体が24あります。またスポーツ少年団が5団体そして鹿足郡の体育協会もあるわけであります。私たちはこれが統合されたということは全く寝耳に水の出来事であったわけでございますが、今回調査をされたというふうなことであります。体育授業の調査書はどこに配られて、どのような調査をされたのか、調査内容と回収率、回答内容これについてお聞かせをいただきたいと思っております。我々も津和野町の体育協会の参加団体24の中に加わっておるわけでございますが、何ら相談も受けておらない、大変さびしい思いをしております。どのようなお方で集まれ、どのような協議をされたのかお聞きしたいわけでございますが。

また、2番目に津和野の駅伝も52年という歴史があるわけです。日原駅伝にしましても25年の歩みがあるわけです。津和野の駅伝にしましても当初は出発点は長野の神社でありました。大雨のときに開会式ができないということで、その神社の下にありました、消防車庫の消防車を外にだしていただいてそして、開会式をしたというふうな本当に思い出もあるわけでございますが、今回1区取り上げて木部の公民館より出発されるようではありますがこれまでの記録は全てなくなるわけであります。これについての思いをどのように思っておられますか。日原駅伝も同じことであります。35年間のあゆみをどのように受けて止めておられるか。小学生や中学生、また女子、一般男子18チームが日原駅伝には参加されておったわけでございますが、大変残念であります。日原体協からでも、もう廃止したいというふうなことがあったならばわかりますがどのような状況でこれをやめられたのか大変残念でなりません。

3番目にスポーツ活動の手引きをお尋ねしましたが、これはスポーツ少年団に登録状況を見ますと、スポーツ少年団というのは63種目あるわけですね。その中で1番目は野球であります。これは団体数が7,181チームおります。2番目がサッカーでありまして全国で4,578チーム、そして陸上競技が14番目に入っております。これも359団体あるわけでございますが、こういった陸上競技もやはり教育委員会の管轄でありますので陸上競技にも尽力していただかないと郡の陸上大会、また鹿足郡駅伝、また益田浜田間のしおかぜ駅伝にもいろいろな影響がでる。このように私は思っておりますが、教育長さんこれをどのように思っておられるかお尋ねをしたいと思っております。時間がじょうにありませんので簡単でようございますので。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 昨年から運営するときの近い時期では出にくいという意見がございましたのでその時点で、体育——先ほど申し上げたメンバーで話し合いをさせていただきました。その中でもやはり長くやってきておりますのでそれを続けたいというお考えもいただきましたし、ただそこで準備する側と意見だけではなく参加をしてくださっている方々へのアンケートをとってみて参加される方の気持ちも汲んで考えたらどうかということでアンケートをとらせていただきました。回収率と細かいところにつきましては今細かいデータを持ち合わせておりませんので、お答えはできないんですけれども、その中で二つの駅伝が一つになっても参加はしていきたいというような御意見もございましたし、反対、一緒にすることが反対というような内容が多かったわけでもございませんでしたので、その場合ただ運営上こういうふうになってほしいというような希望等々も入りましたアンケートでございましたので、そういう希望も含めながら会議を何回か重ねまして今回の結論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） いいですか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 答弁漏れいいですか。時間がありませんのでようございます。1つだけ教育長さんをお願いをしておきたいのですが、教育委員会の参加です。ね我々体育協会というものがあるわけです。これにせめて相談ぐらいはしていただきたかった。そら一部の人集められて話されたかもしれませんが、こんなかには24団体あります。我々もそこに所属しておるんですが、この間たまたま体協の会長さんと陸連の会長さんにお会いしてこのことを聞いたら私たちは決して反対をした、やめていいとはいっておりません。というような答弁をいただいたんですが、答弁ちゅうか話し合いの中でそういう気持ちを言われましたが、もっと実行していただきたかった。これだけの歴史のある大会を簡単にやめられる統合するそういったお気持ちが私は本当心外であります。私もおいがせながら30年、40年スポーツの振興に今まで携わってきた1人です。本当今回のこういう処置に対しまして本当にさびしい気がいたしました。こういうことは今後ないようにこういったスポーツを、スポーツ団体を縮小するようなことがあるのならもっと幅広い町民の意見を聞いて、団体役員の意見を聞いてしていただきたい。このように強くお願い申し上げまして私の質問は終わります。いいですよ。

○議長（沖田 守君） 教育長、答弁があれば。

○教育長（本田 史子君） 済みません、先ほど説明が漏れておりまして体育協会の方を抜きにしたようなことではございませんで、代議員会の場でこの件については説明をさせていただいてその場でもお話を聞いていただいておりますし、それも含めて協議を重ねてまいりましたのでその点だけは付け加えさせていただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 代議員と言われましたが、私も代議員の1人ですが、私になんら連絡は受けておりません。ほいじゃけそういう手抜かりのないようにしっかりして、根柢のないような対応をしていただきたいということを申し上げております。以上、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番後山幸次君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで後ろの時計で2時10分まで休憩といたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） それでは、平成26年度がスタートして早いもので半年が過ぎようとしておりますが、基本的には私の質問はこれまでの年度当初から半年においてその事業の進捗状況と、今日までのその中での課題・問題点等が今後のこの事業展開の中でどのように解決されるか、そんなところが視点になろうかと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

まず最初に、住民協働のまちづくりについてということでございますが、前段、同僚議員のほうからも私と同じような質問内容での提案もありましたので、ほぼ重複しとるかとも思いますが、再度質問をさせていただきますが、ことしに入って24年、25年の2年間にわたって、この地域提案型の助成事業というものを取り組まれて、その取り組んだことについて12委員会を執行部のほうで回られて、それぞれ成果・課題等について委員の皆様方とお話をされたかと思っておりますが、これらについて総括をされたと思いますので、その総括についてお伺いをすると同時にその中から27年度以降、今年度はまだ途中でございますが、この3カ年が終わった暁に27年度以降について、この事業をどのように展開するのかその辺について町長の見解をお伺いしたいと思います。

あわせて、この地域提案型の助成事業の上でつわの暮らし推進住宅というものがもくろみをされておりますが、これらについて議会のほうにもその都度説明は受けておりますが、直営と今回提案でPFI方式に似通ったものということで説明を受けておりますが、今日までの説明を私自身も十分そしゃくしておりませんので、その辺についてできれば数字を持った試算表等で具体的に示してほしいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

住民協働のまちづくりについてでございます。

まず、一つ目のまちづくり委員会についてであります。1番議員にもお答えをさせていただいたところでございますが、平成24年度から実施している住民協働のまちづくり事業につきましては、平成24年度から平成26年度までの3カ年まちづくり事業評価シートを各まちづくり委員会から提出をしていただき、この評価シートをもとに、本年7月から8月にかけて町内12地域全てのまちづくり委員会の皆さんと意見交換会を実施したところでございます。

事業評価シートでは、これまでの2年間を振り返り今年度の事業も含めて5つの視点。

1番目に、まちづくり委員会について協議の場として機能したか。

2番目に、地域提案型助成事業について有効に活用できたか。

3番目に、地域担当職員について十分な連携や活動・活用ができたか。

4番目に、地域課題の解決について解決が図られたか。

5番目に、事業の継続について制度の継続性をどのように考えるか、で評価をしていただきました。

具体的な意見といたしましては、まちづくり委員会につきましては、地域全体の協議の場としては不十分であったという御指摘の一方、委員会ができたことにより各団体との情報交換ができたとの御意見もございました。

補助金の使い方については、地域全体で有効活用する必要があるという課題を確認をしたところでございますが、一方では自治会単位においても課題が残されており、解決に向けた取り組みを継続していくことが必要であるという御意見も多数いただいたところでございます。

今後の事業展開につきましては、意見交換会での意見等踏まえた上で平成26年11月をめどに、平成27年度以降の方策について方向性を示させていただきたいと考えております。

二つ目の御質問の、つわの暮らし推進住宅建設・運営についてであります。

PFIは民間の資金と経営能力・ノウハウを活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を一括して行う公共事業の手法です。

施設の維持管理につきましては、例えば住宅の修繕などの苦情対応について特別目的会社に対応した場合は、構成企業や協力企業が直接対応できますが、直営で実施した場合は、まずは町職員が現場の確認をした上で業者に発注し、修繕が完了されたのち再度町職員が検査するなど、時間と人件費が多くかかることが想定されます。

このたびの事業におきましては、先般の臨時議会において25年間の維持管理費として、法人町民税を含め219万8,000円の債務負担行為の議決をいただいたところでございますが、このうち家賃徴収と苦情対応などの人件費部分については25年で60万円を見込んでおります。

家賃徴収と苦情対応を直営で実施する場合、平成25年の職員平均給与から試算をすると約120万円の経費が必要となります。

このように、特別目的会社へ業務を委ねることにより、効率性の向上が期待されると考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 前回、私は24年の3月議会でございましたけども、この施策について、やはり自治会単位からの地域提案型ということで、町長の施策の立場で政策的に進めていくべきだというような提案をした覚えがあります。

その提案については、やはりテーマと、そしてエリアというようなことについてさらに深めたと思っておりますが、今の答弁の内容を見ますと、確かに自治会の中でもこのような地域提案型の事業を進める上で、我々は今どのような問題・課題を抱えているか、その問題点を浮き彫りにして積極的にいろんな事業に結びつけたというそのような話し合いの場ができたということは、最初に協議の場が機能したというところではありますが、私はその3,400万円、さらに自治会単位で30万円というようなそういう基本的な数字の上で見ると、その使途については自治会の会館とかその備品とかそういうものにおおむね7割近く使われているのではないかと、そして、交流・懇親・研修といった、本来なら自主的な財源をもってしてこれからの課題解決に当たらなければならないものを、何か町からいただいたお金を使ってもいいよということだから使おうじゃないかというような、どっちかといえば積極的でないようなそういう使途にも使われたんではないかなということで、やはり私はこれからの制度のこの制度を継続とするならば、一番大切なことは企画という内容が含まれた地域提案型でないと、ただ問題を解決するための提案では、少し、この町の財政を費やしてまでするに値しないのではないかなというふうなことを懸念いたしております。

そういう中では、やはりエリア等についても自治会単位という限られた範囲でなくして、やはり町全体の同じ思いを持っているようなグループとか組織とか、そういうものに枠を広げながら有効的に財源を使っていくことが、終局まちづくりにつながるものではないかと思っておりますので、24年、25年、26年の3カ年のこのことについては十分先ほどの答弁の中にもありましたが、検証された上でぜひとも次年度以降この事業を続けていただきたいと思いますが、その中には企画という提案が含まれたものに重視したような予算配分が私は望まれますが、その辺について町長の所見を伺いたいと思いますし、また本来なら前回の24年の3月議会でも申し上げたかと思いますが、私がもし為政者であるならば、私はせめて3,400万円のうち1,000万円はこの仕事、このようなまちづくりに挑戦してみたい、使わしてください、そういう町長の、やはりロマンというものが当然あってしかるべきだと思いますが、27年度以降そのようなものを期待しておりますが、いかがでございましょうか。

そして、つわの暮らし推進住宅のことについて関連質問でございしますが、試算表ということはなかなか難しかったかと思いますが、ちょっとざくっと私が頭の中で描いている部分を表現してみますと、いわゆる今回の補正予算も含めて、当初が1億1,000

万円程度、そして今回が、3,000万円程度ですから約1億3,500万円程度が事業費としてあるならば、それが一般財源と過疎債ということでまかなわれるわけですが、いずれにしましても総体の事業費が1億3,500万円であるならば、それを5件で割りますと1戸当たりが2,700万円の事業費がかかると。

これを結果的には、月々3万円の12カ月で36万円ですか。これを25年間を家賃を支払っていただくと、900万円が受益者負担となるというふうに考えますが、そうすると2,700万円の事業費に対して受益者は900万円の負担で済むと。単純に言えばそうですけども、財源内訳にもあります過疎債は70%が国からまた後で後年度で見返りがあるということで、実質的には3,000万円ですか、3,000万円と、ことしの場合是一般財源が3,000万円使われておりますから、3,000万円、3,000万円、6,000万円、6,000万円を5件で割ると600万円に1戸当たりになりますが、いわゆるその600万円が結果的に町の定住対策費として、25年間にかかる経費だとそのように理解してもよろしいものなのかどうかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、前段のほうの御質問についてでありますけれども、7月から8月にかけて12のまちづくり委員会全てを回らせていただきまして、これまでのこの制度について意見交換会を行ってきたところであります。

12のそれぞれの委員会、またその一つの委員会においても出席された方々それぞれにいろんな御意見があったというようなところでありますけれども、ただ、全体的に約大半がこの地域提案型助成事業まちづくり委員会については評価をしていただいているというふうに、私どもは受けとめておりまして、ぜひ、4年目以降も継続をしてもらいたいというような御意見であったかと思っております。

特に、中山間地域のほうは人口の減少によって自治会の維持が難しいという中で、なかなかその集会所のそういう修繕というものもこれまで個人負担が伴う状況の中で難しかったというところが多くあったということでもあります。

これが今回この事業を使うことができ、コミュニケーションの場づくりというものが、まずできたということ、これが非常によかったという御意見もいただきました。

さらには、今後その3年間のこうしたいろんな集会所の改善等いろいろ行ってきた中で、それはそれでよかったけれども、今度は4年目以降はもう少し地域として、今、議員が御指摘いただいたような、まちが活性化をしていくようなそういう積極的な取り組みにしていこうという考えも出てきているということも実感ができたわけでありまして、この3年間で第1ステップとして、第2ステップへ行こうとされている、そういう委員会もあるということも実感をできたということでもありますし、またそこには、もう少し各集落ごとのお金の配分ではなくて、委員会ごとに割り当てられたお金をその地域で連携して使うことの大切さというものも御認識をいただいているという御意見もありました。

一方で、まだまだそれぞれの行政区のいわゆる集落ではありますが、そこにやらなければならぬことがたくさん残っておって、またそういう集落で小さい範囲でやるからこそ事業の効果も出てくる場合もあるという、そういう御意見もあって、今回30万円を一律に配分したわけではありませんけれども、やはりああいう使い方も大切だというような御意見もいただいているというところでもあります。

一方で、残念だったのがこれは町のばらまきだというような御意見もいただいて、いただいたものだから、もったいないから無理やり使ったというような話も聞いているというところでもあります。

それはそれで、そういう側面もあったのかもしれません。ただ、我々はこの事業というのはまさに住民発の住民主導のまちづくりをしていくということで、ある意味町民の皆さんを信頼して、町民の良心のもとでなされるものだから、本当に必要がなければそれはほかの地域に回していただいたり、お金もお返しをいただけるものだという前提でやった事業でもあるわけでありまして、そのことは、これからもやはり前向きな町民の皆さんの積極的な関与の中で進めていける事業なんだと、そのことは信じて継続をしてやっていきたいというふうに考えております。

いろいろと御意見をいただいた中で、じゃあどういうふうに27年度以降とどこかを持っていくのかと、より改善していくのかということではありますが、これから具体的には検討してまいります。その選択肢の一つということで紹介をさせていただきますと、今回の事業が全体で3,600万円ぐらいの事業になっておるわけではありますが、それを全てまちづくり委員会に配分するのではなくて、3分の1か半分程度はプールしておきまして、別枠で取っておいて、未来づくり協働会議等にそれぞれの委員会からこういうことをしたいということを提案をしていただこうと。で、その中で本当にふさわしい事業であるとしたならば、その別枠で取っておったお金を投じていこうと。そういうやり方を考えて、残りの半分についてはこれまでどおりの、いわゆる積算根拠で配分をしていこうじゃないかと。

ただそのときに、前回にも議員さんから人口の差がある地域、そこを一律では計算方式が非常に不平等じゃないかという御意見もいただいておりますので、そういうことを平成27年度から反映をしていくのかどうかということも、これから検討していきたいというふうに考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、この住民協働のまちづくりの、まず仕組みをつくっていきこうという趣旨の取り組みでもあります。これは、第1次総合振興計画の中でも本町の重要な柱として掲げられておるものでありますので、ぜひこのことを実現をしていきたいというふうにも思っているわけでもあります。

そうしたことを捉えて、基本的には町側からもっともいろいろな事業を提案して、主体的にやっていくべきではないかという御意見もあろうかと思っておりますけれども、当然それはこのたびのこの事業以外のところで、先ほども一般会計で80億の事業をやって

おるといふふうに申しましたけれども、町が主体で、町の責任でどんどんやっていく事業については当然これからも町民の皆様にお示しをして、リーダーシップをとってやっていくつもりでありますけれども、このまちづくり委員会と地域提案型の助成事業については、まず住民の皆様のお考えが形にできる仕組み、それでまちづくりの幅が非常に津和野の場合広がっていくと、そのことを理想としてやっている事業でもありますので、これがしっかり軌道に乗っていくまでもう少し時間かかるかと思いますが、いろんな課題を解決しながらさらに機動的なものへしていきたいと考えているところでございます。

のちほどのPFIの関係の御質問については、担当課長のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） PFIで行う今回のつわの暮らし推進住宅の事業費の将来的な町負担というところの御質問であったかと思っております。

先ほど議員さんが御質問にあった、1棟当たり幾らかかるかというところの部分で、2,700万円というような試算であったかと思っております。

私どものほうで、この過疎債でこの事業費全体を今回の場合は賄うということで全体的な部分でいいますと、町の実質負担額というのは1,870万円ぐらいで見込んでおります。この1,870万円がこの実質負担額見込んでおるわけですが、議員が御質問あったように900万円は家賃収入ということになります。

今回、地域活性化策あるいは定住、あるいは人口拡大というところで、Iターン・Uターンで、町内へ、例えば大人2人、子供2人が転入してきた場合、そういった部分でいいますと、地方交付税の基準財政需要額の関係で積算しております数字でいいますと、大体1人当たり、これ年度によってちょっと変わってくるんですが40万円、で、だんだん徐々にこれ下がってくるんですけど、そういった部分で計算すると、大人2人、子供2人が、この子供2人も5歳児、3歳児というような年齢の方が入ってきていただければ、家賃収入と交付税見込額を合わせると大体2,600万円ぐらいで今後25年間で入ってくるだろうということで試算をしております。

基本的には、今回Iターン・Uターン、町外から入ってこられた方が大人1人、子供1人の場合ですと、やはり町負担というのは若干200万円程度の数字的に残ってしまうと。それと、町内移動の場合は、900万円を引いた残りがそのまま町負担というような形になってきますので、先ほど御説明した町の実質負担額1,800万円、70万円からいいますと900万円引いた残りがそのまま町負担として残るということになります。

ただ、この方々が転出する、せんというところの部分で、この住宅を活用していただくということでお住まいになられればその分だけは将来的には町にとってもプラスになる要素は出てくるというふうに思っております。

そういったところで、費用対効果といいますか財源的なところは見込みを立てているということでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 少し私も早とちりであれでしたけども、そうして新しくIターン・Uターンで入られますと町内消費も発生しますし、さらに住民税等も入ってくるということもプラスの要因ではないかなと思っておりますが、一つ確認したいんですけど、以前、前回までの説明では、このつわのぐらし推進住宅は国からの何か補助金というか交付金をもらって、その残りを民間資金でやるというのがPFI方式だというふうに理解しておったわけですが、国からの交付税、交付金ちゅうんかそういうものは将来見込めるものなのか、そして、民間の資金を、例えば国からの補助金が半分あって民間資金がまた半分やった場合には、今の説明よりももっと町の負担が少なくなるのかなというふうにでも何となく推測できますけども、今後あと4年間というものがやはり国からの補助金という体質はないのでしょうか。

その辺について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） このPFIでこの住宅をやっていくということで、基本的には民間資金を活用すると、この事業自体も町の持ち出しなしにできるという、ゼロ系予算での事業実施というのは可能になると考えております。

ただ、今回のつわのぐらし推進住宅は、基本的には25年後に、これ無償譲渡というところがございまして、これで基本的には社会資本整備交付金であるとかそういった国の補助事業は受けられないという国の解釈だということでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 次の質問に移ります。

林業施策について、自伐型林業ということでこの質問についても同僚議員から前段ありまして、また重複するということではありますが、私は全体的にその川上・川下含めてこれで自伐林業というものがこの3カ年の中で一つ形になるものと思って、大変期待をしておるところでございますが、その辺についてふるさと市町村圏振興事業ということで地域提案型高津川流域活性化推進事業等についてもこの自伐型林業のモデル事業に幾らか関連があるようにも感じとります。

その辺についての進捗状況についてお伺いすると同時に、木質バイオマス活用調査検討協議会による発電事業の検証についてということで、前回の質問ではちょうど年度がわりでございましたが3月末までにプレゼンテーションがあるというふうな答弁もいただいたところでございますが、その後の取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは林業施策について、お答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問であります。平成23年秋に行った「山の宝でもう一杯」プロジェクトの社会実験では、登録者28名で237トンの間伐材が搬出され、その後24年度からは通年事業で取り組み、登録者86名で666トン、25年度は116名で722トンを搬出し、今年度は8月末現在で登録者は121名、192トンの搬出となっております。

このことは、森林を所有している町民の中に自伐型林業を実践をしてみたいという人が潜在的におられることを示していると考えております。

そのため、昨年度末から自伐型林業をより一層推進するために林業コーディネート事業を立ち上げ、緊急雇用創設臨時特例基金事業を活用し、設立後10年以内の企業という事業採択条件を満たしている高津川ウッドクラフト有限責任事業組合との間で委託契約を締結して、川上側と川下側の林業コーディネーターを2名雇用していただき活動しているところでございます。

中でも川上側では、最重要事項として今年度2人の地域おこし協力隊の募集を委託し、3名1チームで活動する自伐型林業のモデルづくりを約3年かけて挑戦することとなっており、町や高津川ウッドクラフト有限責任事業組合のホームページ、ポスター掲示やチラシ配布などを通じて協力隊員の募集活動を実施しておりますが、現在のところ協力隊員は決定しておりません。

しかし、自伐型林業に取り組む町民の皆さんが安全に作業ができるようにチェーンソーの目立てから伐木・造材、搬出、また作業道開設など多様な研修会を企画し、自伐林家の皆さんの技術向上につながる事業を展開すると同時に、協力隊員の募集に対してより一層力を注ぐ体制づくりを整えたところでございます。

また御質問にありました、益田地区ふるさと市町村圏振興事業の地域提案型高津川流域活性化推進事業とは、益田圏域において積み立てている約10億円の基金を活用した事業のことでありますが、現在では総合特区に取り組む事業費を充てており、森部会の活動費としては視察・研修や講演会を計画しております。

二つ目の関係の御質問であります。昨年度に引き続き木質バイオマスを活用したガス化発電の可能性について調査、検討を行っております。

国内では数社がガス化プラントを製作しておりますが、現在は実験プラントとして稼働しておりますが、既に本契約された会社があり来年度から本格稼働を要請されております。

海外では小型プラントが100カ所以上で稼働しており、日本の貿易商社が代理店となって国内販売を目指しておられます。このような動向を調査して、稼働規模を想定したシミュレーションの作成に取りかかっており、高津川流域にふさわしいプラント規模と発生する熱エネルギーの利用方法を検討しております。

今後は、運用の可能性を示しながら経営主体となる会社の立ち上げ、資金調達等を協議していくこととなります。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） なかなか企画はいい企画だし、これから農山村に雇用を確保することによって定住対策ということで、必ずこの施策は有効だと私も考えておりますので、まだ現在のところ協力隊員が募集に応募していただけないという大変残念なところがございますが、引き続き頑張っていただきたいと思います。
この質問については以上で終わりたいと思います。

続いてコンサル委託事業ということで、今回津和野町の地域公共交通、タクシー事業に関する調査検討について、現在営業をしておられます民間の業者が諸般の事情により撤退を余儀なくされている、来年3月末をもって事業停止というようなことも伺っておりますが、そのことについてコンサルに委託して今後の事業の展開について御相談を受けているところだと思いますが、そのへんについてどのような報告を、現段階受けているのか問うものであります。

それと、買い物不便者対策事業の取り組み状況と展望については、前段、同僚議員からの質問もありましたので同じ目線だと思っておりますが、質問をしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、コンサル委託事業についてお答えをさせていただきます。

1番目の津和野町地域公共交通、タクシー事業に関する調査検討についてであります。このことについては事務所や車庫等の建物及び車両などの資産部分を第3セクターが保有し、運行事業をその資産を利用して民間事業者が行う方式、上下分離方式を検討するため業務委託を行いました。委託業務においては人口分布、既存の公共交通機関の運行状況など事業環境調査や関係機関へのヒアリング調査を踏まえ、今後の事業展開の検討に必要な事業計画や設備計画の報告を受けております。

報告では、将来の需要予測から生活交通を対象とした需要を基本とし、売り上げに見合ったサービス体制とするため、営業時間やタクシー車両数、必要人員などが示されております。

また、付加的サービスの検討ではタクシー乗務員が観光名所を回りながら観光の案内を行うサービス、観光タクシーや、チャイルドシートを装備して乳幼児と保護者を運ぶサービス、育児支援タクシーなどの提案を受けております。

今後は島根県交通対策課及び市町村課並びに島根運輸支局など関係機関と協議のうえ、これらの調査・検討結果報告を踏まえ、本町としての事業計画を作成してまいりたいと思っております。

続いて、買い物不便者対策事業の取り組み状況と展望についてでございますけれども、とりあえずは10番議員さんにお答えしたとおりとお答えをさせていただきます。再質問等でお答えをさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 特に、民間が事業展開をしてなかなか今回の撤退の理由はそれなりに燃料の云々等で経営そのものというよりも、そういう燃料供給体制の問題が主な要因かとも思いますが、さりとてそれだけでなくしてやはりそういう事業を民間が今までやってこられた中で、今の津和野町においてそのものをいわゆる自治体が請け負うということは大変至難なことではないかなと思っておりますが、先ほどの答弁で付加的サービスの検討ということで、これはやっぱり営業努力だけではなくて、何か付加的ないわゆる行政投資というか、行政からの幾らかの財政的な裏づけというような感じですけども、観光案内を行うサービスというものがお金が取れるものなのか、そしてチャイルドシートを装備して乳幼児をどこか目的地まで乗せていくと、それが事業としてなり得るものなのか、そのへんについてちょっとこう、少しその表現を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） タクシー事業者の撤退ということで、来年4月の目標に、上下分離方式ということで、これはあくまでも資産というのは第三セクターのほうで当然私どももその資金等について関係することになると思いますが、資産を持ってそれに対して事業者が応募してきて、その事業者がタクシー事業を行うというやり方が上下分離方式というようなやり方になります。事業を行うのは、あくまでも事業免許を持ったタクシー業者の方というようなことになります。

議員御質問の付加的サービスのことでございます。今回、コンサルのほうに委託をしまして、このタクシー事業、津和野地域においてどれだけの需要があるものか、そういったところで経費がどのくらいかかってということで、台数等についてもいろいろ示されているところでございます。

今回、この付加的サービスというのは、このタクシー事業を活用して町民の皆さんに例えば定住対策であったり、福祉タクシーであったり、医療対策であったりということを利用していただいて、そのタクシーの利用に対する部分については行政もある程度補助等の対応も行いながら、そのタクシーを利用しながらこの事業運営というところもある程度見ていくというような付加的サービスというのを検討しているということで、例えば育児支援タクシーでいいますと、荷物も多い子供連れのお母さんと子供さんをサポートする、こういったところというのは実際にもう既に子育てをサポートするためのタクシー事業というのは行われております。これは、普通に考えたらタクシーにそういった方が乗車をして例えば買い物に行って自宅に帰られる際にそのタクシーを使われるということで、その運賃というのは要は丸々出していただくというのが普通のタクシーの使われ方だろうと思います。

この付加的サービスというところでいいますと、そういった部分がある程度行政的部分としてサポートできないかと、これは町内企業に対してそういう事業ができるかどうかというようなところを付加的サービスとして行うということで、このタクシーも活

用していただいて需要が見込まれる部分である程度台数等もその需要を見込めば、現状よりも少ない台数にしなければならないという報告になっております。ただ、少ない台数にしても利用者、普通の一般的なタクシー事業の利用でいいますと、大変、事業者的にも厳しい経営というのは強いられる状況にあります。私どもがタクシー事業のところで救援事業等を行うことで、タクシー利用も促しながら、このタクシー事業というのが公共交通的な政策として継続して行えるような施策というのを今現状検討しているというようなところがございます。タクシー便利屋というような形で、コンサルの提案でいいますと買い物代行があつたりとか、病院への薬を受け取りに行ったり、診察券を出したりというようなサービスというのものもある程度、この検討結果の中には含まれているというようなところがございますが、そういった視点の中でタクシーも活用させていただきながら、福祉施策や定住対策をあわせて行政的にも支援していけたらというような考えで今検討しているというところがございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） コンサルからの最終的な提案というのは12月ぐら

いを目途に出てそれを最終的に庁内で検討されて、予算化されるということですか。

それと、やはりこの福祉というような視点が、一番これから事業継続の視点になるんじゃないかなと思うんですけれども、そうすると福祉タクシーとか介護者のような方を乗せるということになれば、ヘルパー的な資格も当然有することが必要になってくると思いますが、その辺についてはコンサルからはどのような御指摘を受けておりますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） コンサルからの報告というのは、7月、8月ということで、8月いっぱいのところ提出をいただいているということがございます。現在のところ、この内容について業者のほうともまた庁内でもまだ今精査をしているというような状況でございます。ただ来年の4月からに間に合わそうといたしますと、車両の購入等の判断等も必要になってきます。これを報告いただいて町としての考え方というのをなるべく早く議会のほうにもお示しをさせていただいて、予算的にもひょっとしたら臨時議会というようなことになるかもしれませんが、そういったスケジュールというのは非常に今の時点でも来年4月に向けていいますとタイトなスケジュールになっているということがございます。

あとは、福祉面でのそういったサポート体制については、今回のヒアリングの部分でいいますと、健康福祉課や医療対策課との業者ヒアリングが行われまして、ヒアリング結果もこの中に載っております。ただ、そういった付加的サービスのところで具体的にこういうふうな形というところについては示されておりませんので、そういったサポート体制等については今後の検討課題ということで考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 大変課題が多いかと思いますが、持続可能な体制を構築するよう努力を願っております。

それとあわせてもう一点、買い物不便者対策についても前段の同僚議員からの質問の中でも答弁としてありましたが、またさらに議員からの提案というようなことで、やはりバルーンですか、そういう地域の実態が十分掌握されていないそういう方々にただ一元的に委ねるのではなくて、やはりそれぞれの地域に精通した、そして今日たまたまですけれども集落支援員というような方もおられる中でこのような人材を活用する、そしてまた担当者みずからがやはりシルバー人材センターにただ業務をお任せするのではなく、活かした資料となり得るようなものをしないと、これ2年間でやりますよね340万ばかり、1年2年なんてすぐ済んでしまいますし、何か私どももウェブマップとかいうようなことを聞きますと、わかったようでわからない。青原の公民館ではICチップを使って健康事業にも活かされてるやに聞いたりしますが、そのへんについてももう少し私としては、担当課はやっぱり一緒になって頑張らないと、お任せしてその答申だけでは事業の展開につながらんとするんですけども、そのへんいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この事業、県の補助事業もとりながら行うということにしております。事業内容としましては、先ほど御説明したようなところでの内容になりますが、議員御指摘のようにやはりうちの課の担当職員とも昼も話をさしてもらったんですが、ほかの農林課であるとか、健康福祉課であるとか、そういった課を横断した支援チームというのをつくりながら、やはりウェブマップという前段の議員さんも御指摘があったように、高齢者の方に果たしてどの程度の効果があるものなのかそういったところは当然ございます。やはり、結果が使えるものではなくては意味がありませんので、そういった部分を含めて御指摘の部分は受けとめながら今後の展開というのはシルバー人材センター、あるいはバルーンと十分連携をしながら図って、連携をしながら取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。敬司君に申し上げます。残り時間がわずかでありますから、質問はまだたくさんあると思いますから急いで質問してください。

○議員（11番 板垣 敬司君） はい、承知しました。

続いて、4番目の質問でございますが、歴史的風致維持向上計画についてということでは2点ほど用意しておりますが、今回平成26年度の当初予算で旧SL館の土地、建物の取得・解体・撤去等についての予算計上がしてありますが、その後の進捗について伺います。

それと、一つ気になることでございまして、殿町の掘割の水がいつも濁っている、私の住んでいる名賀川の工事のためが大きな原因にもなっているかと思うんですが、このへんにおいて歴史的風致維持向上計画についての施政方針演説の中でも、27年度以降

に何か揚水施設を整備するということがうたってありますけども、このことについて少し優先順位を変えることがやはり津和野の観光のためにもいいのではないかなというところで2点ほど質問をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、歴史的風致維持向上計画についてお答えさせていただきます。

まず一つ目の御質問でございますが、歴史的風致維持向上計画における施設の整備または管理に関する事業については、平成25年度から平成34年度までの10年間の計画を定めております。具体的な整備計画の方向性については法的規制、各種制度などとの調整があることから、まずは役場の関係各課事務担当者を委員とした歴史的風致維持向上計画推進検討委員会で検討を進めております。10月からは町民の代表、役場の課長レベルによる歴史的風致維持向上協議会を組織し、具体的に事業の実施計画を定める予定としております。

議員御質問の津和野駅周辺整備事業につきましては、平成28年度からの実施を予定しておりますが、公園やトイレの整備、駐車場や転車場への通路の確保などについて、JRや地元商店会などの意見を伺いながら計画を定めなければならないと考えております。JRにおいても平成28年度において駅舎の改修を検討されていると伺っておりますので、連携を図りながら計画を策定したいと考えております。

二つ目の御質問であります。昨年、殿町通りの用水路は雨が降ったときなどには濁りやすくなっており、時には鯉が見えなくなるほど濁ることもあります。せっかく津和野へ観光に来られたお客様に対して大変申しわけなく思っておりますが、対策方法として具体的には三つの方法が考えられます。一つ目は、太鼓谷の谷水を用水路へ流す、二つ目は用水路の途中に新たに濾過施設を整備してきれいな水を流す、三つ目に井戸などを掘削して、地下水を用水路に流すというものでございます。整備に当たっては専門家の意見を踏まえて検討を行う必要がありますが、整備の方法によっては多大な費用がかかるものもあり、現在、財政的に有利な制度が利用できないか県当局へ相談をしているところでございます。事業につきましては27年度において実施したいと考えておりますので、今しばらくお待ちいただければと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） それでは、この二つの質問については再質問として、旧SL館の取得と解体について現時点、いつごろ解体工事が始まるものなのか、それだけお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 御質問のSL館の関係でございますけれども、これはことし予定をしておりますけれども、現在も取得については完了しております。登記とも済

ましておまして、近く解体のための設計に入っていきたいというふうに予定をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 近いうちということですが、具体的にまだ、解体は10月から入るとかそういうことはないようですので、改めて質問は終わりたいと思います。

最後の質問でございますが、国保会計のことについてでございますが、国保会計の安定的な運営に特定健康診査等の受診をされて、1年間医師にかからなかった方やスポーツや健康事業への参加で報奨金制度を岡山県総社市が試行しております。本町でも導入を検討されてはいかかかということで、これについては8月28日の日経新聞に掲載されていたものでございます。過去、同僚議員からもこのような質問があったかと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、国民健康保険会計についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、岡山県総社市においては昨年度より健康で1万円キャッシュバック事業、本年度より総社健康マイポイント事業を実施されております。

健康で1万円キャッシュバック事業は被保険者が保険診療を受けていない世帯、対象者全員が特定健康審査を受けた世帯、国民健康保険税を完納している世帯の三つの要件を全て満たす世帯に対して国民健康保険健康推進奨励金1万円を支給する事業でございます。健康な生活を守り医療費を削減するために特定健康診査の受診は大切なものだと考えております。本町においても特定健診の健診項目の追加や町内の医療機関、各地区の健康を守る会等において受診勧奨をしておりますが、受診率は低迷している状況にあります。総社市の健康で1万円キャッシュバック事業は受診率向上への動機づけや健診のPR、医療費の削減等において有効だとは考えますが、どの程度の効果や課題があるのかなど分析ができておりませんので、今後、国民健康保険運営の健全化を図って行く上で一つの施策として参考にしたいと考えております。

また、総社健康マイポイント事業は20歳以上の住民を対象に、各種健診の受診、健康づくりに関する事業に参加することで、ポイントが付与されポイントをためることによりプレゼント抽選に応募できる事業であります。この事業についても住民が積極的に楽しみながら健康づくりに取り組んでいただくための施策としてあわせて検討していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） いただいた事務報告なんかを過去の22年当時からのものを少しめくってみますと、本町の高齢者人口に対する要介護認定者数の割合は

23年度末で22.7%、24年度末で22.8%、25年3月末で23.5%、ことしの26年3月末では23.4%ということで推移しております。

9月7日の山陰中央新報掲載記事によれば、この高齢者人口に対する要介護認定者数の割合は、全国平均で18.2%ということになっております。それからいえば、津和野町は少し高いようにも感じますが、さらに埼玉県和光市では9.4%という驚異的な数値を示しております。そして、和光市では最近1年間で要支援者の方が約40%の方が介護保険から卒業したというふうにも記事として載っております。本町はこの点についてはいかがでございましょうか。

ことしは地域医療介護総合確保推進法が6月に成立し、要支援者向けの今までの介護予防サービス、全国一律の公的保健サービスから市町村の地域支援事業に移行されることになった。このようなことも記事の中にうたわれております。津和野町もそれに倣って、ことし津和野町老人保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定することになっておると思いますが、このことについて地域包括支援センターがやはり今後の計画策定の主管課になろうかと考えておりますが、こんにちまでの特定健診の受診率等についても非常に低い、ほとんど26.9とか27.8とかいうことで4人に1人ぐらいしか健診を受けてない。そのために国民健康保険の基金も22年は約1億円あったものが、現在1300万までに減額をしております。このような介護保険全体の事業をやっぱりこれから地域医療介護総合確保推進法に基づいて、地域が主体となって市町村が主体となってすべきものであろうかと思っておりますが、そのへんについて担当課としてこれからできるであろう、やらなければならないことがありましたら答弁をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議員さんが御質問の中で、国民健康保険と介護保険関係2項目あったと思っておりますけども、国民健康保険についての特に特定健診の受診率の関係でございまして。議員御指摘のように津和野町における受診率については県内最下位ということで、先ほど町長の答弁にもありましたけれどもいろいろ項目をふやすとか、さまざまな試みはしているものではありますけども、なかなか実際伸びていない状況でございまして。国保連が出しておる数字的には、22年27.4、23年が30.0、24年が30.9というような数値も出ております。徐々にはふえておるんですけども、県内の最下位のままということでございまして、先ほど御提示していただきました総社市等の施策等も考慮しながら、そういった1万円を配るとか、そのほか全国的にも商品も配る、それから金融機関等と連携しながら定期の金利を上げるとかという試みをかなりしている市町村もあります。参考として島根県内の知夫村なんかは受診率が70%を超えておると、邑南にしても50%を超えている状況の中で全国的にも参考にするところもありますけれども、県内の参考するところも津和野町と同じような取り組みをしているけれども率が高いところもありますので、そういったことも含めて

町として独自に最下位なら人一倍の努力が必要だと考えておりますので、今後受診率アップに努めてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 和光市の記事ですが、認定率9.4%ということではありますが、やはり前期高齢者と後期高齢者の人口の割合がまず違うと思います。津和野町の場合は、後期高齢者が前期高齢者を大きく上回っております。32%の前期高齢者に対して68%が後期高齢者、ということは要介護認定率も23.4%、やはり認定を受ける要素、これは75歳以上の後期高齢者があるということでもありますので、町としましても要介護認定にならないような当然数年前から介護予防事業、1次事業、2次事業と力を入れております。そして、今年度はモデルとして現在高知市が100歳いきいき体操というのを実施しております。これは、おもりを使って筋力のバランスをとるということで要介護認定にならないという状況でありますので、こういう事業を行って要介護認定にならないように努力をしていきたいと思っております。

また、要介護認定の要因とすれば生活習慣病、いわゆる糖尿病、心疾患等もありますので、先ほど健康福祉課長がいいましたように特定健診等にも力を入れて要介護認定を防いでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 国民健康保険の被保険者数は、町全体では25.6%ということですが、国保ということになればこれらの生活の糧は。

○議長（沖田 守君） 続けてください。

○議員（11番 板垣 敬司君） 国民年金に加入されている方が多いかと思いますが、国民年金はやはり限度額も非常に少なく、夫婦でおられる場合はまだ生活も何とか維持していけるものではないかと考えますが、お一人になられた場合はなかなか生活にも困られる現状があるのではないかと、そのように危惧いたしておりますので、今後ともこの介護保険事業並びに国民健康保険会計における保健事業等については特段の御配慮をお願いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、後ろの時計で3時20分まで休憩いたします。

午後3時11分休憩

.....

午後3時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序6、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、4番、岡田克也でございます。まず、通告に従いまして、一つ目の質問からさせていただきたいと思うことであります。

一つ目の質問につきましては、合併浄化槽の維持管理費の補助についてであります。

高津川が4年連続で水質日本一となりました。高津川の水質向上のためには、下水道の整備とともに、合併浄化槽の設置による生活排水の減少も大変効果的であると考えます。

しかしながら、合併浄化槽の設置に係る費用や点検・清掃などの維持費、法定点検の費用など、負担が重くのしかかっております。

隣町では、合併浄化槽の維持費に助成が行われております。当町でも法定点検の実施率の向上や負担軽減のために、まずは法定点検費用分の助成を行うべきではないかと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

合併浄化槽の維持管理の補助についてでございます。本町では、公共下水道や農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置費用への補助、そして町内の環境団体と協力して公共用水域の水質保全、生活環境の向上を図ってきております。

4年連続で水質ランキング日本一になりました高津川の水質向上のために、流域の自治体、地域住民とともにさらなる水質保全に努めてまいりたいと考えております。

平成25年度末現在の下水道及び農業集落排水施設における接続率は63.0%、下水道及び農業集落排水施設の整備区域外における合併処理浄化槽の設置率は37.3%でありますので、まだまだ、下水道への接続及び合併処理浄化槽の設置の推進に努めていかなければなりません。

下水道と合併処理浄化槽の設置費用及び維持管理費用を平均的な一般家庭（4人世帯、月当たり使用水量30立方メートル、5人槽）で比較をいたしますと、設置費用においては、下水道受益者負担金に比べて補助金控除後の浄化槽設置費用が高額となっております。維持管理費用においても、下水道使用料と比べて保守点検、清掃、法定検査等の浄化槽維持経費が高額となっております。

また、本町の合併処理浄化槽の法定点検の受検率は81.2%ですが、県平均の87.2%を下回っております。この法定検査は、保守点検や清掃が適切に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか、水質に問題がないかを確認する毎年実施の検査であることを理解をしていただき、適正な維持管理を促進していく必要があります。

今後、合併処理浄化槽の設置を推進していく上で、下水道整備区域と合併処理浄化槽整備区域における個人負担の格差の軽減を図ることは必要と認めておりますが、一方で厳しい財政状況下でもありますので、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（４番 岡田 克也君） ただいまの答弁で、下水道並びに農業集落排水施設における接続率が６３％であり、それに対して、合併処理浄化槽の設置率３７．３％というこの設置状況からしましても、やはり合併処理浄化槽の負担というものがかなり大きいのではないかと思うわけであります。

私も単純に自分で試算しております、年間の水道料金がそのまま下水道料金となると思います。それと比較しました場合には、やはり合併浄化槽の設置及びその法定点検、そして清掃、点検費用などが大変重くかかっていると感ずることでもあります。

合併浄化槽の促進についても、やはり何らかの施策を、ただいま軽減を図ることは必要ということで、あとは財政状況を鑑みながらの施策となると思うわけでありますけれども、またそのような合併処理浄化槽の推進について思うことがあれば、お聞かせいただきたいと思うことでもあります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） 合併処理浄化槽の設置費用また維持管理費の軽減を図るための施策といたしまして、合併処理浄化槽を設置する際の現行の補助金をかさ上げするという方法もあります。また、維持管理費の一部を助成するという、そういうふうな方法が考えられております。

議員の御提案がありました、法定検査の費用の助成につきましては、当課としまして、受検率も上がりますし、また、この合併処理浄化槽が適切に維持管理されるふうになりますので、水質保全につながるというふうを考え、得られております。

また、町内の合併処理浄化槽は現在６００基ほどありますので、これをもし助成とかそういうふうな方法で検討しますと、年間で約２７０万円近い試算になるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ４番、岡田克也君。

○議員（４番 岡田 克也君） ２７０万円ほどの負担になるということでもありますので、財政的な見地でまた検討していただきながら、ぜひ、周辺地域に住めば負担が高い、そして下水道が通っているところになれば低いということの格差の是正ということは、やはり必要ではないかと思っておりますので、担当課におかれましてもその推進をお願いしたいと思うことでもあります。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

町財政についてであります。合併特例債や交付税措置も平成２８年度から段階的に下がり、平成３３年度には現在と比較して約五、六億円の減少が予想されると思われま

す。また人口減少の著しい当津和野町にとりましては、来年行われます国勢調査により、交付税の減額が予想されております。どのように財政を維持していこうと考えておられるのか、所見をお尋ねします。

まちづくり補助金も3年継続して行った地域は来年度以降休止し、また状況を十分鑑み、まちづくり財政健全化を図っていくべきではないかと考えます。

また、当初の計画よりも財政負担が増大し、1戸3,000万円程度かけて建築する若者定住住宅も費用対効果を考えるべきではないかと思っております。家賃3万円を25年間支払えば、自分の所有となれば、町民でローンを組んで家を建てる人との差がかなり大きなものとなります。そういうところも考慮しながら、今後削減できるものは削減を行いながら、将来的な財政の健全化を図っていかなければならないと考えますが、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町財政についてお答えさせていただきます。

町村合併以降、本町の最優先課題でありました財政再建につきましては、財政数値の改善目標を達成したことを踏まえ、その道筋に一定のめどをつけることができたところではありますが、議員御指摘のように、本町の歳入の約半数を占める地方交付税につきましては、2年後の平成28年度より普通交付税における合併特例加算分の段階的な減少が始まります。平成26年度普通交付税における合併算定替特例加算分と一本算定との差額は5億円弱でありました。

しかしながら、国におきましては、平成の大合併により市町村面積が拡大するなど基礎的自治体の姿が大きく変化していることを踏まえ、平成26年度以降の5年程度の期間をかけまして、変化に対応した交付税算定の見直しを行うこととなりました。

一例といたしましては、合併後の自治体面積の拡大に伴って支所に要する経費の算定や、人口密度等による需要の割り増し、標準団体の面積の見直しを行って単位費用に反映させるといった改正が今後見込まれるところでございます。

これらの見直しにつきましては、本町財政にとっては明るい材料ではありますが、自主財源を含めた今後の歳入総額の減少を予測すると、行財政改革の歩みを終える状況には到底なく、行財政改革をさらに進めながら、財政の安定化と積極的なまちづくり事業の展開の両立というバランスのとれた町政運営を、今後も引き続き心がけてまいりたいと考えております。

その上で、優先すべき施策である定住対策はもとより、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、さらには道路や上下水道を始めとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

そのような財政見通しの中、昨年度から取り組んでおりますつわの暮らし推進住宅につきましては、若い世代が定住することにより、集落機能の維持及び活性化を図ることを目的としております。特にUIターン者を定住に結びつけるには、地域との良好な関係をつくることが必要不可欠でございますが、つわの暮らし推進住宅の建設地につきま

しては、受け入れ体制についてもまちづくり委員会で十分協議をされた上で要望していただくこととしております。

本町といたしましては、若い世代の定住促進は喫緊の重要課題であり、つわの暮らし推進住宅の整備は事業効果のある施策として実施をしまいたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先ほどの答弁の中で、合併算定替特例加算分と一本算定との差額が5億円弱ということであります。

当然先ほども申し上げましたとおり、国勢調査によるその交付税の減も考えられます。そういう中で、実際にどれぐらいの交付税が減少する見込みと考えるのか、またその分はどういうふうに削減していこうとして考えているのか、まだ先のことなので少しずつ考えるということなのか、思い切っているんなことを削減をしていかなければ、とても財政が回っていかないというふうに考えるのか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） まず、合併算定替の部分でございます。

今、本町におきましては中期的な財政計画ということで、今後5カ年間の中期的な財政状況を試算しているところでございます。

これにつきましては、毎年決算が出た以降ローリングをかけまして、次年度の事業等各課のほうに聞き取り精査をいたしまして、算定しているところでございますが、今年度につきましては、今からの作業になりますので、今後の状況によるところでございませうけれども、まず、今後の算定替、差額の部分でございます。特例加算と一本算定との差額は、今年度は5億円弱で、先ほど町長答弁したようにございましたが、今後当然、平成28年度以降32年度までにかけて、5年間で9割、7割、5割、3割、1割という格好で最終的には平成32年度にやはり一本算定になるところでございます。

先ほども町長、答弁で申し上げましたように、今、総務省におきましても普通交付税の積算根拠、積算を見直しをしている状況がございまして、その辺がなかなかちょっと見えないというところもございまして、推計も正直なところ難しいというところがございますが、答弁にもありましたように、当初、平成の大合併時に言われておりましたときに比べれば幾分か、一本算定と合併算定替の差額という部分は当初5億程度で落ちるんじゃないかというふうに言われておりましたが、答弁にもありましたように、幾分か本町にとっては明るい材料というところで、差額が縮まるというふうに見ております。

なかなか32年度以降を何億程度という現状で示せないところがございまして、そういうところで幾分明るいという部分は思っているところでございます。

それから、一点、議員さんの御質問の中で合併特例債や交付税措置も平成28年から段階的に下がるということでございまして、合併特例債につきましては5年間発効が法

改正によりまして延びておりますので、その点につきましては御理解いただいたらと思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま、今具体的に平成33年度からどのようなかというのは、今現在では全て予測はできないということ、多少の軽減があるということでありまして、やはり町財政は来年の、先ほど申しましたが、国勢調査により交付税の減少も見込まれてきます。やはり削減すべきところは削減しながら、町財政の健全化を図っていかねばならないと考えております。

財政についてでございますので、この件につきましてはこれで終わらせていただきまして、3番目の質問に移らせていただきたいと思います。

学校再編についてであります。

一昨日、左鐙の小学校地区民運動会があり、多くの方々が参加し、多くの方々の意見を拝聴しながら1日を過ごさせていただいたわけでありました。

私は、基本的に大字左鐙ではありますけれども、日原校区に属しますので、基本的にはこの学校再編については、今までは質問そして意見を申し上げるつもりはありませんでした。しかしながら、異なる意見があり、また異なる意見をくみ上げていくというそういう場所がないということもあり、この質問を行わさせていただくこととなったわけでありまして。

学校再編計画が策定されて以来、左鐙小学校の児童生徒も減少し、来年3月末で地元出身の児童が1名、再来年3月末でゼロ名となります。

ことしの4月、春に、昨年からいけば3名になるということで、同級生もいない、新しい子どももいないということで、校区外通学を申請された児童がおられます。それは、日原保育園で一緒だった同級生の子どもと抱き合いながら同じ学校に行きたいと言ったその子どもの姿を見て、保護者の方は日原小学校への校区外通学を申請をされました。しかしながら、左鐙地区内の一部の方から激しい批判を受け、もう左鐙に住むということ、そのものもだんだんと厳しい、そんな心持ちもこぼされておるとい、そういうことも聞くわけでありまして。この家の方は、左鐙地区の信仰の一つの核である伝統芸能の左鐙神楽を伝承し、そして地域防災にも尽力された方であり、左鐙地域において大変功績のあった方でありまして。

入学見込み時に、同級生もなく近い年代の子どももいない、そして同じ日原地域の子どもとともに学ぶことを選択したその子どもに対しても、やはり私は、同じく子どもは左鐙の宝として、個人の意思を尊重して、されるということがとても大事なのではないかと感じており、その点でやはりそれを認めてられない、そして激しい非難をされるという、そういうことに関しては大変悲しい思いを持っておることでありまして。

これから学校に上がる子どもさんの親も日原小学校への入学を希望しておられる、そういう保護者の方もおられます。しかし、その方もあすは我が身と言われます。そういうことを表明した時点でどれほどの批判があるか、そういうことを思うそうであります。

そんな当然、おとついの日も話を聞きながら、統合に反対という意見もたくさん聞きました。統合すれば地域が寂れるというその気持ちも十分わかりますし、一所懸命守ってきたというそういう気持ちもわかります。しかし、違う意見を認め合いそしてそれを尊重し合えるそんな地域となる、そんなことが私は一番大事ではないかと思っております。

来年、学校再編計画が出されまして、16名というその再編基準が出されました。その中で小学校1年生からずっと左鐙小学校に通われたその子どもの保護者の方は、このままこの学校を卒業させてもらいたいと、そしてその後のことはその後の保護者の方が決められたらいいという、そんな意見も聞くわけであります。

そのような状況の中で学校再編ということが打ち出され、そしてそのような希望者もあり、また左鐙の高齢者の中では、左鐙小学校が統合した後にはそこを福祉施設として、自分たちが例え障害を持ったとしてもずっとこの左鐙地域で暮らせるために、もし統合になればここを福祉施設として活用してほしいというそんな願いも聞いておることでもあります。

私としましては、来年春のその状況を鑑み、そしてそれが16名という一つの数字が出ておるわけであり、それを一つの基準として、もしそれに届かない場合には、やはり統合に向けて進めていくべきではないかと思っております。当然16名になれば、それはそれで条件を満たし、町できちっと決めたこととございますので、それはそれで存続をしていくということも大事だと考えております。

そのようなことで、私はやはりそのような多様な意見を認め合い、そして統合したいというそういう意見もあり、統合したくないという意見もあり、その中で、やはり再編基準が出された以上、そのことを一つの基準として、私たちもそれを認めていかなければならないと思うわけであります。

私自身も、左鐙地域だけ町で決めたことになぜ従わないのかという批判も相当数いただいております。しかし、それは決して地域の人たちの心を、そういうものを無視してやるものではないと思います。しかしながら、町で決めたことは町で決めたこととして、やはり進めていかなければならないと思いこの質問をさせていただき、そして町長の所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは学校再編についてお答えをさせていただきます。

平成21年3月に策定された学校再編実施計画により、これまで須川小学校・畑迫小学校・木部中学校がそれぞれいろいろな課題を乗り越えて統合され、現在この計画で対象となっている左鐙小学校につきましては、計画策定時の予想より児童数はふえている

ものの、この計画で示されている16人の再編基準を大きく下回る状況が続いております。

議員の御質問の中にもありますように、ことし4月に左鐙小学校に入学予定であった児童1名が、昨年秋に教育委員会に対して校区外通学の希望を出され、教育委員会では協議の結果それを認め、現在日原小学校へ通学されております。結果として、今春の左鐙小学校は2学級3名の児童となるため、教育委員会としては、今後入学を迎える児童を含めた教育環境や学校運営等を考えると限界であるとの判断で、平成26年をもって閉校したい旨を、まずは保護者に説明を行い、改めて本年2月に保護者及び左鐙地域に説明を行っております。

その後4月に当初クラスのない学年に1名の転入者があったため、急遽、県教育委員会へ協議を行い、1クラスの増と1名の教員の配置をお願いをし、さらに6月には2名の転入者があり、単式であった2クラスが複式クラスとなり、現在に至っております。

以上は町教育委員会としてのこれまでの経過であります。御質問は私の所見を問われております。

8月28日に開催された教育委員会に招かれ、左鐙小学校の廃校について意見を求められたところでありますが、その場においては、地元や保護者の同意のないままに議会上程をすることは慎重を期したく、さらなる理解を得るための御努力をお願いしたい旨の考えを述べさせていただきました。

その後、教育委員会においてはさまざまな御議論があったことと拝察をしておりますが、結果として、本年度の統合は1年間見送り、平成27年4月の状況で大きな児童数の増加が見込めない場合、平成27年6月議会へ学校統廃合関係の条例案を提出することとする旨を伺っております。

私としては、小学校の統廃合問題は、地域づくりの観点も大切なことながら、それよりも、まず教育的見地を優先して判断されなければならないとの認識であり、その観点から、教育委員会が教育的見地において最終的に下された閉校の判断を尊重する立場にあることを自覚をしております。

福祉施設としての活用を望んでおられるとのことですが、具体的にどのようなものを左鐙の皆様が考えておられるのか、現時点では不明でありますので、左鐙地域まちづくり委員会とも連携を密にしながら、今後の地域振興策について検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 学校統合ということにつきまして、やはりおとついてもいろんな人とお話をしたわけでありましてけれども、一番皆さんが懸念しておられるのは、学校がなくなることによって地域が寂れていくというそういうことであります。左鐙地域の方からも、まず統合ありきではなくて、学校統合によって地域が寂れるということを懸念しているという、そういうことを知ってほしいということと、そしてそ

れならば、統合後の振興策というものをどういうふうに行っていくのか、そういうことを話ながら、じゃあ、小学校統合した後にはその跡地利用をどういうふうにしていくのか、そういうところまでやはり統合していく前に話し合っていかなければならないのではないかという意見も左鐙地区のほうから伺っております。

先ほど申しました老人福祉施設につきましても、先ほど申しましたように左鐙地区の方が年をとっても、そして障害を持ってもずっとここで暮らせるそういう施設がほしいという、そしてバリアフリーのその建物、その建物を福祉施設として町内の福祉施設が運営するような形で運営するという、そういう形もあるのではないかというようなことも言って、お聞きさせていただいております。

そのような観点も考えながら、おとついただいた意見の中では、自分は地域住民としては統合には反対だけでも、しかし孫の祖父としては必ずしも反対できないところもある、そんな複雑な思いを地域住民の方々もたくさん抱えておられると思います。

私の今回の質問も、やはりいろんなその地域の方々が持つておられる意見が、ある意味否定されることなく誰もの意見が尊重されていく、そういうことを望み質問をさせていただいたことでもあります。

来年4月の状況を鑑みてということでもありますので、その状況を鑑みたら、後はやはり町長部局と地元の中で今後の振興策をどうするのか、例えば、もし統合になったとしても左鐙小学校を日原小学校の左鐙校舎、サテライトのような校舎として利用することも考えられますでしょうし、また、福祉施設として左鐙のお年寄りや、またお年寄り方と交流するそういう施設としても考えることができるのではないかと考えております。

その点につきまして、町長、今答弁がありましたけれども、やはり地域振興策を町長部局として今から地域と膝を交えながら話していくべきだと思うわけですが、その点について所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今、左鐙小学校の跡地利用含めた地域振興策ということでございまして、そうした視点というのは非常に大事であろうかというふうに思っております。ただ、福祉施設というのは今回私どもは初めて聞いたようなことでもありますので、本当に具体的にどういうものかというのがわかってない状況でもあります。

また現在、左鐙地域からは山村留学の要望というものも、町と教育委員会のほうにも出されているというところでもあります。これらは左鐙小学校が存続が前提との山村留学ということかもしれませんけれども、場合によっては、一旦廃校というけじめをつけた上で、例えば夏季の研修、夏休みの時期とかそういうところに、まずはあわせて山村留学を始めていきながら、またその山村留学どういうふうに地域として受け入れていくか、伸ばしていくかということを検討していくということも一つの手段かもしれません。これは地元がどういうふうに理解されるかはわかりません。

また、あるいは御指摘をいただいたように、日原小学校のサテライトのようなもので、どういうふうに生かしていくのかということも一つの手だてかもしれません。

いろんなそういう選択肢があろうかというふうにも思っておりますので、また今後は、まずはつわの暮らし推進住宅の募集をしてみたいと思います。その結果はまたどうなるかということもあろうかと思っておりますので、また来年なってから、あるいは来年度以降というところで、教育委員会としては6月議会への判断ということもスケジュールには出てきておりますから、そうしたことも鑑みながら今後地域振興策ということも、町長部局としても、責任を持って地域の皆様とも話をしていく必要があるだろうかというふうにも考えているところであります。

本当に統廃合問題というのは難しいところで、いろんな御意見もあろうかというふうにも思っております。本来なら、それはその近いところに学校があるということが、それは一番いいわけでございましょうけれども、ここまで人数が少なくなってくると、本当に教育問題としてこれがふさわしいのかどうかという、そういう議論も当然出てくるというようなところでもありますから、こうした教育委員会の判断も踏まえて、我々はどういうふうに地域振興を図っていくかということを考えていく必要があるだろうかというふうにも思っております。

決してほかの町のものまねをしようとは思いませんけれども、先日、徳島県の神山町というところ行ってまいりました。これは非常に、人口6,000人というところでありまして、上下水道も津和野町よりも普及は余りしていないというような町でもあります。でも、小中学校は早いうちから統廃合が進んでおるようでありまして、神山町内では小学校が二つ、中学校も二つというような町であったわけではありますが、非常に田舎町でありましたけれども、またそこをうまく活用する中で、現在IT企業の進出が非常に進んでおります。これは5名程度から40名程度の企業なんですけれども、東京中心に進出が進んでいるところでありまして、現在では社会増になっているということでもあります。

ですので繰り返しになりますが、地域振興という観点から当然その地域に学校があるということ大事かとも思いますけれども、一方で人をふやしていくということにおいては、いろんなやり方はあるかというふうにも思っているところであります。

こうした中で、やはり左鐙の強みというのは、そこに本当に一所懸命地域づくり、町を思って頑張っておられる方がいるということが、また大きな財産でもあろうかと思っておりますので、そうした方々のできるだけ気持ちも壊すことのないように、しっかりと話し合いもしていきながら、左鐙の町が小学校がなくなってもやはり人口がふえていくように、まさに神山の後が続けるような、そういうまちづくりをつなげていけるように、我々としてもしっかりと取り組みをしていきたいと考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それではこれもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。御苦勞でありました。

午後3時55分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成26年 第7回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成26年9月17日（水曜日）

議事日程（第3号）

平成 26 年 9 月 17 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12 名）

1 番	後山 幸次君	2 番	川田 剛君
3 番	米澤 宥文君	4 番	岡田 克也君
5 番	草田 吉丸君	6 番	丁 泰仁君
7 番	寺戸 昌子君	8 番	御手洗 剛君
9 番	三浦 英治君	10 番	京村まゆみ君
11 番	板垣 敬司君	12 番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	大庭 郁夫君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
農林課長	久保 睦夫君	環境生活課長	竹内 誠君
健康福祉課長	齋藤 等君	医療対策課長	下森 定君
建設課長	田村津与志君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

午前 9 時 00 分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続き、お出かけをいただきありがとうございます。これから 3 日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、御手洗剛君、9番、三浦英治君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序7、3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 3番、米澤宥文でございます。通告に従い質問をいたします。

まず、一つ目に指定避難所並びに一時避難所に太陽光発電の設備の設置ということで質問をいたします。

昨年7月28日の「津和野町・萩市」の大災害の後「江津市、浜田市、邑南町」そして「京都府、滋賀県、福井県」、またその後に「伊豆大島」などの激甚災害が続発しております。

ことしは、8月20日の広島市安佐南区付近の大土石流災害で、現在まで73人が亡くなられ1の方が行方不明になっておられます。亡くなられた方の御冥福を心からお祈りをいたします。また、被害を受けられた方に心からお見舞いを申し上げます。

このような大災害が、近年発生しやすい気候条件になっております。そして、近い将来、津和野町を再度襲うおそれは十分過ぎるほどあります。

9月には、関西、関東、東北、北海道などで、経験したことのない大雨が多発しております。

昨年の名賀地区での大災害時の停電を教訓に、土砂崩れなどで孤立の予測される地区の指定避難所、または一時避難所に太陽光発電の設置をされてはいかがでしょうか。

山間部住民の方の安全・安心とまた定住促進のためにも、そして地球温暖化防止のさやかな一助としても、太陽光発電設備の設置はぜひとも必要と思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆様おはようございます。

一般質問も2日目ということであります、本日もどうぞよろしくようお願い申し上げます。

それでは、3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

指定避難所・一時避難所に太陽光発電設備の設置をという、対しての御質問でございます。

まず、最初に、このたびの広島市において発生した局地的な豪雨に伴う土砂災害により、犠牲になられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災をされた皆様にお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧・復興を心よりお祈りを申し上げます。

本町に甚大な被害を及ぼした昨年の豪雨災害発生時におきましては、道路を初め電気や水道等のライフラインの機能が失われ、生活水準の著しい低下を招く結果となりました。被災直後からの中国電力における応急送電作業により、町内の多くの停電世帯では早い時期での復旧となりましたが、名賀地区の一部では、停電状態が長期間にわたったところであります。

議員御指摘のとおり、災害発生後に避難所で多くの方が一時的に生活を送ることになるため、発電設備や空調等の施設整備により、一定程度の生活水準を確保することは重要なことであると認識をしております。

このたびの議員御提案の太陽光発電設備の導入に当たっては、災害発生後の避難所での電力使用を想定いたしますと、ある程度の容量の蓄電装置を伴った太陽光発電装置が必要と考えます。設置に当たっての財源の問題、また屋根設置型の発電設備となりますと、指定避難所等の耐震性の確保等が必要になることもあるため、今後の個々の施設の改修計画にあわせ、その導入の是非について検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 太陽光発電設備の設置については、検討されるということですので、期待をいたします。

通告事項にはしてありませんが、回答がいただければ、いただきたいと思っております。

このことは通告締め切り期限の直前と、後の新聞の報道によりまして、再質問いたします。

9月2日の新聞において、徳島県の町立病院が8月10日の台風で停電時に酸素吸入器などの医療機器は自家発電に切りかわり、照明や電子カルテの端末は太陽光発電システムに切りかわり、約2,300万円の工事費は、東日本大震災を機に始まった環境省による防災拠点への再生エネ導入の支援基金補助でほとんど賄うことができたとあります。

そしてまた、栃木県日光市の足尾総合支所では、全面復旧するまで丸二日係ったことし2月の停電の際に効果を発揮したとあります。発電機との併用で電話や防災無線、照明、暖房が使えたため、対応に追われる職員が助けられたということが載っております。

また9月11日の新聞にも、島根県は民間避難所再生エネ設備補助を公立支援に変更したとの記述があります。このことは民間避難所からの申し込みが1件もなかったということで、公立施設支援に変更したとのことであります。

津和野共存病院は停電時でも約40人の入院患者の方、そして100人の通院患者の診察はもとより、大規模災害時には多くの患者が搬送されることは、当然予想されます。

このような有利な補助制度をぜひ活用されまして、津和野共存病院の屋根に太陽光発電設備を取りつけ、自家発電機と併用して安全・安心対策を前進させてはいかがでしょうか。

もちろん町民の最終的な避難所となります体育館、あとは日原のセンターなどにも必要とは思いますが、とりあえずは病院が大切と思われるので、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員が御質問の公共施設の再生可能エネルギー等の導入事業の補助金について、制度的な面については、私のほうから御回答させていただきます。

議員が御質問にありましたように、まず、民間事業者で新聞報道で1件も申請がなかったという部分につきましては、しまね環境基金（島根県再生可能エネルギー等導入推進基金）事業費補助金という島根県の補助金があるんですが、その民間事業者1,000万円以内として補助率3分の1、この事業が新聞報道で申請がなかったと言われる部分でございます。

今回、青原小学校にこの太陽光のパネルを設置をさせていただくこととしておりますが、この事業費補助金につきましては、市町村または民間事業者だということで、二つのその事業体で補助率が異なるものでございます。

公共施設の場合は、補助率が10分の10で、1市町村当たり2,750万円以内ということになっております。

今回、青原小学校におきましてこの補助金を活用して、太陽光パネルの10キロワット、それから蓄電池の15キロワットということで、太陽光パネル10キロワットの1日の発電量を28キロワットと想定をして、災害時での対応を行うということになっております。

補助金自体が、防災拠点または防災拠点となり得る施設に再生可能エネルギー等を導入するのに要する経費、この経費につきまして補助するというので、公共施設の場合は2,750万、10分の10の補助事業で行えるということで、今回、青原小学校にはそういった施設を導入をしているということでございます。

○議長（沖田 守君） 関係することで答弁ありませんか。医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 津和野共存病院の導入についてであります。内部で再度検討し、災害時に備えて対応できるような体制を一刻も早くとりたいと思いま

すけど、やはり避難場所いわゆる災害の拠点病院の益田圏域の関係もありますので、その辺も踏まえて対応したいと思います。

現在、2時間の自家発電で対応をしております。その中でも、呼吸器、点滴等は一応できるような体制であります。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 自家発電機は燃料が必要であります。軽油の場合は別としまして、例えば、ガソリンであれば一夏越すと腐敗してだめなことが多々あります。しかし、太陽光発電は、太陽がある限り使えるエネルギーであります。

大災害時の医療の確保と、山間部に集落を維持しておられる住民の方の安全・安心のためにもぜひ必要と思います。早期の設置また検討をよろしくお願いいたします。

2番目の質問であります。

津和野城跡の樹木伐採についてを質問いたします。

津和野城修理につきましては、過去に何人もの議員の方が質問されておられます。私は、4年前の平成22年12月議会で質問をしております、今回で2回目となります。

平成26年6月に津和野城跡災害復旧事業に伴う仮設道路工事が始まり、完成が27年度末となっておりますことは、私も一町民としてまことにめでたく大変嬉しく思っているところであります。

津和野城跡は太平洋戦争中の昭和17年10月に国史跡になり、津和野町の大きな財産になったと同時に、日本国民の財産になっております。

ことし1月に安来市広瀬町の「月山 戸田城」と兵庫県朝来市和田山町の「天空の城 竹田城」に足を運んできました。

山城で津和野城跡と同規模の「天空の城 竹田城」との現状の違いに大きな衝撃を受けました。

津和野城の国史跡指定から1年後の昭和18年国史跡の竹田城では、石垣の上の桜の木が、木の根が原因で2カ所で崩落とはらみが起きておりました。この2カ所でありました。

ちなみに、はらみとは樹木の根が石垣の内側に張り出し妊婦のお腹のように膨らむことでもあります。

津和野城跡では、樹木の木の根が原因の石垣の崩落とはらみが、もう、ちょっと数えきれないほど数十カ所で見られます。

石垣の上と中に生えた樹木を伐採することで、石垣の天敵である「幹」と「木の根」の被害をできるだけ排除して、現状の石垣を維持しておくことは今後の修理完了を一層早め、観光津和野に大きな役割を果たすと考えます。

「天空の城 竹田城」の25年度の観光客は50万7,589人と発表がありました。一月にすると4万2,300人ほどであります。

一方、津和野城跡の観光客は、リフトの乗客から推測すると1万2,194人、一月に1,016人となっております。恐らく現在では、歩いて上がる人はいないと思われ
ます。といいますのは、熊出没の看板がまだありますので、恐らく歩く人はいないと思
っております。

城の石垣は防御施設で、見晴らしが第一であります。昔はまきとして使う松、弓とし
て使う竹など必要最低限の樹木しか植えなかったと指摘の記述があります。

乱立し石垣を崩壊する樹木の伐採を、文化庁また島根県そして津和野町民の御理解を
得て、早期に伐採を進めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、津和野城跡の樹木伐採について御質問をいた
だきましたので、お答えいたします。

津和野城跡の樹木につきましては、議員の御質問にもありますように石垣に影響のあ
る樹木もあり、その伐採対応は今後の石垣整備の大きな課題の一つと認識しております。
しかしながら、早期の伐採を行うことにはならないと考えております。

現在、津和野城跡は、国の史跡のほかに県立自然公園や保安林にも指定されており、
樹木の伐採につきましては、文化庁のほかに県自然環境課や県森林整備課にもその許可
申請が必要となります。特に、自然環境課につきましては、基本的には非伐の方向性が
強く、伐採に当たっては自然環境調査を行う等、より慎重な対応が求められております。

また、町民の皆様の御意見の中にも、伐採を進めるべきだとの御意見がある一方で、
古い樹木があってこそすばらしい景観になっており、樹木はできるだけ残してほしいと
の御意見もあり、簡単に伐採を進めることはできないと考えております。

今後、城跡の修理が進むにつれて、城跡の樹木につきましては、工事ごとに事前に伐
採すべき木と残すべき木とに1本ずつ仕分けを行い、津和野城跡の整備検討委員会に諮
り、文化庁や県自然環境課等と協議をしながら事業を進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 平成24年2月の新聞に、お城の石垣が全国で崩落の
危機に面している。原因は樹木の根が石垣の内に張り出し、妊婦のお腹のように膨ら
むためとありました。

平成15年に国史跡の高松城の石垣の松が、台風の強風で倒れ石垣と一緒に崩れてお
ります。

そして、平成23年1月の大雪で松江城の石垣の上の松が根本から傾き石垣を崩して
おります。このように樹木の被害があちこちで報告されております。

津和野城跡の国史跡指定は約700年の歴史を持つ城跡であって、明治5年の城の建
物解体から144年が経過中に自然に生えて大きくなった樹木ではないはずと思っ
ております。

御意見の中に、古い樹木があつてこそすばらしい景観になっているとのことでありますが、国道9号線から見る見ばえは良好であります、一步裏に回ると至るところで石垣が崩れ、そして膨れテントで覆われ金網で囲われ、とてもすばらしい景観とはいえません。

全部の樹木を伐採するというのではなく、石垣の天敵の上と中の樹木を伐採し、石垣の離れたところや、下のもみじ、カエデなどの樹木は伐採しなくても、ほかの城や城跡を見てもそれほど影響がないことがわかります。

樹木伐採につきましては、文化庁のほか県自然環境課、県森林整備課に許可申請が必要だとのことでありますが、観光津和野の大きな資源開発と観光客の滞在時間延長のため、そして観光客入込数が少しずつ落ちております。昨年度が79万人ということでしたが、再び100万人以上になることは、可能性は十分あると思っております。

そして、この観光客大增員がなりますと、町の農産物や水産物の消費拡大、また土産物、飲食店等の活性化と雇用の促進につながると思っております。

これから石垣の修理が始まりましても、完了までは10年から20年かかり、その間にも樹木は成長を続けて石垣を押し広げ、また押し出し、強風で幹が揺れると根も揺れて崩壊させます。

石垣の天敵であります樹木伐採をすることで崩れていない石垣を残し、津和野城の修理ができるだけ早く完了するよう、関係省庁に御理解をいただくよう申請していただきたいと思いますが、いかがでありますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） それでは、お答えをさせていただきたいと思いますが、先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、あの城跡につきましては、当然文化庁との協議、それから、特に自然環境課との協議というのが必要になってきます。

喜時雨側から道を入れるときに、既に自然環境課とも協議をしておりますが、城跡の本格的な復旧、それから修繕をやる際には、それぞれ相談をしてもらうようにというふうに念を押された状況になっております。

実際、全てを木を切ってから10年間の工事に入るというわけにはなかなかいきませんので、まず、計画的に年度ごとに行える事業のペースの中で、それぞれこの木は切る木になるのか、残す木になるのか1本1本確認をしながら、さらにその確認をしたものをもって自然環境課と協議をして事業を進めていくとそういう流れにはなっております、議員さん言われるように全てを皆伐をして、事業にかかるということには、なかなかならないのが現状であります。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） なかなか難しい問題ではあるとは思いますが、竹田城があります朝来市に竹田城課という課があります。これは、立派な課をつくっておられます、ここに聞いたところ、やはりここは映画ロケやNHKの大河ドラマもいろいろ

ろありまして、映画ロケも今まで数回あって、樹木も大分切ったそうであります。だから、これは申請をして、まあ、そのように申請したら切れると思っております。写真も見ていただければわかりますように、きれいな城跡であります。まあ、そういうこともありました。

次の、津和野城跡は標高367メートル、天空の城竹田城跡は標高353.7メートルで津和野城が竹田城より13メートル30センチ高くなっております。しかし、城跡整備に関しては天と地ほどの差があり、勝ち負ではありませんが負けております。

津和野城跡は修理が完了すれば竹田城に負けない規模であり、城下の見晴らしは、私も登ってみましたけど、竹田城よりは津和野城のほうがすばらしいものであります。

ただし、津和野がモデルの歌「案山子」の歌手さだまさしさんが、津和野城跡から見る津和野川沿いの石州瓦、棚田の風景、SLが走る山口線、造り酒屋等々で、津和野は日本のふるさとの原風景とも言われているようであります。

これほど津和野町を宣伝していただいているさだまさしさんに、津和野町に来ていただく企画はあるのでしょうか。

もう一点、津和野城跡の整備完了までに、津和野城の名称を全国募集をしてはいかがでしょうか。もちろん津和野町民も含めてであります。以上、2点質問いたします。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、さだまさしですが、御存じのように「案山子」の題材になったというふうに言われております。確認を本人からしたわけではございませんが、通称そういうふうに言われておりますし、実際「案山子」の歌詞の内容というのは非常に津和野をイメージさせる内容でもあります。

確かに、議員の言われるように、さだまさしを取り込んで全国に発信していただくということは、非常にいいことだろうなというふうに思います。

実際、津高の100周年記念のときに、さだまさしさん来られてコンサートをやっていただいております。あれから今3年ぐらいたったんですかね。久々に体育館が満員になる盛況でございましたけれども、ぜひ、もう一回来ていただきたいとは思いますが、これ、なかなか、聞くところによると、あれで、紹介があった中で600万ぐらい費用がかかったように、たしか聞いておりますので、それなりの覚悟をして呼ばないとやれないのかなというふうに思っております。

それからもう一点、名称の募集という意味合いが、今ひとつぴんとこなかったんですが、いわゆる「天空の城」というそういう名称を言われておるのかなというふうに思ったんですけれども、確かに「天空の城」という部分はうまいこと竹田城の発信をして、いろんなテレビのほうで全国放送されたおかげで、これだけ50万の人が来るようになったということ、確かに、名称の位置づけというのは一つヒットするといろんな起爆剤になるというふうに思っておりますけれども、名称募集をするまでは、今のところは考えておりませんが、また観光課等、企画部門等とも相談をしながら募集をすることに

なれば、町民の方にも投げかけをして、そういったことをやったら、いいネーミングができれば、売りにはなるかなというふうに思わしていただきました。

回答になってないかもしれませんが。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） インパクトのあるネームは大変重要だと思います。これを今すぐとは言っておりませんので、津和野城跡の整備完了までに全国発信すれば、また津和野城の宣伝にもなり、観光客増員にもつながると思います。

何かと竹田城と津和野城の比較をいたしました。同じ山城でも日本の百名城でありながら、観光客50万7,000人竹田城ですね、と、津和野城1万2,000人、この差が非常に悔しくてなりません。ということで、この質問をさせていただきました。

参考までに、鳥取県の石工の棟梁さん、鳥取城と福島二本松城を修理した石工の棟梁に面会し、石垣上と中の樹木の対策をお聞きしたところ、切らないよりは切ったほうがいいんだと、切らないでおくとも台風や地震で幹が揺れる、そして木の根が揺れ大きく崩壊の原因になる、そして中に生えた樹木が石垣を押し広げ崩壊が始まると指摘されております。

以上で、津和野城跡の伐採については終わります。

3番目の質問に入ります。

町家ステイ戎丁（まちなか迎賓館）・伝統芸能交流館（多目的スペース）について質問をいたします。

町家ステイ戎丁のオープンにつきましては、1番議員への回答で、4月末に完成し、8月上旬ごろのオープンを目指したが、7月上旬に益田保健所から旅館の一種に該当するとの指摘があり、それに伴い消防法適合のため誘導灯や排煙設備等の改修を行うため、おくれるとの説明がありました。

また、泊まりと食の分離による旅館・ホテル・飲食業との夕食セットなどの連携をより強めるとの説明もありました。

ちょっと違う観点から私の質問をいたします。

この夏オープン予定の町家ステイ戎丁、別名まちなか迎賓館の現在の状況を質問いたします。

町民の方の関心が高く、何人もの方からさまざまな質問や意見を聞いております。

町民の方の誤解を解き、また御理解をいただくためにも目的・借家契約条件や宿泊料、総工費などの説明をいただきたい。

2点目に、伝統芸能交流館、別名多目的スペースについても進捗状況の説明をいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは「町家ステイ戎丁（まちなか迎賓館）」「伝統芸能交流館（多目的スペース）」に関しての御質問についてお答えをさせていただきます。

「町家ステイ戒丁」の現状につきましては、1番議員へ回答いたしましたとおりオープンがおくれており御心配をおかけしております。

議員御質問のこの事業の目的及び所有者との貸借契約等についてであります。事業の目的としては「津和野に暮らすように旅する」をコンセプトとし、一棟丸ごと1日1組が利用できる貸家として整備し、主に滞在型の個人旅行者を想定するものでございます。対象の建物は貴重な歴史的建造物を所有者より寄贈もしくは固定資産税程度の使用料で町が30年間借り受け、改修することで、津和野町の貴重な町並みを保全しながら、観光・公益事業に資する施設を整備することです。したがって、この期間中の同施設の使用に関する権利は町にあり、所有者は実質、指定管理者の許可がない限り、利用はできません。

また、観光客等の町家ステイの利用につきましては、ガイド等による津和野の景観保全に対する取り組み状況の説明や町家見学等での利用以外は、不特定多数の方々に貸し出すことはなく、1グループに限り1棟全体を貸し出す方法をとります。宿泊料は、指定管理者であります津和野町観光協会で設定いたしますが、最高で年末年始、GW等の特別繁忙期の休日において、朝食なし、2人宿泊の場合、1人当たり22,000円から、冬期等の閑散期の平日、朝食なし、5人宿泊の場合で1人当たり6,000円の価格帯の中で、2人から5人の宿泊者数に準じて、それぞれ価格設定を予定しているとのことあります。

なお、改修工事にかかった事業費は、平成25年度及び平成26年度繰り越し分を合わせて、工事費2,841万4,800円と施工管理費151万2,000円となります。

次に、伝統芸能交流館（多目的スペース）につきましては、所有者の方と予定していた建物の利用で合意していたところでしたが、昨年10月、それに加えて、同敷地内の建物を重伝建地区の情報発信や、制度のPR等を行うための拠点となる「伝建センター（仮称）」の整備と一体化とした交渉を進め、これも11月には賃貸契約の前段となる覚書締結に向け、ほぼ合意を見るに至ったところでしたが、最終局面で所有者より顧問弁護士との協議により、また所有者としても実家母屋等への思いを断ちがたい等の理由から、締結には至りませんでした。

したがって、その後しばらくは時間を置くことが最良との考えから、町としての交渉は行っておりません。一方、津和野町まちなか再生推進協議会の民間委員により、候補物件全体の活用から母屋を除いた活用等について条件を含め再度相談することも想定をしておりますが、現時点では実現に至っていない状況でございます。

町としては、候補物件が重伝建地区の中核をなす貴重な建物であることから、時間の経過による老朽化、一部倒壊のおそれもあるため、保全活用に向けた複数の選択肢も検討し、所有者に対する協議、提案を行う必要性は感じているところでございます。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤宏文君。

○議員（3番 米澤 宏文君） 1点質問をいたします。

駐車場のないところに、近くにですね、人が来るだろうかと心配する声も随分多く聞いております。このことに対して、何らかの対策は考えがありますか。このことを質問いたします。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 御質問の駐車場の件でございますけれども、現場は皆様もよく御存じのように、狭い路地を入ったところでございますので、そこに隣接というような駐車場はございません。

ただ、高岡通り沿いには、その敷地になり得るといいますか、今、観光協会のほうが、これは実質的に管理をする中で考え、提案をされているんですけども、あそこの前にスーパーがございますけども、その隣の空き倉庫といえますか、納屋のようなものがございます。そこの所有者の方と若干、協議を進められておまして、そこの建物を解体を所有者の方がされて、そこをお借りした中で、駐車場として整備をしたいと。それは、これに関係することだけではございませんけれども、その一角をそこに使うのがいいんではないかというような、逆に提案をいただいております。

町とすれば、少しは遠くなりますけれども、駅前の第2駐車場。第2ですから、後ろ、駅の寄ったところですけども、桑原史成美術館の隣にありますけども、そこも月極の駐車場もございますけれども、そこもあき等もありますので、そういったところを使っていただくというのも一つじゃないかなという形で考えているところでございます。

その他、民間の土地も使えるというような話も、最近でございますけれども、近くにあるというようなお話もいただいております。そういったことも含めて、観光協会と今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 以上で質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宥文君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） ここで、後ろの時計で10時まで休憩といたします。

午前9時43分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 8番、御手洗剛でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目でございます。水田農業の推進方策について。

町内の水稻生産農家は、26年産米の刈り取りの最盛期が過ぎ、終盤を迎えようとしております。8月15日現在、島根県の本年産米の作柄は穂数はやや多いものの、糖熟

がやや不良で、平年並みと見込まれております。自給環境については25年10月末持ち越し在庫が全国で23万トン、25年産の生産量は818万トンで供給量の計が841万トンとなる中、主食米等の需要量は781万トンで、非主食用米35万トンの販売が加算されても、816万トンで、10月末持ち越し在庫が25万トンになることが予測されております。

26年産米が平年作であっても、供給が需要を上回ると見込まれ、市中相場の下落、産地在庫の増加など、これまで以上に厳しい販売環境になることが懸念されております。

そこで、水田農業の推進方策について伺います。

まず1点。

当町は、水田農業の主体を水稻生産に依存せざるを得ない環境下にありまして、8月22日、JA全農島根は26年産米買い手の概算金を発表いたしました。それによると、主力の島根こしひかり1等米、A、30キログラムの玄米価格は4,500円で、昨年比1,600円と大幅な減額となり、粗収益が経営費を下回るいびつな収支状況が予測されております。

また、あわせて、米の直接支払交付金も10アール当たり1万5,000円、前年度まで交付されていたものが、本年より半減すると、個別生産農家はもとより、認定農業者や法人経営にあっても、再生産は危ぶまれる非常事態で、大きな衝撃を受けられております。今後における当町の水田農業の推進方向をどのように考えるか伺いをいたします。

2番目に、政府は主食米用の過剰生産を抑制するために水田での主食用以外の米、麦、大豆などの生産に対し、水田活用の直接支払交付金を支給しております。このうち、飼料米や飼料用稲(WCS)の精算は飼料の自給率の向上の上でも、また、転作面積の円滑な拡大が見込まれると共に耕作放棄地の防止にもつながり、当町の立地条件から見てふさわしい推進施策と考えられます。当町の今後の推進方向について伺います。

3番目に、農水省は26年産米の米価下落状況を受け、担い手を対象に交付されております収入減少緩和対策の特例措置を緊急に講じ、米に限り、面積要件を満たしていない小規模農家にも財源の拠出なしで一定の補填が受けられるといたしました。しかし、この措置は単年度限りの措置で、補填水準は担い手のならし対策よりも低い水準であります。このことで農家経営がどこまで安定するか未知数でございます。

次年度以降も米価が改善する要素が少ない中、飼料用米等の生産拡大で主食米の需給安定に、ある程度、見通しがつくまでの間、米価安定のための施策を講じるよう、関係機関と連携し、国への要請をすべきと考えます。このことについて、見解をお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

水田農業の推進方策についてでございます。

まず、1つ目の御質問であります。御指摘のとおり、概算金では、こしひかり1等米30キログラムが4,500円で示されており、昨年より1,600円の減額となっております。

平成25年産米の状況を見てみると、全国的には生産目標に対して2万2,000ヘクタールの過剰作付があり、量に換算すると27万2,000トンが過剰流通ということになります。需要量については右肩下がり状態で、近年では1年で10トン下がることもあり、これらが相まって今回の大幅な米価下落を引き起こしていると予想されます。

今年度より交付金も半減しており、水稻生産農家にとっては非常に厳しい状況が発生していると考えておりますが、将来的にも米価が回復することは考えにくく、また、平成30年産から減反政策の見直しが行われると、その時点からの米価下落はさらに顕著に進むことも予想されます。

経営を考えるならば、主食用米に依存する体質を見直す必要があり、飼料用米やWCS用稲など、新規需要米として扱われる水稻への転換も対応策となります。特に、大規模形態ではこうした品目を有効に取り入れることについて検討が必要と考えますし、個別担い手経営体も含め、高齢化が進む中で、土地利用型農業だけでなく、収益性の高い品目を地域ごとに摸索するなど、一地域一産地といった取り組みも必要かと考えております。

一方で水稻栽培は経営のみならず、農村景観の形成や、先祖代々引き継いできた財産として荒らさないためにも作付する実態があります。販売以外で田を維持するという意味も含め、収益性は低くとも管理に対する労力、経費を最低限に抑えた農法を摸索することも耕作放棄防止の面からは必要かと考えております。

2つ目の御質問であります。飼料用米やWCS用稲の作付については水田活用の直接支払交付金の支援もあって、本町においても徐々に面積が拡大をしてきました。生産調整により主食用米が生産できない水田にとっては、これら新規需要米は最も有望な転作品目であると考えております。

主食品目と転作品目という違いはありますが、同じ水稻であることから基本的知識や技術は多くの農業者が持つておられますので、その点では取り組みを始めやすい品目であると考えております。

一方、WCS用稲については専用の収穫機械が必要となります。これまでは管内にある組織に収作業を委託しておりましたが、今後は作業委託が難しくなることから、新たな収穫体制を確立する必要があり、年末をめどに関係機関で協議を進めております。飼料の地産地消が畜産経営コスト低減につながり、循環型農業の推進が加速されることから、耕種農家・畜産農家共にメリットのある有効な転作作物として町内流通の仕組みを確立することが必要であると考えております。

3つ目の御質問であります。収入減少影響緩和対策（ならし）については平成27年産からは認定農業者、集落営農、認定新規就農者に限定をされます。その経過措置として本年産については米の直接支払交付金対象者に対してならし移行のための円滑化対策が用意されております。来年産より対象を限定することが国の考え方であり、経営体の大規模少数化が求められているところでございます。

本町においては、ならしの対象となり得る農家4ヘクタール以上の規模の農家25戸と小規模農家430戸が存在をいたしますが、来年度からならし対策に加入できない小規模農家の水稲作付面積は町全体の約半分を占め、米価下落措置を受けられない状態となります。

今後、この緩和対策が農家所得にどのような影響を及ぼすかをシュミレーションしてJAや関係機関と協議をした上で、国に対して必要な要請をしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 水稲生産経営体が米価下落で農業経営の見通しが不透明な中、国のほうでは農水省において先ほど発表されましたように、農業農村の所得倍増を実現するため、農林水産業地域活力創造プランを改定し、食品産業などへ農家の進出、農産物の輸出拡大を軸にして、その目標実現を目指すとして、攻めの農林水産業実行本部の発足を指示されております。

また、新たに就任された西川農林水産大臣は農業食糧関連産業の国内生産額94兆円、この数字は2011年度のものでございますが、そのうち農林漁業部分は11兆円にとどまると指摘し、農林漁業の取り分は12%程度、しかし、周辺産業は40%くらいを所得として得ているとしております。

農業関係者が周辺産業に進出できるかが大きな課題であり、他産業と組み、農家が価格決定権を持てる仕組みをつくっていかねばならないと考え方を示しております。しかし、立地条件に恵まれた大規模経営体にあつては、こうした方向は可能であると考えられますが、当町のような環境下の中で即時に当てはまる方向とは言いがたいものがあります。

しかし、当町にあつても、米の消費量は減少し、ますます米の過剰傾向が予測される中、水稲生産に依存することからの脱却を目指すことは必要であると考えます。そのために、水田を利用した畑作物や園芸品目の生産拡大を図り、所得の維持拡大の方向性が重要でございます。水稲から畑作、園芸作物への転換には、排水改善等の基盤整備が必要であると共に生産されたものを加工し付加価値をつけて販売できる仕組み、6次産業化への取り組みが必要であります。当町における推進施策と体制整備の構築について伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 6次産業化につきましては、本年度、新規に予算化しました6次産業に対する助成金、それから水田の乾田化につきましても暗渠排水設備等の補助金等を準備しておりまして、そういった対策についての方向性は持ってはおりますが、なかなか、その制度を活用してという大きな流れには、まだなっていないような気はしております。

町長が回答しましたように、飼料用稲とか、WCS等の転換によって水田での所得をふやすという方向も考えなくてはなりませんので、その辺の機械化につきましては現在、検討しているところでありまして、この津和野町内での収穫作業を請け負う組織、それから機械の所有、それで町内にあります畜産農家への飼料を供給という循環を考えていくことを、今、目指しております。

また、6次産業化の中で今回、予算の提案をさせていただきましたキャス冷凍につきましても、例えば鮎御飯、栗御飯、そういったものをどんどん製品化して、米の消費拡大につながればというふうにも考えております。

ただ、現在、400ヘクタールの水稲作付面積がございまして、町内で消費できる面積で換算しますと100ヘクタール、あと300ヘクタール分の米は外へ売り出していかなければならない現状でありまして、その米がこのように昨年、比べますと26.2%も買い入れ価格が下がったわけがございまして、これは、大変な、農家にとっては痛手をこうむってくるのが予想されます。

これによりまして、離農される農家もふえてくるんじゃないかと思うんですが、これは全国的にそういう傾向が表れてくるのが予想されまして、米の作付面積が国内全体で下がってくれば、また米価の回復が起こって来るかもしれませんが、この辺の動向につきましては、まだ不透明でありまして、なかなか読むことができない状況であります。

いずれにしましても、町としましても、畑作を応援すること、それから飼料作物を作付することへのいろんな体制をもって対応していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 6次産業化の必要性につきましては、水田農業にとどまらず、農林水産業全般に言えるものでございます。先ほど、御説明をいただきましたように、新たな6次産業化の拠点施設の建設の構想もできあがって提案されております。

要は、町としての、そうした大きな対応がある中で、いかに生産者に理解をしていただいて誘導できるかが課題であります。今後の対応方針といたしますか、また、新しい施設の管理運営について、どのように対応されるか、あわせてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほど申し上げたことに加えてということでしょうか。（「生産性の……」と呼ぶ者あり）はい。米以外のことですね。

先ほど言い忘れたと言いましょか、今、まるごと津和野マルシェという形で、米以外の野菜類、それから果物等への転換を進めながら、地産地消を伸ばしていこうということで取り組みをしておるところですが、これを学校給食、それから町営で行っておる病院施設、老人ホーム等含めまして、そういったところへも地産地消を進めて、より多くの面積で野菜づくり等を行っていただけるような、そういった取り組みを一部では行っているところでもあります。

それからもう1点は、冬虫夏草の生産をふやしていこうということで、桑園への転換ということも、方向性の1つとして目標を持っておりまして、今、養蚕農家はほとんどいなくなったわけですが、今後はそれをふやしながら、繭の生産をふやしていく、それから、人口飼料育のための桑葉生産というものも目指しておりまして、そういった形でも、水田を活用した農業が確立できないかを、今、模索しているところでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長、最後の質問にキャスの運営を云々という、それに対する回答はないが。

農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほど、少し触れさせていただきましたが、キャスを使った地域特産物の生かす方法として、主な作物としましてはワサビをあげております。

米の消費拡大については、先ほど申しましたような鮎飯とか栗御飯、その他、うずめ飯等々も商品化できるのではないかと考えておりますが、特にワサビにつきましては、今、ハウスでのワサビ生産というのを、これから拡大していこうということで、今月、その講習会を計画しているんですが、約10名の方が興味を持っておられるということで、そういったことも水田の新しい使い方になってくるのではないかと考えております。期待しているところでございます。そのことが今後のワサビの加工品の生産にもつながっていくのではないかとこのように考えております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 6次産業化の取り組み、決してこの当町の生産者の対応としては進んでおるとは言えない状況にあるかと思えます。

要は、いかに付加価値をつけていくか。地元でできた生産物、特産物をそれに付加価値をつけて売っていくかということで、所得を上げていくという取り組み、これの周知というものが、大変必要であろうというふうに思っております。

施設はできたが利用者が少ないというふうな状況になっては困るわけでありまして。時間をかけて積極的にいろんな部会なりに出向かれて説かれることが必要であろうかと思っておりますので、関係機関と連携しながら頑張っていただきたいと思えます。

当町の水田転作の状況でございます。

25年産における実態を見ますと、野菜類が48.2ヘクタール。飼料作物が9.4ヘクタール。そばが7.7ヘクタール。大豆が5.3ヘクタール。菜種が3.8ヘクタール。飼料用稲が12ヘクタール。飼料用米が17ヘクタールの状況でございます。

新規需要米であります飼料用稲、飼料用米、あわせても29ヘクタールと、その程度にとどまっている状況がございます。米価下落を受け、米生産だけでは農業経営がなし得ないと実感されている経営体が多い中で、次年度以降においては、需要があり、水田活用の直接支払交付金制度がある新規需要米への転換を目指す経営体は、一挙に増加することが予測されます。

J Aにおきましては、本年産米の価格を前提として、10アール当たりの食用こしひかり1等米価格と飼料用米との単収500キログラムを前提とする収益比較をしております。収入減少緩和対策の補填を除外した数字であります。試算数字として粗収益から経営費を引き、営業外収益である米の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金をプラスした10アール当たりの経常利益では、こしひかりで10アール当たり2,985円、飼料用米で3万5,450円となっております。米価下落が、その影響がいかに大きいかを伺えるところであります。

次年度以降、米生産農家にあつては、主食用米生産から飼料用稲、飼料用米に転換する農家がふえることは必至であります。このような状況を踏まえ、体制整備としてどのような対応が必要かについてお尋ねをします。

特に現在、この飼料用米生産におきましては、基本的には吉賀町にありますカントリーエレベーターに一時保管をするというところで、それから畜産農家等への供給が基本になっております。今、カントリーエレベーターは2,000トンの許容量の中で1,000トンが米なり飼料用米が入っている状況でございます。これが、一挙に今後ふえるとしたときに、つくったが搬入ができないという状況をつくってはまずいものであります。

出雲部にはカントリーエレベーターございますが、西部には今のところ、西いわみにカントリーエレベーターがあるだけであります。今後の対応を行政、関係機関、協議、また、実際にカントリーを所有しておるJ Aとの協議を今後、深めて、生産者に異論のない対応になるように協議が必要であろうと考えますので、その点について体制整備としてどのように進めていかれるかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員がおっしゃられるように、今、カントリーエレベーターは吉賀町にあるものしかございませんので、吉賀町、それから益田市とも含めてJ Aと協議しながら、今後の対応をとっていかなければならないと思っております。

一方、WCSにつきましては、先ほど申しましたように本町としてはフロンティア日原に機械をもっていただいて、フロンティア日原で機械を管理しながらWCSの収穫、それから流通をしていただくというふうに思っておりますが、これも面積が拡大しますと、いろいろ生産過剰になるかもしれませんので、その辺は益田市に大型畜産農家がありますので、そちらとも連携しながら進めていかなければならないと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 飼料米の対応につきましては、生産者への周知と同時に体制整備について進めていただきたいというふうに思っております。

WCSにつきましてお話がございました。幸いにも当町の5年度の推進施策の中で、予算化もされる中で、機械導入もされるということで何よりに思っております。

今までは六日市町の法人でメープル牧場の機械を使いながら、刈り取り梱包作業をし、畜産農家へ搬入するというふうなことで、手一杯の状況がございました。津和野町の導入によって、今まで以上に取り組み推進がなされることを願っておるところであります。

次に、26年産米価格の下落を受けまして、農水省は米に限り面積要件を満たしていない小規模農家も財源の拠出なしで一定の補填が受けられる対策を講じてまいりました。

ただ、単年度限りでの措置でございまして、担い手を対象とする収入減少緩和対策、ならし対策よりもその交付基準は低く、今、確定ではございませんが、予測数字があります。30キログラム1体当たり500円程度になるのではなかろうかというふうな話もある状況にございます。この金額で農家経営がどこまで安定するか未知数であるわけです。

しかし、個別の生産農家にあってはこのような対策がとられたことはせめてもの救いであると考えられます。主食用の生産は規模の大きい経営体だけになされるものではなく、個別農家の生産力と農地維持の努力あってなされるものであります。農家が生産意欲を失えば、農地は明らかに荒れていきます。放置すれば、耕作放棄地は見る見るうちに拡大することは明白でございます。国の施策である主食用生産と農地保全を行政農業関係機関連携の中で、今日まで築いてきた大きな柱が崩壊する恐れがございます。

町内の水稻生産農家も、これまでの45年間の減反政策の中で、米価安定のために生産調整に全員が協力し、そうした歴史があります。真面目な生産者の姿勢、思いが叶わない現実、米価維持ができない現実、多くの生産者は落胆しております。そして、先ほどもありましたように、これを機会に離農せざるを得ない農家もふえつつあることが予想されます。

次年度以降、短期間に主食用米の需給が安定することは望めません。水田農業の方向性として、飼料用米等に計画的に作物転換がなされるまでの一定期間、国の施策が必要であります。あわせて、収入減少緩和対策の補助金等は、今までにあっては、この交付は次年度にずれ込んで始めて支給されるような対応であります。

このような今年度の実態を踏まえ、極力、その支給が早まるような要請、これが必要であろうかと思っております。着実な農業施策の樹立に向けまして、関係機関と連携し、国への要請活動をぜひとも行っていただくことを要請をいたします。

町長からの御答弁もいただきましたので、答弁は必要ございませんが、積極的な対応というものが、今を逃して、おそくなってやるんでは意味がございませんので、この輪

が広がるように、国へ届くように、ひとつ空気をつくっていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

2番目の質問であります。

まちづくり委員会の今後の支援方向についてであります。

このことにつきましては、既に1番議員、11番議員が質問され、回答をいただいております。重複いたしますので、余り深くいろいろと申し上げることはないわけですが、やはり、この地域提案型助成事業、これはいかに地域で検討協議をして、その地域が必要な施策を講じるかという視点に立っての対応でございます。

今から建設されよういたします、つわの暮らし推進住宅もそうでございますが、やはりまちづくり委員会でのいろんな意見、これを踏まえての対応こそが最も必要であるわけですので、先ほど、今までの実績を踏まえての委員会とのヒアリングといたしますか、話し合いもされたようでございます。今後のあり方について、早めに方向性を出していただきたいというふうに思っております。

報告にもございましたように、今後のあり方として、今までにない、地域全体で活用できるような施策、そして、それにあわせて、やはり、この3カ年、やって来られたことがやっと地元で定着し、各自治会で今度はどういったことに取り組もうかというふうな動きも確かにあるわけであります。

これが併用されるような仕組み、これをまちづくり委員会での積極的な協議といたしますか、検討、協議がなされていくということが何よりも必要であろうというふうなことで考えております。御回答、ございましたらお願いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それではまちづくり委員会への今後の支援方向についてということでの御質問でございます。

これについては、昨日も後山議員、それから板垣議員の御質問にお答えをしておりますので、重複を避けまして御回答もさせていただきたいというふうにも思っているところであります。

この地域提案型助成事業、現在3年目ということでありまして、とりあえずの第一ステップの期間を迎えたということで、第二ステップとして27年度以降どうするかということを検討していくと、そのためにこのまちづくり委員会を回らせていただいて、いろんな意見聴収をしてきたというところであるわけでございます。

そうした中で、この第一ステップ、12のまちづくり委員会でおおむねどういうことが行われてきたかということをお知らせすると、それぞれに特色があるわけですが、大きく分けて申し上げますと、この第一ステップは地域課題の解決に主眼が置かれた、さまざまな取り組みがなされてきたということでもあります。

集会所の開設、改修でありますとか、あるいは町民の、その集落の皆さんがコミュニケーションをとる場づくり、そうしたものに主眼が置かれてやって来られたということでもあります。

それはそれで、前段で行った各地域での課題の調査をしたときに、やはり、そういうコミュニケーションをとる場所が、今、非常になくなってきているという課題が全町的に浮き彫りになっておりましたので、それを1つ解決をしていくという意味では大きな成果があったというふうにも受けとめている次第であります。

ただ、やはりこうした課題の解決もいつまでもということにはなりません、やはり、この第二ステップとしては今度はその地域が活性化をしていくための取り組み、そうしたものに近づけていく必要があるかと思えます。

そしてそのためには、各自治会、いわゆる行政区単位での取り組みということから、またさらに発展をして、いわゆるまちづくり委員会全体での、地域連携しての活動、そうしたものに第二ステップは重きが置かれていけるように、我々としても応援をしていただかなきゃならんと思えますし、そのための制度の改善も図っていく必要があるかということ、いろいろと、現在、検討をしているというところでもあります。

ただ一方で、まちづくり委員会、それぞれにいろんな御意見がありまして、地域での取り組みをさらに進めていこうと、まちづくり委員会全体としての取り組みになるようなところへ重きを置いていこうという委員会もあれば、もう少し、行政区単位での活動が、課題の解決が残されている地域もありまして、そうしたところはまだまだ、それぞれの集落単位での取り組みが必要とされているという御意見もいただいているということでもありますから、そうしたことを包括的に、どういうふうに制度に、27年度以降、改善をしていくのかっていうのは、いろいろ、我々もまだまだ考えていかなきゃならんというところの課題が残っているかと受け止めている次第でございます。

そうした中で、昨日、板垣議員の御質問にもお答えをさせていただいたわけでもありますけど、いろんな、今、選択肢を設けて検討をしているところではありますが、その中の1つに、例えば3,600万円の総事業費でありますから、それを幾らか、何割かを別枠でとっておくと。残りをこれまでのようなまちづくり委員会の配分もしていくと。

そして、別枠でとったものは、活性化に向けての取り組みというものをやって提案をしていただいて、それをより公平な観点から未来づくり共同会議という組織をつくっておりますので、そこで検討していただいて、この事業はこのお金を使うのにふさわしいという御判断をいただければ、それへつけていくというような両立をした形でこの事業を進めていくと、いろんなお考えのものに合致できるようなものにつなげていけるんじゃないだろうかというふうにも考えているところでありまして、そうしたお金の配分の仕方については、現在、いろんなことを含め、いろんなことを検討課題として考えているところでもあります。

それと同時に、何とんでも、お金はあっても、それを携わっていく、つかさどっていく人がなかなかいないということが、この12のまちづくり委員会との意見交換会の中でたくさん出された意見であります。

まちづくり委員会のそれぞれの役員の皆さんというのは、それぞれの地域の自治会の会長さんが加わっているケースも多くて、自治会の仕事もしなければならぬし、ほかの地域の活動もしなきゃならない、その上にこのまちづくり委員会の仕事が出てきて、本当に大変なんだというようなお話が出ました。

その中でも特に、事務の作業が非常に煩わしいというようなことも課題として多く出されておるわけでありますから、できるだけそういった人的支援をもっともっと、我々も解決をして、より、その地域の人が、このまちづくり委員会への活発な取り組みに取り組むやすい体制をとっていく必要があるだろうというふうにも思っておりますので、そういう面では、事務の軽減策をまずどうするかということも検討していかなければならないというふうにも思っております。

それから、それぞれのまちづくり委員会によって、その構成される人は違うわけですが、もっともっと委員会によっては若い人や、その地域の、あるいは女性の方々や、あるいはまちづくりに意欲的に取り組みをしていきたいという気持ちの持っておられる方をどう参画をしていただくのかということ、ここもやり方については課題もあるかと思っておりますので、そういうところの応援を行政としてどういうやり方ができるのかということも、今後、考えていかなければいけないというふうにも思っております。

それと、もう1つが、これも昨日出ましたけれども、地域担当制度でありまして、この職員をうまく、もう少し機能的に、このまちづくり委員会にかかわれるように、我々としても考えていかなきゃならないというふうにも思っています。

ただ、これも一律ではありませんで、まちづくり委員会によっては、今までのような職員のかかわり方でもういいという意見もあったのも事実でありまして、一方で、ほかの委員会ではこのままじゃいかん、もっと担当職員がこういう機能的にかかわる必要があるという御意見もいただいているというところでもありますから、そうしたところも踏まえた中でやっていく必要がある。

ただ、これは少し言いわけがましい話になりますが、地域担当制度もようやく町が始めたものでもありまして、また、職員も現在、合併以来かなりの職員数を減らしてきておりますけれども、一方でやる業務というのは福祉事務所の関係が、この合併以来の間であっても、そういう仕事が県からもおりにきておりますし、あるいは国のほうからも農業関係の、いわゆる個別所得補償の事務とかそうしたものもいろいろと出てきているというところ、そのほかにもいろいろでありまして、今、職員が携わる業務の量っているのは、人は減りながら相当ふえてきているという。その中にプラスして、この地域担当を頑張ってくれということをお願いしているといっているというような、指示をして

いるということでもあるから、なかなか最初から機能的なもの、理想的なものができる体制にはないということでもあります。

ただ、いつまでもこの課題を抱えたままでは進歩がございませんので、この2年、そして今回、地域担当職員をまた変わらして、もう2年やりましたら、一通り、全職員がこの地域担当制というものを経験することになりますので、そうしたことも踏まえながら、どういう、今、我々が置かれている状況の中で、この地域担当制度をいいものにしていけるかということは全職員と、いろいろとそういう意見交換、全職員、一人一人ではございませんけれども、そういう意見を吸い上げていながらより解決に向けて取り組みをしていきたいというふうに思っております。

そうした形で、長くなりましたが、お金の問題、人の問題、体制の問題、いろんな課題の解決があるわけでありまして。そうしたことをしっかり取り組んでいながら、また4年目以降、取り組んでいきたい。

ただ、この事業については、住民の委員会、おおむね、大半の方々が非常に必要だと、継続してほしいということ、これは事実でありますので、具体的な制度の改善を図りながらも続けていく方向でしっかり取り組んでいきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 丁寧な御回答をいただきました。何よりも地域提案型助成事業が継続の方向で、また、それが本来の活性化につながるような動きになるということを願いながら質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、御手洗剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで11時まで休憩といたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 議席番号7番、寺戸昌子です。通告に従って、3項目質問を行います。

1項目めは、放課後児童クラブについてです。

現在、津和野町の放課後児童クラブ及び学童保育の対象は、1年生から3年生、もしくは4年生までになっています。しかし、来年度4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度では、対象が6年生までに広がるので期待を持たれています。子育て世代の定住促進のためにも、早く6年生までの取り組みをしてほしいと考えますが、津和野町ではこの制度を取り入れるのでしょうか。

子ども・子育て支援制度の施行により、町内の対象児童がふえることが予想されます。現在の施設では、受け入れ児童をふやすことが難しいと考えられます。このことに対して、どのような対策をお考えですか。

青原小学校の放課後児童クラブが、小学校校舎横に建設予定です。町が放課後児童クラブのために建物をつくることは、大変よいことだと喜んでいますが。期待もしています。そこで、この計画がどこまで進んでいるかお聞かせください。設計図は完成していますか。建物の完成はいつですか。指導員の意見や保護者の要望を設計図に反映されていますか。

現在行われている放課後児童クラブでは、体調を崩した児童の休む場所が確保しにくい、収納スペースが少ないので、児童の荷物、指導員の荷物の整理がしづらい、このような話をお聞きしました。新設される青原小学校放課後児童クラブでは、このようなことは解決されるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

放課後児童クラブについてでございます。

まず一つ目の御質問であります。現在、放課後児童クラブの対象児童は、国のガイドラインにより、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までとされており、本町においても、放課後児童クラブは小学校4年生まで、学童保育は小学校3年生まで受け入れを実施しております。来年度から施行予定の子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブの対象児童が小学校6年生までに拡大されることとなっております。

本町における小学校6年生までの受け入れにつきましては、現在、津和野町子ども・子育て支援推進会議において審議を進めているところでありますが、町といたしましても、対象児童を小学校6年生までに拡大し、支援の拡充を図ってまいりたいと考えております。

二つ目の御質問であります。現在、小学校の空き教室を活用して実施している放課後児童クラブでは、施設面積等の問題で、今以上に受け入れ児童をふやしていくことはできないと考えております。

対象児童が小学校6年生までに拡大されることにより、議員御指摘のとおり、現在よりもさらに、放課後児童クラブの需要が拡大することが考えられますので、この対応策についても、津和野町子ども・子育て支援推進会議において審議を進めているところでありますが、放課後児童クラブに入ることができない方の受け皿として、新たにファミリー・サポート・センター事業を開始し、小学生の放課後の預かりを実施してはどうかなどの案が出てきており、今後、放課後児童クラブの需要拡大への対応策について、さらなる検討をしていくこととしております。

三つ目の御質問であります。青原放課後児童クラブにつきましては、小学校校舎改築に合わせ、今年度中に完成できるよう業務を進めているところであります。今月8日に設計監理業務委託契約を締結し、現在、実施設計に入っている状況で、建築工事の発注については11月ごろを考えております。

なお、設計の実施に当たっては、利用しやすく安全な建物となるよう、事前に他町で新築した同様の建築物を視察した際にいただいた御意見や、本町の児童クラブ指導員の要望等も反映をしております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 兄弟で小学校に通っていると、下の子は放課後児童クラブで保護者の迎えを待ち、上の子は家でひとりで保護者の帰りを待つか、下の子も放課後児童クラブに入らず、上の子と一緒に家で待つということが起きてしまいます。また、兄弟がいない5年生以上の子供でも、家でひとりで保護者の帰りを待つことに不安を持っている子もいると思います。子供にとっても、保護者にとっても、大変な負担になっています。

御存じのように、放課後児童クラブは子供たちにとって、指導員に見守られながら宿題をしたり友達と遊んだり、保護者のもとに帰るまでの時間を安心して過ごすことができる大切な場所になっています。津和野町の子供たちが、安全で安心して豊かな放課後を過ごせるよう、また、保護者も安心して仕事ができるよう、今対象とされていない上の学年の子供たちで希望する者には、放課後児童クラブに入れるよう取り組みが必要と考えています。

町でも必要との考えをお聞きし、安心しました。町が対象児童を6年生までに拡大されるのはいつごろでしょうか。計画は立っていますか。

また、先ほどおっしゃられたファミリー・サポート・センターとはどのようなものでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 高学年、6年生までの受け入れはいつごろかという御質問でございます。

これにつきましては、まだ審議会のほうで審議しておる最中ではございますが、ほぼ方向性は決まっております。受け入れるのは受け入れます。

で、施設的にも、先ほど町長答弁にもありましたが、青原児童クラブにつきましては、青原の小学校と並行して工事を進める予定にしておりますので、できあがり次第受け入れ、今のところ要望的には、約、青原児童クラブにつきましては15名程度、低学年については需要があると思いますが、それに合わせて高学年も受け入れられるように、30名程度が対応できるような形の規模にしていきたいと考えております。

そのほかの、日原小学校、津和野小学校等につきましては、空き教室を使つての児童クラブを運営しておりますので、なかなかこれに、ほかの空き教室をあわせて使うとい

うことは今のところ難しいと考えておりますので、その辺につきましては今後、今の新制度、今5年の計画で進めておりますが、今後こういった形で受け入れを、対応をしていくかというのは、中で今後検討してまいりたいと考えております。

それから、これまでも学童保育の関係で、特に園児と小学生が同じ園の中で過ごす危険性等も指摘されてきておりますので、今後は、今学童保育、青原がなくなりましたので、木部と直地、畑迫、ありますけども、これにつきましては、数年かけて児童クラブのほうへ移行していこうというような考えも持っております。

それから、次のファミリー・サポート・センター事業の内容でございますが、これにつきましては、合併以前の日原町時代にも一部施行されていたのではないかと思っております。周辺の益田、浜田等でもそういった事業を行っておりますが、乳幼児、小学生のいる児童、子育て中の家庭で預かってほしいという方と、その地域で預かってもいいよというような方が会員登録をされて、お互いに会員登録をされてその中で運営していくというような事業でございまして、なかなか先ほど言いましたように、今の小学校の中にある児童クラブにつきましては、すぐさま大きさを変更するというのはなかなか難しいので、そういったファミリー・サポート・センター事業を取り入れて、一時的に対応していきたいというようなことでございます。一応そういうことで。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 今現在、6年生までの拡大が必要とされ、期待されてる保護者とか子供たちもいます。大変とは思いますが、早期に計画を立てられて、その計画がまたお知らせいただければと思います。

もう一つ質問ですが、青原小学校の放課後児童クラブの建物は今年度中に完成と言われましたが、青原小学校の校舎の完成は2月末と聞いています。新たな校舎で卒業式を迎えられるよう、2月末完成ということ聞いておりますが、在校生は、今年度、新校舎で授業はできないということでしょうか。もしくは、青原小学校の新校舎で授業をするけれども、その放課後を、今度はこちらの日原のほうの児童クラブに通うということになるのでしょうか。

それはちょっと、子供にとっては大変なことではないかと思いますが、その辺はどういう計画なのかお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 通告にはないようではありますが、放課後児童クラブと関連がありますから、教育長、答弁できますか。（発言する者あり）失礼、健康福祉課長、答弁できますか。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 児童クラブの開校ちゅうか、まあ先ほど言いましたが、27年度4月を一応予定しております。というか、小学校のほうが開設と同時に児クラのほうも対応しないと、先ほど議員言われたように、学校のほうは青原で、それから児童クラブのほうは日原に通うようになりますので、基本的には、学校の開校と同時に児童クラブのほうも運営していきたいとは考えております。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 安心しました。ありがとうございます。

青原小学校の放課後児童クラブは、町として初めて取り組む建物なので、未知なものがたくさんあると思います。御苦勞もされていると思います。他町に視察に行かれたとのことで、力を注がれていることがわかります。指導員の要望も取り入れたと言われますが、直接聞き取りをされたのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 建物につきましては、今実施設計のほうに出しておりますので、今後いろんなことで、できるものにつきましては取り入れていきたいと考えております。

これまで、前議会の際の議員さんの意見、青原の道路側につきましてはかなりの騒音があるということで、防音のガラス等を設置、それから、今も日原保育園のほうで障がい児等もお預かりしておりますが、児童クラブにつきましてもそういったことも考えられますので、スロープの設置とか、トイレにつきましても障がい児、それから車椅子等で入れるようなトイレ等も今のところ検討に入れております。そういったことも、指導員等の意見等も取り入れておりますので。

以上です。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 指導員の方としっかりお話をされたということみたいですが、私も少しお話をしてきました。

放課後児童クラブの建物に関しては、机の高さやロッカーなど、細かいところにも普通のものとは違った高さを考えなくてはいけないとか、配慮がとても必要なものだとお聞きしました。現場で実際に聞き取りをされれば多分わかると思うんですが、先ほど最初の質問に入っていた体調を崩した児童の休む場所が欲しいというお話も指導員の方からお聞きしました。もう少し聞き取りをされる必要があるかなと感じました。保護者のお話も、要望も聞くべきではないかと思いますが、計画はございますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 机の高さ等につきましては、今後備品購入等も考えられますので、そういったところで意見等を配慮して購入したいと考えております。なかなか、今の青原小学校の敷地内の空きスペースにもものを建てますので、今の設計をほとんど小学校との間が、余裕がないような状況でして、今の議員さんの要望に全てお応えできることは難しいかなという思いはしておりますが、できる範囲で御意見を御参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 一度建ててしまった建物を変えるのは大変なので、その辺ぜひ考えて、行っていただきたいと思っております。より利用しやすく安全な建物となるように、よろしく願います。

では、次の質問に入ります。次に、保育士の募集について質問します。

6月議会の町長の答弁で、保育園の統合計画は保育士が不足していることが原因であり、保育士の募集をあらゆる方法で行っているとお聞きしました。健康福祉課でも、係の方から直接資格者に声をかけられるなど、大変な御努力をされているとお聞きしました。全国的にも待機児童が多数いる現状は、保育士不足が大きな原因とされています。

保育士不足は、賃金が低かったり重労働であったり、期間雇用など身分が不安定であったりと、労働条件の悪さによると考えます。これから先、津和野町に子供をふやす計画であれば、保育士の確保は不可欠です。保育士の雇用条件の改善なくして、保育士の確保は難しいと考えます。雇用条件の改善の計画はあるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、保育士募集についてお答えをさせていただきます。

現在、本町においても、保育士不足については非常に苦慮しているところであり、このことが大きな要因となって、統合も視野に入れた今後の保育所のあり方について検討してきたところでございます。町といたしましても、常時ホームページやケーブルテレビ、ハローワーク等において保育士の募集を行っておりますが、町内の保育士資格所有者の絶対数の不足であったり、子育て中のため就労できなかつたりといった理由により、なかなか応募がない状況でございます。

議員御指摘のとおり、全国的に見ても、保育士の就労条件が他の職種に比較し優れているわけではなく、本町においても同様であります。安心して安全な保育環境で園児を預かることができるよう、保育士の就労条件等の改善にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 就労条件の改善に努められるとのことで期待しますが、どのような改善策でしょうか。

浜田市では、私立保育園ではありますが、賃金を助成することで保育士を32人もふやしました。このことから、雇用条件の改善は、保育士確保には有効であることはわかります。また、浜田市では、保育の仕事に従事する人をふやすために、保育士就学資金貸付制度も始める計画です。

本来なら、保育士の正規職員をふやすことが、子供にとっても保育士にとっても、一番よい方法と考えますが、それができないのならば、嘱託職員、臨時職員、パート職員の賃金を上げることを考えるべきだと思います。実際、保育士資格者から、資格を持っているのに余りに時給が低い、コンビニのバイトのほうがよい気がするという落胆の声も聞いています。

保育士不足も医療従事者不足と同じように、津和野町にとっては深刻な問題です。医療従事者と同じように、保育士にも手厚い雇用条件になるよう改善されることが必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 保育士の条件につきましては、昨日の2番議員さんの質問のときにもお答えしておりますけども、これまで募集等はしておりますが、なかなか見つからない状況の中で、町としましては、ある程度職員の条件をアップしようということで、先般も今までパートでおられた方に、保育士の資格を持った方でパートの方に、ある程度職員に準じた嘱託という身分、昇給であるとか賞与であるとか、休暇であるとかの整った嘱託職員さんとしてやっていただけないだろうかという応募をしました。今資格を持った人が、パートさんで二十数名おられるわけですけども、その中で実際に嘱託になってもいいよという手を挙げられた方が、育休代休でずっと常勤的に働いた方以外には一人しかおってなかったという現状もあります。

ですから基本的に、先ほど町長の答弁にもありましたけども、なかなか働きたくても小さいお子様がおられるとか、それとか親の介護のため、そういった条件は整備しませんがっていう条件を出しても、なかなか勤めていただけないというのが現実でございます。

で、先ほど浜田市の例で、賃金の助成、それから就学資金とかありましたけども、賃金の助成につきましては、私立保育園の場合は県のほうからそういった助成制度がありまして、賃金等の値上げするのが条件で県のほうから助成があります。公立の場合はありませんけども、そういったこと。それから、就学資金の貸し付け等につきましても、県のほうでいろいろとそういったものをやっておられます。町の場合は、そういったことはつくっておりませんが、そういったことが各種、私立の場合であれば対応できるということでございます。

で、嘱託並びにパートさん、臨時さん等の賃金でございますが、保育士だけということにはならないですが、町全体として臨時さん、それから嘱託さん等の賃金の値上げにつきましては、今町のほうで検討しているところ、考えておるところでございますので一応申し上げておきます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 私立保育園の賃金の補助のこととかについて、県のほうと相談をしてきました。私立保育園では補助があるのに、なぜ公立の保育園には補助をしてくれないのかとお願いしたら、私の勉強不足もあったんですが、公立の保育園は町のほうに、一般会計のほうに入れてあるので、町独自で対策を組むのが筋ということで、県のほうでは対策はできないので町で頑張ってくださいと言われてしまいましたので、町のほうで頑張ってくださいとしかないと思います。

嘱託職員として働くには、やはり時間の制約がありますので、パート職員としてでも働ける方を見つけ出して、賃金を少しでもアップさせる方法を何とか考えていただけないかなと思います。なかなか大変なこととは思いますが、子供たちを安心して安全な環境で育てられるように、少しでも前進してほしいと考えます。よろしく申し上げます。

では次の、災害復旧について御質問します。

先日、被災地の調査をしてきました。流木が撤去されたことで、農地の草刈りをしようと思うというお話を聞きました。米づくりを再開する意欲を持たれたと感じました。また、河床が掘られたことで、川の水の流れがよくなっていました。復旧が進んでいる様子がよくわかりました。

河川、道路、農地の災害復旧工事の進みぐあいをよくお聞きするのですが、山崩れを防ぐ工事や、民家に迫る土石流の撤去などは進んでいるのでしょうか。小災害の復旧工事は3年待つてほしいと言われたと聞いていますが、緊急なものについては対応されているのでしょうか。

例えば、昨年の豪雨で小さい川の堤防が崩れ、河床も高くなり、今まではあふれるようなことがなかった雨でも、少しの雨で田んぼや畑が何度もつかってしまい、作物がだめになった場所もあります。緊急なものについては、少しずつでも進められるべきではないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、災害復旧についてお答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問であります。治山事業につきましては、島根県の所管事業でありまして、益田県土整備事務所治山・林道課が対応しております。今年度、治山事業につきましては、通常事業6カ所のほか、災害関連事業17カ所、計23カ所があり、順次工事発注を行っております。入札において不調不落の箇所もありましたが、再入札を行い、現在、災害関連工事については全ての契約を終え、本格的な工事が始まっていると聞いております。

続いて2つ目の御質問であります。国の補助金により災害復旧事業を行う場合、災害発生年度から3年以内に工事を完了する必要がある、優先して事業発注をしなければなりません。このため、関係する住民の皆様に対しましては、補助災害復旧工事を優先する必要性から、小災害については3年程度待つていただく御理解をお願いしている状況です。

一方で、より効率的な復旧を進める観点から、補助災害復旧工事に隣接する小災害については、今年度より建設業者と随意契約を結び、工事を発注しております。業者が現場におられるうちに対応していただくことが早期復旧につながるため、隣接する県工事を受注する業者にも無理をお願いし、対応しているところでございます。

御質問の緊急な対応が必要な工事につきましては、昨年度も農業用施設等応急工事を6カ所、町単事業により、町道や生活道、普通河川等を中心に応急復旧工事を多数実施しております。その後も災害現場の確認を行い、安全や緊急性、効率性等を考慮し、優先順位をつけながら工事発注をしております。

なお、建設土木業者におかれましては、受注、施工において、懸命なる御努力をいただいているところでございます。しかしながら、その施工能力にも限界があり、住民の御要望全てに即座にお応えをすることは困難でございます。こうした状況下、町として

全力を上げて、でき得る限りの早期復旧に向けて対応しておりますことを御理解をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 町の職員の人数も限られており、業者におかれましても、人手不足ということで大きな負担がかかっていると思います。その中でも大変な努力をされているようですが、住人の不安な気持ちを考えると、県や国にもっと要望を上げて、住民が安心して生活できるよう、さらに努力をされるべきではないでしょうか。

私たち、日本共産党の議員団も、県や国へ調査の結果を上げ、被害を受けた自治体への財政的・人的支援を要望しています。国へもう少し要望を上げられてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 災害の現場へおりますと、建設業者の方の今の受注の実際の実績等もわかりまして、やはり災害復旧というのは地元の業者を中心に行わないと、大手のゼネコンが入ってきた場合に、とても小規模災害箇所が多数あるところについては対応していただけない。例えば、5億、10億、それ規模の災害であればゼネコンも入っていただけるというふうに思うんですが、いくら要望してもなかなか無理だというのが今現実的にわかっておりまして、それならどうかといいますと、やはり今後、名賀川の助成事業というものが出来まいります。

この関係について、県がどういうふうに対応されるかは決まっておりますが、やはり県内でも大きい業者、東部からの業者なりゼネコンなり入っていただくと、その分が全体として建設業者の方の負担が減るというふうな状況にもなりますので、そのあたりのところで今、何とか検討していただいて、絶対量を減らすような形はとれませんかという願いはしておるところでございます。

ただ、要望しても、今の状況ではとても回っていかないということがわかっておりますので、そのあたりの要望というのは今行っておりません。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 大変な御努力をされていることは、ひしひしと感じます。しかし、地球温暖化の影響か、最近は突然の豪雨が頻発しています。雨が降るごとに、住民は不安が繰り返されます。定住を決意されている若者でさえ、不安からその地を離れたいと考えられる方もおられます。

町は住民の生活を直接支え、住民から頼られ、期待されています。大変とは思いますが、一層の御努力をよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時32分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序10、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 5番、草田吉丸でございます。ラストバッターでございますが、よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

私は、最初第1点といたしまして、防災対策についてお尋ねをいたします。

昨年7月28日に発生をいたしました津和野町名賀地区を中心とした集中豪雨災害から1年が経過をいたしました。この災害復旧に全力を挙げている町当局並びに関係機関の皆様のご御努力に対し、敬意を表したいと思います。

しかし、被災の現地を見ますと、まだ復旧がおくれている感もぬぐえません。さまざまな困難もあろうかと思いますが、早期復旧により被災をされた皆様に安心感を与え、立ち直ってもらうためにも、さらなる努力をお願いするものであります。

そういった中、8月20日未明、広島市安佐南区を中心とした集中豪雨による土砂災害が発生をいたしました。73名の尊い命が亡くなり、いまだ1名の行方不明の方がおられます。心より御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。次第であります。

異常気象が続いており、いつどこでこれまで想像もしていなかった雨が降るかわからない状況が続いております。このことを覚悟した防災対策が必要であると考えます。

そこで、昨年7月豪雨災害以降、津和野町地域防災計画についてどのように見直しをされたのかをお尋ねをいたします。

また広島災害では、警戒地域の指定、避難勧告、避難場所、自主防災組織化、またハザードマップ、そして防災インフラの整備といたしまして、砂防のダム、あるいは避難経路の整備等、多くの課題や問題点も指摘されているところでございます。これらを教訓として、万全なる防災体制を構築していかなければならないと思っております。今後の防災対策について、町当局の考え方を伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。防災対策についてでございます。

昨年の大規模な豪雨災害は、当町における近年の自然災害では最も大きな被害の一つであったと認識をしているところでございます。

また、全国で大規模な災害が発生する昨今の状況から、国においても災害対策基本法が改正され、地域防災力向上のため、行政と住民が一体となって最善を尽くさなければ

ならないとされております。また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する減災の考え方が位置づけられております。

このような状況を受け、災害対策基本法の改正に伴う津和野町地域防災計画の見直しとしましては、主に住民の防災対策についての認識を高めることや、避難計画や指定避難場所の指定について修正をしております。

また、昨年の豪雨災害を受けての見直しといたしましては、第1次災害体制（準備体制）からの動員基準を、職制によるものから初動時から必要な職員の動員を所属長の権限により動員させることとしたほか、第1次及び第2次災害体制（警戒体制）に入る時期について、降雨量と河川水位の数値化により決定するなどの修正をしております。

町としての今後の防災対策につきましては、行政や住民が普段から避難経路や避難場所を点検し、いざというときには地域一体となって避難する仕組みづくりが重要と考えております。このことから、ソフト面といたしましては、自主防災組織結成の促進と地域の防災リーダーの育成の観点から、防災士資格取得支援事業を今年度から始めたところでございます。

今後も自主防災組織の組織化と育成について推進をするため、啓発活動に重点を置いて取り組みを進めてまいります。また、住民の円滑な避難を実現するため、定期的な防災訓練の実施やハザードマップを活用した出前講座等により、減災に重点を置いた取り組みを行ってまいります。

ハード面といたしましては、情報を確実に伝達する手段の一つとして、防災行政無線の導入を今年度中に調査設計業務を終了し、平成27年度以降取り組んでまいります。また、道路や護岸の整備等について、国や県と連携をしながら、災害復旧事業も含めて取り組んでまいります。

役場組織体制につきましても、4月より危機管理室を設置をして、担当職員を増員し、初動体制の強化を図ったところでございます。今後もその都度、必要な修正等を加えながら、町としてのさらなる防災力の向上に努めてまいります。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） これに関しまして、4点ばかり再質問という形で少しお聞きをいたしたいと思っております。

まず最初に、避難勧告の関係でございますが、昨年の災害においても避難勧告を出されて避難所に行かれた人がおられます。このたびの広島災害のいろんな情報を見ますと、避難勧告がおくれたためにいろんな被害が生じたという情報もございます。行政側とすれば、やはりちゅうちょせず、空振りという言い方をよくされておりますが、そういったことがあってもやっぱり恐れずに、人命を第一に考えて、早期避難の呼びかけ、こういったことが非常に重要であるというふうに思っているところでございます。

この津和野町のつくっておられます防災対策の中にも、避難の準備情報を第一番に出し、そして避難勧告を出し、最終的には避難指示というような順番で出すというような

ことが示されておるわけでございますが、昨年の津和野、また広島災害におきましても、災害が未明に発生をしております。そういった場合に、夜間に早朝に災害の発生が予測される、そういった場合には、やはり明るいうちに避難を呼びかける避難予報ですか、こういったものを出すということを決めた自治体もあるようでございます。そういったことの対応が非常に今必要であると思っております。

そして、住民側のほうでございまして、やはりこういった気象状況でございまして、勧告に頼ることなく、やはり危険を感じた場合には、逃げる習慣と申しますか、そういったものもつくっていく必要があるかというふうに思っておりますし、勧告を受けて避難所に行くということ、大変な労力も要るわけでございますが、しかし、実際に災害が起こらなかった、なかった場合でも、それは当たり前として町民も住民も受け入れるような、そういう気持ちを持っていく必要があるというふうに思っているところでございますが、最初に、この避難勧告について少し考えておられることがありましたらお問い合わせいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 議員御質問の避難勧告についてでございます。

先ほど議員のほうも言われましたように、先般の広島市の災害と、その前段の昨年から続いておりますゲリラ豪雨と申しますか、豪雨災害を受けまして、国のほうからも、いわゆる空振りを恐れない体制での避難勧告等の発令をなさいという指示等も参っているところであります。

議員申しましたように、避難準備情報、避難勧告、避難指示ということで、本町の場合には3つの避難勧告等の発令を持っております。

避難準備情報につきましては、避難行動に時間を要する方、高齢の方、あるいは要支援が必要な方につきまして、早目早目の避難行動を開始しなければならないというときに発令するものでございます。

それから避難勧告につきましては、いわゆる通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階でございまして。

それから一番重みのある避難指示につきましては、もう崖崩れ等の前兆現象が発生した、あるいは河川のオーバーフローが発生した場合の切迫した状況から人的被害の発生を非常に高いと判断したときに出すものでございます。

ひとつの指標といたしまして、水位計なり、あるいは雨量の状況を見ながらという方法もございまして。従来もそういった格好でさまざまな情報等を勘案いたしまして、この3つの避難勧告等を発令してまいったところでございます。

先ほども議員申されましたように、国のほうも申しておりますように、とにかく現状では、こういった昨年からゲリラ豪雨と申しますか、本当に小時間で多雨がといった状況を発生しておりますので、町といたしましても今後も空振りを恐れない避難勧告等の発令を出していきたいというふうに考えております。

それと、その関連といたしまして、昨年の災害状況を受けまして、避難所の設置というところで、昨年の災害状況の反省というところに立ちまして、今回、町の指定避難所の開設におきまして、担当職員といった格好の制度を設けております。先般、7月の27日にも、その関連する町職員の訓練を行ったわけですけれども、一たび避難勧告、避難指示等を出した場合には、当然指定避難所の開設が大前提で、そういうことが必要でございますので、それに向けての職員の体制等も今回とったところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 本当に人命がかかっているということでございますので、避難勧告、ちゅうちょせずに出すということに対応していただきたいというふうに思っているところでございます。

もう一点、次はハザードマップについてちょっとお尋ねをいたします。

ハザードマップ、いろんな危険箇所が示してあり、また避難箇所が示してある地図でございますが、こういったハザードマップ、各家庭にこれ配布をされております。そしてまたホームページのほうを見ますと、このハザードマップが見れるようになっておまして、拡大もして見れるような形になっておりますので、非常にこれは町民の人にとっても参考になる、非常にいい地図だというふうに私は思っております。

その中で、この中で特に土砂災害の危険区域、これが急傾斜の部分と、そしてから土石流の部分、そしてまた地すべり危険箇所等がいろいろ示してございます。これの指定については、多分県知事のこれは指定になるんだろうというふうに思っておりますが、避難所等については、これは町の指定といえますか、そういうふうになるのではないかとこのように思っているところでございます。

少し一例としてちょっと取り上げてみたいんですが、今、役場の本庁舎がございまして、その後ろに岩川という谷がございまして、これ砂防指定河川になっているというふうに思いますが、これの土砂警戒区域を見ますと、この町がほとんど含まれているんですね。開発センターあたりから旭町ぐらいですかね、ずっとその危険地域に指定されているような状況になっているわけですね。その中にいろんな避難場所も、指定避難場所、避難所、指定一時避難所、避難場所、そういったところがあるわけですが、一つ、私が思っているのは、その中に特別養護老人ホーム星の里が一時避難所ということになっております。避難所ということになると、普通の人はそこにいれば安心だというふうに私は思う場所であるというふうに思っておるわけですが。

特別養護老人ホーム等は、高齢者の方が入居しておられます。ほとんどが車椅子で移動されるというような方が多いわけなんでございますが、こういったところは、むしろ早目に、もし何かあれば避難をする準備とかはしていかないと、むしろ早目にする必要のあるところだというふうに思っておるんですが、そういう場所が一時避難所に指定されておるといえるのは、私、ちょっとどうかなというふうに思っているんですが。

全体的に見ても、いろいろな危険箇所の中に避難所が設置されている、狭い本当、町でございまして、いろんな面で完全なものにはならないと思いますが、そういったところを再度見直してみる必要もあるんじゃないかなというふうに思いますし、そういったところにつきましては、後ほどちょっと質問しようと思うんですが、あるいは防災インフラの整備をきちんとしていくとか、そういったことも必要だというふうに思っております。そういうふうにちょっと避難所についても少しまた見直しということも必要な部分があるんじゃないかなというように気がしておりますが、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 議員申されましたように、本町におきまして、今ハザードマップという格好で、いわゆる危険箇所等につきまして、住民の皆様等に周知をしているところでございます。

今、先ほどの先般の広島市の災害等を見ましても、土砂災害防止法に基づきまして、今国のほうが土砂災害防止対策基本指針というものをつくっております。それに基づきまして、県のほうが土砂災害警戒区域を各都道府県が指定をしております、本町におきましても、ハザードマップのほうに土砂災害の警戒区域、これはいわゆる急傾斜地域でございます。本庁舎の後ろのほうの、役場の後ろのほうの山の部分もこれに該当するかと思います。

それからもう一点、土砂災害警戒区域、土石流の発生する地域、これ溪流、河川、小河川でございまして、先ほど議員おっしゃいました岩川の部分もこれに該当するかと思います。

それから地すべり危険箇所、いずれは県の指定いたしましたこれらの区域をハザードマップという格好で示しまして、住民の方に周知をして注意を喚起しているところでございます。

先ほど、特にこの日原の連端地域につきましては、ほぼこの危険区域にすっぽり覆われているような状況が実際でございます。その中に当然役場の本庁舎もございまして、先ほど御紹介のありました一時避難所、指定避難所等も中にすっぽり入っているような状況でございます。なかなかこういった中山間地域の市町村、急峻でなおかつ大規模な河川に面しております町域でございますので、なかなか指定避難所の、本来ですとそういった危険な地域に指定避難所なり一時避難所のほうを設置するのはいかがなものかというところもございまして、なかなかこういったことで地理的な事情もございまして、今こういった格好で指定をしているところでございます。

一つには、今後、基盤整備といった格好で急傾斜地域なり土石流の発生する河川等に基盤整備を、これは県の事業になろうかと思いますが、町のほうも働きかけをしながら事業のほうを進めてまいりたいということと、もう1点、当然、先ほどありました星の里等につきましては、先ほどの避難勧告の部分にも関連してまいりますが、早目早目の

ところで各機関等と連携をいたしまして対処してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 少しずつでも、改善できるところを少しずつでもしていただきたいと思いますし、防災インフラ、これの要望もしっかり、これほとんどこういった砂防、治山、あるいは急傾斜、県の土木事業所の関係になると思いますが、そういったところにしっかりとした働きかけをしていただきたいと思います、そういうふうに思っておるところでございます。

次でございますが、今も出ましたが、少し防災インフラのことについてお尋ねをいたしますが、名賀地区の災害におきましても広島の災害におきましても同じかと思いますが、防災ダムの整備がおくれているということが指摘をされているところでございます。

この防災インフラというのは、それぞれ非常に大切な施設でございます。これの新しい新設も当然でございますが、既存のダムがいっぱいになって、もう次の土砂はもう下流に流れるというような状況も出ているというようなこともありまして、既存の施設の満杯になった土砂を取り除く、そういったことも大事になってくるというふうに思っております。

この防災インフラの部分につきまして、名賀地区の災害が起きた後、特に取り組んでおられる施設、また、町全体で砂防あるいは急傾斜の現状等が、わかる範囲でよろしいですが、説明をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 名賀に関しての砂防事業の関係でございますが、現在、災害関連緊急砂防事業ということで、平成25年度予算ということで今対応しております、今年度26年でございます、繰り越し1年ということで、来年3月までに施設を完成する必要があるございますが、3カ所の名称でございますが、鳴谷川、それから白井谷川、それと牧ノ谷川というこの3カ所について、今砂防ダムの建設を進めようとしております。

ただ、この関係、まだ工事発注をしておりません、今の状況ですと来年の3月までには完成しないのではないかなというふうな状況でございます。県のほうにどういうふうになるのかというふうに聞いとるわけですが、ある程度のところで年度を切って、その後、通常の砂防事業で対応したいというふうにお聞きをしておるところでございます。

それから、地すべり関連の関係で、田代徳次、徳次のところでございますが、これまで既に工事は終わっておりますが、その箇所がやはり時間雨量90ミリというふうな中で崩れまして、今応急復旧事業だけは対応して、今後またその辺のところの対応はしていくというふうになっております。工事の関係も今後出てくるのではなかろうかというふうに思っております。

それともう一点、先ほどお話がありましたのは、防災ダムの関係というのは治山と違いまして下流域に土石流を流さないというふうなものでございますので、当然ダムの奥がいっぱいになると防げないというふうなこともございますので、島根県のほうでは、定期的に今点検をしておるといふふうなことでございますが、25年度の災害がありまして、それから点検をしたというのは聞いておりませんが、ある程度危ないところは足を運んで見ておるといふふうにも聞いておりますので御報告をいたします。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） もう一点でございますが、今CATVのほうで土砂災害の特別警戒区域の基礎調査を旧津和野町で実施をするということが流れております。これは恐らく今このハザードマップ等に示されておるのは、土砂災害の危険警戒区域でございますので、これに「特別」という字が入る、ちょっとこれはもっと規制の厳しいことのどこのあたりをそういった区域にするかという調査だろうというふうに思っておりますが、当然こういったことも進めていただきたいと思います。これも旧津和野町内ですが、いずれ全町的にやられるような方針かどうか聞かされておれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 議員がおっしゃいましたように、現在、旧津和野町、津和野地域において、平成26年度に今調査を行おうというふうなことになっておるところでございます。日原地域についても追々対応というふうなことになってまいりますが、土砂災害特別警戒区域というふうなことで「特別」という言葉がつかますと、住んでおる住居が危ないということになると移転の命令も行えるというふうなことになり、県のほうで。そのあたりのところで、その区域の指定に当たっては、関係する住民の方にお話しをしながら対応していかないといけないだろうというふうに思っております。

特に、施設整備に関しては大変有効なことなんでありますが、個人のその権限というか、そのあたりのところまで制限をされるというふうなこともございまして、土木のほうに確認したところ、今江津市が対応しておるといふふうに聞いておりますが、県下ではほかは対応していないというふうなこともありまして、やはりその辺、メリットもあるがデメリットもあるというふうなことで、関係する住民の方の合意がないと、なかなかそこはできませんということで、まあそうは言っても、今回津和野町も災害を受けて、そのあたりの対応をしたいというふうな意向でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） いろいろ住民の人のやっぱり考え方もあろうと思いますが、やはり人命ということを考えますと、どうしてもそういった危険区域については、そういった指定もしながら住民の命を守るということも必要だというふうに思っ

ております。そういった調査についても、ひとつ進めていただきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、行政側とすれば、しっかりと住民の、災害から住民を守る、そういった災害対応を少しずつでもいいものにしていただきたいと思いますし、住民みずからは、やっぱり自分の身は自分で守る、そういったことをしっかりとしながら、防災力の向上に努めていくべきであろうというふうに思っております。

それでは、続きまして、次の質問に移らせていただきます。

空き家対策についてでございますが、住む人のいない空き家が増加傾向にあります。十分な管理がなされているのなら問題は生じにくいのですが、老朽化により倒壊の危険、景観の悪化、犯罪の誘発など問題が生じることが考えられます。あくまで「個人の責任において」が基本でございますが、町民が安心して暮らせるまちづくりのためにも行政としての取り組みが必要と考えます。

近年、各市町村においても、空き家対策条例の制定が進んでおります。津和野町としても住民意識の向上のためにも条例の制定を検討する時期であると考えます。空き家対策についての考え方をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、空き家対策についてお答えをさせていただきます。

人口減少が進み、空き家は年々増加傾向にあり、景観の保全や防災性の向上の観点から、県内においても老朽家屋の強制撤去に関する条例を制定する自治体も見られるようになってまいりました。

一方で、個人が所有する建物は自己責任で管理すべきとの考えも根強く、また撤去の際の明確な判断基準を整理することが困難なことから、実際に老朽家屋の撤去に至った事例は多くありません。

本町においても、老朽・危険家屋の増加が進んだ場合、住民の安心安全な生活を守る上で、その対策は検討すべき課題と認識をしております。

本町といたしましては、今年度から来年度にかけて、より詳しく空き家の現状を把握するため空き家の実態調査を計画しており、実施に当たっては利活用の促進と老朽危険家屋の対策の両面から調査をしたいと考えております。

今後は、情報収集や外観調査などによりデータベース化を行い、内部調査を踏まえ、津和野町空き家情報バンク事業における利活用を推進し、あわせて空き家条例の検討を行い、老朽・危険家屋の対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 空き家対策についてでございますが、実態調査等も計画をしておられるようでございますが、総務省が公表しました2013年の住宅土地統計調査によりますと、住む人のいない空き家が、全国で今820万戸に達したというところでございます。全住宅の7.4戸に1戸が空き家という状況だということでご

ざいます。これが平成30年ごろになりますと、4から5戸に1戸が空き家になるというような推計もあるようでございます。島根県内の空き家につきましては、4万4,800戸で全住宅の14.7%であるというようなことが公表をされておるところでございます。

空き家にもいろんなケースがあるというふうに思われます。誰かに管理を任せている空き家、そういったものもありましょうし、定期的に帰って管理をされている家、それから盆・正月などに帰ったときに管理をする方、それと全く管理をせず、所有者や相続人もわからない、そういったものもあるかというふうに思っておりますが、こういった空き家が出てまいりますと、特に市街地に密集地で隣が空き家になるということになりますと大変不安な状況が出てくるというふうに思っております。行政のほうがこういったものについて何らかの対応を考えていくべきではないかというふうに思っております。空き家条例というものをつくることによって、町民の皆さんが空き家に対する意識を高めるということにもつながるというふうに思っているところでございます。

中国5県の条例制定状況につきましては、平成26年の7月1日現在、32市町村が条例制定をされているようでございます。島根県内では、松江市、浜田市、邑南町、海士町で条例制定をされているということになっているようでございます。

内容的には、所有者の責任義務を明確にし、管理不全の状態にならないことを目的として、主に所有者に対する勧告、命令等の指導の内容や、是正されない場合の公表や罰則、代執行まで定めたものもあるということでございます。

条例を定めた理由や制定後の効果について、中国地方整備局がアンケートを行っておりますので少しこれを紹介をしておきたいと思っておりますけれども。条例を制定をした理由として、空き家等の相談に対する担当部署を明確に一本化するため、既存の条例では対応できない案件が増加したため、条例を定めることにより根拠を明確にし、所有者等がみずからの責任のもとに適正に管理することを求めていく、これらの理由で条例制定をしたということでございました。

条例を制定したことによる市内の変化ということでございますが、担当部署が明確になった、相談窓口で迷うことがなくなった、指導がしやすくなった、自治会等を通じて空き家等の情報を得やすくなった等々があったようでございます。

それから、条例を制定したことによる住民からの相談件数や相談内容の変化ということでございますが、相談件数は増加したと。苦情のみならず空き家等の所有者からも相談が寄せられるようになった、行政による早期解決を希望する声が出た、こういうアンケート結果が出ているようでございます。

いずれにいたしましても、空き家は今後増加傾向でございます。問題が発生してからでは、やはり遅過ぎることになりますので、早目に空き家条例等をつくり、住民意識を高めていく、そういったことが必要であるというふうに考えます。特に政府のほうで、この秋の臨時国会で、老朽化した空き家の修繕や取り壊しを進める空き家対策法案を提

出する予定であるということも情報として聞いているところでございます。ぜひこれらを受けて、ひとつ条例制定について検討をいただきたいと思っております。

以上でございますが、何かございましたら。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 先ほど議員が御指摘になったように、空き家の利活用の部分と、それから危険家屋ということで除却の部分ということで、ことしの自治会長嘱託員会議でも、そういったお声も上がってきたということでございます。これまでのところで議員の一般質問のところでも、この危険になっているこの空き家をどうするのかということで御質問もいただいているところでございます。

私どもとすれば、先ほど町長が回答しましたように、空き家調査事業というのをことしの10月から実施しようということで、これは利活用と、それから除却の面と2面あわせてこの調査をやっていききたいというふうに考えております。

その除却については、建築基準法の第10条第3項というような「命ずる」というところの部分までを、やはり先ほど議員が御紹介いただいたように条例化をきちっとして、住民の皆さんにそれを周知した上で、こういった部分については進めていくというようなことで考えております。

毎年、先ほど御紹介ありましたように、中国地方整備局、こちらのほうが中国5県の市町村を対象に、空き家に関する意見交換会というのを開いております。私ども、つわの暮らし推進課になって2年目ということで、ことしも担当者をその会のほうにも出席をさせていただきました。今回の場合は、京都市の事例報告等もなされて、そのような事例等についても参考にさせていただくような形を今後とっていききたいというふうに考えております。

条例化につきましては、今回の空き家調査の事業を踏まえた上で、私どもとすれば、この条例化に関して前向きに検討していくというようなところで現在のところは考えているというところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） どうも。空き家の活用と同時に、こういった危険な住宅についてどうするかといったことがこれからの課題であろうと思っておりますので、いろいろとしっかりと住民の皆さんの意見も聞きながら対応をしていただきたいと思いますと思っております。

次の質問に移ります。地域おこし協力隊についてでございますが、津和野町で取り組んでおられます地域おこし協力隊について、町民の皆さんからいろんな人が来とるんじやが、どねいなことをしとるんじやろうかとの質問を受けることがあります。総務省の地域おこし協力制度の概要と協力隊員の方が現在取り組まれている活動についてお尋ねをいたします。

また、これらの取り組みについては町民の理解と協力が不可欠であります。町民に対して活動の様子等、どのような方法で知らされているのかをお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域おこし協力隊についてお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊制度は、地方自治体が都市住民を受け入れ委嘱し、地域社会の新たな担い手として地域おこし活動の支援や住民の生活支援など地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住や定着を図り、地域力の充実強化を図る取り組みでございます。

隊員1人につき400万円上限の特別交付税の財政支援があり、この経費にて活動を行っております。平成26年度津和野町では13名の方が隊員として活動しております。

つわの暮らし推進課では、2名の社会人が活動しております。そのうち1名は柚の里よこみちで付加価値のある新商品の開発、販売促進業務の取り組みをしております。もう1名は、津和野高等学校高校魅力化コーディネーターとして、津和野高校に常駐し、生徒、教員と顔を合わせ、高校の魅力化に向けた取り組みをしております。

町民の方々への周知であります。津和野高校の機関紙や広報への掲載をしております。

商工観光課では、3名の社会人が活動しております。人工飼料育による冬虫夏草の産業化に向けた技術の確立と普及や、まちなか再生事業として商品開発、店舗ブラッシュアップ支援業務、空き店舗等を活用した特産品普及開発等に従事しております。町民の方々への周知でございますが、広報への掲載を行っております。

農林課では2名の社会人が活動しております。そのうち1名は、冬虫夏草の原料となる蚕の餌である桑園の管理を中心に、産直市野菜の集荷、管理不足農地の支援などを行ってまいりました。

もう1名は、担い手支援センターで活動しております。現在、第3セクター有限会社フロンティア日原に勤務をしておられ、昨年10月から開催をしております「まるごと津和野マルシェ」を主担当として業務に当たっております。その認知度を広めるべく、月2回の町内でのマルシェ開催だけでなく、広島市や松江市などでのイベントへの参加や町内のイベントへの共同開催などを行うとともに、農産物の集出荷から販売まで幅広く手掛けております。

また、フロンティア日原の一員でもありますので、この時期ですと水稻刈り取り後の受け入れ作業等もあわせて行っております。

活動の周知については、隊員が作業をサポートし、受け入れ側は農業技術のノウハウを教示するという取り組みを、認定農業者や法人に対して周知しておりますが、町民の方々に対しての周知について十分なことはできていなかったと思っております。

今後は、イベント等を通じて地域の方々に御理解、御協力をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

そのほか、F o u n d i n g B a s e 事業として6名の人員を配置をしております。内訳といたしましては、つわの暮らし推進課2名、商工観光課2名、農林課2名体制で活動をしております。

つわの暮らし推進課2名は、津和野高校に常駐し、高校魅力化の取り組み及び町営英語塾HAN-KOHの支援の取り組みを行っております。高校と町との連携を重視し活動しており、今後の津和野高校の魅力化向上につなげるものと考えております。

商工観光課2名は、若者・女性をターゲットとした津和野のエンターテイメント型観光マップ企画等、新たな観光客を呼び込むプログラムを企画をしております。

農林課2名は、農業全般にかかわることはもちろんですが、1人は地産地消をさらに発展させるため地域内流通の構築に尽力をしております。具体的には、地域の農産物を地元の飲食業店や旅館業の方々に取り扱ってもらおうといったものでございます。農業と観光業の強い結びつきの一助となるのではないかと期待をしているところでございます。

もう一人は、大学で栄養学を専攻しているといった強みを生かし、津和野町独自のレシピの開発や食育の活動などを行っております。また、農業後継者育成のための仕組みづくりや支援なども手掛けており、現在、町内在住の農業研修生に対し、いろいろな方面からのフォローをしていただいております。

町民の方々への周知であります。F o u n d i n g B a s e は、広報への掲載や町民の皆様に参加をしていただく報告会にて情報発信をしております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 地域おこし協力隊13名の方がいろんな活動をしておられるという回答でございました。

この地域おこし協力隊につきましては、1年以内3年以下の期間での活動ということになっているようでございますが、3年経った後、それらの方がこの津和野町に定住をしていただく、そういうことにぜひつなげていってほしいというふうに思っております。

F o u n d i n g B a s e 事業ということで6名のということもございました。これらをあわせると19名の方が今この津和野町でいろんな活動に取り組んでおられるということでございます。やはりこれらの方を活用したものを、必ず定住して津和野町に残っていただければいいんですが、全部がそうはいかないと思っております。こういった活動はそうは言っても引き続いて継続していく必要があるかと思っております。そういったときに、その後を誰が担当してどのようにするかということもあらうかと思っておりますが、やはりその後の体制、どうするかといったところも考えておく必要があるというふうに思っております。

全て行政の担当者がそれらを引き継いでいくということになりますと、業務が大変にふえてくるわけでございますので、そのあたりの対応も考えておく必要があるのではないかとこのように思っているところでございます。

少し、これについては以上で置かせていただきまして、次の質問に移ります。

行政の窓口対応ということでございますが、高齢化の進む中で、また特に観光地を抱える津和野町にとって、行政の窓口対応、電話対応も含まれますが、非常に大切であると考えます。親切でわかりやすい対応が求められています。行政の窓口対応の基本姿勢をお尋ねをいたします。

まずは一例として、8月5日付山陰中央新報の「明窓」の欄に書かれておりました、さだまさしさんの「案山子」の歌、歌碑を城跡に建ててはどうかとの問い合わせについて、どのように対応されたのか、また歌碑を建てることについて検討されているのかをお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、行政窓口の対応についてお答えをさせていただきます。

窓口の接遇につきましては、住民の皆様が行政と接する最初の入り口と言えるところに、職員全員が当然身につけていかなければならない最も基本的な業務でございます。お問い合わせの対応いかんにより、住民の皆様にご不快感を与えるだけでなく、役場全体の印象を変えてしまう最重要業務の一つでもあると考えております。

御指摘をいただきました親切でわかりやすい接遇につきましては、日ごろから職場内での指導や接遇研修等によりまして、職員個人の接遇能力の向上に努めておりますが、改めて職員全員に対しまして、電話・窓口対応の徹底を図り、より一層の住民サービスが図れるよう努めてまいります。

「案山子」の歌碑の建立についてのお問い合わせに対し、どのように対応したかにつきましては、教育委員会内部で調査をしたところ該当する事例が判明をせず、お問い合わせ内容については不明でありました。ただし、同時期に今回の投稿者ではなく新聞社からのお問い合わせが1件あったことが判明しており、その御質問には城跡——城跡での設置は難しいと思いますが、別の場所での設置や違う方法での対応であれば可能ですとの回答をしているようでございます。

実際の設置については、県国に提出している「史跡津和野城跡保存管理計画」で、「史跡の保存・活用に資する保存施設（説明板等）、休憩施設（ベンチ等）、転落防止柵等の設置等については、遺構の保護や景観への配慮を前提に認める、その他の工作物については認めないとありますので、例えば今回のように城下町全体が見渡せる本丸付近に説明板や安全対策上必要な施設とは言えない歌碑を建立することは、実際には困難であると言わざるを得ません。

御指摘のように、せっかくの御意見について誤解を生むような対応となったことは反省をすべきであり、今後はそのようなことがないように、このたびの県のみならず町政全般において、全ての職員が十分に気をつけるよう庁議において指示をしたところでもございます。

一方で、城跡への歌碑の設置は難しいといたしましても、観光リフトで「案山子」の歌を流すとか、リーフレットに「案山子」の歌詞や、そのいわれを掲載するなど城跡以外の場所、例えば城跡が見える大橋周辺や、同じように町並みが見渡せる稲成神社や国道9号の展望可能場所等での対応など、著作権との問題がクリアできれば、その有効性等について今後検討してみたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 行政の窓口対応でございますが、下森町長の答弁の中で最重要業務の一つであるという回答をいただきました。行政の窓口というのも、本当に言われているように私も非常に大事な業務の一つであると考えます。その対応の仕方一つ一つで津和野町ファンがふえる、そしてまた逆にファンが減っていく、そういったことにもつながる非常に重要なものであるというふうに考えております。

民間企業におきましても、いろんな苦情、いわゆるクレームに対して、企業の中ではクレームは宝の山であるというようなことも言われております。いろんな苦情等もありませんし意見もあると思いますが、それらをひとつどう生かすかということによって本当に発展するのか、そうでないのかというふうに変ってくるわけでございますので、その辺も対応について、さらに常に職場の中でも話し合いながら対応について努力をしていただきたいというふうに思うところでございます。

もう一点ありました、さだまさしさんの関係でございますが、同僚議員の方もこの話を少し出されておりましたが、私が最初に8月5日付の「明窓」を読んだときに一番感じましたのは、これ、この方は書かれておられる方は津和野町の出身の方だというふうに書いておられますので、非常に津和野町のファンの方であるというふうに思っております。その方が、さだまさしさんの「案山子」の歌碑を城跡に建てて、ボタンを押せば歌が流れる、こういったことを考えてはどうかという問い合わせをされたということでございますが、私はこのときに一番思ったのは、確かに言われておる歌碑というのも少し面白い案であるというふうに思ったと同時に、これに対してどのように町の方が対応されたのかということがちょっと気になって、きょう質問をさせていただいておるところでございます。

実際にそのことが、言われたことに対して、やれる、やられないということはしっかり協議して決めればいいことですが、それを言われたときにどう対応するかということが大事であるというふうに思っております。

この津和野城跡につきましても、国の指定の史跡でございますから、非常にこういったことは難しいかもしれません。しかし、回答にもありましたが、別の場所での設置や違う方法での対応であれば可能ですというような回答もされているようですので、少し安心をしたところでございます。

私も、この歌碑についてどうなのかと思って考えていろいろみたんですが、まず「案山子」の歌がどういう歌か、私も、幾らか聞いて知っておりましたが、この前CDを買って、車に乗せて今毎日聞いておりますが、非常にいい歌だと思っております。津和野の風景がその中に出てきております。

皆さん御存じと思いますが、出だしが、「元気でいるか」という始まる歌でございますが、途中で「城跡から見下せば蒼く細い河 橋のたもとに造り酒屋のレンガ煙突」、こういう詞が出てきます。そしてしばらくいきますと「山の麓 煙吐いて列車が走る」、こういう詞でございます。まさに津和野の風景を詞にしたものであるというふうに感じるところでございますが、なかなか歌碑を城跡に建てる、そのことはいろんな制約もありますので、大変とは思いますが、他の場所で考えるということも少し回答にありましたので、ぜひ考えてみていただきたいというふうにも思っております。津和野の観光アンケートの中で、変化がないというようなアンケート調査もあると思いますので、新しいスポットとして考えてみるのもいいのではないかとこのように思っているところでございます。

時間がないので、以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で5番、草田吉丸君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終結します。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞でありました。

午後2時00分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 26 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 26 年 9 月 18 日 (木曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 26 年 9 月 18 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦について
- 日程第 3 町長提出第 105 号議案 町営バス用車両の取得について
- 日程第 4 町長提出第 106 号議案 平成 26 年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 107 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 6 町長提出第 108 号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 109 号議案 津和野町課設置条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 110 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 111 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正について
- 日程第 10 町長提出第 112 号議案 町道左鐙向橋線の路線認定について
- 日程第 11 町長提出第 113 号議案 町道石楠山支線の路線認定について
- 日程第 12 町長提出第 114 号議案 町道青原駅前本線の路線認定について
- 日程第 13 町長提出第 115 号議案 町道青原駅前支線 1 号の路線認定について
- 日程第 14 町長提出第 116 号議案 町道青原駅前支線 2 号の路線認定について

- 日程第 15 町長提出第 117 号議案 町道須川田中線の路線認定について
- 日程第 16 町長提出第 118 号議案 町道左鑑向線の路線認定の変更について
- 日程第 17 町長提出第 119 号議案 町道畑線の路線認定の変更について
- 日程第 18 町長提出第 120 号議案 町道石楠山線の路線認定の変更について
- 日程第 19 町長提出第 121 号議案 町道青原駅前線の路線認定の変更について
- 日程第 20 町長提出第 122 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 町長提出第 123 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 町長提出第 124 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 町長提出第 125 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 町長提出第 126 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 町長提出第 139 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道整備事業遠隔監視設備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦について
- 日程第 3 町長提出第 105 号議案 町営バス用車両の取得について
- 日程第 4 町長提出第 106 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負契約の締結について
- 日程第 5 町長提出第 107 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 6 町長提出第 108 号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 109 号議案 津和野町課設置条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 110 号議案 津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 111 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正について
- 日程第 10 町長提出第 112 号議案 町道左鑑向橋線の路線認定について
- 日程第 11 町長提出第 113 号議案 町道石楠山支線の路線認定について
- 日程第 12 町長提出第 114 号議案 町道青原駅前本線の路線認定について
- 日程第 13 町長提出第 115 号議案 町道青原駅前支線 1 号の路線認定について
- 日程第 14 町長提出第 116 号議案 町道青原駅前支線 2 号の路線認定について

- 日程第 15 町長提出第 117 号議案 町道須川田中線の路線認定について
日程第 16 町長提出第 118 号議案 町道左鏡向線の路線認定の変更について
日程第 17 町長提出第 119 号議案 町道畑線の路線認定の変更について
日程第 18 町長提出第 120 号議案 町道石楠山線の路線認定の変更について
日程第 19 町長提出第 121 号議案 町道青原駅前線の路線認定の変更について
日程第 20 町長提出第 122 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 21 町長提出第 123 号議案 平成 26 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 22 町長提出第 124 号議案 平成 26 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 23 町長提出第 125 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 24 町長提出第 126 号議案 平成 26 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 25 町長提出第 139 号議案 平成 26 年度津和野町簡易水道整備事業遠隔監視設備工事請負契約の締結について

出席議員（12 名）

1 番	後山 幸次君	2 番	川田 剛君
3 番	米澤 宥文君	4 番	岡田 克也君
5 番	草田 吉丸君	6 番	丁 泰仁君
7 番	寺戸 昌子君	8 番	御手洗 剛君
9 番	三浦 英治君	10 番	京村まゆみ君
11 番	板垣 敬司君	12 番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君
教育長 …………… 本田 史子君 参事 …………… 大庭 郁夫君

総務財政課長 …………… 福田 浩文君 税務住民課長 …………… 楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長 …………… 内藤 雅義君
農林課長 …………… 久保 睦夫君 環境生活課長 …………… 竹内 誠君
健康福祉課長 …………… 齋藤 等君 医療対策課長 …………… 下森 定君
建設課長 …………… 田村津与志君 教育次長 …………… 世良 清美君
会計管理者 …………… 山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続き、お出かけをいただきありがとうございます。ありがとうございます。

これより4日目の会議を始めます。御手洗剛議員より、遅刻の申し出があります。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番、京村まゆみ君、11番、板垣敬司君を指名します。

日程第2. 津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦について

○議長（沖田 守君） 日程第2、津和野町農業委員会委員の選任による委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。議会推薦の農業委員として、渡邊幸恵君を推薦したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は渡邊幸恵君を推薦することに決定いたしました。

日程第3. 議案第105号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第105号町営バス用車両の取得について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第105号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第105号町営バス用車両の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第106号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第106号平成26年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 本案件につきましてお尋ねをいたしますが、まず入札に参加されました業者が何社ありましたか、そして、落札率は幾らであったのか、最低限度額は幾らを設定されておりましたか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） 入札の結果でございますけれども、8月29日に入札を行いまして、2社が応札をしております。2社は堀建設と日成建設でございます。そして、入札率は、その前に最低制限価格は、税抜でございますけれども1億1,471万6,700円でございます。

入札率は99.64%でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 図面を見せていただいたわけでございますが、この図面の中、駐車場がコンクリート舗装になっておるようでございますが、なぜアスファルト舗装でなくコンクリート舗装にされておるのか、かなりの面積があるわけですがこれについてどのように、なぜコンクリート舗装にされたのかお聞かせをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） 資料3の平面図のほうをごらんいただきたいと思っておりますけれども、この駐車場の面積は約65平米ぐらいありまして、この駐車場とそして場内につきましては、図面の両開きの門扉がありますけれども、ここでこの車両等が通行できるようにレーンとしましてつながっております。よって、この場内とそし

てこの駐車場とは一体としてコンクリート舗装にしております。そういったところからこういうふうな設計になっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第106号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第106号平成26年度津和野簡易水道整備事業戸谷浄水場施設整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第107号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第107号津和野町過疎地域自立促進計画の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第107号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第107号津和野町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第108号

- 議長（沖田 守君） 日程第6、議案第108号津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。
- 議員（2番 川田 剛君） 資料のほうで質問させていただくんですけども、この建築制限の緩和ということで、恐らく既存の建物の中でこの法に触れるというようなものが不適格物件というものがあつたのかなと思うんですが、その新築についてもこれは許可をすると書いてあるんですが、そのとおりでよろしいのでしょうか。
- 議長（沖田 守君） 参事。
- 参事（大庭 郁夫君） ここで言います新築ということは、原則的には3条の伝統的建造物の特定物件ですけども、それについては戦前、昭和20年以前に建てられた保存すべき建造物だということでございますので、これについては原則的には現状まで戻すということですので、新築ということはほとんど出てこないかと思っておりますけども、その他のこの建造物群の中にある建物等の新築という場合は、許可を受ける中でそのひさしまで出すことができるということでございます。
- 議長（沖田 守君） ほかにありませんか。1番、後山幸次君。
- 議員（1番 後山 幸次君） この基準法の制限緩和であります、前項は法第44条は道路に突き出して築造してはならない、いけないというふうになっておりましたね。
- というのは、条例を緩和されまして道路の境界線を越えて側溝の中心線まではよいというふうな緩和をされたわけでございますが、現在この町内にはふたをかけたような万町地区やなんかがあるわけですね。
- これも後お尋ねをしますが、保存地区の図面が明確でないわけですね。恐らく万町線はこの伝建地区に入つておろうと思っております。こういったところを緩和されて、道路の中心線までひさしを出してもいいということになると、交通にいろいろまた支障が起きてくるようなことになろうと思っております。
- 現在でも、この万町線は大変狭い道路であります。役場の方が毎日通勤されて、十何人その道路を通っておられるからわかると思っておりますが、現在でも中心線より出た家もありますが大体ひさしはその程度にあるんですね、現在ね。
- それが今、ひさしが傷んでやれないからみんな赤い布下げておられます。ひさしに当たるといふことで。本町でもそういったことが出てきておりますが、そういったことは考えてやられてこの規制緩和をされたのか、一回現場や何か見てこういう条例を改正されるんか、そこんところはどうぞございますかいね。
- 議長（沖田 守君） 参事。
- 参事（大庭 郁夫君） 現場はもちろん、初めに全部調査をする中でやっております。そういった中で、現在出ているものについてはもう違反ということでもございますけ

れども、今の言った特定物件については現在出ているものはもうそれでおかないと、その何を出してますから。ただ今度修繕とかする場合には、中央線まで下げていただける形になります。

それから、それ以外の特定物件でないものについては、今度改修をするときには同じように下げていただくという、これもそういうことになろうかと思えますけれども、実質的には新築をする場合にそれを軒を出さないがための措置ということ、溝のふたがかけてありますので、その辺が難しいとこでありますけれども、どうしてもその上を車を走らすような仕掛けになっておりますので、けどもそういう形で残していかないと、修景といいますか景観上の津和野の町並みというのが守れないということも一端にはあるということでございますので、ふたがしてある部分についてはそういった、そこまでが実際は道路部分ですがその半分までということですので、その範囲で、それ以上中入って車が通行するというのは非常に少ないのではないかと思いますけれども、そういった緩和を設けないとなかなかこの景観が、今の従来からある景観が守れないということなんで、どちらかというところ、そういうほうを優先した考え方になろうかと思えますけれども。

○議長（沖田 守君） 1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） この条例を緩和される前、現地を皆さん観外調査されておるのかどうか私は大変疑義を感じておるんですが、実際現在この地区には側溝のふたがかけてあります。反対側かけてありません。そういったところ、この基準を超えて建設、建築してあるような民家はそうたくさんはありません。大概側溝の中心線までぐらいで収まっております。

そういったところが、ただ改築されても家の軒が高くなることはまずないと思うんですよ。そうしますと、現状がそのままになるわけでございますが、そうしたときやはり車高の高い車とかいろいろ物を積んで来られる方が、これまでも何件かひさしを壊していろいろトラブルが起きております。これ現実に起きておることでありまして、それを避けるため自分方の軒先に赤い布ついたり白い布ついたりいろいろ皆されとるんですね。

これがあるけ、大変景観的には本当悪いわけでございますが、課長さんらもあそこを通られると思うんですが、そういったことを踏まえてのこの条例改正なのか、余り私が1人で文句を言うてもどうにもなるもんじゃありませんが、もっと調査をされて本当に軒先を水路の中心まで持ってくるのがいいのか、もっと私は検討していただきたいというふうに思うんですが、課長さんいろいろ御異論がありましようけえひとつお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） この4条にかかるものでございますけれども、そういった特定物件以外については町長の許可を受けるということになっておりますので、そういった今言ったような溝ぶたもかかって道路が狭くてという場合には町長が許可をしな

いということは当然あり得ることですので、そういった規制はかけることができるということです。

ただ、先ほど言いました特定物件につきましては、そこまで認める形にしないと従来の景観が守れないということがありますので、その特定物件と特定物件以外での差をつけながら許可という形をとったわけなんでございますけども、それは現場に応じてということにはなろうかと思えます。

いろんな事例が出てこようかと思いますがそれぞれ、何にしても住宅をいろう場合には全て届けを先にしてもらい、協議をしてもらうことになっておりますので、そういった中で今言われたこと等も確認しながら行っていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） もう一度その新築の部分ですね、今景観の部分というのはわかるんですけども、今1番議員さんおっしゃられたような格好でのいわゆるトラブルが起こったりすると、そういった中で法律があるわけですね。

このたびのその既存の住宅に関する改築だとか規制緩和というのはわかるんですが、新規物件に関するところで許可を出すと。景観保全という部分で、わざわざ新築を許可するというのまずちょっと解せないんですが、新築についても許可をするというのは、これ解釈はどのように考えればいいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 新築というのは、特定物件以外に当然なろうかと思えます。ですから、町長の許可を持ってということですので、今のような事例の場合においては許可ができないと。道路に出てしまうと、車に当たるというようなそういう事例がある場合にはそういったことになろうかと思えますけども、そのケースに応じてということになります。

ですから、規制はある程度かけるという、逆に言えばですね、意味に捉えていただいたほうがいいのかと思えますけども、特定物件についてはどうしても従来からの、もともとあったものというのを守ろうということでございます。

それ以外については規制をかけるという意味で、本来はさっき道路に出さないのが原則ですけども、どうしてもやむを得ない場合は出すことも許可できるということでございますので、全てを許可するのではないというふうに御理解いただいたほうがいいのかと思えます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第108号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第108号津和野町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第109号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第109号津和野町課設置条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第109号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第109号津和野町課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第110号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第110号津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今回の改正について、少しお尋ねいたしますけども、農耕作業用のものということでトラクター、コンバイン、運搬車等かと理解しておりますが、400円のアップということで金額的にはそんなに気にはなりませんけども、今回農作業、農耕用ということで、農業に資するものに対して少しアップするということが、どういう背景のもとにアップをされるのか。

そして、現在この農耕用に資しているこのナンバーを登録している台数等は何台ぐらいあるのか、わかればお聞かせをいただきたいと思ひますし、その他のものということで、これはどういったぐいのものゝ指すものか、あわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） これは、法律に伴う改正でございますので、これを本来5月の臨時議会ゝのときに条例改正の中で国から示された準則の中に、きちっとまだ金額等が定められておりませんでした。その中で、今回の追加の改正ということになっております。

それから、種類についてということでございますが、小型特殊、農耕以外のものについてはフォークリフト等でございますして、これは最高時速が15キロメートル以下かつ長さ、幅の寸法が4.7メートル、それから掛けることの1.7メートルというようなことになっております。

それから、農耕用作業車のものでも最高時速が35キロ以上出るものはこの限りではないということが定めてございます。

今、農耕用作業車で登録してある台数については、現在資料がないのでちょっと、また後報告させていただいたらと思ひております。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 反対の立場から発言します。

今回、米の価格がものすごい勢いで下がったということもありますし、今までに年金も下がり物価も上がってます。収入が減っている上で、ほんの少しと先ほど板垣議員は言われましたが、ほんの少しでも税が上がることは、農業をやっている方にとっては大変な負担になると思ひますので反対します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第110号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第110号津和野町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第111号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第111号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第111号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第111号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第112号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第112号町道左鐙向橋線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第112号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第112号町道左鏡向橋線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第113号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第113号町道石楠山支線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第113号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第113号町道石楠山支線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第114号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第114号町道青原駅前本線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第114号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第114号町道青原駅前本線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第115号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第115号町道青原駅前支線1号の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第115号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第115号町道青原駅前支線1号の路線認定について、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第116号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第116号町道青原駅前支線2号の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第116号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第116号町道青原駅前支線2号の路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第117号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第117号町道須川田中線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第117号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第117号町道須川田中線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第118号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第118号町道左鐙向線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第118号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第118号町道左鐙向線の路線認定の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第119号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第119号町道畑線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第119号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第119号町道畑線の路線認定の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第120号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第120号町道石楠山線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第120号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第120号町道石楠山線の路線認定の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第121号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第121号町道青原駅前線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第121号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第121号町道青原駅前線の路線認定の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第122号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第122号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、22ページであります。22ページの企画費、石見空港利用拡大促進協議会負担金の中で、事業の拡大によるということですが、その内容についてまずお尋ねいたします。

続いて24ページ、企業誘致対策費であります。この中で普通旅費が上がっておりますが、この企業誘致対策どのような進捗がいかがお尋ねいたします。

それから、同じページの定住対策費、空き家対策モデル事業委託料木部地域で行うということですが、この詳細についてお尋ねをいたします。

続いて、38、39ページ、児童福祉総務費の児童クラブ建設事業費で設計の増額ということですが、設計のこういったところの増額か、以前お話があったかと思うんですがまた説明のほうお願いいたします。

それと46ページの農業振興費、地域食材供給施設、いわゆるCASのところなんですけれども、このCASについて一括で1億2,500万円が上がってはいるんですが、これは津和野町備品取扱要項によりますと物品に当たると思います。この物品に関してですが、物品、備品の購入に関しては財務提要では工事請負費は工事の成果を期待して支出される経費であって、当該物品を工事請負費で購入することはできないとありますが、この解釈についてお尋ねをいたします。

次に、56ページのふるさと創生事業で、日原蚕の部分で、この詳細についてお尋ねをいたします。

それと、96ページの備品取得費の機械器具費が89万3,000円上がってるんですが、この内容についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、最初に御質問のありました23ページ、石見空港利用拡大促進協議会負担金というところの内容について御説明をさせていただきますと思います。

3月30日から、東京便が萩石見空港につきましては2便化になったということで、この促進協議会としてもこの2便化に対する目標座席というのを決めております。現在、目標座席数を12万席ということで決めておりまして、今回の補正予算につきましては、この12万席を達成するために5つの新しい事業を展開しようということで、促進協として考えておられます。

一つは、販売促進のキャンペーン、それから2点目が首都圏からの団体旅行商品造成支援の強化、3点目が個人サポーター企業助成事業の拡充、それから4点目がアウト対策として、地元発団体企画旅行商品の造成支援の拡充、5点目が協議会助成や割引運賃情報等の周知の強化ということで、5点ほど上げております。

それぞれに事業費というのがございますが、トータルで基本的には9,600万円の補正予算を行うということにしておりまして、この9,600万円のうち2分の1を島根県、4,800万円を島根県、それから2分の1を監事市町ということで4,800万円を益田市ほかこの監事市町で負担するということになっております。津和野町の場合は負担割合3.4%ということで、4,800万円のうちの3.4%、163万2,000円を計上させていただいたものでございます。

それから、2点目の企業誘致の関係、25ページでございます。昨年度から、津和野町内の空き店舗を活用して、大阪のソフトウェアの会社が本町に支店等を設けると、事務所開設ということで昨年度から取り組みを行っております。

現在、この場所のところについては決定をさせていただいたということで、事務所開設の見込みは11月になるということでお聞きをしております。

事務所の従業員につきましては5名枠ということで、現在3名が確定をしております。そのうち2名は地元雇用ということで、大阪のほうで今研修中ということでございます。

これにつきましては、この旅費等につきましては、こういった大阪のソフトウェアの会社との協議というようなところを含めて、担当の出張旅費を計上しているという部分と、もう1点、これもソフトウェアの会社でございますが、大分県にそういったソフトウェアで小学校の空き校舎を活用して入られた企業がございまして、これ益田市の、この圏域の企業誘致の担当で先般視察にも行ったということでございます。

この空き校舎を利用してソフトウェアの会社が入られて、そこで事業を展開するというようなところのモデルとなるような部分でございます。こういったところへ、この会社に今訪問をかけながら、何とか津和野町に誘致できないかというところの訪問活動をやっているということで、これも合わせて普通旅費として計上させていただいたと。

大分県の佐伯市のほうにこのソフトウェアの会社ございますが、そういったところで今ソフトウェアの会社を中心として、企業誘致対策として今取り組んでいる最中というような関連予算を提案をさせていただいたということでございます。

それから、3点目の空き家の関係、25ページの委託料、空き家対策モデルづくり事業でございます。

これにつきましては、事業主体がわくわくつわの協同組合ということで、ここが事業主体となって農事組合法人が設立されている農村地域、畑迫地区と木部地区ではたるの里津和野、下高野、名賀、喜時雨ということで、こういったところを中心として空き家の調査を行っていくということでございます。

このわくわくつわの協同組合では、人口減少対策として新たな農業担い手を確保するというので、農業研修生等の受け入れを行っております。しかしながら、農業研修生を受け入れたら、就農移住の段階において基盤を持たないIターン者は住まいの確保が困難ということで、こういった問題を解決するためにこのわくわくつわの協同組合では空き家の有効活用するというのと、また新たに担い手の就農移住をスムーズに行うという、こういった二つの目的を持ってこの空き家調査というのを行っていくということにしております。

昨日も議員の一般質問にもございましたが、空き家の全棟調査を行いたいということで、つわの暮らし推進課で考えている空き家対策マニュアルというのも今つくっております。空き家の調査マニュアルというのをつくっておりますが、このマニュアルも参考にさせていただきながら、基本的にはつわの暮らし推進課とも連携をしながら調査を行っていくということで、スケジュール的には今年度末までのところで空き家の調査を行い、所有者の交渉、活用方法の検討、成果、まとめということで、今年度3月末までのところでこの調査を行いたいということでございます。委託料として32万4,000円、県の補助金を受けて行うという事業でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 39ページの児童福祉総務費の工事請負費でございます。

先ほど議員さん設計というふうに言われましたが、工事請負費の増額でございまして、新年度予算時には1,157万8,000円の計上をしておりました。国のほうでは、高学年の児童クラブのほうの受け入れ等方向性は決まっておりましたが、町のほうではまだ子供子育て支援推進会議のほうで決定しておりませんでして、おおむねの決定できたということで、その高学年の受け入れにも対応できるようなということで、床面積を当初62平米程度で考えておりましたが、81平米程度に大きくしたものでございます。

それから、昨日の一般質問の中で7番議員さんからの質問にもお答えしたように、さまざまな御意見と支援専門員等の意見等もお聞きしまして、トイレであるとかスロープ

であるとかそういったもろもろの工事費等も考慮しまして、今回増額をさせていただいたものでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、46ページの農業振興費の工事請負費でございますが、この前の全協で資料お渡ししましたが、CAS冷凍庫につきましても室外機を必要とするものでありまして、そういう配管工事、その他が含まれて設置できるというものになっております。

大型の保管用の冷凍庫につきましても同様に、室外機等が必要だと。これは、家を建てるときにエアコン等々を設置するのも工事の中で含めてしまうものと同じでありまして、議員が御指摘されているのは、例えば町バスと町車庫を一緒に一括に工事請負費にできないよという意味合いではないかなと。

バスについては、移動できるものでありますから備品という扱いになりますが、建物の中に固定して設置するものにつきましては、その改修なり新築の場合には全部工事請負費に含めておりますので、そういった意味合いで工事請負費に含めて計上させていただいております。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 56ページ、57ページにかかりますふるさと創生事業費の関係でございますけども、これは津和野町の枕瀬にあります蚕の人工飼料育研究センター、指定管理者が株式会社日原総合研究所が行っているものでございますけども、これを改修するものでございまして、かなり年数もきておりますし、現在いろいろと形が変わってきたといいますか、人工飼料育的な育養のユニットハウスを倉庫部分に入れたりしながら、売上も伸びてきております。

それで、従来の部分にプラス人工飼料育というようなものも今回入れて、年間安定した生産を目指すというようなこともあって、既に人工飼料育用のユニットを入れております。

それで、これを進めていくために国内のいろんな研究機関、それから事業者との連携も図っておりますけれども、そういった中で視察に来られる方も結構あるというようなことで、きちっとそういったものを見せていくことも大事だということで今回改修をするということで、現在ユニットを入れておりますけども、その隣に展示資料室てきなものをきちっとやってそれを見ていただく。

それから、今までやってきた経過についても展示をしていくような展示資料室的なものをつくりたいというのが一つでございます。

それから、今接種室ということ1頭1頭注射をして菌を植えつけておりますけども、そこからそれを乾燥する、できたものを乾燥しますけども、それへの動線が今外をぐるっと回って乾燥室入るといふな感じで、雨天のときなんかは特にやれないというような

ことで、従来から要望は出とったわけなんですけども、それらを解消するために接種室と乾燥室の間を少し改造して行き来ができるように改造をいたします。

それで、その乾燥室の中に乾燥室と梱包室というのも新たに仕切りをつくりたいということでございます。

それと、玄関といいますか、お客さん迎えるときのが従来事務室の扉だけなんで、そういったところもあわせて整備と、それからトイレが従来型でありますので少しトイレの整備もしたいというようなことで、それらを含めてこの予算をしております。

それで、予算的には見学と資料室の設置で約200万、それからトイレの改修で20万、それから乾燥室の通路とか、先ほど言いました梱包室等の中を内部改装するために120万ということで、全体で340万円を見込んでいます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、96ページの諸支出金の備品取得費、機械器具費でございます。

これにつきましては、昨年度議決をいただきました林業総務費におきます浄化システムの整備事業の関係の森林GISの購入に係る機械器具費ということで昨年議決をいただきまして契約したわけですが、支出負担行為等も通ったところでございますが、業者のほうから請求漏れがあったということで、担当課のほうも最後のそういった出納閉鎖時期に確認が漏れたということがございまして、25年度に支払うべきものが支払漏れがあったというところでございます。

その先ほどの言いました森林GISの購入ということで、今年度26年度予算で諸支出金の備品取得費ということでこの13款のほうに上げさせていただいたところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 先ほどのCASの件なんですけど、これが確認なんですけども備品台帳には掲載されるということでよろしいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 備品台帳といいますか、当然町が設備するものですから町村会の共済の適用を受けますので、そういった設備として取り扱われるものと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 75ページの教育諸費ですかね、そこで青原小学校の校舎改築工事、屋外整備工事費1,900万計上されておりますが、再度ちょっと御説明をいただけますか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 屋外整備工事につきましては、今現在やってる校舎の関係もありますけれども、どちらかという校庭側のほうの整備を主にやろうというふうに思っております。

地元の説明会等で、校庭のほうがかなり水はけが悪いということもありまして、それから国道沿いにフェンスがあるんですけれどもこれもかなり老朽化をして、できればこの機会にかえてほしいということが要望もございまして、そちらのほうの改修をあわせてやろうというふうに考えております。

これ町の負担として、この工事にあわせて起債等を借りると有利な起債が借りられるというようなこともございまして、今回そういう形で補正を組まさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） これこういう、今申しあげましたことは、フェンスは後で周辺の住民から要望があったということですが、そのほかはその初めの校舎の解体工事のときにある程度こういうこともしなきゃいけないとか、そういう予測のもとに校舎改築工事のときに一括してこういうこともあるから含んでその工事費入ると、そういうことはできなかったんでしょうかね。

今、財源がどうも起債とか言っとりますんで違うような気がしますけど、まず第1点、一緒くたにできなかったのか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員さん言われますとおり、当初から組むほうがよりベストだろうというふうに思っております。

このいわゆる校庭の排水工事につきましても、当初は余り想定をしておりませんでした。実際には、工事にかかってからというかことしの春の地元説明会以降に、具体的に校庭もかなり水はけが悪いのでこの際やってもらえんדרらうかという強い要望がございまして、年度を超えてまた改めてやるということもありますけれども、ずるずる毎年毎年工事を引っ張るといのもなかなか負担もかかりますし、この際、有利な起債が借りられる時期に一気にやってしまったほうがいいのではないかという考えを持ちまして、こうした形での後の補正という形をとらせていただいたところです。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 少しわからないところがありますので、質問いたします。

まず、37ページ。扶助費の更生医療ということで500万円、これは、更生医療、手術の、このことですか。

それと、多分1名とは思いますが、39ページ、母子（父子）福祉費で、母子施設入所措置費、これが326万円。

それから、57ページ、駐車場管理費で駅前第2駐車場法面擁壁設置と、ちょっと聞き漏らしたかもしれません。この前、ちょっとこれも教えていただけたら。

あと71ページ、青原団地のストック事業で500万円の増額になっています。600万円。

それから、73ページ、消防、非常備消防費として退職報償金が出ておりますが、これは何名退職されたのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 37ページの更生医療500万でございますが、これにつきましては、生活保護者の大動脈弁の手術によるものでございまして、生活保護者の場合、本来であれば、生活保護のほうの扶助費のほうで支払いしていくものでございますが、生活保護の人の場合、特に高額医療の場合は、他事業を優先ということで、こちらのほうの自立支援医療事業費のほうから支出ということで、これにつきましては、国の2分の1、県の4分の1という助成があります。これ1名でございます。

それから、39ページの母子施設入所措置費でございます。これにつきましては、町内の方で、DVによる案件がありまして、これが他市町村のほうへ御家族で入所されるということでございまして、これに伴う措置費として、国の2分の1、県の4分の1ということで、1件ほど該当がありましたので計上しております。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 57ページの駐車場管理費でございますけれども、今回の工事費でございますけれども、これは駅前第2駐車場の法面擁壁の設置工事でございます。桑原史成美術館がございましてけれども、それから役場のほうに向いてのところにあるわけなんですけれども、その法面が従来、土羽のまんまでございました。その前側が代々屋さんというのですか。が、経営されておって、今回廃業されて建物も解体されました。そういったことで、従来はその建物にぶつけた形でありましたので、それをのけることによって、境界もわかりにくいし、境界がきちんとできないということで、それとあの部分を撤去した後、舗装まで行うというようなこともございましたので、そこをきちんと土止めとして、プレキャストという二次製品でございますけれども、そういったものを設置してきちんと境界を、きちんとした。

それから、景観上、草が生えておりましたので、そういったこともきちんと駅周辺でございまして、整備すべきであるということでございまして、その工事費にかかるものでございます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、70ページ、71ページのところのストック改善、青原団地のストック改善に係る600万円の増額の関係でございます。当初が

5,000万予算を組んでおりまして、実際に実施設計をしていただきましたところ、これまでの想定以上に壊れたところもあるというふうな状況でございます。そういうことで、一応600万円の増額というふうにさせていただいております。

ただし、中に入りまして確認をしていないというふうな状況もございまして、風呂場回りのところの敷居とか、その下とか、その辺のところについて、また今後修繕が出てくるかと思うのですが、その経費については、今回計上をしておりません。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 72ページ、73ページの非常備消防費の退職報償金でございます。これにつきましては、6名の方が退職をされましたので、それに伴います報償金でございます。ちなみに、条例上の消防団員の定員につきましては、350名でございますが、9月1日現在で実人員は315名となっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 二、三お聞かせいただきたいと思いますが、ページの若いほうで24ページ、25ページの生活バス対策で、工事請負費60万、庁用器具費22万5,000円、これの詳細を少しお聞かせいただきたいと思います。

それと、52ページから53ページの林業関係で源流の郷、云々負担金5万円が計上されておられますけれども、この源流の郷というのは、どういう機関なのか。将来どういうことを目的としているのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、56から57の稲成丁の松の関係だったかと思いますが、この辺についての工事の詳細についてお聞かせいただきたいということと、84、85ページの旧堀氏庭園のかまどの修理費等が計上されておられます。それから、史料の関係で57万2,000円、この辺について、少しお聞かせをいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 25ページの生活バス対策費の工事請負費でございます。これにつきましては、森のバスの車庫がございまして、これを解体するための工事費として60万円を計上させていただいております。

それから、備品購入費の庁用器具費でございます。シルクウェイにちはらの道の駅の横にありますバスターミナル、ここのテレビが平成14年に購入した、そのままになっておりまして、これはアナログのテレビでございます。この買いかえと、それから平成14年に設置しておりますエアコンが不具合になったということで、取りかえということで、あわせて22万5,000円を計上させていただいたものでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 52ページの林業総務費の全国源流の郷協議会負担金でございますが、今詳しい資料を持ち得ておりませんが、全国の市町村を対象にして、源流を持っておる市町村で組織している団体になりますけれども、町長のほうにぜひ入ってほしいというような打診もあったということで、町長のほうも入って一緒に活

動しようということで、この会に今年から入ることになりましたので、その負担金50,000円を計上させていただきました。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 景観対策費のところの需用費でございますけれども、これは稲成丁といいますか、弥栄神社先の稲成神社への上り口のところにある黒松でございます。昨年の災害で崩壊をしましたが、そこになんとか立っている。守っている松でございます。これを樹木医さんに確認してもらったところ、少し乾燥等もきて、1年間放っておりましたので、危ない状況であるというようなこともございました。これは伐採してしまうというのは、歴史的なものもありますので、これは残す方向で考えたいということで見てもらって、若干、現在の状況等、衰弱も見られますけれども、いろんな処理をすれば、まだ残せるというようなことの報告書もいただきました。そういった中で、今後樹勢回復をするための処置費の見積もりをしてもらったところ、186万程度かかるというようなことで見積もりをいただいたところでございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 2点の御質問に対して、お答えをしたいと思います。

84、85ページの旧堀氏庭園管理費の中の修繕料178万のかまどの修理でございますが、これは母屋の土間のところに、古くから使われておられましたかまどの跡があります。ここにつきまして、昨年活用委員会、地元の代表の方に集まっていただいて、どういった活用をするかという。委員会の中で、ぜひあのかまどを直して、地元でいろんなイベントをするときに活用をしたいというふうな御提案をいただきました。火をつけて、いわゆる煮炊きができるような形の状態に戻したいということで、今回こういう形を計画をさせていただいております。今後も、堀庭園の活用にあたって、いろいろなイベントごとをやるにつけても、そういったところを有効に利用しながら、宣伝効果を上げていきたいというふうにも思っているところでございます。

次の委託料の中の計画策定補助業務の委託料で、展示資料等の委託を行うということでございますが、これは旧堀氏庭園の病院、畑迫病院のほうの展示スペースにつきましての計画を策定をしたいというふうに思っております。内容につきましては、石見銀山資料室のほうに業務を委託をして、資料の解説であるとか、それから古文書の解説をしていただいたり、計画をしていただくために現地調査等をお願いをするための費用と考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 先ほど生活バスについては、現在解体ということで解体後は、また新しくあそこに今までは車庫としての機能はなかったのかと思いますけれども、そこにまた新たに車庫を建設するために解体するのか、新たにまた車庫は別の場所に建てようとしているのか、従来から車庫については検討がなされているよ

うですが、なかなか時間ばかりかかって、新たな設置というのが、我々に届いておりませんが、その辺について、これからどうするのかということも含めてお願いしたいと思います。

それと、先ほど農林課長は源流の郷については、この協議会がどういう目的であるのか詳しいことがわからんようなことを言うておられました。そういうたかだか5万とは言いながら、何となくイメージはわかるんです。これは大切な協議会かなと思って、この目的はちゃんとしないと、やっぱり少し納得がいかないような気がいたします。その辺について、もし町長のほうにも何かこのほうへ入っていただきたいという、協議会からのお願いがあったようですので、町長からでも結構でございます。よろしく願います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 森のバス車庫の解体につきましては、これは理由としては老朽化で、もう危険な状態になっているから解体するということでございます。議員御質問のこれからどうするのかというところの部分について、木部の路線につきましては、別のところに今、車庫がありまして、畑迫に行く部分で今の森のバスのところに、その町営バスが駐車しているというような形になっております。当初、道の駅等にバス車庫というところもトータル的にあそこへ建てて、それからその路線についても今、共存病院発で路線については運行を行っておりますが、道の駅発というようなところで、交流人口の増加も含めて、そういった対応をとったらという検討をしておりました。今回、タクシーの撤退というようなことを受けて、その部分のこのバスと合わせて、今後交通体系的にどうしたらいいかというところを今、検討中とございまして、なかなか議員の御質問には的確には、現在のところはまだ検討中ということしかお答えはできませんが、基本的にはやはりそういった交通体系を総合的に考えるような仕組みがとれないかというところで、バスの車庫についても発車の停留所を含めて、今後検討課題としているところでございます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 全国源流の郷協議会のほうでございますけれども、こちらについては、名称のほうからものおわかりになるように、全国の源流を持つ、そうした自治体が集まりまして、まさにこの源流の郷にふさわしい、美しい田舎を守る。それから自然環境を守っていくという、それをどういうふうにやっていくのか、さらにはその源流を守るための林業振興でございますけれども、そうした形をどういうふうにやっていくのかということも協議会に集まった自治体が情報交換をし、また必要に応じて、国のほうにこの田舎を守るためにこういう政策が大切だということを政策提言をしていくというような協議会でございます。

今回、この協議会を御紹介いただきましたのが、ちょっと時期を忘れましたが、自伐型林業の関係で町のほうでシンポジウムを開催をさせていただきました。そのときにお

越しいただいたパネラーとして、長野県の根羽村というところであり、その村長がお見えになられまして、ここはまさに源流の郷であって、そして村長自身が森林組合長というところでありまして、林業を本格的にやって成果を上げておられる町であります。その方が、津和野にお越しになって、その御縁でぜひ津和野も林業に力を入れていくということであれば、この協議会に入って一緒に情報交換をし、また国にいろんな物を申したいんじゃないかというような御説明、御紹介をいただいたということでもあります。我々もいろいろ検討いたしましたけれども、現在全国の非常に美しい川を持つ町村を中心に、正確な数字は今覚えておりませんが、二、三十ぐらいの自治体で加盟をされておったというふうに思っております。この林業関係で言いますと、例えば森林環境税の創設の協議会とかいろいろありますけれども、これらは非常に全国的にも大きな自治体がたくさん加盟されているということで、それはそれでメリットがあるかと思いますが、なかなか我々の、津和野の声というのが届きにくいということもあります。今回のこの源流の郷協議会であれば、そういうふうに同じような規模で、そして数も、そういうふうな意味では多くないというところでもありますので、裏を返せば、我々のいろんな思いがその協議会を通して、意見として反映をさせていくという、非常にどう言いましょう。意義のある会だということで、私自身は判断をさせていただいたところでもあります。今回こういうことで加えさせていただいてやっていきたいというところでもあります。早速でありますけれども、今回2年後ぐらいをめどに、国のほうに具体的な政策提言をしていこうということでありまして、これは林業にかかわらず、まさに田舎を守るためのどういう政策が必要なのかということを含めてやっていこうということでありまして、今回この5万円は年会費でありますけれども、26年度からになるのか、27年度からになるのか、まだ私も今からは入るのでまだはつきりしておりませんが、2年限定で一人協議会で人を雇用しまして、具体的なもう政策提言をつくっていこうという、そういう今動きが始まるということでもありますので、今回は入るので年会費の5万円ですけれども、2年に限り20万円拠出を各自治体からして、お金を集めて、そこから人を雇用して、具体的な国への政策提言をしていこうという計画もあるというところでありまして、そのときには補正なのか、新年度予算なのかわかりませんが、上げさせていただきたいと思っておりますが、それぐらいにほかの協議会が活動していない意味ではございませんけれども、しっかりそういうふうに活動していこうという目的でもありますので、有意義に使ってやっていきたいというところでもありますので、何とぞ御理解をいただければと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） それでは、二、三点お伺いしたいと思います。

まず39ページ、民生費、青原児童クラブの設計の件であります。前にも公表されたと思いますが、最終的に設計管理委託料は幾らになるのか。建設工事がどのぐらいになるのか、これをお聞かせいただきたい。

また、現在、青原小学校が建設中ではありますが、この工事を発注された場合、競合するようなことになるのではないかと、問題が起きてはいけませんが、それはどのようなお考えを持っておられるのか。というのは、入札の方法、これは指名競争入札にされるのか。その点はどうかでありますか。

これは建てられて、この中で説明もあったと思いますが、対象児童数が6年生までで31名でありますから、これが受け入れが問題はないのか。これについて、お尋ねをいたします。

そして、47ページ。農林水産業費、これは同僚議員も質問をいたしました。私がどうしても理解ができないわけですが、CASの購入費がなぜ工事費のほうへ入っておられるのか。これは地方自治法第170条の第2項第4号にも規定されているわけですが、工事請負費は、工事の成果を期待して支出される経費であって、当該物品を工事請負費で購入することはできないというふうにあるのですが、私の解釈が違っているのでしょうか。そこを御説明いただきたい。

また、この図面をいただいておりますが、この図面は広島の方の設計業者がされておるようでございますが、なぜ広島の方の業者がこれを書かれたのか、お尋ねをいたします。この間もCASのことについては、課長さんから随分お聞きいたしました。このCASが利用はほとんど他のよその町村ですよ。魚介類をほとんど入れて、取り扱っておられるようでありますが、岩手県の方でもこのCASをやろうというので、今盛り上がってやっておられますが、ほとんど鮮魚であります。こういったことで、農産物というのは、本当に珍しいようなケースであろうと思いますが、津和野は高津川漁協と鮎とツガニ等があるわけですが、これをしっかり根本的からもう一回協議されるべきじゃないかと思いますが、その点はどのようにお考えかお聞かせをいただきたい。

それから55ページの商工振興費、これも同僚議員からありますが、この排煙措置や中をやられるわけでございますが、この発注はどのような形にされるのか、入札にされるのか。どうかでありますか。それで、きょうの新聞にも出ておりますが、オープンは今頃というふうになっておりますが、大体のめどはいつごろにされるおつもりか、オープンをです。

それから、もう1点。85ページの教育費、旧堀庭園の管理費でございますが、これも先ほど同僚議員が申しましたが、かまどの構造について、今回178万円ですか。つけてありますが、御答弁では地元の人が、このかまどを修繕して使用したい。このようなお考えであります。かまどを使って使用するという事は、そのところで、今度は飲食をするというふうになると思いますが、それはどういうふうなお考えでありますか。ただ、あそこで、かまどで物を炊いて、そのままよそへ持って出てということはないと思いますが、そうすると座敷の中を利用して、飲食ができるんじゃないかというふうになるのですが、そのところはどのようにお考えでありますか。もしくは、部屋の貸し出しでも希望があればされるのか。そこを御聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 39ページの青原の児童クラブの設計の関係、工事の関係でございます。最初に、設計の関係でございますが、設計に関しましては新年度、当初予算に計上しておりました予算内で請負実施しております。金額につきましては、198万7,200円の請負となっております。

それから、工事費でございますが、今回補正の962万3,000円を追加計上しまして、予定とすれば2,120万1,000円ほど予算をとっております。

それから、31名分、大きさでございますが、基本的にはニーズ調査等これまでやってきておまして、予想される人数、高学年も含めて、このぐらいで十分ではないかという予想は持っておりますが、基本的には全員の方が申し込まれるとは限りませんので、何とかやって受け入れられるのではないかと思います。昨日の一般質問の中でもなかなかの全町的にも受け入れられない方がおられた場合の対応策として、ファミリーサポートセンター等の施設等も検討しながら対応していきたいと考えております。

それから、工事の発注の関係でございますが、これにつきましては、指名審査会のほうをまだかけており……、実施設計もまだでき上がっておりませんので、指名審査会のほうで決定するということになりますので、今としては、私のほうからちょっと御説明は申し上げられません。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 46ページ、農業振興費でございますが、先ほどの説明もさせていただきましたが、例えばこの図面上にあります保管用冷凍庫、これを発注するのであれば、当然工事請負費でやらざるを得ないということは御理解いただけると思います。同じように、CAS冷凍庫も、同じように冷凍機器ではございますが、固定された機器となります。金額的には変わってきますが、そういったことを想定しますと、どうしても工事の中で発注しないと、そのCAS冷凍庫も設置されないということになりますので、工事請負の中で発注せざるを得ないというふうに考えております。

それから、この図面を書いていたのは、広島に会社があります設計者でございますが、この方はCASをつくっておりますアビー社とつながりがありまして、こういった設計依頼を受けたときには、この会社で設計をするというふうなことで、紹介をいただいたものでありまして、この近くであれば、この設計者ということで、アビー社のほうから紹介をいただいております。

それから、よそでは魚介類が主だということですが、魚介類というのは、鮮度を保持するのが大変難しゅうございまして、ほとんどが冷凍されると、そういったところに普通に冷凍するのではなくて、こういった細胞が壊れない冷凍技術を持って保存しておけば、付加価値が高まって販売できるというものであります。もちろん高津川の鮎、それからカニにつきましても同じようなことが言えますし、イノシシ、それから牛

肉というような特産もございますが、そういったものに関しましても効果がある。それから、ワサビにつきましても、現状のワサビ漬けの製造工程の中で、普通冷凍を行っておりまして、その結果、歯ごたえがなくなってしまう現象があります。そういったことをなくして、本当にシャキシャキ感があるもので、製品としてつukれないかというのを今、加工場のほうとも検討しておりまして、この前の全員協議会でも説明させていただきましたが、アビー社のほうを訪れて、いろいろ勉強して帰りたいということで、今月行ってこられるということも聞いておりますので、そういったものを扱っても効果があるというふうに、私は期待をしております、あとご飯の加工品等にも今後、期待を持っておりますので、そういった6次産業化の中で生かせる一つのツールであると思っております。

○議長（沖田 守君） 参事。

○参事（大庭 郁夫君） 商工振興費の関係でございすけれども、今回、今日の新聞にも出ておりましたように、後の経過となりました。大変申しわけなく思っておりますけれども、この予算計上した後でございすけれども、これに対する工事については、その後また精査をしております。そういった中で情報としてかなりもう少し、簡単にと言いますか、この前議員さんが言われたような屋根から排煙する形でなく、別の方法も模索しておりました。そういった中で、金額的には100万未満になるというようなことにもなりつつあります。そういったこともございすので、それからオープンがかなり遅れているというようなこともございすので、設計に基づいて、見積もり入札のような形で、できればこの構造自体を熟知されている施工された方の見積もりを徴して、予定価格を当然つくって、そういった中で早い機会に工事発注、100万円未満になりますので、そういった場合は、そういった見積もり入札をした中で、随契というような形で、できれば早期に着工したい。早期着工して早くオープンにこぎつけたいというふうには考えて今のところいます。

それから、オープンにつきましては、そういったことで、できればことしの秋、行楽シーズンに少しでも使っていただきたいというようなことで、何とか今からですと、1カ月程度で何とかなればと思っておりますので、10月の下旬、11月にならない頃には、何とかオープンに向けていきたいというような、これは実際運営されるほうとも、今から協議をしていかないといけませんから、それから保健所のほうの許可、これも一週間から二週間で下りるというふうに聞いておりますので、そのことも含め、できるだけ早くということしか申し上げられませんが、10月中に、下旬までに何とかというふうな気はしております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 堀氏庭園の活用のほうというか、今後の方針でございすけれども、今は御存じのように、建物を見せて、それを景観等を含めて楽しんでいただくという活用の仕方のみを行っております。ですが、今から今後の方向としては、

いろんなことに対応できるように考えていかななくてはいけないということを考えておりますし、文化庁のほうもせっかくの文化財を有効的に観光等にも結びつけていくという国全体の方針もございます。そういった意味で、町もせっかくああった町の宝があるわけでございますので、観光等にもいろんな形で結びつけていきたいという。その一つの方法として、文化財を毀損するほどの想定ができるような飲食は、やはり避けなければいけないと思っておりますが、一定のいわゆる主食ができるようなことは認めていかななくてはいけないかなというような方向性でおります。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 1点だけお伺いをいたします。

47ページの先ほどから出ておりますが、農業振興費の関係で、収入の部分なんですが、国庫支出金ということで、説明ではがんばる地域交付金というのを充てるのだという説明があったと思いますが、歳入のほうの説明で国の平成25年度補正予算に伴い、配分される地域活性化・効果実感臨時交付金、いわゆるこれが、がんばる地域交付金だと思いますが、この配分されるということでございますので、これは毎年度こういった配分がある交付金であるのか、ちょっとこの辺の交付金の内容といたしますか、どういう交付金か、少し説明をしていただいたらと思っております。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） がんばる地域交付金の概要でございます。がんばる地域交付金につきましては、国におきまして、平成25年度の補正予算に伴いましてつくられたものでございまして、国のほうは平成25年度の年度末に近いところでの補正でございましたので、国のほうで繰り越しをいたしまして、市町村のほうには平成26年度に配分を受けたというものでございます。したがって、国のほうでは繰り越しをしておりますので、既に町のほうに配分を受けた段階では、27年度に向けての事業繰り越しはできない。しても自己繰り越しという格好になりますので、26年度中に事業が終了可能な町単独事業等に財源を充てるというものでございます。がんばる交付金につきましては、今年度このCASの部分と、今回補正で上げさせていただきました町道改良に関する部分につきまして充当しております。

それから、もう1本、いわゆる元気交付金というものがございまして、これは平成24年度の国の補正予算に伴いまして、平成25年度に本町のほうに財源としてまいったものでございます。本町におきましては、昨年の大規模災害等の発生もございまして、本来ですと平成25年度のところで多くの事業に充当するべきところではございましたが、災害等も起こりましたので、昨年のところでは4,000万程度の事業に充当いたしました。残る1億4,000万程度につきましては、基金、元気交付金基金のほうに積み立てをいたしまして、今年度の一般単独事業のほうに充当しているところでございます。

主な事業につきましては、当初予算のところでは充当を既にしてしておりますが、今回も蚕の人口飼料育センターの改修工事等に新規で充当しているところでございます。今後も充当残がまだございますので、先ほどからございますタクシー事業関係に今後充当を予定しているところであります。

それから、今後のこういった交付金関係でございますが、まだ政府のほうの補正予算の概要等が見えてまいりませんが、何らかのものはあるのではないかというふうな、希望を含めて感触はもっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの補正予算につきましては、CASは大きな金額、交付金と言えども、1億3,000万ほどの事業で、かなりこれは大きな事業で、また今後の維持費を考えましても、大変町としても重要なことになると思うわけです。先日もワサビ生産組合の組合長とも話しながら、やはりこの事業に対する期待というものは大変大きなものであります。しかしながら、当然失敗のリスクもあるわけで、CAS冷凍するものの確保と、そして販路の確保ということは、これは非常に重要な課題となってきます。このことについて十分な策を講じながら進めていっていただきたいと思っております。やはり何もやらないというのは、衰退していく。そのなかで可能性を持って前に進んでいくというのは非常に大事だと思っておりますので、このこととまた、日原蚕の人口飼料育研究センターの改修工事費についてであります。これもやはりこの山間地の産業の乏しい中で非常に先日も総務経済常任委員会の所管事務調査で聞き取り調査をしたことでありますけれども、当然もくろみどおりに全てがいくというふうには考えませんが、この山間地の中で、産業がない中でこの厳しい中で一つの私は巧妙として考えているわけであり、ぜひ町としても推進していただきたいと思うことであります。

また、まちなか再生関連施設についてでございます。これは、やはりわざわざつくったものを壊して改修するという。やはり先日のつわの暮らし推進住宅もそうでありますけれども、もう少しきちんこの事業というものを十分に検討しながら、関係機関、例えば保健所等との設計段階での確認等をしながら進めていく。そういうことはさきの感染症外来についても言えるのではないかと思います。町行政ももう少し緊張感を持って、この事業はこれで全てをやるんだという。そういう気持ちで当初予算なり、補正予算な

りを出していただいて、これが足りなかったとか、これがやっぱり必要だったとか、そういうことが今後ないように、申し添えまして賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） この案件につきまして、賛成の立場で討論いたします。

本予算は、5億5,000万の追加をされまして、総額100億にもものぼる予算であります。特に災害復旧費の過年度農地農業用の施設災害復旧費、また災害により全壊した木尾谷集会所の建設事業費、また土木費の町道舗装、排水路改修工事、木部小学校の耐震補強改修工事や、また先ほどもいたしました、青原の児童クラブの建設等は、決してこの工事が遅れてはならない事業である。このように思っているわけでありまして。

また、地域提案型助成事業も、この補助金も本年度が最後であるわけでありまして、特に気になることは、この商工費の町家ステイの防災工事、また農林水産業費の地域食材記憶施設の整備工事、この予算計上には、いささか疑義を感じているわけでありまして、本予算を大所高所から見まして、反対することは町民生活を撤退させることになり、大変苦渋の選択であるわけでありまして、ここで私は賛成はいたしますが、予算執行される場合、再度検討されますことを強く要望し、本案件に対しまして、賛成の討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 賛成者の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第122号を採決します。ただいまの出席議員は12名になりました。

これより議案第122号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第122号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、後ろの時計で11時まで休憩といたします。

午前10時46分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を開催します。

税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 先ほどの小型特殊自動車の台数についての回答でございます。

4月1日現在、245台、その内訳としまして、農耕用が191台、その他の小型特殊自動車が54台でございます。

以上です。

日程第21. 議案第123号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第123号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 説明の中で県広域化によるためにということが入っていたと思うんですが、県広域化に備えるために国民健康保険税を上げてということになるのでしょうか、この補正は。

○議長（沖田 守君） 寺戸君、補正予算の何ページのどこでありますか。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 補正予算の7ページのところの説明で圏広域化によるというお言葉をお聞きしたような気がするんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議員御質問の関係でありましたの、私のほうで説明した内容は、圏広域化に向けた御説明をしましたのは11ページの委託料の電算保守管理委託料の32万4,000円のときに圏広域化に向けた処理ということで御説明させていただいております。これまでも国の方針的に29年ぐらいには広域化を目指すということで県一本化の方向で進めております。今の段階で1年延びて30年というような報告もありますけども、それに向けて県のほうで各市町村の持つておるデータ資料的なものを集約し、準備のために必要ということでシステムのほうのデータを対応したいということで、業者のほうに管理委託料として32万4,000円ほど上げておるものでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 現在でも国民健康保険に入られている方は、保険税を払うのが大変だというお声をたくさんいただいています。特に年金受給者の方が多いので、年金が下がっている中で上げられることによる補正は反対したいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 賛成者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第123号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。

したがって、議案第123号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第124号

○議長（沖田 守君） 日程第22、議案第124号平成26年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第124号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第124号平成26年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第125号

○議長（沖田 守君） 日程第23、議案第125号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 10ページ、11ページの備品購入費の中で、トランシーバー2台、チェーンソー1台という御説明だったんですが、このチェーンソーを使うということは、これはそれだけのところがあるというのはわかるんですけども、これをいわゆる簡易水道事業の職員の方がやるという解釈だと思うんですが、こういったチェーンソーを使用するようなことであれば、いわゆる委託されるですとか専門業者にやらせたほうが安全ではないのかなというふうに思うんですけども、このチェーンソーを購入してどのようなことをするのか、お尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） 実は、水道施設というのは、水源地とか配水池というのは山の奥のほうにございまして、トラブル等が発生した場合に、職員がその山道をとおってから山奥の水源地のほうに向かう途中に倒木等があった場合にその木の処理に当たるものでございます。以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 同じく10ページ、11ページのところで、工事請負費のところで、名賀川の水道管移設っていうような説明だったと思うんですが、災害以後、名賀地区の方々に冬季に水道が凍結することで今年の冬もたびたび凍結して大変だったとかいうような話を聞いておるんですけども、それにも関係する事業なんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） 今回の補正予算でございますけれど、これは前回説明が不十分だったと思いますけれども、場所的には白井木尾谷の自治会館がございまして、その前の県道萩津和野線と名賀川が並行して走っておりますけれども、その河川改修に伴いまして県道のかさ上げが行われます。このかさ上げが高いところで約1.5メートルほど高くなりますので、その関係で既設の水道管が深く埋もってしまいますので、その既設の配水管を同様に1.5メートルほどかさ上げをする工事でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第125号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第125号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第126号

○議長（沖田 守君） 日程第24、議案第126号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第126号を採決します。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第126号平成26年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第139号

○議長（沖田 守君） 日程第25、議案第139号平成26年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設備工事請負契約の締結についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 本会議に追加で提案をいたします案件は契約案件1件でございます。慎重審議の上、可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第139号でございますが、平成26年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設備工事請負契約の締結についてでございます。

詳しくは、担当課長より御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） それでは、議案第139号につきまして御説明いたします。

契約の目的、平成26年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設備工事、契約の方法、一般競争入札、契約の金額、6,048万円、契約の相手方、住所、益田市中島町イ382番地、氏名、株式会社内村電機工務店益田営業所取締役益田営業所長田中秀伸。

次のページ以降に資料といたしまして、仮契約書の写し、そして計画平面図、そして電気設備計画図をつけております。

工事内容につきましては、資料2の計画平面図のほうで御説明をいたします。

津和野簡易水道整備事業といたしまして、今年度までの3カ年間で浄水場の整備をしておりますが、その最終年度の今年度に遠隔監視設備を整備する工事でございます。主な工事といたしまして、平面図の右側の平成24年度施行の鷺原の瀬戸浄水場と25年度施行の笹山浄水場の第1、第3配水池の紫外線処理施設の運転状況、水道施設の水位と排水量、また濁度、残留塩素濃度等のデータを役場庁舎のパソコンで監視できるようにテレメーター等の遠隔監視設備を整備するものでございます。

なお、次のページの資料の3のほうに、電気設備計画図の赤色で示してある機器とかあるいは配線等が新規に設置される電気設備でございます。黒色で示してある箇所は既設の構造物でございます。

資料2の計画平面図のほうに戻りまして、左側の長野ポンプ所は既設の施設でございますけれども、役場から遠距離でございますので配水池の水位とかあるいは送水ポンプの運転状況等を監視できるようにテレメーター盤等の遠隔監視設備を新設いたします。

また、その他の既設の設備でございますけれども、図面の中ほどの部栄の下高野第1配水池に水位計を新設、そして内美の上高野第1と第2ポンプ所は自動復帰型のブレーカー盤に取りかえを行う工事でございます。

なお、入札結果でございますが、9月10日に入札を行いました。入札参加資格者は島根県内に営業所を有する電気工事業者としておりまして、6社が応札をしております。最低制限価格は税抜きで5,214万5,100円を設定しております。入札率は96.65%でございました。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより、討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第139号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。

したがって、議案第139号平成26年度津和野簡易水道整備事業遠隔監視設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回、本会議は9月30日であります。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時18分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 26 年 第 7 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 26 年 9 月 30 日 (火曜日)

議事日程 (第 5 号)

平成 26 年 9 月 30 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 127 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 町長提出第 128 号議案 平成 25 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 町長提出第 129 号議案 平成 25 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 町長提出第 130 号議案 平成 25 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 町長提出第 131 号議案 平成 25 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 町長提出第 132 号議案 平成 25 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 町長提出第 133 号議案 平成 25 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 町長提出第 134 号議案 平成 25 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 町長提出第 135 号議案 平成 25 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 136 号議案 平成 25 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 137 号議案 平成 25 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 138 号議案 平成 25 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 請願第 5 号 集団自衛権行使を容認する憲法解釈の変更の取り消しを求める意見書の提出に関する請願について
- 日程第 15 発議第 3 号 手話言語法制定を求める意見書 (案) の提出について
- 日程第 16 発議第 4 号 米需給調整対策等に関する意見書 (案) の提出について
- 日程第 17 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

- 日程第 18 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
日程第 19 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
日程第 20 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 町長提出第 127 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の
認定について
日程第 3 町長提出第 128 号議案 平成 25 年度津和野町国民健康保険特別会計歳
入歳出決算の認定について
日程第 4 町長提出第 129 号議案 平成 25 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳
出決算の認定について
日程第 5 町長提出第 130 号議案 平成 25 年度津和野町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について
日程第 6 町長提出第 131 号議案 平成 25 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
日程第 7 町長提出第 132 号議案 平成 25 年度津和野町下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
日程第 8 町長提出第 133 号議案 平成 25 年度津和野町農業集落排水事業特別会
計歳入歳出決算の認定について
日程第 9 町長提出第 134 号議案 平成 25 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳
出決算の認定について
日程第 10 町長提出第 135 号議案 平成 25 年度津和野町電気通信事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
日程第 11 町長提出第 136 号議案 平成 25 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出
決算の認定について
日程第 12 町長提出第 137 号議案 平成 25 年度津和野町介護老人保健施設事業特
別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 13 町長提出第 138 号議案 平成 25 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決
算の認定について
日程第 14 請願第 5 号 集団自衛権行使を容認する憲法解釈の変更の取り消しを求
める意見書の提出に関する請願について
日程第 15 発議第 3 号 手話言語法制定を求める意見書（案）の提出について
日程第 16 発議第 4 号 米需給調整対策等に関する意見書（案）の提出について
日程第 17 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

- 日程第 18 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
日程第 19 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
日程第 20 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（11名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 後山 幸次君 | 2 番 川田 剛君 |
| 3 番 米澤 宥文君 | 4 番 岡田 克也君 |
| 5 番 草田 吉丸君 | 6 番 丁 泰仁君 |
| 8 番 御手洗 剛君 | 9 番 三浦 英治君 |
| 10 番 京村まゆみ君 | 11 番 板垣 敬司君 |
| 12 番 沖田 守君 | |

欠席議員（1名）

- 7 番 寺戸 昌子君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------|--------|--------|--------|
| 町長 | 下森 博之君 | 副町長 | 島田 賢司君 |
| 教育長 | 本田 史子君 | 参事 | 大庭 郁夫君 |
| 総務財政課長 | 福田 浩文君 | 税務住民課長 | 楠 勇雄君 |
| つわの暮らし推進課長 | | | 内藤 雅義君 |
| 農林課長 | 久保 睦夫君 | 環境生活課長 | 竹内 誠君 |
| 健康福祉課長 | 齋藤 等君 | 医療対策課長 | 下森 定君 |
| 建設課長 | 田村津与志君 | 教育次長 | 世良 清美君 |
| 会計管理者 | 山本 典伸君 | | |

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただき、ありがとうございます。

ただいまより、平成26年第7回定例会、5日目の会議を始めます。

寺戸昌子議員より、欠席の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、後山幸次君、2番、川田剛君を指名します。

日程第2. 議案第127号

日程第3. 議案第128号

日程第4. 議案第129号

日程第5. 議案第130号

日程第6. 議案第131号

日程第7. 議案第132号

日程第8. 議案第133号

日程第9. 議案第134号

日程第10. 議案第135号

日程第11. 議案第136号

日程第12. 議案第137号

日程第13. 議案第138号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第127号平成25年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第13、議案第138号平成25年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上12案件につきまして、決算審査特別委員長の報告を求めます。4番、岡田克也君。

○決算審査特別委員長（岡田 克也君） それでは、決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成26年第7回（9月）定例会において、本委員会に付託された平成25年度津和野町一般会計、特別会計及び病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおりと決したので、会議規則第77条の規定により報告します。

審査年月日、平成26年9月12日、22日、24日、25日、26日の5日間であります。

審査の結果及び概要・意見について申し上げます。

議案第127号平成25年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度の歳入総額は87億8,923万2,907円、歳出総額は86億4,607万6,258円で、差し引き収支は1億4,315万6,649円の黒字決算である。

平成25年度基金残高は、一般会計基金39億4,473万9,000円、前年比5億6,503万8,000円の増であります。特別会計4億4,558万1,000円、前年比1,232万8,000円の増。土地開発基金3,263万9,000円、前年比1万円増で、総額は44億2,295万9,000円、前年比5億7,737万6,000円増である。

一方、地方債残高は、総額116億4,280万7,000円、前年比2億8,581万3,000円の増であり、町民1人当たりになると143万8,000円である。実質公債費率は13.2%で、前年度より1.9%減で改善している。

町税については、滞納総額6,097万7,000円、前年比1,954万4,000円の減で、大幅に減少している。不納欠損総額は199万1,000円である。このことは、堅実な滞納徴収の執行と、職員の県との併任制度によると思われます。昨年の豪雨災害による影響など、厳しい町内の経済状況であることから、温かみのある話し合いを行いながらも、税の公平性の観点から、今後もこれまで取り組まれたような強い徴収姿勢で臨むべきである。

使用料等は、住宅使用料の滞納額は823万7,000円、前年比94万4,000円の増であり、保育料の滞納額は160万5,000円で、総額984万2,000円となっており、136万円の増となっている。滞納額が前年度より大幅に増加している。住宅使用料については、連帯保証人に対しても滞納徴収を行うべきである。保育料については、話し合いによる児童手当からの差し引き等も考慮すべきである。厳しい経済環境の中で納金されている方もあり、自主財源に乏しい当町にとって、公平性の観点からも滞納徴収に努め、自主財源の確保に努められたい。

昨年度のふるさと納税は798万6,000円であり、一昨年度と比較して347万1,000円の増であり、平成20年から25年度までの累計が2,310万4,000円となっている。自主財源の乏しい当町にとって、ふるさと納税の収入も貴重な財源となり得るものであり、より魅力的なふるさと納税システムを構築すべきである。

職員の時間外勤務は16,468時間で、24年度より6,253時間増加している。昨年の豪雨災害の復旧事務により、建設課職員などは膨大な時間外勤務となっており、心身ともに適切なケアを心がけるべきである。

なお、経験年数や個人の事務処理能力の差により、時間外勤務に大きな差が出ている。適切な人員配置とともに、担当業務の適切な配分や課内の連携を強化して、労務管理、人事管理の徹底を図るべきである。

豪雨災害の復旧事務などの繁忙もあり同情すべき点はあるが、平成25年度に支出されるべきものが年度内に処理がされずに、次年度の補正予算で支出されたことは、予算の適正な管理が行われていないからである。

また、大きな不用額については、3月の補正予算で減額補正の処理を行うべきである。管理職においては、事業の進捗状況の掌握と予算管理を徹底されたい。

豪雨災害の影響もあり、文化施設の入館者数が大幅に減少している。自主財源の乏しい当町にとって入館料収入も貴重な財源であり、商工観光課や観光協会などと協力しながら、入館者の増加対策を講じるべきである。入館者増のための観光客増加対策として、島根県との密なる連携、また来年の大河ドラマ「花燃ゆ」のロケ地が萩であることから、萩市や山口市との連携を行いながら、対策を講じていくべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

続いて、議案第128号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度歳入総額は11億976万2,860円、歳出総額は10億9,830万9,813円で、差し引き収支は1,145万3,047円の黒字決算である。

国民健康保険税の滞納額は2,596万9,000円で、昨年より627万円減少しており、滞納徴収の努力が見られる。しかしながら、依然として大きな額であり、税の公平性の観点から、継続して滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

続きまして、議案第129号平成25年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度の歳入総額は13億9,806万6,063円、歳出総額は13億7,818万1,841円で、差し引き収支は1,988万4,222円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第130号平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度の歳入総額は3億791万1,023円、歳出総額は3億683万6,357円で、差し引き収支は107万4,666円の黒字決算である。

本案件は全員賛成で認定すべきであると決した。

続いて、議案第131号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度の歳入総額は5億2,064万3,830円、歳出総額は5億1,841万4,259円で、差し引き収支は222万9,571円の黒字決算である。水道料金等の滞納額は1,029万4,000円で、前年度比105万6,000円の増となっている。滞納処理は、税の収納対策と連携を密にして対処すべきである。

以上、意見を付し、本案件は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第132号平成25年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度の歳入総額は4億208万5,959円、歳出総額は3億9,986万6,567円で、差し引き収支は221万9,392円の黒字決算である。下水道料金・受益者負担分の未納額が189万3,000円で前年度よりも18万1,000円の増と

なっており、さらなる滞納徴収努力が必要である。年度末現在の加入率は、津和野処理区48.5%、日原処理区83.4%である。加入率を上げるよう今後も努力が必要である。

以上、意見を付し、本案件は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第133号平成25年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度の歳入総額は566万3,154円、歳出総額は550万2,749円で、差し引き収支は16万405円の黒字決算である。

本案件は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第134号平成25年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度の歳入総額は1,148万9,585円、歳出総額は1,148万9,585円の同額である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第135号平成25年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度の歳入総額は1億8,714万8,071円、歳出総額は1億8,581万2,098円で、差し引き収支は133万5,973円の黒字決算である。使用料の滞納額は62万3,000円で、前年度より15万8,000円の減となっているが、効果的な収納対策を強化すべきである。

以上、意見を付し、本案件は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第136号平成25年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度の歳入総額は9,753万3,971円、歳出総額は9,436万4,346円、差し引き収支は316万9,625円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第137号津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度の歳入総額は4億6,222万8,062円、歳出総額4億5,379万4,430円で、差し引き収支は843万3,632円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第138号平成25年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度の収益的事業収入は7億4,569万9,020円、収益的事業支出は7億4,304万6,206円で、差し引き収支は265万2,814円の黒字決算である。資本的収入は6,423万2,108円、資本的支出は9,005万6,717円で、差し引き収支は2,582万4,609円の不足が生じたので、損益勘定留保資金から補填した。

本案件は全員賛成で認定すべきであると決した。

以上、報告いたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑は一般会計、特別会計、病院事業会計に分けて行います。

最初に、一般会計に対する質疑を行います。ありませんか。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、特別会計について、一括して質疑をお願いいたします。

ありませんか。——ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、病院事業会計について質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありません。ないようでありますので、以上で決算審査特別委員長に対する質疑を終結します。

続きまして、討論、採決に入ります。

議案第127号平成25年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第127号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第128号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ほかに討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第128号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第129号平成25年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第129号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第130号平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第130号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第131号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第131号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第132号平成25年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第132号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第133号平成25年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第133号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第134号平成25年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第134号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第135号平成25年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第135号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第136号平成25年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第136号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第137号平成25年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第137号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第138号平成25年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第138号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第14. 請願第5号

○議長（沖田 守君） 日程第14、請願第5号集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更の取り消しを求める意見書の提出に関する請願についてを議題といたします。本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

本請願については、紹介議員欠席のため、説明、質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更の取り消しを求める意見書については、さきの6月議会で、津和野町議会としては、集団的自衛権については十分な国民的議論が行われないまま決定されたことに深い懸念の意思表示をいたしました。

しかしながら、毎回議会ごとに出すということは、町と国との関係を著しく損なうおそれもあり、町としての姿勢もあらわしておりますので、今回は私は反対といたします。以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 6月議会で、津和野町議会として国へ集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更について反対するという意見書を提出いたしました。しかし、7月1日に残念ながら閣議決定されてしまいました。

私は、憲法の原点は武力による紛争抑止ではなく、徹底した平和主義であると考えております。いち内閣による閣議決定に対して、抗議の意味も含めてこの請願に賛成いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第5号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立少数であります。よって、請願第5号集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更の取り消しを求める意見書の提出に関する請願については、不採択と決定しました。

日程第15. 発議第3号

○議長（沖田 守君） 日程第15、発議第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。本案件について趣旨説明を求めます。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） お手元に配付しております資料に基づきまして提案をしたいと思います。

手話言語法制定を求める意見書案の提出についてでございます。裏面をごらんいただきたいと思っております。

手話とは日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別をされてきた長い歴史がある。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供たちが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要であると考え、よって、下記事項を強く求める。

記。「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思います。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結します。

これより発議第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発議第3号手話言語法制定を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

各関係機関に津和野町議会の意見書として提出いたします。

日程第16. 発議第4号

○議長（沖田 守君） 日程第16、発議第4号米需給調整対策等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件について、趣旨説明を求めます。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） それでは、米需給調整対策等に関する意見書案の提出について御説明を申し上げます。裏面でございます。

農林水産省が公表した25年産米の6月の相対取引価格は、政府の需要見通しを上回る米消費の減少や大量持ち越しに伴う契約、販売進捗の大幅なおくれなどから1万4,328円60キロ当たりでございます。前年の24年産においては、60キロ当たり1万6,293円でございますのが大幅に下落している。また、現時点のJAグループ推計では、26年産米の持ち越し数量を含めれば30万トン程度の過剰数量となることが懸念される。

この26年産米の厳しい販売環境を踏まえ、26年産米概算金は、全国平均で前年比60キロ当たり3,000円の引き下げとなっており、島根県においてもコシヒカリ一等米で前年比60キロ当たり3,200円の引き下げとなった。加えて、長雨や日照不足による作況への影響が懸念され、二重の収入減に陥ることが予測される。

このことは、中山間地域である津和野町では、土地利用型農業を中心とする地域貢献型の農事組合法人、集落営農組織が多く設立されており、農業経営に行き詰まれば遊休農地、耕作放棄地の増加、集落の崩壊を招く可能性を多分に秘めている。

このような状況となれば、水田の多面的機能を維持、発揮することができず、わが国特有の美しい田園風景も失われてしまうことになり、今日まで営々と先祖代々耕作してきた貴重な農地が消滅することにもなりかねない。

これらの状況を放置すれば、26年産米の価格下落と数年にわたる米価安が定着する一方、生産資材高騰や消費税増負担による生産者の所得減少、集落内人口の減少による集落の崩壊など、農家の将来的な営農不安や制度への不信は募るばかりである。

よって、農家が安心して米作に励むことができる対策として、下記の事項を要望する。

記。1……大変申しわけありません、この「儒」が違います。需給・価格安定対策では、過剰米を主食用米市場から隔離すること。2、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や、特例措置の交付時期の前倒しと認定農業者や集落営農組織の育成が困難な条件不利地域での特例措置を延長すること。——若干説明をいたしますが、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）というのは、担い手に対する抛出を伴うもので、その交付金が支給される仕組みであります。また、特例措置につきましては、今年限りの対策として農水省が出された抛出なしの小さな農家に対応するような影響緩和対策として出されたものであります——3、国を挙げて、国産米の消費拡大運動を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 大変不勉強で申しわけないんですが、1番の過剰米を主食用米市場から隔離する場合、過剰米はどここのほうに流れていくのか教えてもらえますか。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 御質問ございました。

いろいろと過剰米の処理対策は、これまでも行われてきております。加工用米といたしますか、いろんな菓子類に利用したりする方法なり、飼料等に利用する場合もございます。特に、全農の発表でございますが、今年産の大幅な過剰生産によりまして、全農が60万トンの飼料用米を買い入れる等の対策も講じられるように、耕畜連携の中で畜産に関する飼料として主食米をそのほうに回すとか、そういった対策で主食用米そのものを少なくすると、需給バランスがとれる形に持っていこうというふうな対策でございます。よろしゅうございましょうか。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） このたびの意見書であります。今年産米の価格が非常に下落しており、このままでは農家の大幅な収入減につながり、そのことは離農や、そして耕作放棄地の増加など、美しい津和野町の風景も失われ、そしてここに暮らす人々の生活がより圧迫する状況となると考えられます。このたびの需給米調整対策等に関する意見書を国に提出し、農家に対する対策が講じられるよう賛成討論いたします。

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより発議第4号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、発議第4号米需給調整対策等に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

各関係機関に津和野町議会の意見書として提出いたします。

日程第 17. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第 17、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。総務経済常任委員長の報告を求めます。4番、岡田克也君。

○総務経済委員長（岡田 克也君） それでは、平成26年第4回（6月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

調査事件、津和野町の産業振興について。

調査目的、津和野町の産業振興について、にちはら総合研究所並びに津和野町商工会、津和野町観光協会の現状を調査し、議会活動に資するため。

3、調査方法。聞き取りによる机上調査。

審査日。1、にちはら総合研究所における冬虫夏草等の事業についての聞き取り調査。

平成26年7月28日月曜日午後1時30分より。場所、にちはら総合研究所。出席者、にちはら総合研究所佐伯代表取締役、勝間さん、農林課久保課長、阿部主任主事、商工観光課大庭課長、藤山課長補佐、総務経済常任委員6名。

引き続き、津和野町商工会の聞き取り調査。

平成26年9月3日水曜日午後1時30分より、津和野町民センター会議室において、出席者、津和野町商工会椿会長、大庭事務局長、黒川、山平、朽谷指導員、商工観光課大庭課長、総務経済常任委員6名。

津和野町商工会の聞き取り調査。

平成26年9月3日水曜日午後3時30分より、津和野町民センター会議室。津和野町観光協会小林会長、斎藤事務局長、商工観光課大庭課長、総務経済常任委員6名であります。

それでは、まずにちはら総合研究所の現状について報告いたします。

津和野式冬虫夏草の現状。

主たる取引先は、主力の食品メーカーのほか（「これは観光協会じゃなかったかな」と呼ぶ声あり）医療機関、動物病院、漢方薬局、飲食店、研究機関と広範囲に展開しており、医療機関の専門性の高い市場での選好性を獲得することが健康食品市場でのブランドステータスの形成に寄与している。

これまで廃棄物として扱われていた脱皮殻を中医学薬剤師の指導のもと、蚕退衣として生薬商材化することで養蚕業に新たな収益源をもたらしている。国内商社・素材問屋との連携を強化し、営業範囲の拡大を図っている。

○議長（沖田 守君） 岡田委員長に申し上げます。ただいまの調査は商工会聞き取り調査ではなく、観光協会ではありませんか。（3）。

○議員（4番 岡田 克也君） 失礼いたしました。（3）のところが誤字であります。津和野町観光協会の聞き取り調査でございました。申しわけありません。

それでは引き続き説明をさせていただきます。

海外展開についてであります。

2013年から主に台湾・香港市場への展開に取り組んでいるが、培養された冬虫夏草と比較して3倍近い単価が障壁となっていることから、2014年からは培地培養冬虫夏草の量産化に着手し、現地大学教授などを津和野町に招聘し、市場信頼性を高揚させ、2016年の上市を目指している。

平成30年までの雇用計画。

一般社員を2名、研究職を2名採用し、社員を10名以上とする。一般社員は津和野町出身の20代、研究職は修士かつ20代、社員平均年齢を30代前半とし、人工飼料育等の事業化により冬期業務を充足させ、パートの一部を通年使用とする。

4、津和野養蚕・冬虫夏草連絡会。

平成25年11月に商工観光課・農林課・にちはら総合研究所の3者によって構成された組織であり、会長は津和野町長、事務局は商工観光課となっている。

地方自治体・大学等の研究機関・関連企業の連携により地方発の新たな産業モデルを構築する。京都工芸繊維大学の一田昌利准教授を特別技術指導員に任命し、地域おこし協力隊制度を活用し、連絡会に坂田大介研究員（京都工芸繊維大学大学院修了・資源昆虫学修士）を任命。九州大学との蚕系統による冬虫夏草菌感染の傾向差異を探る研究を指導しております。

今後の展開。

2016年に津和野式冬虫夏草の特許権の権利期間満了を迎えるが、これまでどおりに津和野式冬虫夏草の売り上げに対して5%の歳入計上を可能とする仕組みを持たせるべきという見解を定期臨時総会において代表取締役が提示した。現存する養蚕農家の大半は、群馬県を中心とした北関東・東北地方に集中しており、現在、生繭の輸送コストだけで300万円を超える輸送費用が発生しており、2018年までに冬虫夏草の培養機能を備えた北関東支社を設立予定。埼玉県大宮市あたりが有力である。

意見。

津和野式冬虫夏草は飛躍的に売り上げを伸ばしており、産業の乏しい中山間地の当町にとって、産業振興・雇用創出の一つの核となるべき要素を備えている。町内における養蚕や蚕の餌となる桑畑の造成等が必要であり、町として全面的にバックアップを行い、桑の苗の配布等を行うことによって、遊休農地の活用等も行うことができると考える。また、にちはら総合研究所と町が一体となって、津和野式冬虫夏草の増産体制と一層のブランド力向上を行い、将来的な事業の拡大や海外進出に備えるべきである。

以上、意見を付して報告いたします。

2、津和野町商工会の状況。

「津和野のれん塾」とチャレンジコンペ事業の実施。

昨年度、町内で10軒の商店が倒産や廃業となった厳しい現状から、独立行政法人中小企業基盤整備機構の創業支援事業者補助事業金の交付先に、津和野町商工会が採択された。この事業により、創業力養成のためのビジネスプランの作成などの指導を受ける「津和野のれん塾」が開講され、20名の公募に対し24名の申し込みがあった。

町内の空き家や空き店舗を活用したチャレンジコンペの募集を行っている。最優秀賞・優秀賞には、改装費や家賃補助が行われる。実際に創業があった場合には、各種の支援を行う。

2、小規模企業振興基本法案等の制定。

「小規模企業振興基本法」並びに「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」は、平成26年6月20日、第186回通常国会において成立した。需要開拓や経営継承等の小規模事業者の課題に対し、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を備えた商工会・商工会議所の支援計画を国が認定を行う。小規模事業者は、商工会・商工会議所・県商工会連合会の経営指導員から経営指導を受けていれば、株式会社日本政策金融公庫から経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることなどの優遇政策が受けられる。

3、津和野町個別商業包括的支援事業の実施。

町内事業者が新商品開発や販路開拓、産業財産権取得、デザイン開発、教育訓練等の取り組みに対して補助する制度を創設・実施した。

平成25年度実績、41件。LED省エネ化、新商品パッケージ、ホームページの新設、従業員の資格取得等であります。平成26年度実績は9件であります。教育訓練3件、LED省エネ化3件、看板の更新3件であります。補助率は2分の1から3分の2で最高30万円の補助を行う制度であります。

山口線全線運転開通イベントであります。

平成26年8月23日土曜日の山口線全線開通に際して次のような事業を実施。

津和野町商工会による津和野駅舎の清掃。津和野駅構内に津和野小・中・高と町民による寄せ書きの駅構内展示。歩行者天国によるテント村の開催など。津和野旅館組合による冷やしぜんざいの振る舞い。「津和野栗食フェア」を10月3日から5日に開催。9つの商店会によるイベントを開催するなど行われます。

婚活イベント「つわの恋@来い大作戦2014」の開催についてであります。

平成26年9月27日、28日に婚活イベントを実施されました。

参加者は男性17名、女性26名、内訳は以下のとおりであります。

参加女性はホームページで男性の簡単なプロフィールを見ることができ、カップルの成功率の向上のために、参加男性は事前に3回のセンスアップセミナーを受講をされました。

カップル成立者には事後のサポートなどが行われます。

続いて、津和野栗活用対策事業であります。

これは津和野町観光協会と共催し、津和野町の特産品である栗を生かした事業展開を行い、現在、町内に栗の加工所がなく徳島県から逆輸入しており、栗の生産から加工、販売まで津和野町内で循環することにより、地域内での資金循環システムを構築するとともに、津和野栗を地域ブランドに育て、外貨の獲得を目指すものであります。

栗フェアの開催。先進地視察。栗の新商品開発を国の補助事業の活用や津和野町への支援依頼で行う。今年度はシルバー人材センターでむき栗等にして活用をする。

続いて、プレミアム商品券「2014津和野ほかほか商品券」の実施についてであります。

消費税引き上げや原油・原材料価格の高騰、高齢化や人口減少による消費の減少に対し、町内企業の不況感の緩和、景気回復の起爆剤として経済波及効果が大きく見込まれるプレミアムつき商品券の販売発行を行う。再販は行わない。

1セット6,000円を、500円のを12枚を5,000円で販売。販売総数が16万1,520枚を予定しており、金額ベースでは8,076万円となる計算であります。販売期間は10月15日から12月19日まで。利用期間は10月15日から1月31日までを予定しております。

津和野町商工会による現状における問題・課題等の認識。

津和野・日原両地区とも空き店舗が増加しており、町としての魅力が低下してきている。また、空き店舗を活用しようにも下水道の不備や老朽化など使用に耐えられない店舗も多い。

津和野町商工会による改善・改正・創設してほしい制度について。

包括支援事業の継続とともに、創業枠として下記のとおり追加・要望がある。

U、Iターンの設置する店舗に一時金措置と空き店舗の修繕補助。

意見。

津和野町は人口減少が著しく、商工業者も厳しい経営状況であり、また空き店舗の増加は、町の魅力、活力、景観を悪化させるため対策が必要である。津和野町商工会の要望事項である包括支援事業の継続と創業者に対する一時金措置と空き店舗修繕補助は有効と考える。

また、全国のプロの菓子職人等から極めて評価の高い津和野栗を町内で一貫して生産加工販売できることは、高い町内経済波及効果が見込まれ、町としてもできるだけ支援を行うべきである。

また、6月国会で成立した小規模企業振興法及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律は、町内の小規模事業者に対する振興支援策となると考えられるので、津和野町商工会と連携して今後の活用策を講じるべきである。

以上、意見をして報告いたします。

3、津和野町観光協会の現状。

津和野の観光の現状と課題。

昨年の豪雨災害以来、大幅な観光客の減少などが続いた。8月23日の山口線の全線開通によってメディアへの露出もふえており、集客の増に努めている。

定例事業も蛍バスは前年比50%減、夜神楽も1回十四、五名と苦戦している。

津和野町東京事務所で津和野町の特産品の販路改革を行っており、少しずつ効果は出ているが、まだまだ十分に浸透していない。

町内の宿泊者は約1万7,600人で前年比110%となっているが、工事関係者の宿泊によるものが主であった。置いてあるベンチ一つも腐食しており、気づいたところから一つずつ修理していかなくてはならない現状である。

町内に空き店舗が点在し、景観上も活力を失った状態となっており、空き家対策が重要な課題であるが、努力はしているが、目に見えた効果は出ていない。空き家条例の制定が望まれる。

意見。

津和野町にとって、空き家・空き店舗対策は重要な課題であり、空き家条例の制定や空き家・空き店舗の活用対策が必要である。

津和野町商工会、津和野町観光協会と町が連携し、条例の制定や補助制度を講じるべきである。

以上、意見をして報告いたします。

○議長（沖田 守君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第18. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第18、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。文教民生常任委員長の報告を求めます。3番、米澤宥文君。

○文教民生委員長（米澤 宥文君） 平成26年第4回（6月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。

津和野町教育ビジョンの進捗状況及び現状の調査について。

2、調査の目的。

平成24年度から平成26年度の前期3カ年計画で取り組まれている学校教育、社会教育、文化振興を津和野町立小学校5校、中学校2校、津和野高等学校、津和野教育委

員会、つわの暮らし推進課によるソフト並びにハード事業の成果を検証して、今後の議会活動に資する。

3、調査月日。

このことにつきましては、全9回やっておりますけれども、文教民生常任委員会5名は、全回かも出席をしております。

第1回。

日時、平成26年6月20日午後1時から、委員会控室において、所管事務調査の日程等の協議。

第2回。

日時、平成26年7月11日午前9時から、委員会室において、やはり日程の協議をしております。

第3回。

日時、平成26年7月15日午前14時から、津和野中学校校長室で、青木校長、大庭教頭から聞き取りの調査をしております。

同日午後16時から、津和野高等学校同窓会館で、宮本校長から聞き取り調査をしております。

第4回。

日時、平成26年7月23日午後13時30分から、日原中学校校長室で、城市校長、品川教頭から聞き取り調査。

第5回。

平成26年7月24日午後13時から、左鍍小学校校長室で中田校長から聞き取りによる机上調査。

同日午後15時から、日原山村開発センター内の青原小学校校長室で藤井校長から聞き取り調査。

第6回。

平成26年7月28日9時30分から、木部小学校校長室で、松本校長、岡本教頭から聞き取り調査。

同日午後13時から、津和野小学校校長室で、沖田校長、佐々木教頭から聞き取り調査を行っております。

また、同日午後15時から、日原中学校校長室で、増野校長から聞き取り調査をしております。

第7回。

日時が平成26年8月20日午後13時から、委員会室において、つわの暮らし推進課内藤課長、清水係長から聞き取り調査を行っております。

これは津和野高校支援についてであります。

第8回。

日時、平成26年8月26日午前9時から、委員会室で、津和野町教育委員会本田教育長、世良次長から聞き取りによる机上調査をしております。

これは学校教育についてであります。

第9回。

日時、平成26年9月11日13時30分から、委員会室で、津和野町教育委員会本田教育長、世良次長から聞き取りによる机上調査をしております。

これは、社会教育と文化振興についてであります。

4としまして、前期3カ年計画の活動内容を聞き取りを報告いたします。

まず、学校教育からであります。

この表の中におきまして、二重丸は小学校、中学校全7校が実施した事項であります。報告は二重丸と一重丸とさせていただきます。これは報告したほうがよかろうと思われる項目であります。

まず最初に、確かな学力を育む取り組みとして、島根県学力調査、全国学力調査結果等の公表。

これは町全体をホームページで公表しておられます。

次に、保・小・中・高教員の連携した教育組織の立ち上げ。

これについては小・中・高の研修会、保・小は見学会をしております。

A L T（英語指導助手）の派遣であります。

ライアン・ブルックス氏、25歳、アメリカ人です。これは全小中学校に派遣されております。

副読本の作成。

津和野町の歴史、森鷗外の作成、3冊目の自然編を、現在26年度において作成中です。

家庭学習の習慣づくり。

毎日、個に応じた宿題。自主ノートチェックや学年掛ける10分間等で実施しております。

基礎テストの実施。

計算、漢字のチャレンジ大会を月一、二回、授業前10分間ほどしております。

スピーチ学習の実践。

帰りのときや感想文発表、地域行事での発表、朝の司会等しております。

朝読書の実施。

月、金、毎朝10分から30分、あとは読み語りボランティア等によるものをされております。

I C T機器の整備。

十分整備されていると聞き取っております。これについては、電子黒板、モニター、パソコン等であります。

次に、共に生きる力を育む取り組み。

級友テストの実施。

これについては、集団の中の自分の立ち位置や自信等を見るアンケート調査であります。ちょっと見せていただこうと思ったんですが、このアンケートについては個人情報や特許のアンケート方式であるということで、ほとんど見せてもらえませんでした。

SC、SW。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置。これにつきましては、希望があれば派遣するとのことでありました。

次に、特別支援教育支援員の配置。

特別教室の津和野中学校、日原中学校には配置があります。

次の豊かな心を育む取り組み。

地域の人による物づくり事業の実施。これは竹細工、かしわ餅づくり、野菜づくり等されておりまして。

地域の豊かな自然、歴史、文化に触れるための総合学習の実施。

これは森林学習とか、安野美術館等の施設めぐりを実施しておられます。

次の健やかな体を育む取り組み。

走る、歩く等の基礎運動の取り組み。毎朝ストレッチ、3分間、5分間走や全員運動部に入る等実施しておられます。

地元生産者との交流などによる地産地消体験学習。

これは、先ほどもちょっとありましたけれども、作物も一緒につくる等、これは全校でありました。5校でありました。

次の不審者、自然災害、火災対応等の訓練実施。

不審者は、どの学校も、もちろん年1回、自然災害、火災は毎学期ごと実施しております。

指導者の指導力向上等を図る研修会の実施。

各校で対応と教員全体でも実施をしています。

個の状況に応じた健康相談の実施。

養護教員または担任が把握するというので、そしてまた、健康に限らず日常的に相談を受けているとのことでありまして。

次の志を育む取り組み。

効果的な職場体験学習のプログラム作成。

これは、中学校対象で2年生または3年生が20カ所の事業所に行って体験をされておりまして。

子ども議会の設置。

これにつきましては、3学期末開催予定とのことでありました。

次の新たな学校づくりの取り組み。

小学校、中学校間の連携事業の実施。

これにつきましては、1日体験入学や教員の授業参観、学校説明会等を行っております。

次の再編計画をもとに地域住民保護者との話し合いの継続。

これは、皆様御存じのとおり、続行中であります。

地域子ども安全協力隊の設置。

これにつきましては、中学校を除く小学校5校が全部設置しております。

次の学びの協働推進事業の実施。

コーディネーターが講師の紹介、ふるさと教育等をされております。

次の新しい授業スタイルの推進。

I C Tを活用、または協調学習等をしております。

施設の耐震化対策事業。

次期は、木部小学校の予定であります。

施設の定期点検の実施。

これは業者による点検と自主点検を職員により毎月実施されております。

次の津和野高等学校についてであります。

全町的な組織、体制の早急な構築と活動。

これについては、津和野高校、津和野高校後援会、津和野町の三者で取り組んでおられます。

津和野高等学校通学費補助金。

これは2割補助をされております。

離島・中山間地域の高校魅力化活性化事業の導入につきましては、町営英語塾「HAN—KOH」を設置しておられます。

次に、調査意見としまして、教育ビジョンの具体的な取り組みの実施が、教育委員会か学校サイドかの判別が不明な項目はある。取り組みの分担を明確にされ、ビジョンのさらなる向上を図られたい。

2としまして、津和野中学校の公認陸上競技場の校庭は水はけが不良である。降雨で鹿足郡陸上大会をたびたび中止している。生徒の体力向上とスポーツ振興のためにも早期に改善をされたい。

3、日原小学校体育館横の水路は、降雨後長時間の滞水で害虫発生のおそれがあり、不衛生である。また、雨水タンクの基礎に滞水があり不衛生である。早急に改善をされたい。

4、津和野町営英語塾「HAN—KOH」。

18時30分から22時まで開塾。

これにつきましては、塾生85人の帰宅時の交通の便宜を図り、さらに多くの受講生の確保を図られたい。これは全校生徒の約半数が受講されております。

5、津和野高等学校の遠隔地通学生保護者の負担軽減と、さらに多くの生徒確保のため、通学費補助金の増額を検討されたい。

参考としまして、現在の26年度の生徒数を小中高等学校の記載してあります。

次に、社会教育であります。

推進体制づくり。

社会教育委員公民館運営審議委員による町民主体の社会教育活動のモデル的実践。これが1事業で左鑑公民館で実施と。

次のリーダー、コーディネーターの活動実践、後実践、目標がです。

これにつきましては、学びの協働、小学校区ごとにしておられます。

次の社会教育関係職員の研修の充実。

公民館職員、学校支援地域本部、家庭教育支援等5項目を挙げております。

次の子育て。

家庭教育、子供に関するネットワーク事業の実践。

各年度2事業ということで、新保育研修会、のびのびファイル交付等をされております。

次の保護者の集いの開催。

就学前及び小学校6年の保護者対象に実施をされております。そして、またPTA学校単位と全体でもされております。

次、津和野子育てアクション。

「手伝い、自立への早道、事業のモデル的展開」ということで、保育園での新教育方法の導入。

この実践につきましては、私立の幼花園の保育士が研修に参加されております。

町立の保育園については検討課題であると聞いております。

早寝早起き朝ごはん運動の推進。

これは、4小学校と1中学校で実施ということですが。

子ども応援団活動の構想立案。

学びの協働ネットワーク協議やエリア協議でされております。

また、学びの協働活動への保護者の参画促進。

これは、目標が各年度200人ありますが、前年度まで2,319人、各PTA総会で保護者に事業の通知や地域住民にされております。

次の学びと活動づくり。

子どもの遊びと活動ということで、津和野体感プログラムプロジェクト委員会の組織と実施計画策で、公民館学びの協働ネットワーク会議、これをされております。

次に、遊びを育む子ども教室の実践。

これは、つわぶきワクワク広場、左鑑木道探検隊、ゆうゆうくらぶ等をされております。

次の学校公民館コーディネーターによる学びの協働事業の推進。

200事業ですが、これは同等数を実施をされております。

次の大人の学びと活動で、津和野を語り継ぐ津和野学講座の開催。

これが10講座予定で、毎年14講座されております。

公民館サークルの育成。

25年度までフォークダンス等28グループを育成ということで。

次のリーダーコーディネーターの育成。

これにつきましては、25年学びの協働コーディネーター研修が28人であります。

次の学びの協働事業への参画。

これが、各年度目標が1,000人ありますが、平成25年度までの実績報告は2,319人あります。

次の図書活動。

親子読書活動の推進。

これにつきましては、津和野日原図書館、25年度、各4回、26年度も各4回、予定されております。

保育所、小中学校、公民館での読み聞かせ活動の実践。

これにつきましては、読み聞かせボランティアによる津和野日原図書館、25年度までに120回されております。

読書会の毎月開催。

夏・冬休み事業。

親子読書会等、津和野日原図書館で各3回されております。

次の図書館利用者の組織化と主体的活動の推進。

これは未実施であります。津和野図書館、日原図書館ともになしで、理由としましては、この呼びかけがなかなか困難であるとのことであります。

次の生涯スポーツレクリエーション健康教室。

生涯スポーツレクリエーション健康教育に対する計画策定。

これは未実施であります。理由につきましては、社会体育事業の整理段階であるということでもあります。

次の子供に興味関心を育てるための地域の人材を生かしたレクリエーション等のグループ育成。

これにつきましては、スポ少、町レクリエーション協会、ゆうゆうくらぶ、小川体育館開放事業等をされております。

次の公民館による健康づくり活動の推進。

これにつきましては、25年12館、グラウンドゴルフ4事業、健康ウォークを2事業、登山が1事業、スポーツ大会4事業、フィットネス体操を1事業、26年度も同等程度を予定されているということでもあります。

次の子供や成人のスポーツ、レクリエーション活動への指導者派遣等の支援。

これにつきましては、健康スポーツ大会、健康ふれあいまつり、若返り会、わくわく広場、ゆうゆうくらぶ、小川公民館開放事業等の5事業を予定しておられます。

次の人権同和教育の推進。

人権同和教育への意識調査の実施。

今年度は実施済みであります。

人権同和教育の啓発。

これにつきましては、住民対象に研修を9月に計画をされております。

公民館による人権同和教育の講座を開催。

これにつきましては、7公民館で実施をされております。

職場や団体における人権・同和教育の講座を開催。

これにつきましては、4講座を実施されております。

次の人権同和教育の指導者育成講座を開催。

これにつきましては、今年度は、まだ未実施ということであります。

次の学びの場づくり。

生涯学習、社会教育に関連した施設の開放に関する関係者との協議会の開催。

これにつきましては、社会教育施設無料入場。これは、安野美術館とか森鷗外記念館のことです。

次の公民館における読書環境の整備。

図書コーナーの整備、設置図書の充実等です。

これにつきましては、5公民館に貸し出し実績、これは小川、木部、畑迫、青原、左鐙です。

図書館書庫の整備。

これは未実施です。

公民館、体育館、体育施設等の整備。

これにつきましては、24年、25年で80施設の整備と、26年度には津和野体育館のシャワー3施設の整備です。

調査意見としまして、津和野町教育ビジョン前期3年計画最終年の半ばであるが、検討課題、また方向性を示す。そして、未実施等がある。

教育ビジョン前期の26年度末までは、あと6カ月であるが、具体的取り組みが予定どおり達成されるよう努力されたい。

次の文化振興です。

文化活動の促進として、講演会などの開催。

24年、25年は鷗外、安美、桑原美術館、学校の4施設で各18回実施をしております。

文化団体連絡協議会の設立。

これは23年に津和野町民族芸能保存協会を設立し、17団体が入っております。ほかにつきましては、組織化なしと。

姉妹都市、ベルリン中央区との学生交流は、この3年間実績がなし。

友好交流都市、鳥取市鹿野町、北九州市、津山市との交流事業。

これにつきましては、鹿野町と交互に引き受けと訪問で毎年されております。ことしは、たしか引き受けだったと思います。

2の文化財の保護、活用と民俗芸能の継承。

歴史的風致向上計画の策定は25年4月に策定済みです。

文化財指定事業。

24年、財間酒造、25年、重伝建保存地区、そして城下の4庭園、26年度には青野山を申請予定とのことであります。

養老館整備運営協議会の設置。

26年度中に文化財保護審議会委員会で協議を予定されております。

郷土読本の充実。

25年町歴史編、森鷗外を刊行し、26年、自然編を刊行予定であります。

県指定文化財修理事業。

多胡家表門、三渡八幡宮につきましては、23年に三渡八幡宮を修理。26年から27年で多胡家表門修理をされます。

旧畑迫病院修理事業。

24、25、26年で旧堀氏庭園畑迫病院の修理事業、実施をしております。

指定文化財など看板整備事業。

26年度中に旧堀氏庭園内の看板等を整備予定。

津和野城石垣修理事業。

平成24年から平成32年の期間で、24年に整備事業着手、計画調査。25年に用地購入、自然環境調査、道路敷地流木伐採。26年に整備事業に着手されております。

文化施設の活用。

伝統芸能、伝統行事を紹介するケーブルテレビ番組の作成。

これは未実施であります。

これにつきましては、職員個々の事務量の増加等、また、ケーブルテレビでの職員の参加というか協力は必要であります、番組制作に人手が不足であるということになります。

テーマに関連した講演会などの開催。

鷗外記念館、安野美術館、桑原美術館で開催。26年も予定されております。

出前授業の開催。

24年、25年、郷土館、民俗資料館実施。他施設は要望なく未実施であります。

各文化施設の展示内容の見直し。

これにつきましては、郷土館年表パネル作成、安野美術館、桑原美術館、年4回展示がえをしております。

郷土資料の購入。

24年、25年におきましては、郷土館、森鷗外記念館、安野美術館、桑原美術館で原画等購入をされております。

調査意見としまして、津和野町教育ビジョン前期3カ年計画最終年の半ばであるが、未実施項目で実施可能なものの実現に向けて、さらに努力をされたい。

以上であります。

○議長（沖田 守君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今、報告がありました6ページです。一番最後のページの文化振興で（2）の文化財の保護、活用と民俗芸能の継承、その上から2番目、文化財指定事業のうちの26年、青野山申請予定と、こういうふうになっておりますが、文化財指定と、この青野山申請と、どこをどういう関連があつて、また青野山のどこを申請するのでしょうか。

○文教民生委員長（米澤 宕文君） 聞き取り調査では、青野を申請予定と聞いておりますが、どこというより青野山全体ではないかと思ひますが。その県立自然公園になっていきますので。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 文教民生委員の方、9日間も調査をされて大変であつたらうと思ひますが、1点だけお聞かせをいただきたいと思ひます。

日原小学校で、この校長先生と聞き取り調査をされておるわけでございますが、日原小学校の体育館横の水路問題は、これは水がたまる、大変衛生的にも悪いというふうに調査をされておりますが、今、日原小学校には生徒76名と職員が21名おられるわけです。そうした中で、水路等以外に校舎の構造上の問題等、また学校側から、このようないろいろな問題の説明、要望があつたか、なかつたか、お聞かせをいただきたい。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○文教民生委員長（米澤 宕文君） 学校側からの説明としましては、特に水路の体育館の横の水路、これは確かにいつもいつも水がたまっております。この後、もう何日も、また私たちも見えておりますが、かなりの長時間、何日もたまっております。

そして、雨水タンクというのは屋根から落ちた水をためてトイレ等に使うという構造ですが、ここも、それがあふれていっぱいになったら、かなり長時間、何日もコケがたまったりするような状況でありました。

学校の構造につきましては、ちょっと要望がなかつたと記憶しております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結いたします。
以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第19. 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第19、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20. 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第20、文教民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

文教民生常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第21. 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（沖田 守君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、お手元に配付しました所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。
会議を閉じます。平成26年第7回津和野町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時41分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員